

豊後國山香郷の調査

資料編 1



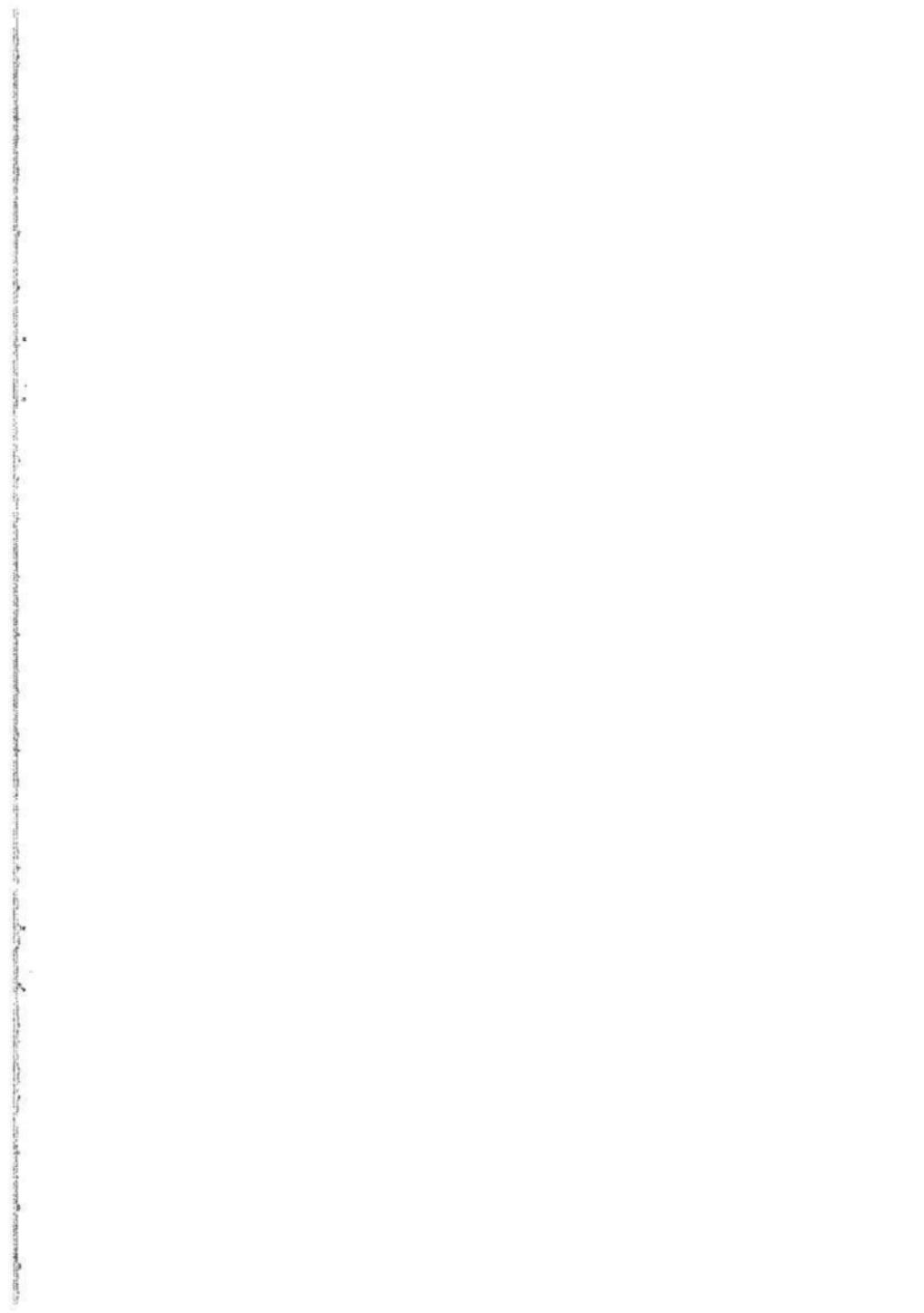
大分県立歴史博物館

2013

平成二二五年三月

豊後國山香郷の調査

資料編1



はじめに

本書は、平成二一年から大分県杵築市山香町を中心に実施しております国庫補助事業「国東半島莊園村落遺跡詳細分布調査」の報告書資料編です。本調査の対象地である大分県杵築市山香町は、宇佐神宮の神宮寺であつた弥勒寺の莊園・山香郷の故地です。

戦後六〇年あまりを経て、農業の機械化、生活様式や産業構造の変化、ムラから都市へという人口移動によつて、日本のムラは変貌を遂げました。その中で、各地のムラには歴史を物語るものとして、古文書だけではなく、地名や水利、石造物や祭礼あるいは景観など、有形無形の遺産が残されて います。本調査は、現在のムラに残された様々な歴史遺産を調査・記録し、現在から過去に遡及的にムラの歴史をたどり、その歴史的価値を明らかにするものです。

本報告書には、「山香郷域」に残る様々な歴史遺産のうち、山香郷を代表する埋蔵文化財の遺跡としての大原遺跡・大原古墳の遺物、そして山香郷のムラの概況と変遷を知ることができる記録類、ムラの姿を視覚的に知ができる絵図・写真資料などを掲載いたしました。変貌著しい我が国のムラを見つめ直す時、本調査がその契機となれば、幸いであります。最後になりましたが、これまで調査を御指導いただいた調査委員と調査員の先生方、そして調査に御協力を賜りました杵築市・杵築市教育委員会と地元の方々に厚くお礼申し上げます。

平成二五年三月

大分県立歴史博物館

館長 河野光

例　言

5　図版・資料の作成にあたっては、安倍佳子・利行権美の協力を得た。

1　本報告書は、平成二二年度から六ヶ年計画で実施している国東半島莊園村落
遺跡詳細分布調査（調査地区大分県杵築市山香町）の報告書資料編である。

2　本調査は、豊後高田市田代地区（昭和五六年度～昭和六一年度）、同市都甲
地区（昭和六二年度～平成四年度）、同市香々地区（平成五年度～一〇年
度）、國東市安岐町（平成一一年度～平成一五年度）、國東市国東町（平成一
六年度～一〇年度）に統一、第六次調査となるものである。

3　調査地区の大分県杵築市山香町は、宇佐神宮の神宮寺であった跡跡寺の莊園
の故地である。宇佐神宮と深いつながりを有する六郷山寺院のさまざまな歴
史資料にめぐまれ、莊園村落遺跡が残されている。また、速見郡日出町大字
南端も、山香郡域に属することが確認され、今回の調査対象地とした。

4　本報告書の執筆は以下のように分担し、各章の解説については、文末に執筆
者名を記した。なお、各章に収載した資料に関しては、標記等が各々異なる
ため、章ごとに凡例を示している。

- I　考古資料　　綿貫俊一
- II　近世資料　　平川　毅
- III　近代資料　　櫻井成昭
- IV　絵図・写真資料　　櫻井成昭
- V　地名資料　　櫻井成昭

付 図

櫻井成昭

4　本報告書の編集は締貫俊一と櫻井成昭が担当した。

6　調査にあたっては、杵築市山香町の方々をはじめ、多くの方々に御協力をい
ただいた。特に、本報告書の作成においては、以下の関係各位に便宜を図つ
ていただいた（敬称略・順不同）。

東京大学史料編纂所・大分県公文書館・大分県立図書館・大分県立先哲
史料館・杵築市役所・杵築市教育委員会・日出町役場・日出町教育委員会
・櫻池土地改良区・長重孝志・矢野東鉄雄・成清和子・甲斐翁雄・村上
深幸・疊田泰彦

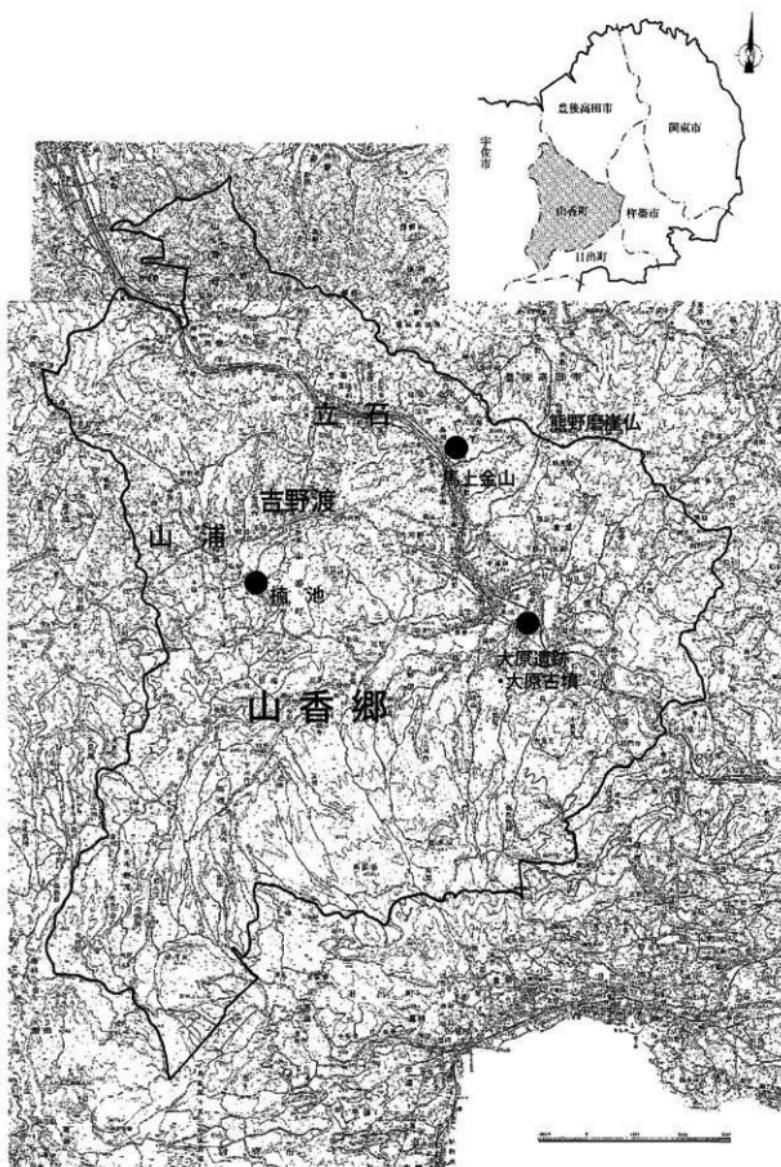


図1 調査地位置図

目 次

I 考古資料

II 近世資料

III 近代資料

IV 絵図・写真資料

V 地名資料

161 141 81 61 9

付 図

A	A	A	A	A	A	A	立	石	地	区	灌	溉	體	系	圖
—	—	—	—	—	—	—	向	野	地	区	灌	溉	體	系	圖
5	4	3	2	1			速	見	郡	山	口	灌	溉	體	系
速	見	郡	山	口	村	村	灌	溉	體	系	引	繪	圖	引	繪
見	郡	米	子	口	村	地	灌	溉	體	系	引	繪	圖	繪	圖
郡	立	石	村	瀬	村	地	灌	溉	體	系	引	繪	圖	圖	圖
立	石	村	全	村	地	引	繪	圖	體	系	引	繪	圖	體	系
石	村	村	全	地	引	繪	圖	體	系	引	繪	圖	體	系	圖
村	全	村	地	引	繪	圖	體	系	引	繪	圖	體	系	引	繪
全	村	地	引	繪	圖	體	系	引	繪	圖	體	系	引	繪	圖

図版目次

表 1	大原遺跡・大原古墳に関する年表	1
表 2	大原遺跡・大原古墳出土物の観察表 1	2
表 3	大原遺跡・大原古墳出土遺物の観察表 2	3
図 1	調査地位置図	1
図 2	大原遺跡・大原古墳の位置と周辺の遺跡	2
図 3	大原遺跡・大原古墳周辺の一九四八年段階の土地利用概況図	3
図 4	大原遺跡・大原古墳出土の遺物実測図(1)	10
図 5	大原遺跡・大原古墳出土の遺物実測図(2)	19
図 6	大原遺跡・大原古墳出土の遺物実測図(3)	14
図 7	大原遺跡・大原古墳出土の遺物実測図(4)	3
図 8	大原遺跡・大原古墳出土の遺物実測図(5)	30
図 9	大原遺跡・大原古墳出土の遺物実測図(6)	29
図 10	大原遺跡・大原古墳出土の遺物実測図(7)	28
図 11	大原遺跡・大原古墳出土の遺物実測図(8)	27
図 12	大原遺跡・大原古墳出土の遺物実測図(9)	26
図 13	大原遺跡・大原古墳出土の遺物実測図(10)	25
図 14	大原遺跡・大原古墳出土の遺物実測図(11)	24
図 15	大原遺跡・大原古墳出土の遺物実測図(12)	23

表 目 次

表 4	木下伊賀守領繪図に記載された村高など	143
写 真 目 次		
写真 1	大原遺跡・大原古墳周辺の空中写真	
写真 2	戦後直後の写真	
写真 3	大原遺跡・大原古墳周辺の空中写真	
写真 4	大原遺跡・大原古墳遺跡写真 2	
写真 5	土師器 小皿 (番号 1)	31
写真 6	土師器 小皿 (番号 2)	32
写真 7	土師器 小皿 (番号 3)	33
写真 8	瓦器 売 (番号 4)	33
写真 9	備前焼 楠鉢 (番号 5)	34
写真 10	土師質 土鍤 (番号 6)	34
写真 11	須恵器 坏蓋 (番号 7)	34
写真 12	須恵器 坏蓋 (番号 8)	34
写真 13	須恵器 坏 (番号 9)	34
写真 14	須恵器 坏 (番号 10)	34
写真 15	須恵器 坏 (番号 11)	34
写真 16	須恵器 碗 (番号 12)	34
写真 17	須恵器 梶鉢 (番号 13)	35
写真 18	須恵器 売 (番号 14)	35
写真 19	須恵器 売 (番号 15)	35
写真 20	須恵器 売 (番号 16)	35
写真 21	須恵器 売 (番号 17)	36
写真 22	須恵器 売 (番号 18)	36
写真 23	須恵器 売 (番号 19)	36
写真 24	須恵器 売 (番号 20)	36
写真 25	須恵器 売 (番号 21)	36
写真 26	須恵器 売 (番号 22)	36
写真 27	須恵器 高杯 (番号 23)	36
写真 28	須恵器 高杯 (番号 23)	36
写真 29	須恵器 高杯 (番号 23・脚部内面)	36
写真 30	須恵器 高杯 (番号 24)	36
写真 31	須恵器 高杯 (番号 24)	37
写真 32	須恵器 高杯 (番号 24・脚部内面)	37
写真 33	須恵器 高杯 (番号 25)	37
写真 34	須恵器 高杯 (番号 25・脚部内面)	37
写真 35	須恵器 高杯 (番号 25・底部内面)	37
写真 36	須恵器 高杯 (番号 26)	37
写真 37	須恵器 高杯 (番号 26)	37
写真 38	須恵器 高杯 (番号 26)	37
写真 39	須恵器 高杯 (番号 27)	37
写真 40	須恵器 高杯 (番号 27)	38
写真 41	須恵器 高杯 (番号 27)	38
写真 42	須恵器 提瓶 (番号 28)	38
写真 43	須恵器 提瓶 (番号 28)	38
写真 44	須恵器 提瓶 (番号 28・側面)	38
写真 45	須恵器 提瓶 (番号 27・脚部内面)	38
写真 46	須恵器 売 (番号 29)	39
写真 47	須恵器 売 (番号 29・側面)	39
写真 48	円筒埴輪 (番号 30・外面)	39

写真49	円筒埴輪(番号30-外周第5段目の外面)	写真50	円筒埴輪(番号30-外周第5段目の外面)
写真51	円筒埴輪(番号30-外周第1-2段目の外周)	写真52	円筒埴輪(番号30-外周第1-2段目の外周)
写真53	円筒埴輪(番号31-外周)	写真54	円筒埴輪(番号31-外周)
写真55	円筒埴輪(番号31-内面)	写真56	円筒埴輪(番号32-外周)
写真57	円筒埴輪(番号32-5段目外周)	写真58	円筒埴輪(番号32-3段目外周)
写真59	円筒埴輪(番号32-1段目外周)	写真60	円筒埴輪(番号33-外周)
写真61	円筒埴輪(番号33-外周)	写真62	円筒埴輪(番号33-内面)
写真63	円筒埴輪(番号34-外周)	写真64	円筒埴輪(番号34-内面)
写真65	円筒埴輪(番号35-外周)	写真66	円筒埴輪(番号35-内面)
写真67	円筒埴輪(番号36-外周)	写真68	円筒埴輪(番号36-内面)
写真69	円筒埴輪(番号37-外周)	写真70	円筒埴輪(番号37-内面)
写真71	円筒埴輪(番号38-外周)	写真72	円筒埴輪(番号38-内面)
写真73	円筒埴輪(番号40-外周)	写真74	円筒埴輪(番号40-内面)
写真75	円筒埴輪(番号40-外周)	写真76	円筒埴輪(番号40-内面)
写真77	円筒埴輪(番号33-外周第2段目の外周)	写真78	円筒埴輪(番号33-外周第1段目の外周)
写真79	円筒埴輪(番号41-外周)	写真80	円筒埴輪(番号41-内面)
写真81	円筒埴輪(番号42-外周)	写真82	円筒埴輪(番号42-内面)
写真83	円筒埴輪(番号43-外周第5段目の内面)	写真84	円筒埴輪(番号43-内面第5段目の内面)
写真85	円筒埴輪(番号44-外周)	写真86	円筒埴輪(番号44-内面)
写真87	円筒埴輪(番号45-外周)	写真88	円筒埴輪(番号45-内面)
写真89	円筒埴輪(番号46-外周)	写真90	円筒埴輪(番号46-内面)
写真91	円筒埴輪(番号47-外周第1段目の外周)	写真92	円筒埴輪(番号47-内面第1段目の外周)
写真93	円筒埴輪(番号48-外周第1段目の外周)	写真94	円筒埴輪(番号48-内面第1段目の内面)
写真95	円筒埴輪(番号49-外周)	写真96	円筒埴輪(番号49-内面)
写真97	円筒埴輪(番号50-外周)	写真98	円筒埴輪(番号50-内面)
写真99	円筒埴輪(番号51-外周)	写真100	円筒埴輪(番号51-内面)
写真101	家形埴輪(番号52-外周)	写真102	家形埴輪(番号52-内面)
写真103	家形埴輪(番号53-外周)	写真104	家形埴輪(番号53-内面)
写真105	弥生土器(番号54)	写真106	弥生土器(番号55)
写真107	弥生土器(番号56)	写真108	弥生土器(番号57)
写真109	弥生土器(番号58)	写真110	弥生土器(番号59)
写真111	弥生土器(番号60)	写真112	弥生土器(番号61)
写真113	弥生土器(番号62)	写真114	弥生土器(番号63)
写真115	弥生土器(番号64)	写真116	弥生土器(番号65)
写真117	弥生土器(番号66)	写真118	弥生土器(番号67)
写真119	弥生土器(番号68)	写真120	弥生土器(番号69)
写真121	弥生土器(番号70)	写真122	弥生土器(番号71)
写真123	弥生土器(番号72)	写真124	弥生土器(番号73)
写真125	弥生土器(番号74)	写真126	弥生土器(番号75)
写真127	弥生土器(番号76)	写真128	弥生土器(番号77)
写真129	弥生土器(番号78)	写真130	弥生土器(番号79)
写真131	弥生土器(番号80)	写真132	弥生土器(番号81)
弥生土器	(番号82)	弥生土器	(番号83)
兜	(番号84)	兜	(番号85)
兜	(番号86)	兜	(番号87)

写真 134 133	弥生土器 甕 (番号 70・外面)	弥生土器 甕 (番号 70・内面)
写真 136 135	弥生土器 甕 (番号 71)	弥生土器 甕 (番号 72)
写真 137 136	弥生土器 甕 (番号 73)	弥生土器 甕 (番号 74)
写真 138 139	凹石 (A面) (番号 75)	凹石 (B面) (番号 74)
写真 140	石斧 (番号 75)	石斧 (番号 75)
写真 141	須恵器 壺蓋 (番号 77)	須恵器 壺蓋 (番号 77)
写真 142	須恵器 壺蓋 (番号 77)	須恵器 壺蓋 (番号 77)
写真 143	須恵器 提瓶 (番号 77) A面	須恵器 提瓶 (番号 77) B面
写真 144	須恵器 壺蓋 (番号 77)	須恵器 壺蓋 (番号 77)
写真 145	須恵器 壺蓋 (番号 77)	須恵器 壺蓋 (番号 77)
写真 146	須恵器 壺蓋 (番号 77)	須恵器 壺蓋 (番号 77)
写真 147	須恵器 壺蓋 (番号 77)	須恵器 壺蓋 (番号 77)
写真 148	須恵器 壺蓋 (番号 77)	須恵器 壺蓋 (番号 77)
写真 149	須恵器 壺蓋 (番号 77)	須恵器 壺蓋 (番号 77)
写真 150	須恵器 壺蓋 (番号 77)	須恵器 壺蓋 (番号 77)
写真 151	須恵器 壺蓋 (番号 77)	須恵器 壺蓋 (番号 77)
写真 152	須恵器 壺蓋 (番号 77)	須恵器 壺蓋 (番号 77)
写真 153	須恵器 壺蓋 (番号 77)	須恵器 壺蓋 (番号 77)
写真 154	須恵器 壺蓋 (番号 77)	須恵器 壺蓋 (番号 77)
写真 155	須恵器 壺蓋 (番号 77)	須恵器 壺蓋 (番号 77)
写真 156	須恵器 壺蓋 (番号 77)	須恵器 壺蓋 (番号 77)
写真 157	須恵器 壺蓋 (番号 77)	須恵器 壺蓋 (番号 77)
写真 158	須恵器 壺蓋 (番号 77)	須恵器 壺蓋 (番号 77)
写真 159	須恵器 壺蓋 (番号 77)	須恵器 壺蓋 (番号 77)
写真 160	馬上金山剥離屏風・左隻	馬上金山剥離屏風・右隻
写真 161	馬上金山剥離屏風・左隻	馬上金山剥離屏風・右隻
写真 162	馬上金山剥離屏風・左隻	馬上金山剥離屏風・右隻
写真 163	馬上金山全景	馬上金山全景
写真 164	馬上金山全景	馬上金山全景
写真 165	馬上金山全景 (大正10年)	馬上金山全景 (大正10年)
写真 166	馬上金山第一坑から巻揚機室をのぞむ	馬上金山第一坑から巻揚機室をのぞむ
写真 167	馬上金山第二坑	馬上金山第二坑
写真 168	馬上金山第一坑から巻揚機室をのぞむ	馬上金山第一坑から巻揚機室をのぞむ
写真 169	馬上金山第二堅坑櫓	馬上金山第二堅坑櫓
写真 170	馬上金山稱號所	馬上金山稱號所
写真 171	馬上神社	馬上神社
写真 172	馬上金山の社宅	馬上金山の社宅
写真 173	立石方面をのぞむ	立石方面をのぞむ
写真 174	立石川と井堰	立石川と井堰
写真 175	立石駅の風景	立石駅の風景
写真 176	山浦新旧字番号对照表	山浦新旧字番号对照表

162 160 160 159 159 158 158 157 157 156 156 155 155 153 153 153

绘図中の記載
六太郎村地引絵図
凡例部分
绘图中の耕地と山

写真 159 158 157

木下伊賀守領絵図

日出城周辺

川崎四跡考

南畠行周辺

農耕西堀付近

写真 156 155 154 153 152 151 150 149 148 147 146 145 144 143 142 141

石器および石製品

桶池の石碑

山香瀬園跡考

凡例



I 考 古 資 料

本章では、旧山香郡中板部の開発史を語る上で欠くことのできない大原遺跡・大原古墳出土の遺物（入江コレクション・大分県立歴史博物館）について報告する。

調査にいたる経緯と調査体制

大原遺跡・大原古墳の調査にいたる経緯は、一九六〇年から始まる大分県立山香高等学校建設に伴う造成工事によって移し、土器類が現れたことによる。大分県教育委員会はこの重要性に鑑み、一九六一年（昭和三十六年）の三月一日～三月五日までの五日間、大分県文化財事務部委員であった賀川光夫（別府大学教授）と入江英親（大分県立杵築高校教諭）を担当者として調査を実施した。なお後述する賀川光夫の文章によれば旧山香在住の故岩尾松実が実質的な調査員となつてゐる。また調査体制について大分県教育委員会は、当時の山香町の町長と教育長に協力要請を行い、共同調査と言う形をとつたという。

一 遺跡の立地・環境

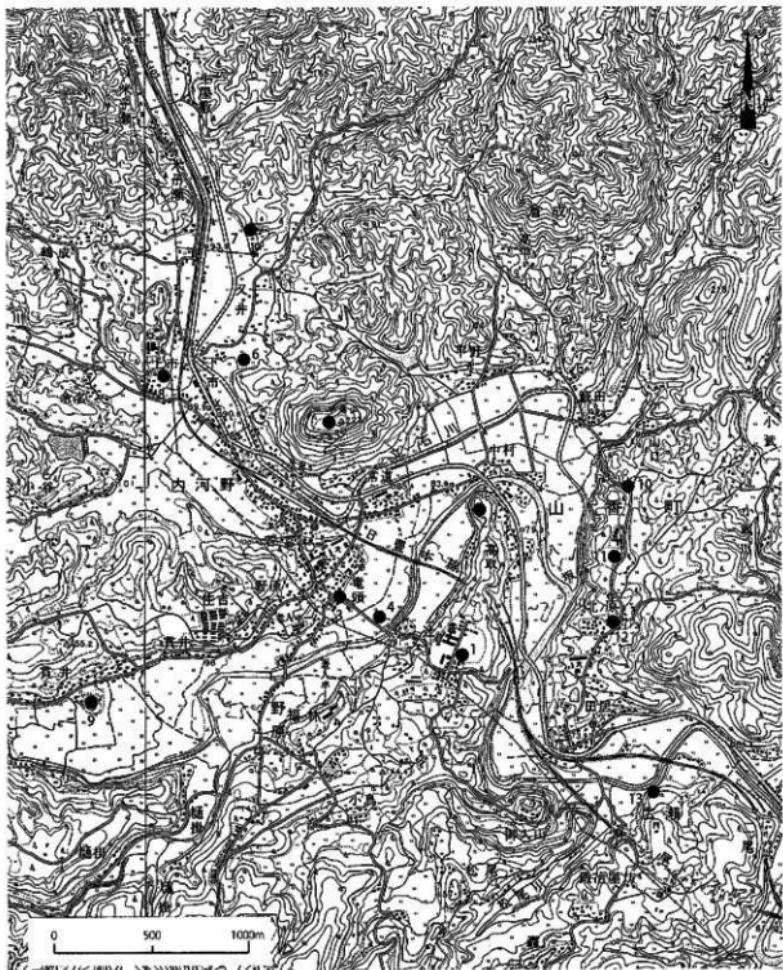
大原遺跡・大原古墳のある杵築市山香町は、大分県の北部地域にあって、北と西を宇佐市と豊後高田市、東を杵築市、南を速見郡日出町にそれぞれ接する。こうした周辺地域との境界は山々で囲まれている。いわば内陸の山間部という場所である。地理的には関東半島の基部周辺にあたる。このため東は西日本半島に独特な切り立った地形が観察され、北は御許山などの緩やかな山々が連なり、南はスロープ状の溶岩台地を経て鹿嶋越山系にいたると言う地形的特徴がある。杵築市山香町には山々や台地が全域に広がっており、広大な平野は形成されていない。しかし、旧山香町の広い地域を流域とする八坂川系の本・支流によって開拓された部分に小さな冲積盆地や小谷が形成されている。勾配の緩やかな小谷底には沖積面が形成されており、今日耕作用の水田が広がっている。

稻作の水田經營は弥生時代早期に北部九州に伝わり、米が他の穀類に比べて主食としての生産量にかかる優位性と安定性から瞬く間に縄文的生産システム（狩獵採集を主とする生業）から弥生的生産システム（農業を生活基盤とする体制）へ移行した。その結果、生産量の安定性がある一方で、場所によって生産量の違いを遠因とする富める個人・集団と、そうでない個人・集団という階級社会が現出したといわれて既に久しい。このような視点で山香地域を観察すると、今日最も広大な水田を有するとともに高い生産力を示すのが大字内河野の又井・大字野原の竈頭・貢井・大字倉成の中村・大字庄浦の高取の間に連続する水田地帯である。とりわけ竈頭付近は立石と日差から緩く谷筋が合するところであり、古代・中世以来「官道」比定など古道が通るなど、交通の要衝でもあった。

こうした水田地帯を、西・北・東に臨むのが、大原遺跡・大原古墳が立地する台地・尾根である。今、この台地を大原台地と呼ぶことにするが、北方向へ延びながら狭小な尾根状になつて途切れる。この大原台地は唐木山北側のスロープ状の丘陵地帯から延びる台地であるが、西側の冲積地を南から八坂川が北流し、さらに台地の東側に回り込んで再び南流するという地理的特徴を示している。

大原台地は南北に細長い平坦地で、その範囲を北東竈ヶ鼻（北緯33度26分・東經131度30分）から橋掛地区東側台地までを南端とすれば、北緯33度26分・東經131度29分、南北約一六〇m、最大幅が約六〇〇mの規模を有する広大な台地である。大原遺跡・大原古墳はこの台地上の北半部に位置し、行政的には大分県杵築市山香町大字広瀬字大原（北緯33度26分・東經131度30分）付近に位置する。この地点は起伏が少なく、平坦な地形面で、現在の標高は約一〇〇mである。台地西側の沖積地（八坂新八幡社前の中路）との高差差は約二〇mである。現状は大分県立山香農業高等学校的校舎・校庭として利用されている。

大原遺跡・大原古墳の立地する台地の尾根部は「龍ヶ鼻」と呼ばれている。また大原遺跡・大原古墳のある台地の西側谷部の傍高地は、その西北から延びる台地先端部が沈み込む場所で「龍頭」と呼ばれている。大原の台地を西方からみるとまさに龍がよこたわっている形狀で、北端部を龍ヶ鼻と呼ぶにふさわしい地形である。龍といえば古代中国の風水が想起されるが、古代の終末期古



1 大原遺跡・大原古墳 2 竜ヶ崎城跡 3 龍噴古墳 4 鞍頭遺跡 5 甲尾山城址 6 又井遺跡
7 金堂横穴墓群 8 上市遺跡 9 台古墳・志手氏館址 10 赤迫古墳 11 德野遺跡 12 北の原遺跡 13 川原田岩陰

図2 大原遺跡・大原古墳の位置と周辺の遺跡

墳・都城・国衙・寺院が整備されるに際して、風水を重視した墳地が行われたことはよく知られている。その観點からすると龍頭も風水で言う気が満ちる地形である。さらに龍頭・野原付近を中心とし地形を調査すると、北側に尾根や甲尾山（玄武）があり、南に川と水田・湿地（木雀）、東に川（青龍）、西に古代官道とも推定される道（白虎）が位置している四神相應の地とみることができる。少なくとも龍頭遺跡にあったと推定される八世紀後半の寺院や六世紀代の古墳は、こうした背景から建立・造営がなされた可能性も視野に入れることができるかも知れない。

二 大原遺跡・大原古墳を取り巻く歴史環境

ここでは杵築市山香町の遺跡について概要を述べておきたい。

この地域は概ね三つの地形に区分できる。すなわち山香地域の北方から東方へ連なる国東の山系、南方では岳ヶ下山・唐木山・鹿鳴越から北側へ延びるスロープ地帯、中央部分の低丘陵・低山地帯に区分できる。大原遺跡の地域は三つの地形が接する部分で縄文時代から中世頃の遺跡が多い（図一）。まず大原遺跡の周辺では大原古墳の北端にあたる屋根状部分に御ヶ森城跡が位置する。この城跡は天正九（一五八一）年に長野因幡守が在城したという記録がある城で（小柳編著「大原遺跡」）、主要幹線が交差したと思われる地點を臨む台地北端部に場所にある。大原遺跡の西側の沖積谷では龍頭遺跡があり、縄文時代後期のドングリ貯蔵穴約六〇基が見つかっている。そのほか、弥生時代中期の須次式土器と下城式甕や奈良時代後半（八世紀後半）に位置づけられる須恵器と古瓦が出土している。とりわけ瓦の存在は付近に古代寺院が存在していたことを示している。また古墳時代の円墳と推定される竪穴古墳がこの龍頭遺跡の近くにあり、横穴式石室で、内部から六世紀後半と推定される捷瓶・坏蓋が刀子とともに出土している。この他古墳時代の遺跡としては赤道古墳があるが、時期不明である。このほか、古墳時代から飛鳥時代の幅で捉えられる墳墓には金堂横穴墓群がある。

志手氏居館と同じ場所に数基の台古墳がある。この古墳は石室を巨大な板石を立てて造った横穴式石室である。

山香地域の南部を占めるスロープ地帯では、旧石器時代後期から縄文時代の遺跡が多い。口野尾遺跡・日久保台1遺跡・同第2遺跡ではナイフ形石器・有茎剥片尖頭器・細石刃が出土しており、他に鳥屋遺跡など同様の遺跡が多い。山香地域の中央をしめる低丘陵・低山地帯が開闢する地域では、あまり開発があまり行われていないこともあり、遺跡は多くない。むしろ平安時代以来の寺院・寺院跡・石造物が残されている。石造物は南北朝時代～安土桃山時代に建立されたもののが多い。

三 大原遺跡・大原古墳の概要

大原遺跡・大原古墳は、冒頭で一九六一年に学校建設に伴う造成で見つかり、調査が行われたことを記したが、ここではそうした調査によつて得られた考古学的な知識を可能な限り記しておきたい。

まず標記の遺跡に関する報告書は出版されていない。調査のあった一九六〇年代は大分県教育委員会の中に専門調査員が配置される以前であり、大学・高等学校の教員が本務の合間に通つて調査及び報告書の作成を行なつた段階である。そのため十分な調査が行なれなかつたり、報告書が発行されなかつたりしている。今回、報告する大原遺跡・大原古墳も例外ではなく、写真・実測図・調査日誌などの存在についていまのところ確認していない。また出土品についても寄贈された人江コレクション中の大原遺跡・大原古墳の遺物が出土品の全てであるのみで、不明な部分が多い。このため、大原遺跡・大原古墳の遺物は発掘資料と推定されながらも遺構との関係が全く不明である。

冒頭で記したように大原遺跡・大原古墳の調査に関わったのは質川光夫と入江英綱である。このうち質川が作成にかかわったものに「大分県の考古学」がある。その「大分県の考古学」には次のような記載がある。

昭和三六年高校壁地造成により、僅一八㍍の環溝集落が発見された。溝内の築構は堅穴造構・貯藏遺構で、住居は四つの円形住居であった。また環溝の外側にも同様の住居群・石格が存在して、一大集落であった。溝内には埴輪の存在もあり、弥生式住居群のあとに古墳の築かれたことも推測さ

れ、環濠は古墳の周濠とも考えられるが、漁内に住居地がある秩序でおさまるところをみると、この構造は二度の要求におうじたものかも知れぬ。『中略』（調査者の岩尾松室氏によれば、「縁部に須弥式の特徴をもつ土器と刻目凸帯文「下城式」土器の併存であるといわれる）ので、中期の遺跡と考えてよい。

また昭和三六年八月に作成された「埋蔵文化財包藏地調査カーデ」によれば、

「周濠内の径二十八メートル、周濠の幅二・五メートル、漁内の住居址は四つ整然と配置されている。出土品は「石器、少々。石器多数。弥生式土器片、多数。円筒埴輪破片、多数。土師、須恵器破片、多数。」

とある。

次に「山香町誌（一九八二年版）」に記載の関連記事を紹介する。

「出土遺物については、調査者の岩尾松室が病没した現在では、どの住居址からどの遺物が出土したか、詳細な点は知るすべもないが、岩尾の遺した遺物を分類してみると、弥生中期の須弥式土器、および大津式土器が、深鉢型で刻目凸帯文をつけた下城式土器と共伴して発見されている。またこのほか、弥生式後期の土器も多數あることから、中期から後期の時期における遺跡であろう。

石棺の出土地点は、周濠のある住居址より南に一〇〇メートルの位置で、東西に長さ一・一〇センチメートル、幅二・五センチメートルと、長さ一・四〇センチメートル、幅四・〇センチメートル、の櫛をもつて整った二個の石棺が、ほぼ平行してあり、さらに、その南一〇〇メートルの地点に、鉄平石の板石を組んで、長さ一・八〇センチメートル、北東部の幅三・三センチメートル、南西部の幅四・〇センチメートル、の組合せ石棺が一枚発見された。以上の記述からすれば、直径一八〇cmと直径一八〇cmの環状の溝があつたことになる。また町誌に掲載されたスマップ写真には、弥生時代中期に多い大型の円形住居址が写っている。このスマップ写真には北方の甲尾山が写り、調査区が広大である様子がわかる。また周辺には「石棺」状の遺構が存在していたことがわかる。

これらの文章を今日的に理解すれば、弥生時代中期の住居址が廃絶されたのか、

古墳時代になって住居址を含むように周濠をもつ古墳が築造されたことをしめしている。古墳の「周濠」には須恵器や埴輪が含まれており、一〇〇m以上離れた場所に点々と石棺があったという理解になろう。なお、当時の調査で大分真立山香農業高等学校に保管されている大原遺跡・大原古墳関係資料のなかに十三世紀代の平瓦・丸瓦の存在が明らかになっている。その所見によれば、「これらの瓦類は寺院に伴うことも考えられるが、ここに当時の支配拠点が形成されている可能性を示す資料ともいえる。」とある（宮内二〇一〇）。

四 大原遺跡・大原古墳出土の遺物

今回、旧山香郡の中根部と推定される野原地区の東にある台地上の大原遺跡における人頭居址・利用の歴史を叙述するに際して、遺物実測図の作成と詳細な観察を行った。今、遺物の詳細な個別説明は省くが、考古学においてはこれまでの研究であるといど各時代・各時期毎の特徴が把握されていることに鑑み、形態の微妙な変化から所謂「陶器編年」に本遺跡で出土した須恵器を比較させることで時期比定を行つた。また、弥生土器・土師器についても考古学的な位置づけが可能である。そのため詳細説明は省略し、図・表でその特徴を示した（表2・表3・図3-1図15）。

さて、弥生土器・須恵器・焼前焼などを型式学的な観点から分類したのが表2と表3である。これとともに整理したのが表3である。これによると、弥生時代では前期末の下城式土器（番号59・63）、弥生時代中期中頃から末にかけての下城式土器（番号66-67他）が出土している。これらの土器は、弥生時代中期を中心としたもので、「山香町誌」「山香町の文化財」「大分県の考古学」などに掲載のスマップ写真に写る円形住居址と符合する。このほか、弥生時代後期後半・古墳時代初頭頃の在地系（安国寺系）壺の底部と推定される破片がでているが（番号56）、口縁部を欠くので詳細な時期判定は不明。

大原遺跡・大原古墳から出土した須恵器の器形を陶器編年によると、番号の7、14・17はTK208に該当するので、五世紀後半となる。番号8はTK10に該当するので、六世紀中頃、番号9・10はTK43に該当するとすれば、六世紀後半から末と

なる。番号18-20-77は器形がTK20に該当するので飛鳥時代初頭の七世紀前半頃という年代観になる。

そこで、埴輪の年代観であるが、器面に器皿調整としてB種横ハケを施した例が番号31-34、Bd種横ハケを施した例が番号34-44である。34は、Bc種とBd種の横ハケが共存している。Bc種とBd種の横ハケはB種横ハケのなかで漸移的に変化することがしらされている。この観点からBc種とBd種の横ハケの出土事例を挙げる。と大阪府藤井寺市允恭陵古墳があり、埴輪列に近い外堀構築からTK20の須恵器蓋片が出土している(小浜二〇〇六)。したがって大原遺跡・大原古墳出土埴輪の器面調整たるBc種とBd種の横ハケが觀察される番号31-34-44の製作年代と結びつくのがTK20並行の番号7-14-17となる。その他の埴輪も粘土の同質性や焼成などから番号31-34-44の製作年代と同じと推定する。結局のところTK20並行の須恵器と埴輪は同じ古墳から出土したものと推定される。したがって推定される埋葬遺物はTK20並行の須恵器と、円筒埴輪の年代観からすれば、横穴式石室ではなく横穴式石室もしくは石棺直葬であった可能性が高い。更に言えば須恵器類は埋葬施設内にまだ入れていなかつた段階であると考えられる。その為、TK20並行の須恵器と精外開券もしくは埴丘面にあつたと推定する。

したがつてその他の須恵器類、つまりTK20以降の須恵器はその他の横穴式石室を有する古墳から出土したものだろう。

なお中世の遺物が若干出土しているが、それらは一点が一二世紀後半代の可能性を有するもの(番号3)、その他は十四世紀から一五世紀に含まれる土師器小皿と(番号1-2)、瓦器であった(番号4)。これらは「山脇町の文化財」、「大分県の考古学」に掲載されたいた写真にみえる多くの柱穴に関連するのかもしないが、いずれも大原台地北端の狹小部に位置する龍ヶ鼻城址の古文書に記す利用年代とはずれている。この点は龍ヶ鼻城址の発掘調査をもつて評価される部分である。写真一四七に石器の写真を示す。明確な時期は詳びらかでないが、上から一二段目は縄文時代から弥生時代中期の編で理解できるものである。三段目の砥石は遺跡出土の土器からすれば弥生中期のものであろう。四段目は太

郎角と呼ばれた燧石と推定され、中世から近世のものと推定する。

五 米極東空軍が撮影した大原遺跡・大原古墳付近の写真

第二次世界大戦後の一九四八年、米極東空軍が日本列島を空中から体系的に写真撮影したことはよく知られている。実は日本列島を空から体系的に撮影した写真としては最古の写真である。戦火で疲弊した日本の戦後復興が本格化する以前和二〇〇年に建設された大分県立山香農業高等学校が当然ながら写つておらず、大原遺跡・大原古墳が存在していたであろう場所の地形・地勢を窺うことができ

る。

写真一を見ると、北方の龍ヶ鼻城址方向、つまり南北方向に延びる中央道と、これに平行する南北方向の道が東と西にあり、さらに南北方向の道を東西に横ぐる東西方向の道がある。一見すると余里地割状の畑作地であることがわかる。これらの情報を写真からトレースしたのが図二である。この畑作地のなかに畑作地ではない、表面に草木が繁つた高まりが幾つか存在している。特に中央や下よりの部分には大きな高まりがある(M1)。さらに南北道を挟んだ南北西部に小さな高まりがある(M4)、写真中央部の交差点左側にも小さな高まりが東西に並んでいるように見える(M2-M3)。とくにM1の高まりを観察すると北側の黒い部分に、東から延びる道が僅かに見えるので、この部分は影であることがわかる。その南側をみると微妙ながら円形の高まりを呈しているようにみえる。M1の高まりの直徑は約三四四田ある。

以上が写真に残る遺跡情報である。この情報と前述した遺物(主に須恵器と埴輪)を関連づけていくために地形の特徴と遺物の特質について説明しておきたい。まず台地の特徴であるが、一言でいえば大半が平坦である。こうした大規模な平坦地形が形成されるのは浸食によつて形成された段丘であるとか、沖積地などの特徴である。また、条里状の地割は、その成立を考えると奈良・平安時代以降

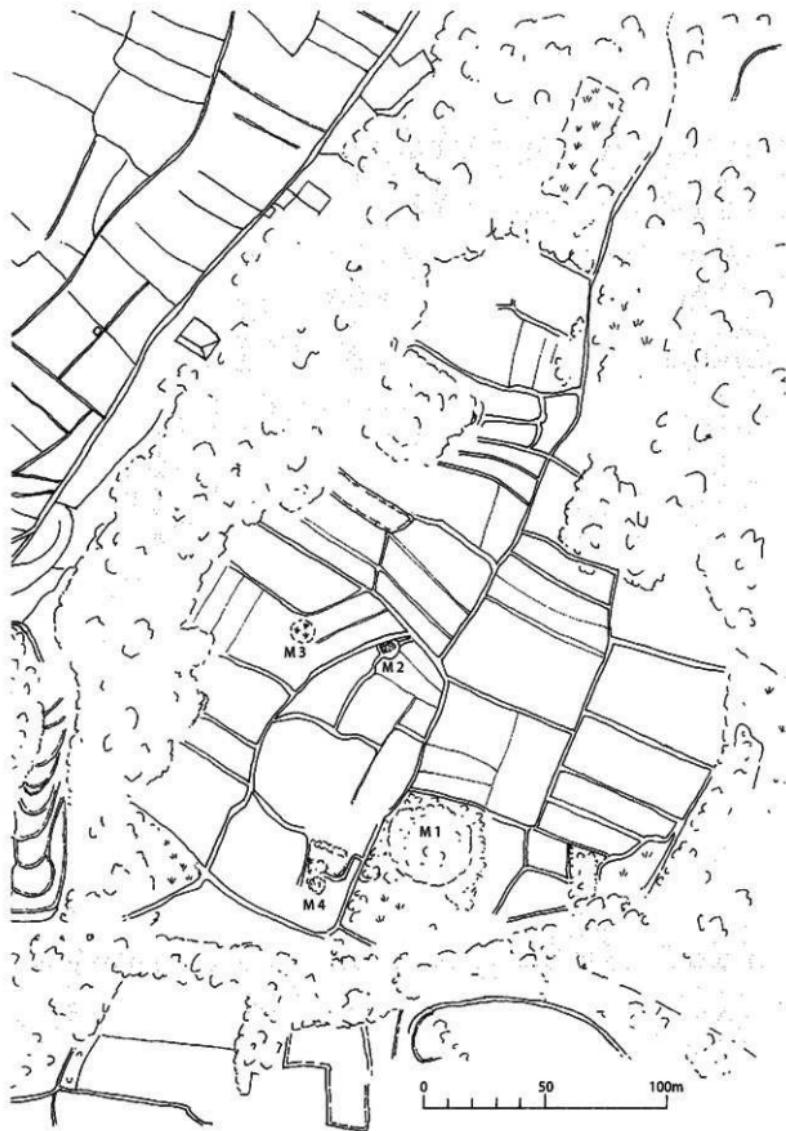


図3 大原遺跡・大原古墳周辺の1948年段階の土地利用概況図 ※写真1から作成

の造成であろう。こうした平坦な地形に自然の高まりが残存するのはあまりきかない。その意味で人によって積み上げられた高まり地形と推定する。次に須恵器や埴輪などの遺物をみると、完形品もしくは大きな破片が多い。こうした特徴は遺跡において長い間擾乱にさらされた耕作土では絶対に観察することができない。そこで大原遺跡・大原古墳の発見が高等学校建設に伴う造成であったことを考慮すると、それまで原位置のまま配置されたり、周溝に落ち込んでいた須恵器・埴輪が造成によって露出した可能性が極めて高い。「二、大原遺跡・大原古墳の概要」のところで各種文献から引用したように、「周溝」には「八口」または「八戸」の溝があつたとされる。ここにから高等学校敷地造成工事範囲に含まれ、大きな地形的な変化、つまり削平があつたのはM1の高まりしかない。そう理解していくと、M1が二八戸の「周溝」があつたという記述に見合った直徑に近い。その上で須恵器とM1の関係をさらに考察すると、TK208並行の須恵器(五世紀後半)を除く須恵器類(TK10・同43・同209並行)の段階に直徑二八戸の墳丘を表す墓として築造したのは大分県内ではなく、考えにくい。したがってM1の高まりがTK208並行の須恵器と埴輪が出土した円墳と推定する。そのほかのTK10・同43・同209並行する須恵器は、本来葬儀礼に伴う器物であるだけに横穴式石室のある墳墓に由来するのは確実であるが、M2・M3・M4がそれにあるのかは不明である。また写真の上からはM1ほどM2・M3・M4はつきりしていないが、古墳の可能性があるものとして示しておくる。

拙稿的須恵器の年代観から推定されることを記しておく。TK208並行の須恵器の年代観は五世紀後半であるから、M1の墳丘内の埋蔵構造は横穴式石室ではありえず、堅穴系横口石室、もしくは石棺直葬と推定する。そうであればこの古墳の主体部への追葬は考えにくい。そうするとTK10・同43・同209並行の須恵器は六世紀中頃が妥当なので、それぞれ横穴式石室を有する複数の古墳に由来すると推定するか、横穴式石室への追葬として考えることができる。

六 まとめ
ここで大原遺跡・大原古墳と人々の居住・利用年代を整理しておこう(表一)。

本遺跡から発掘・採集された遺物を観察すると、弥生時代前期末から中期、弥生時代終末・古墳時代初頭、古墳時代中期(五世紀中頃)、古墳時代後期・飛鳥時代、安平時代末(二世紀後半)、奈良時代初頭(四世紀末)の遺物が出ている。弥生時代中期は概ね住居地、古墳時代中期以降、飛鳥時代にかけては古墳や石棺としての墓地、奈良時代以降は明確さを欠くが、三世紀代の瓦が出土しているので、中世寺院の存在が想定される。しかし本遺跡の利用時期の主体が弥生時代中期と古墳時代中期(飛鳥時代にあつたことは明らかである。

今回の報告で明らかになった最大の成果は、大原台地上の上に埴輪を伴う二八戸規模の巨大な円墳があつた蓋然性が高いということこと、六世紀中頃～七世紀前半代の小古墳が存在していたことがわかった。これに加え、周辺に古墳・意願古墳・亦追古墳が存在することを考えると龍頭地域を中心とする地域に政治的な首長層が存在していたことをしめしている。このことは、当然山香地域の中で最大の水田耕作可能冲積地を有していたことが背景となっていたことは疑いないだらう。おそらく飛鳥時代以降、政治的組織が整備され、古代・中世・近現代へと続くながで山香地域の中心的な位置を占めていたこの地域の歴史をこうした古墳が物語っているといえよう。更に西に伊賀郡河里制下において「山香里」に相当する組織があつたとすれば、その中盤はこの大原遺跡から見て西側の野原・龍頭付近以外に考えにくくと言えよう。したがって大原古墳(群)などの古墳は野原・龍頭にあつた政治的中権部を取りまく奥津城の地であったと評価できる。

今回、短期間で大原遺跡・大原古墳の報告をまとめたが、残された記録資料が皆無に等しく、十分な報告と考察を展開することができなかつた。大分県立山香農業高等学校にも発掘資料が残されているようなので、この資料の研究がすすめば大原遺跡・大原古墳の形成史がより詳しくわかるかもしない。今後の研究に待つ部分が大きい。(締賞後)

表1 大原遺跡・大原古墳に関する年表

西暦	時代	時期	大原遺跡・大原古墳の時期	大原遺跡周辺の遺跡・遺物	日本の出来事
-1000	縄文時代				北部九州で稲作の開始
-900		早期			
-800					
-700					
-600					
-500	弥生時代	前期	前期末の資料 59.63		
-400			中期初頭資料 61 ~ 62 他		
-300		中期	中期中頃~末 資料 66.67 他		
-200					
-100		後期			
-紀元					
-100					
-200					
-300	古墳時代	前期	TK 208 並行 資料 7.14 ~ 17	大原古墳築造年代（埴輪）	車弥呼、魏に遣使
-400		中期	TK 10 並行 資料 8		赤塚古墳造営
-500		後期	TK 43 並行 資料 9.10	龍頭古墳	
-600	飛鳥時代		TK 209 並行 資料 18 ~ 20		596年 飛鳥守建立
-700					645年 大化の改新
-800	奈良時代			龍頭遺跡 須恵器、古瓦	752年 東大寺大仏開眼
-900					
-1000					
-1100	平安時代				
-1200			土師器小皿 資料 3		
-1300	鎌倉		九瓦・平瓦（山香高資料）		
-1400	南朝朝				
-室町			土師器小皿 資料 4.5		

表2 大原遺跡・大原古墳出土遺物の観察表1

番号	器種	時代時期	高 (mm) cm	色 調	胎土	調査		備考
						外面	内面	
1	土器唇小鉢a	古墳14c~15c	16cm			ナゲ、赤切	ナゲ	口縁拂みだし
2	土器唇小鉢a	空町14c~15c	16cm			ナゲ、赤切	ナゲ	口縁拂みだし
3	土器唇小鉢a	平安12後半	16cm			ナゲ、赤切	ナゲ	豊後12-3期か
4	瓦器甕	古墳14c~15c		灰色	灰色	叩き瓶	ナゲ	
5	輪削端鋸歯	空町14c		赤褐色	赤褐色	ナゲ	ナゲ	裾年の吉B段階内窓が違まない
6	土種	中世か		淡灰青色		ナゲ	ナゲ	
7	頭蓋器环帯	古墳6c後	45cm	深灰色		白色粒多い 底部細縫ハラ割り、輪軸ナゲ	横ナゲ、輪軸ナゲ	TK208進行か
8	頭蓋器环帯	古墳6c中	41cm	灰色	研黄色	白色粒多い 底部細縫ハラ割り、輪軸ナゲ	横ナゲ	TK10進行か、湯辺に沈没
9	頭蓋器环帯	古墳6c後半	38cm	淡灰色	灰色	ナゲ、ヘラ割り	ナゲ	TK43進行か
10	頭蓋器环帯	古墳6c後半	39cm	灰色	白色粒	ナゲ、ヘラ割り	ナゲ	TK43進行か
11	頭蓋器环帯	古墳6c中	35cm			白色粒黒墨化色		TK10進行か、未発見
12	頭蓋器輪	古墳		灰色、赤色	白色粒多い	手持ちヘラ削り、ナゲ	ナゲ、見返灰かぶり	
13	頭蓋器平底	古墳7c中		淡灰青色		ナゲ	ナゲ	
14	頭蓋器輪	古墳5c後		灰白色	白色粒	叩き瓶	ナゲ、無孔痕	TK208進行か
15	頭蓋器輪	古墳5c後		灰色	白色粒	叩き瓶	赤外痕	TK208進行か
16	頭蓋器輪	古墳5c後		灰色	白色粒	ナゲ、7条の波紋文	ナゲ	TK208進行か
17	頭蓋器輪	古墳5c後		灰色	白色粒	叩き瓶	無文波紋瓶	TK208進行か、照葉波紋状
18	頭蓋器环帯	古墳7c前		灰色		1次輪軸ナゲ井戸部ハラ割り	横ナゲ	TK208進行か
19	頭蓋器环帯	古墳7c前		灰色		1次輪軸ナゲ井戸部ハラ割り	横ナゲ	TK208進行か
20	頭蓋器环帯	古墳7c前		灰色		1次輪軸ナゲ井戸部ハラ割り	横ナゲ	TK208進行か
21	頭蓋器环帯			灰色		1次輪軸ナゲ井戸部ハラ割り	横ナゲ	
22	頭蓋器环帯			灰色		1次輪軸ナゲ井戸部ハラ割り	横ナゲ	
23	頭蓋器环帯	古墳7c前	18	灰色	灰色	井戸ナゲ身下ハラ割り、落合ナゲ	横ナゲ	TK208進行か、造かし3単位
24	頭蓋器环帯	古墳7c前	18.95	灰色	灰色	井戸ナゲ身下ハラ割り、落合ナゲ	横ナゲ	TK208進行か、造かし3単位
25	頭蓋器环帯	古墳7c前	17	灰色	灰色	井戸ナゲ身下ハラ割り、落合ナゲ	横ナゲ	TK208進行か、造かし3単位
26	頭蓋器环帯	古墳7c前	17.05	灰色	灰色	井戸ナゲ身下ハラ割り、落合ナゲ	横ナゲ	TK208進行か、造かし3単位
27	頭蓋器环帯	古墳7c前	18.15	灰色	灰色	井戸ナゲ身下ハラ割り、落合ナゲ	横ナゲ	TK208進行か、造かし3単位
28	頭蓋器環	古墳		灰色	灰色	前面に捺目		
29	頭蓋器輪	古墳	29.4	灰色	赤褐色	開き粒	当具痕	
30	円筒埴輪	古墳5c後	52.1			1次輪ハケ、突帝輪台ナゲ	口内ハラ、身1-2輪脚ナゲ	或B-4段Dに凹凸造かし身角2次
31	円筒埴輪	古墳5c後		淡茶褐色		精良、疎多少	1次輪、2次輪ハケ	口内ヒレ
32	円筒埴輪	古墳5c後	47.6			1次輪ハケ、突帝輪台ナゲ	不完全ナゲ、ナゲ、下唇ナゲ	腰中2段-4段2段2次、口内輪脚ナゲ
33	円筒埴輪	古墳5c後		淡茶褐色		井戸ナゲ身下ハラ割り	ナゲ	
34	円筒埴輪	古墳5c後		淡茶褐色		1次輪ハケ、突帝輪台ナゲ	口内ヒレ	
35	円筒埴輪	古墳5c後		淡茶褐色		1次輪ハケ	横ナゲ	
36	円筒埴輪	古墳5c後		淡茶褐色		1次輪、2次精ハケ	横ナゲ	
37	円筒埴輪	古墳5c後		淡茶褐色		井戸ナゲ(水洗痕のハケか)	粗面板	
38	円筒埴輪	古墳5c後				石系ナマード片付	1次輪ハケ、下平滑ナゲ	5段円筒、造かし2次
39	円筒埴輪	古墳5c後		淡茶褐色	淡茶褐色	疎じり跡	1次タナハケ	底部付近の破片
40	円筒埴輪	古墳5c後		淡茶褐色	淡茶褐色	井戸ナゲ	ナゲ	二重口輪付近か
41	円筒埴輪	古墳5c後		淡茶褐色		疎多	2次輪ハケ	輪脚は上開き
42	円筒埴輪	古墳5c後		淡茶褐色		疎少ない	1次輪、2次精ハケ	ナゲ
43	円筒埴輪	古墳5c後		淡茶褐色		疎多	1次輪ハケ、井戸輪ナゲ、横ナゲ	1次輪ハケ後に突帝輪付
44	円筒埴輪	古墳5c後		淡茶褐色		井戸輪、内外1次輪ハケ、突帝輪ナゲ	横ナゲ	造かし
45	円筒埴輪	古墳5c後		淡茶褐色		1次タナハケ	ナゲ	粘土延び上げ、薄い
46	円筒埴輪	古墳5c後		淡茶褐色		1次タナハケ	ナゲ	粘土延び上げ
47	円筒埴輪	古墳5c後		淡茶褐色		疎少ない	横ナゲ、突帝輪ナゲ	粘めナゲナゲ
48	円筒埴輪	古墳5c後		淡茶褐色		疎少ない	1次輪ハケ、突帝輪接觸ナゲ	粘めナゲナゲ
49	家形埴輪	古墳5c後		茶褐色	茶褐色	長石・白・赤色粒	1次輪ハケ	横ナゲ後ナゲ
50	家形埴輪	古墳5c後		茶褐色	茶褐色	長石・白・赤色粒	横ナゲ	造かしは三角形
51	家形埴輪	古墳5c後		茶褐色	茶褐色	1次輪ハケ、部分的に横ナゲ	横ナゲ後ナゲ	刀子状工具による造かし
								三角形の造かし、底部付近か

表3 大原遺跡・大原古墳出土遺物の観察表2

番号	器種	時代時期	高さ (mm) cm	色調		胎土	調整		備考
				外面	内面		外面	内面	
52	家形埴輪か	古墳5c後		暗赤褐色	暗赤褐色	長石・白・赤色鉄	復ハケ後、ナデ	積ハケ後、ナデ	部位不明
53	家形埴輪	古墳5c後		暗赤褐色	茶褐色	長石・白・赤色鉄	複ハケ後、ナデ	積ハケ後、ナデ	周縁部に支える部分の破片
54	菅	弥生中頃初		赤褐色			磨き	磨き	火候薄片
55	甕	弥生中頃初		赤褐色	赤褐色		磨き	磨き	底部破片
56	甕	弥生							
57	甕	弥生中頃初		赤褐色	赤褐色		磨き	表面磨き、腹壁ナデ	口縁部破片、二条甕帶
58	豆	弥生中頃初		赤褐色			磨き、2条沈痕	横ナデ	あるいは前開東家、瓶片
59	下城式甕	弥生前中期					1次削ハケ、後に突帯ナデ	横ナデ	
60	下城式甕	弥生中頃初					1次削ハケ、後突帯付延縫ナデ	横ナデ後、磨き	
61	下城式甕	弥生中頃初					1次削ハケ、後突帯付延縫ナデ	1次削ハケ、後突帯付延縫ナデ	
62	下城式甕	弥生中頃初		黒褐色			1次削ハケ、後突帯付延縫ナデ	横ナデ	口縁部に穿孔
63	下城式甕	弥生前中期					1次削ハケ、後突帯付延縫ナデ	横ナデ	
64	下城式甕	弥生中頃初					ハケ目不明	横ナデ	
65	下城式甕	弥生中頃初		赤褐色	黄褐色	1次削ハケ、後突帯付延縫ナデ	1次削ハケ、ナデ	内外添付着	
66	下城式甕	弥生中頃から末					ハケ目不明、施ナデ	横ナデ	突帯が突出
67	下城式甕	弥生中頃から末					1次削ハケ、後突帯ナデ	横ハケ後、軽くナデ	突帯が突出
68	下城式甕	弥生中頃初					1次削ハケ、後突帯ナデ	1次削ハケ、後に突帯ナデ	2条削み目
69	下城式甕	弥生中頃初		黒褐色	黄褐色	1次削ハケ、後突帯付延縫ナデ	横ナデ	内外添付着	
70	下城式甕	弥生中頃から末		黄褐色		1次削ハケ、後に突帯ナデ	磨き	内外添付着、削目なし	
71	甕	弥生中頃初		茶褐色			底部破片でナデ	底部破片でナデ	上げ版
72	甕	弥生中頃初		黄褐色		砂粒が多い	表面不明	剥落不明	下城式の底部か
73	台付甕	弥生か		淡赤褐色			ナデ	ナデ	
74	須志型埴輪	古墳		灰色			カキ目	カキ目	
75	須志型埴輪	古墳7c初		灰色			上部ヘラズリ、ナデ	ナデ	

47~48、49~53は同一個体か

番号	器種	時代時期	高さ mm	厚さ mm	色調	石材	調整・特徴	備考
74	四石	弥生	7.4	4.5		砂岩	表面に凹部	鐵石としても利用か
75	蛇形石斧	弥生中頃初	10.75	4.9	灰褐色	碧砂岩	琢磨	刃部に刃こぼれ、中ほどで破損

大分県教育委員会 九六一「埋蔵文化財包蔵地調査カード」

賀川光夫一九七一「大分県の考古学」雄山閣

小浜成二〇〇六「須恵器からみた埴輪・古墳の年代」「年代のものさし・陶邑の須恵器」平成十七年度冬季企画展重要文化財指定記念

大阪府立近つ飛鳥博物館

小柳和宏編二〇〇四「大分の中世城館」大分県教育委員会

宮内克己二〇一〇「先史・古代の山香郷」「豐後國山香郷」大分県立歴史博物館

山香町教育委員会二〇〇五「山香町の文化財」

山香町誌編集委員会一九八二「山香町史」山香町史刊行会

凡例

- 一 今回報告した大原遺跡・大原古墳出土の遺物は大分県立歴史博物館が所蔵する入江コレクションに含まれる資料である。
- 二 空中写真を除く・遺物実測図作成と遺物写真・遺跡写真の撮影は大分県立歴史博物館・経貢俊一が行った。
- 三 遺物実測番号は通し番号としている。この番号を写真図版の写真番号あとにも記載し、検索ができるようにした。
- 四 今回の報告に際し、田中祐介・崎谷隼紀・馬場晶平・椎木和徳・長直信・服部真和の各氏から遺物分類位置付け等で御教示をいただいた。

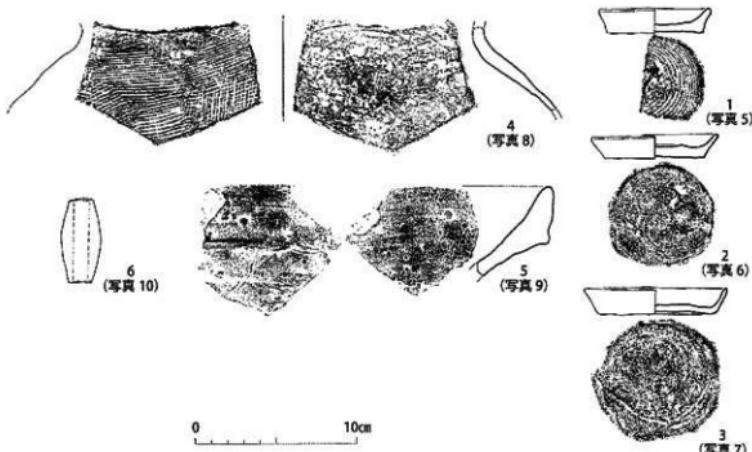


図4 大原遺跡・大原古墳出土の遺物実測図（1）

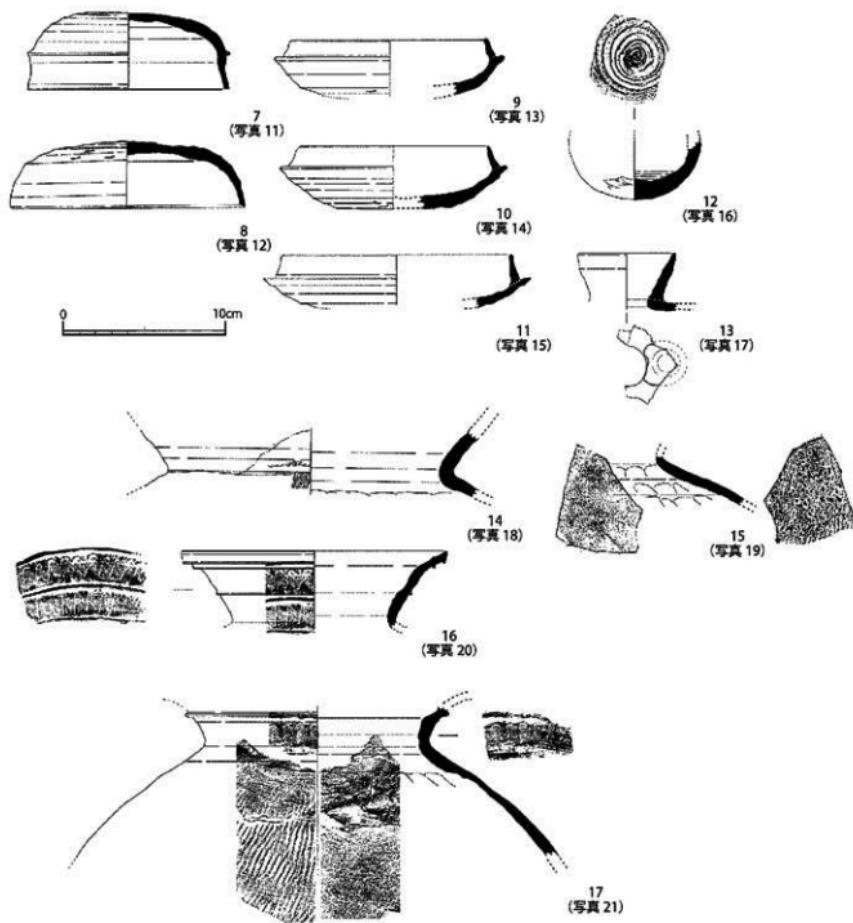


図5 大原遺跡・大原古墳出土の遺物実測図（2）

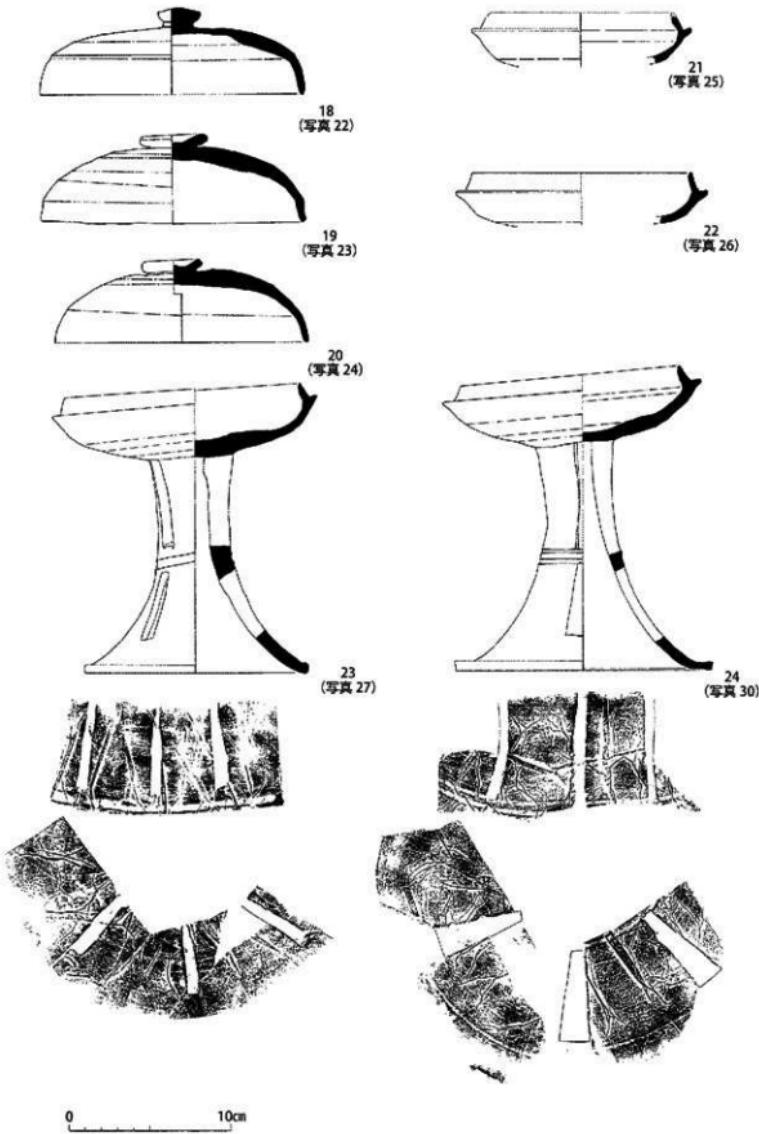


図6 大原遺跡・大原古墳出土の遺物実測図（3）

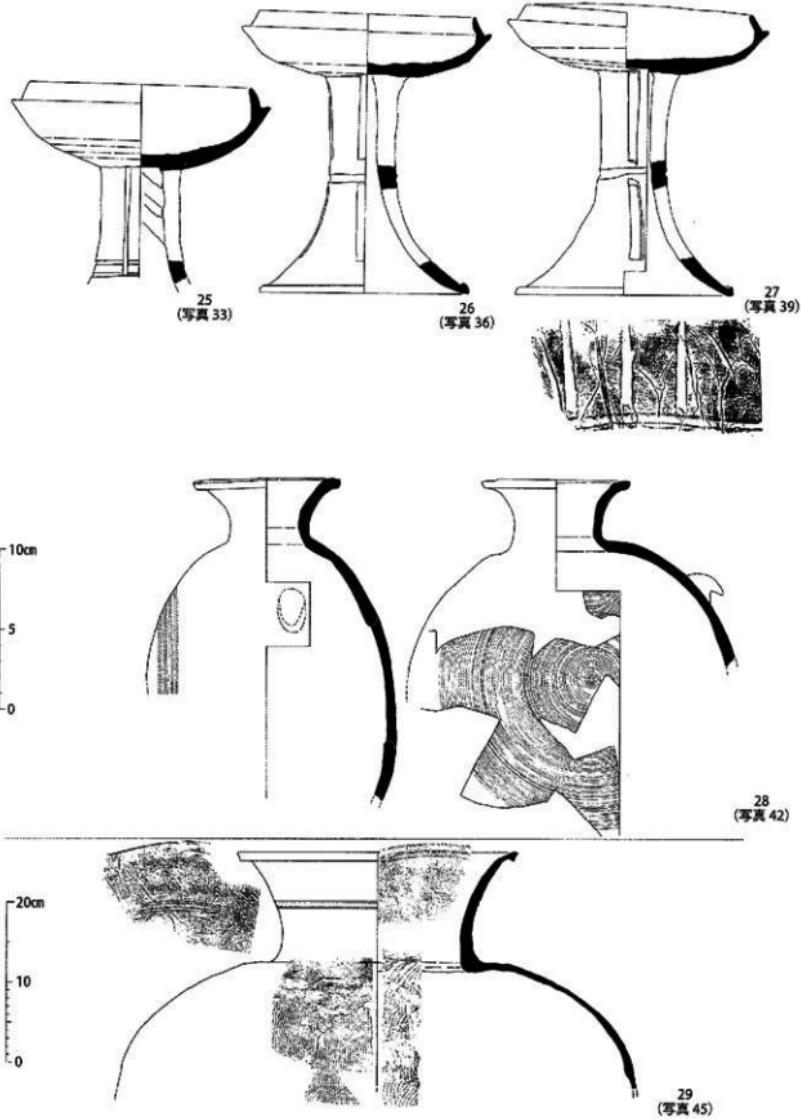


図7 大原道路・大原古墳出土の遺物実測図 (4)

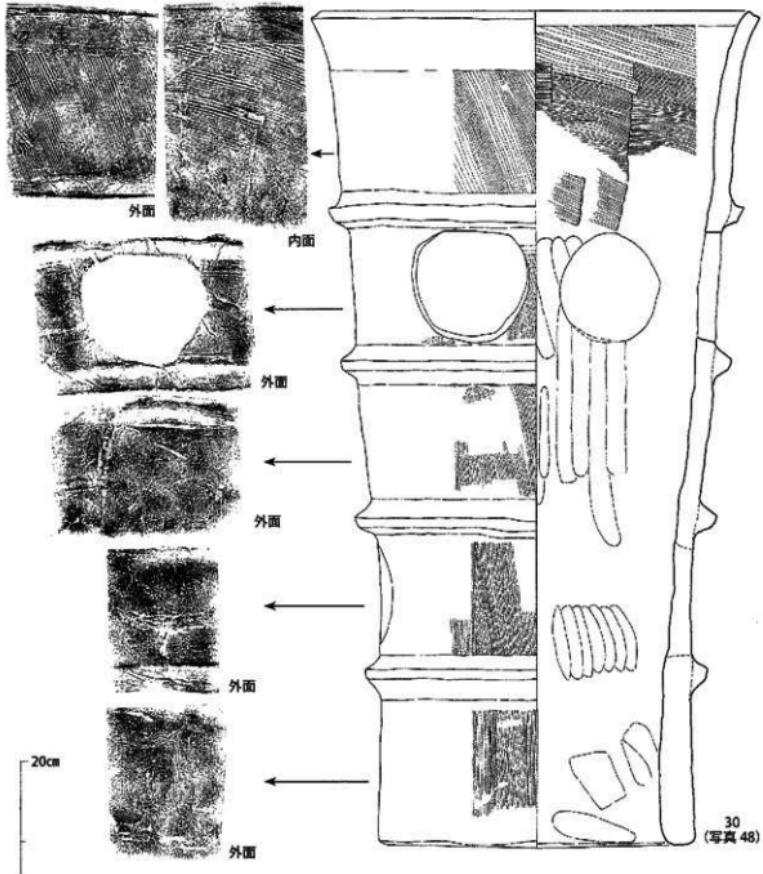
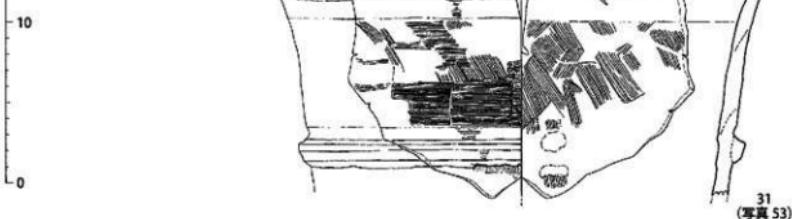
30
(写真 48)

図8 大原遺跡・大原古墳出土の遺物実測図（5）

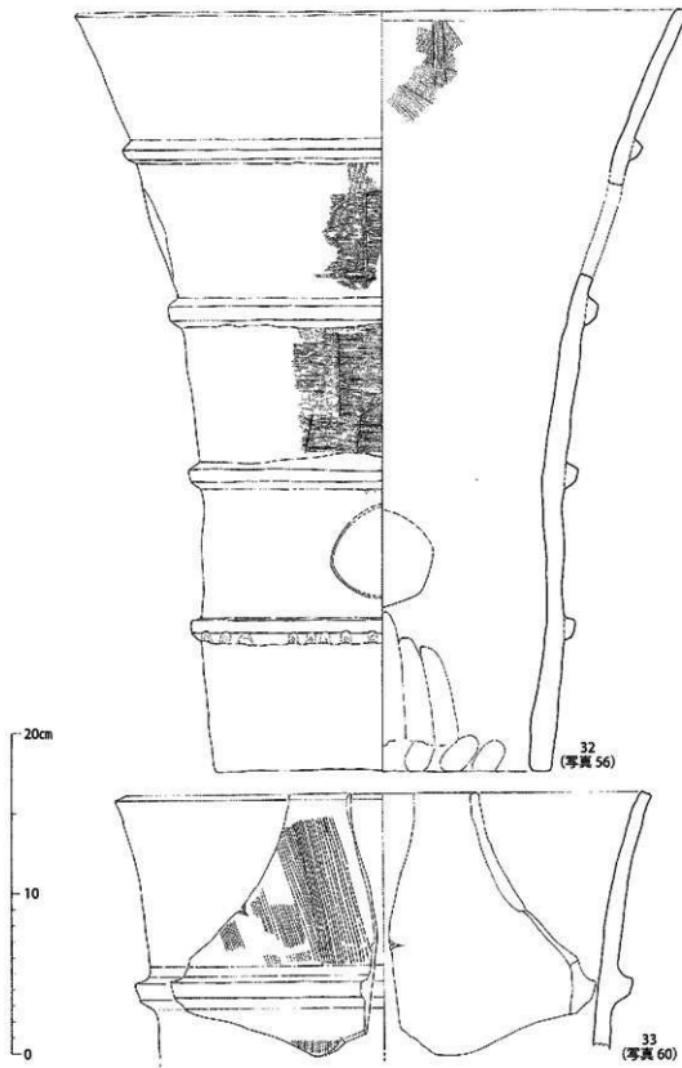


図9 大原道路・大原古墳出土の遺物実測図（6）

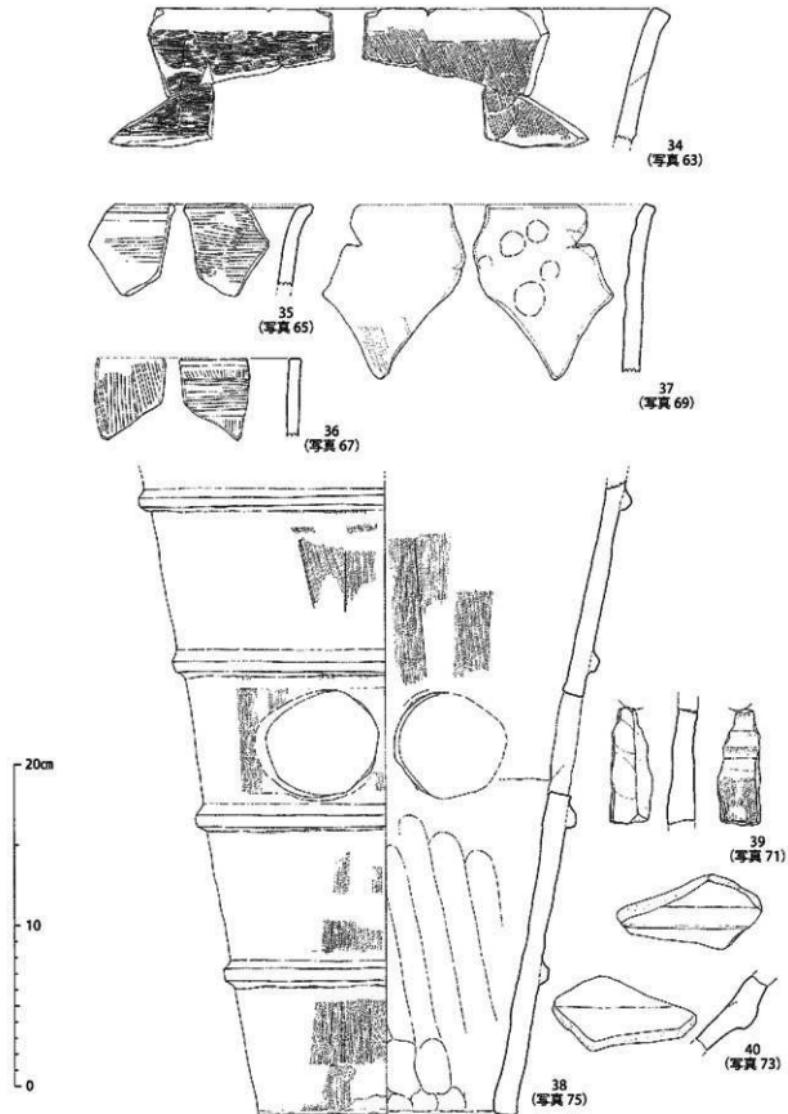


図 10 大原遺跡・大原古墳出土の遺物実測図（7）

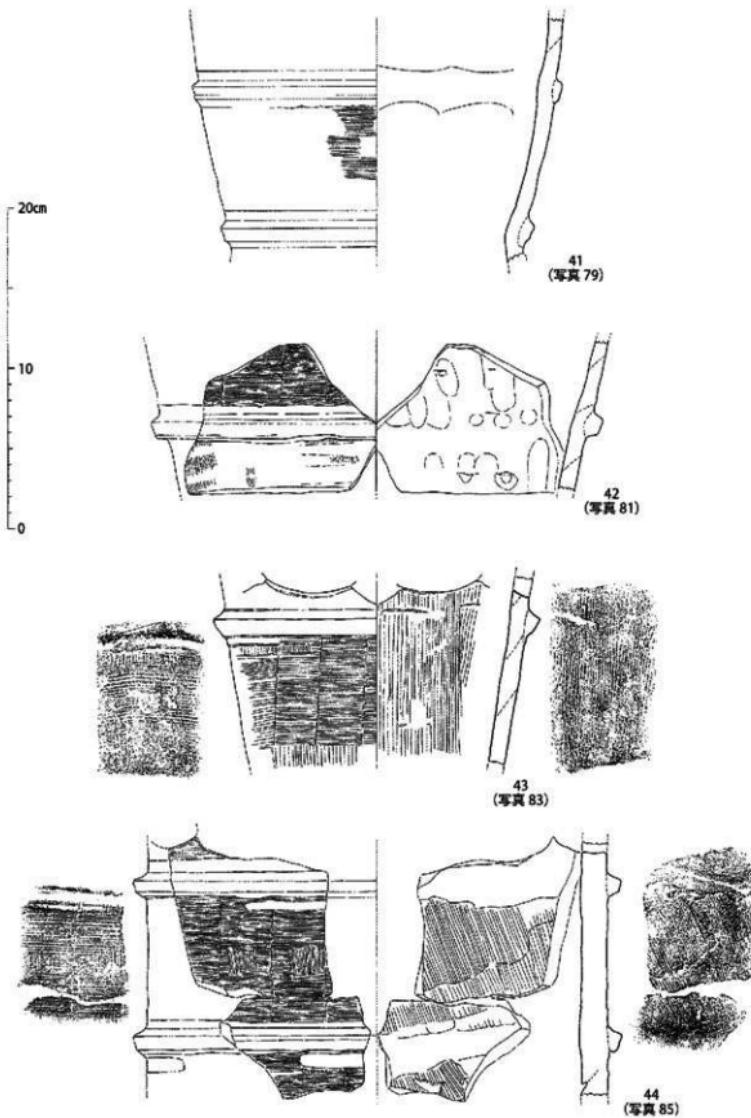


図 11 大原遺跡・大原古墳出土の遺物実測図 (8)

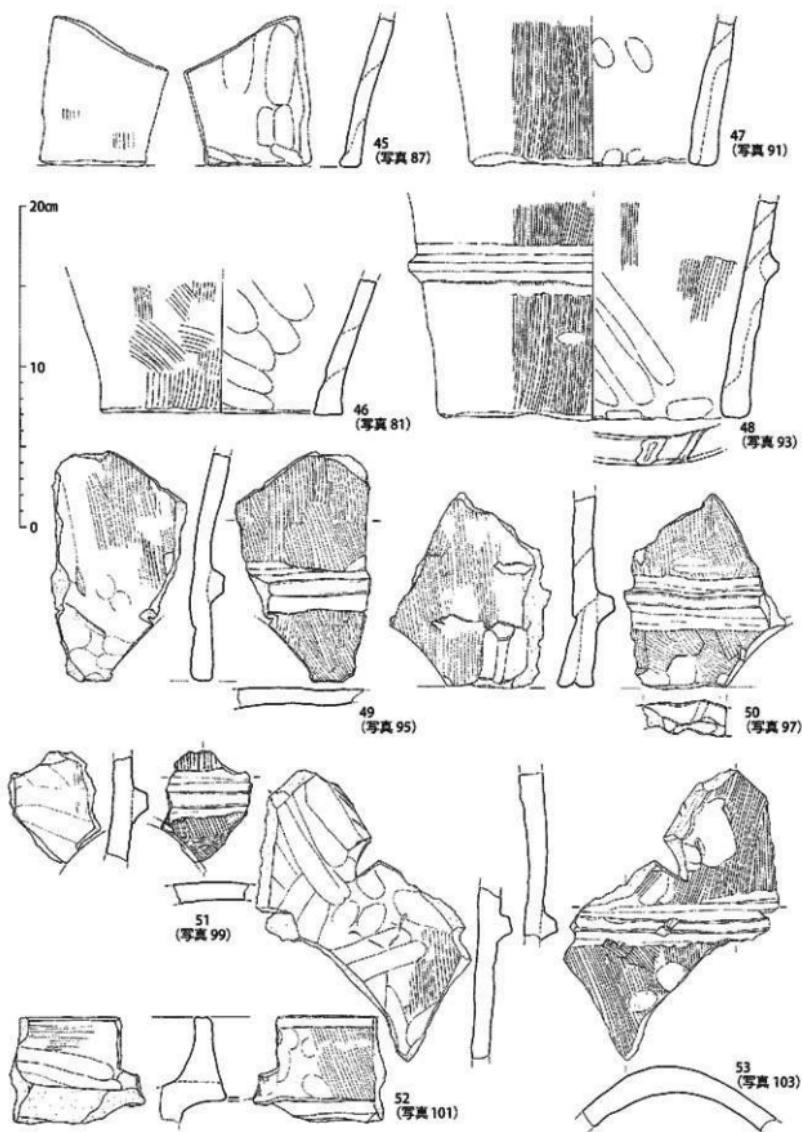


図 12 大原遺跡・大原古墳出土の遺物実測図 (9)

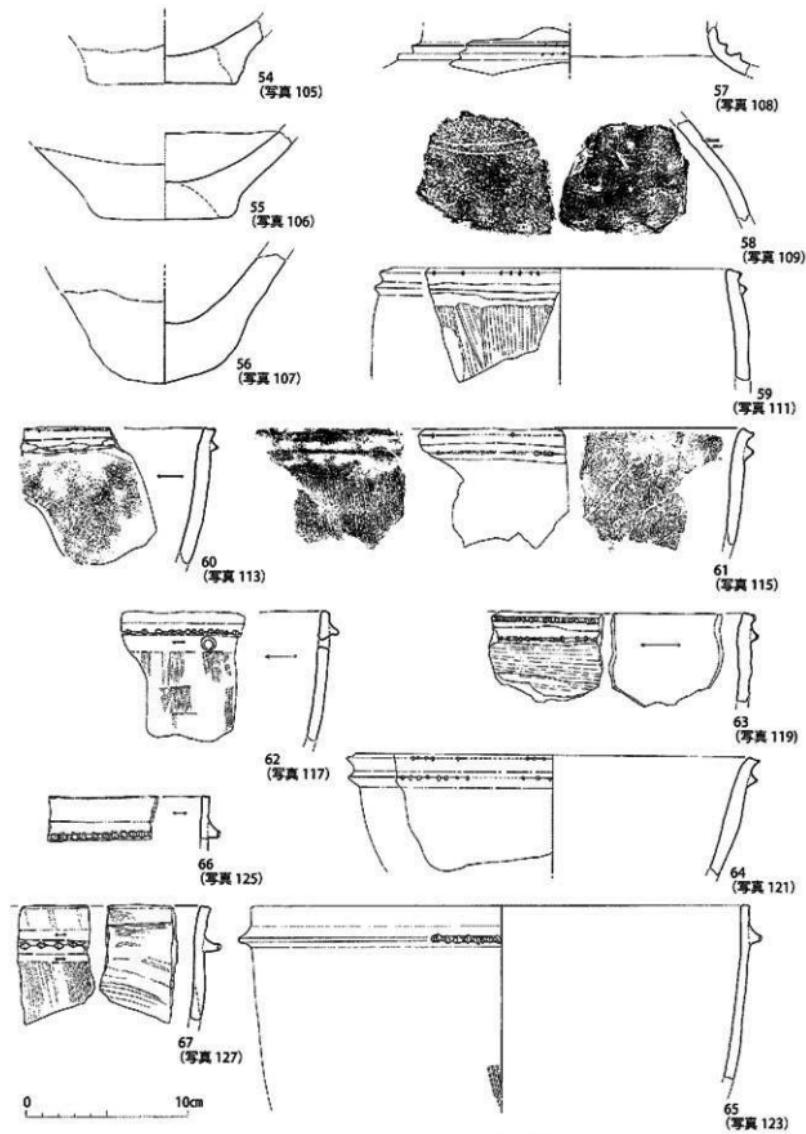


図 13 大原遺跡・大原古墳出土の遺物実測図 (10)

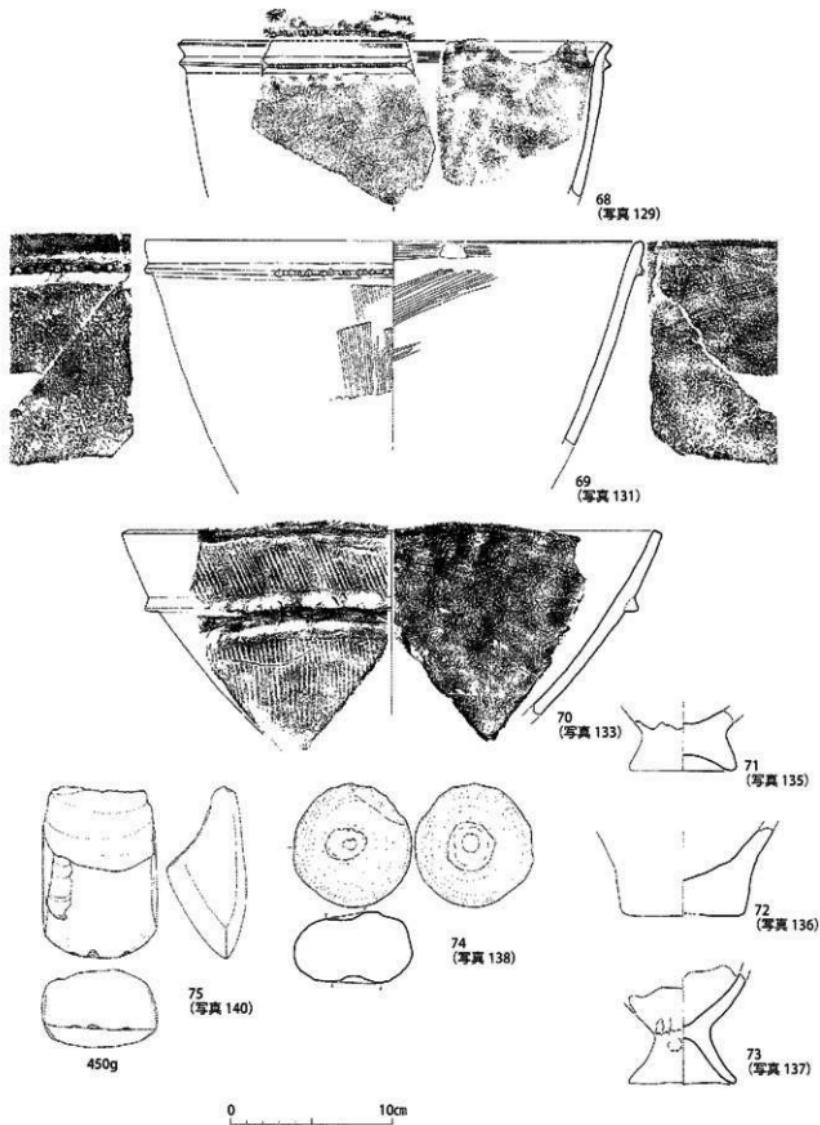
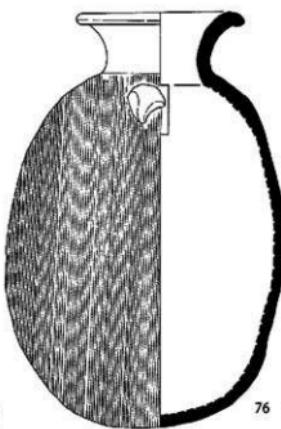


図 14 大原遺跡・大原古墳出土の遺物実測図 (11)



76 A面
(写真 144)



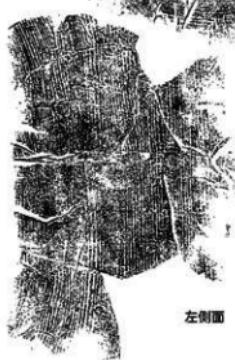
76 右侧面



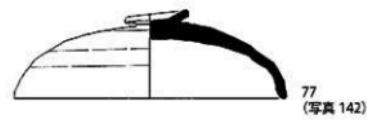
A面



B面



左侧面



77
(写真 142)

0 5 10cm

図 15 大原遺跡・大原古墳出土の遺物実測図 (12)

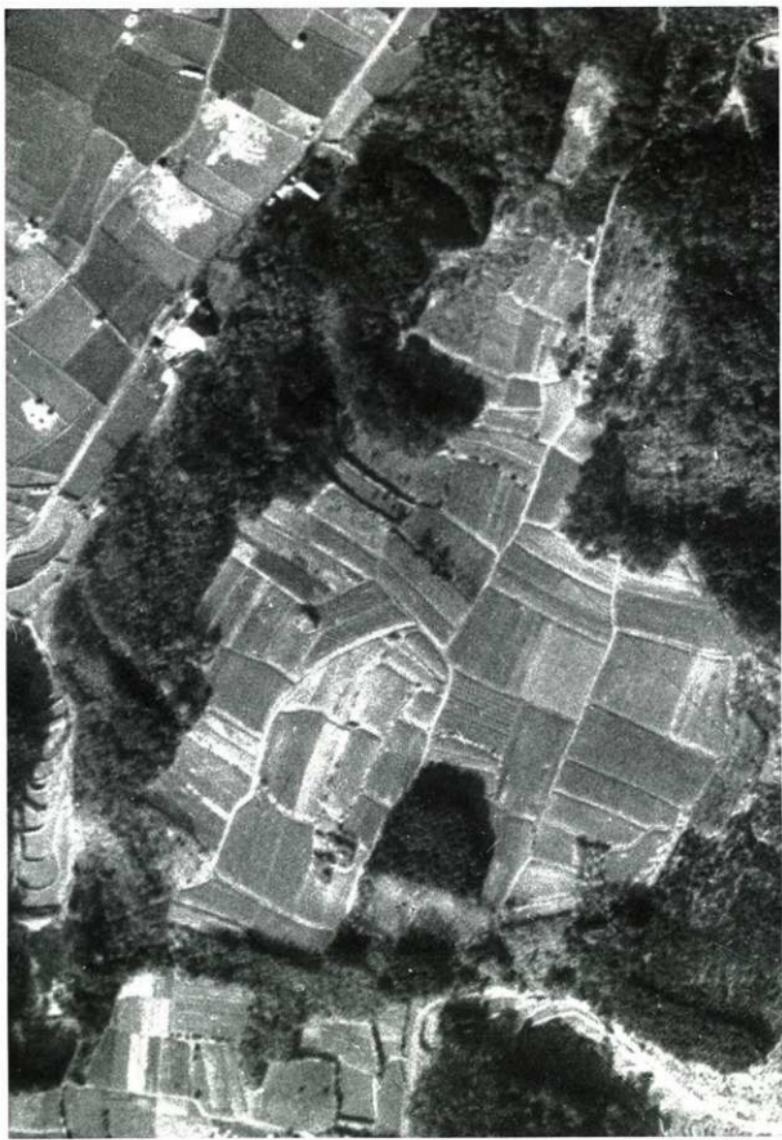


写真1 大原遺跡・大原古墳周辺の空中写真 戦後直後の写真 ※中央下の黒い部分が推定大原古墳（M1）
銘 撮影 米倉東空軍（昭和23年1月13日 撮影原権尺1/16,100 撮影番号R 216_125, コードNo.E-2L18-019 国土地理院の記録



写真2 大原遺跡・大原古墳周辺の空中写真

注 撮影 國土地理院(平成23年2月2日) 撮影地区名 日出生台・十文字原 日地セク証 250107021号 コードNo.E-3A07-025



写真3 大原遺跡・大原古墳 遠景写真1 空真中央の建物付近 左に延びる尾根の尖端付近が龍ヶ鼻城址
※右端中央の集落は旧山香町の中枢部の一角を占る若宮地区



写真4 大原遺跡・大原古墳 遠景写真2 中央の校舎とグラウンド付近が遺跡



写真7 土師器 小皿（番号3）

写真6 土師器 小皿（番号2）

写真5 土師器 小皿（番号1）



写真10 土師質 土錐（番号6）

写真9 備前焼 摺鉢（番号5）

写真8 瓦器 瓢（番号4）

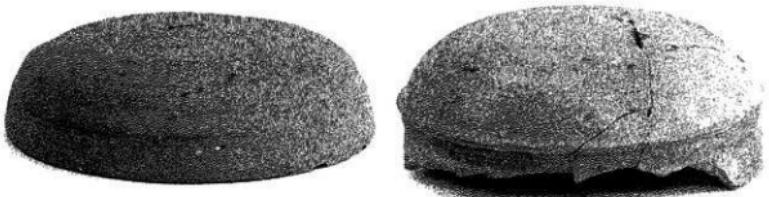


写真12 須恵器 坯蓋（番号8）

写真11 須恵器 坯蓋（番号7）



写真14 須恵器 坯（番号10）

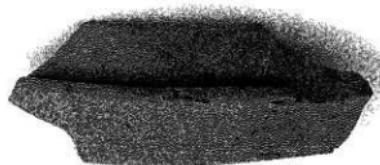


写真13 須恵器 坯（番号9）



写真 16 須恵器 碗（番号 12）

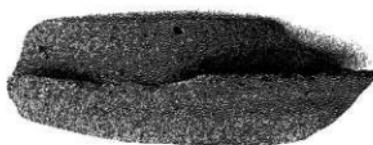


写真 15 須恵器 壺（番号 11）



写真 18 須恵器 壺（番号 14）



写真 17 須恵器 提瓶（番号 13）

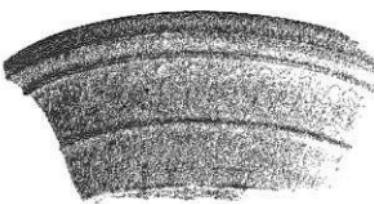


写真 20 須恵器 壺（番号 16）

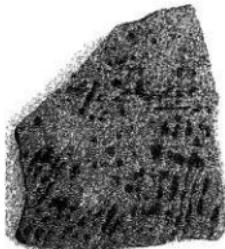


写真 19 須恵器 壺（番号 15）

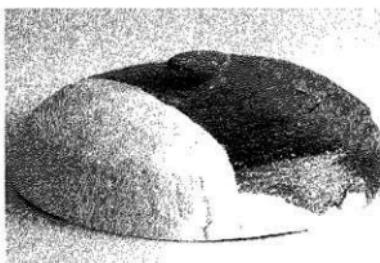


写真 22 須恵器 壺蓋（番号 18）



写真 21 須恵器 壺（番号 17）



写真 24 須恵器 壱蓋（番号 20）



写真 23 須恵器 壱蓋（番号 19）



写真 26 須恵器 壱（番号 22）



写真 25 須恵器 壱（番号 21）



写真 28 須恵器 高壹（番号 23）



写真 27 須恵器 高壹（番号 23）

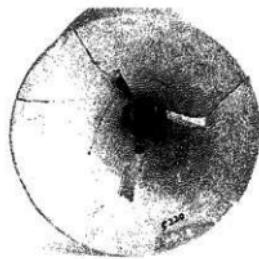


写真 29 須恵器 高壹（番号 23・脚部内面）



写真 31 須恵器 高坏 (番号 24)

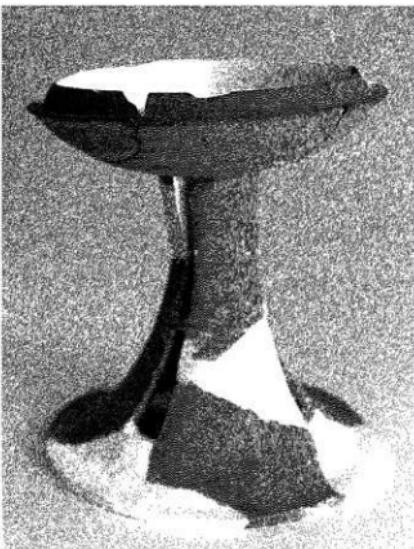


写真 30 須恵器 高坏 (番号 24)

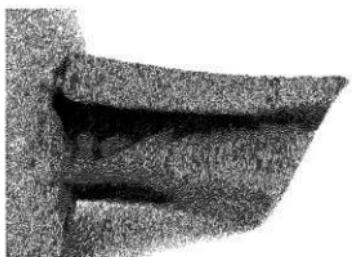


写真 34 須恵器 高坏 (番号 25・脚部内面)

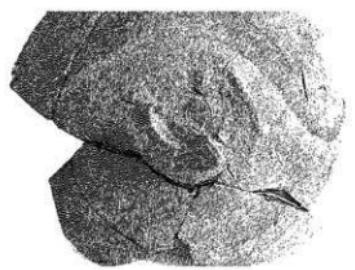
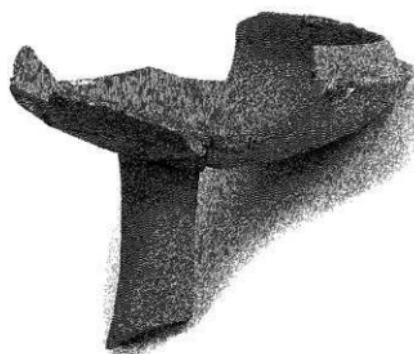


写真 35 須恵器 高坏 (番号 25・身部と脚部の接合)

写真 33 須恵器 高坏 (番号 25)



写真 37 須恵器 高環 (番号 26)

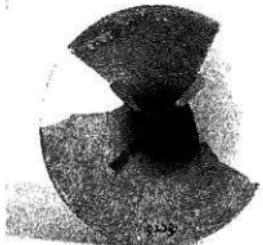


写真 38 須恵器 高環 (番号 26)



写真 36 須恵器 高環 (番号 26)

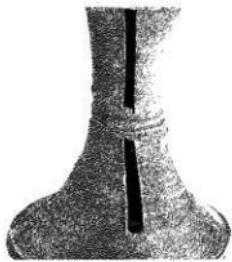


写真 40 須恵器 高環 (番号 27)

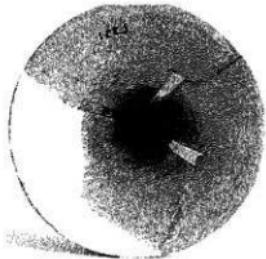


写真 41 須恵器 高環 (番号 27・脚部内面)



写真 39 須恵器 高環 (番号 27)



写真43 須恵器 提瓶（番号28・側面）



写真42 須恵器 提瓶（番号28）

写真44 須恵器 提瓶（番号28・内面）

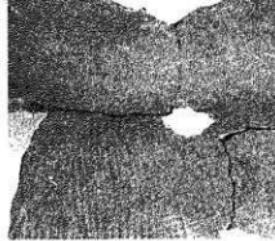


写真46 須恵器 袋（番号29・外面）

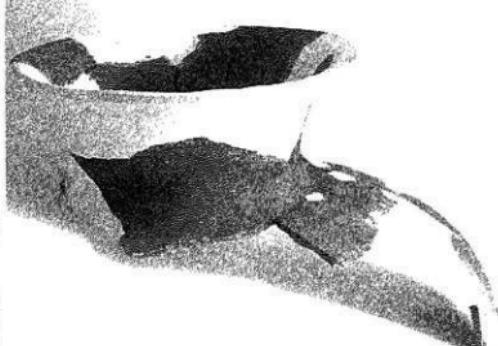
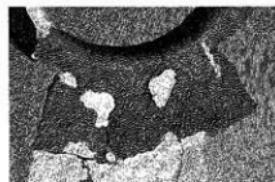


写真45 須恵器 袋（番号29）

写真47 須恵器 袋（番号29・内面）



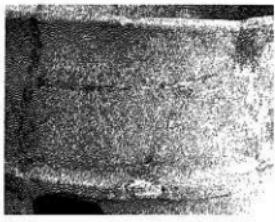


写真 49 内筒埴輪（番号 30・外面）
※5段目の外面

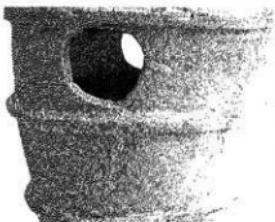


写真 50 内筒埴輪（番号 30・外面）
※3・4段目の外面

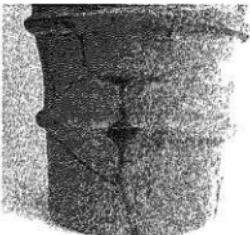


写真 51 内筒埴輪（番号 30・外面）
※1・2段目の外面



写真 52 内筒埴輪（番号 30・内面）
※内面のスカシ

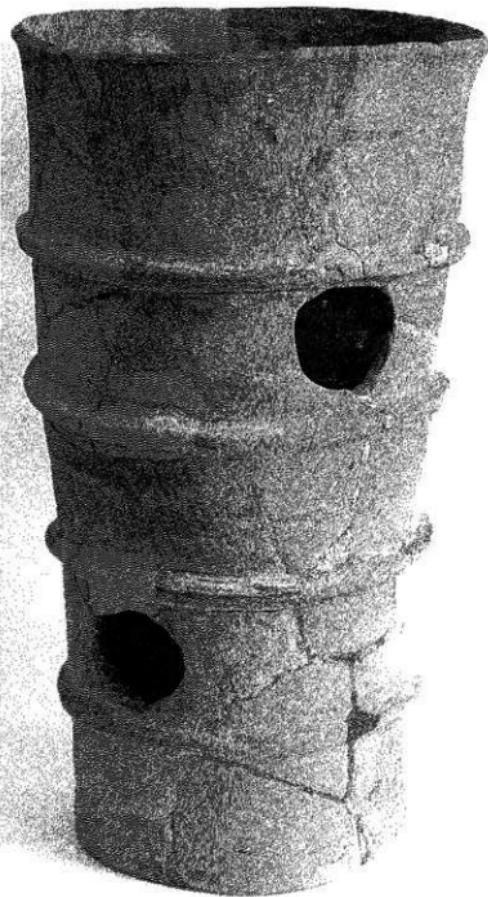


写真 48 内筒埴輪（番号 30・外面）

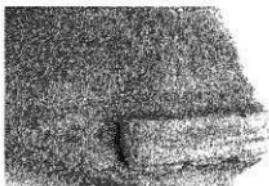


写真 54 円筒埴輪（番号 31・外面）

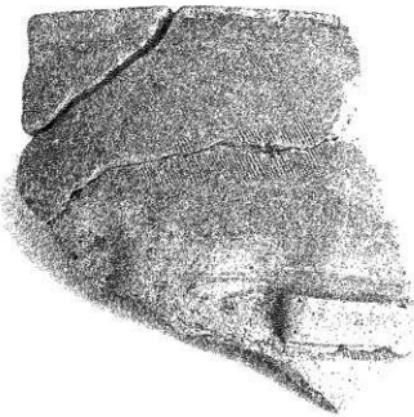


写真 53 円筒埴輪（番号 31・外面）

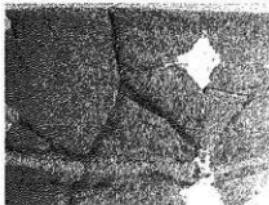


写真 55 円筒埴輪（番号 31・内面）

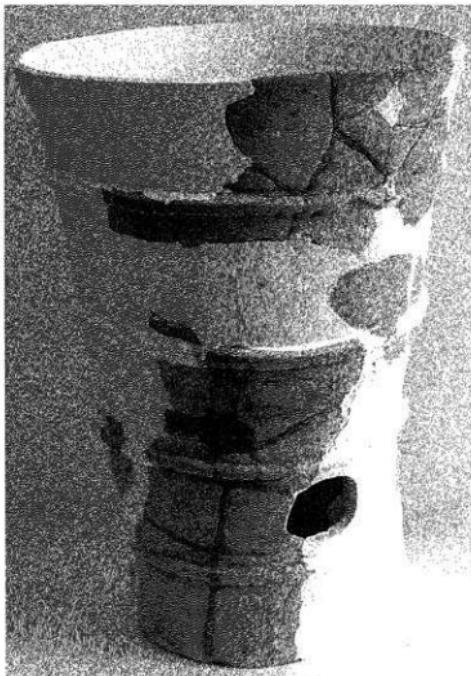


写真 56 円筒埴輪（番号 32・外面）

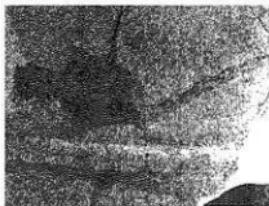


写真 57 円筒埴輪（番号 32・5段目外面）



写真 58 円筒埴輪（番号 32・3段目外面）

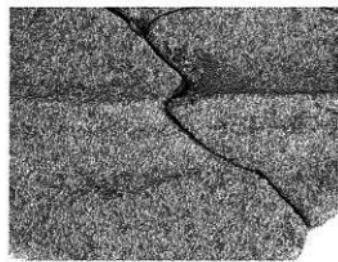


写真 61 円筒埴輪（番号 33・内面）

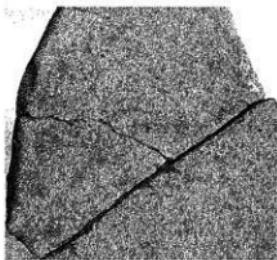


写真 62 円筒埴輪（番号 33・内面）

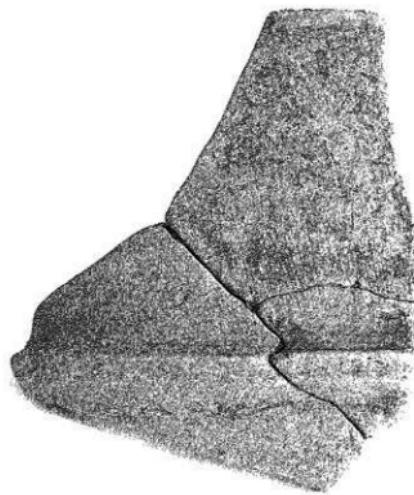


写真 60 円筒埴輪（番号 33・外側）

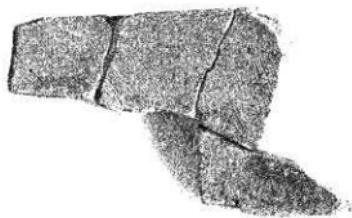


写真 64 円筒埴輪（番号 34・内面）

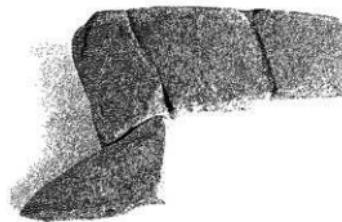


写真 63 円筒埴輪（番号 34・外側）

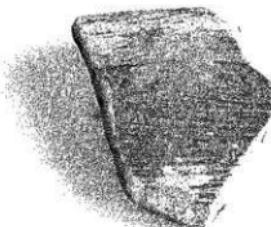


写真 66 円筒埴輪（番号 35・内面）

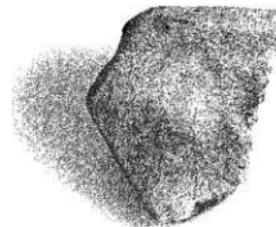


写真 65 円筒埴輪（番号 35・外側）

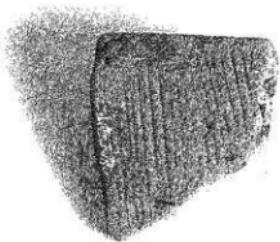


写真 68 円筒埴輪（番号 36・内面）

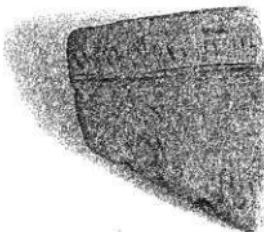


写真 67 円筒埴輪（番号 36・外面）



写真 70 円筒埴輪（番号 37・内面）



写真 69 円筒埴輪（番号 37・外面）



写真 72 円筒埴輪（番号 39・内面）



写真 71 円筒埴輪（番号 39・外面）

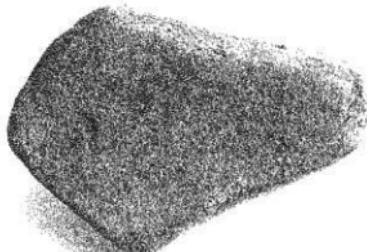


写真 74 円筒埴輪（番号 40・内面）

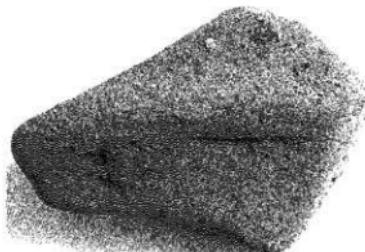


写真 73 円筒埴輪（番号 40・外面）

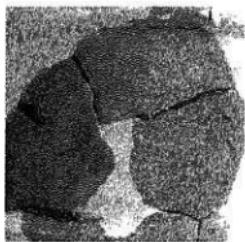


写真 76 円筒埴輪（番号 38・外面）
※4段目の外面

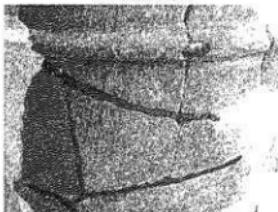


写真 77 円筒埴輪（番号 38・外面）
※2段目の外面

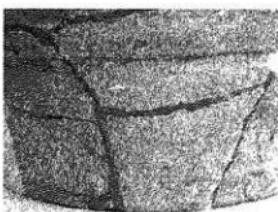


写真 78 円筒埴輪（番号 38・外面）
※1段目の外面



写真 75 円筒埴輪（番号 38）

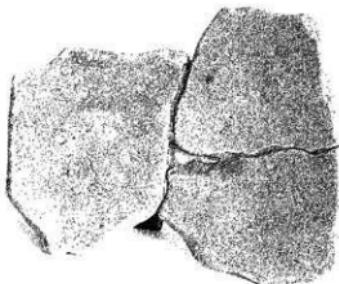


写真 80 円筒埴輪（番号 41・内面）



写真 79 円筒埴輪（番号 41・外面）

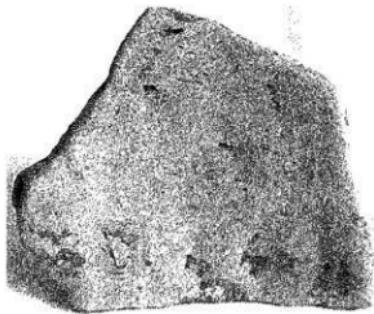


写真 82 円筒埴輪（番号 42・内面）



写真 81 円筒埴輪（番号 42・外）



写真 84 円筒埴輪（番号 43・内面）
※ 1段目の内面



写真 83 円筒埴輪（番号 43・外）
※ 1段目の外）



写真 86 円筒埴輪（番号 44・内面）



写真 85 円筒埴輪（番号 44・外面）

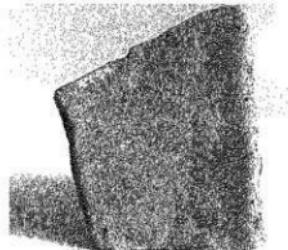


写真 88 円筒埴輪（番号 45・内面）

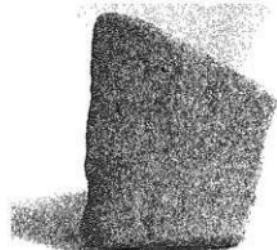


写真 87 円筒埴輪（番号 45・外面）

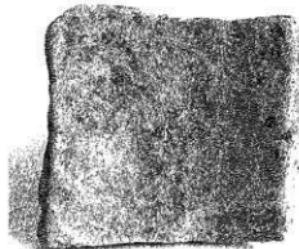


写真 90 円筒埴輪（番号 46・内面）

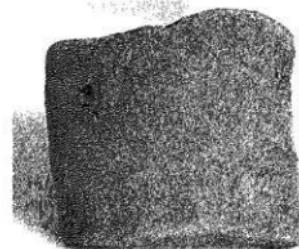


写真 89 円筒埴輪（番号 46・外面）



写真 92 円筒埴輪（番号 47・内面）
※ 1段目の内面



写真 91 円筒埴輪（番号 47・外側）
※ 1段目の外側



写真 94 円筒埴輪（番号 48・内面）
※ 1段目の内面



写真 93 円筒埴輪（番号 48・外側）
※ 1段目の外側

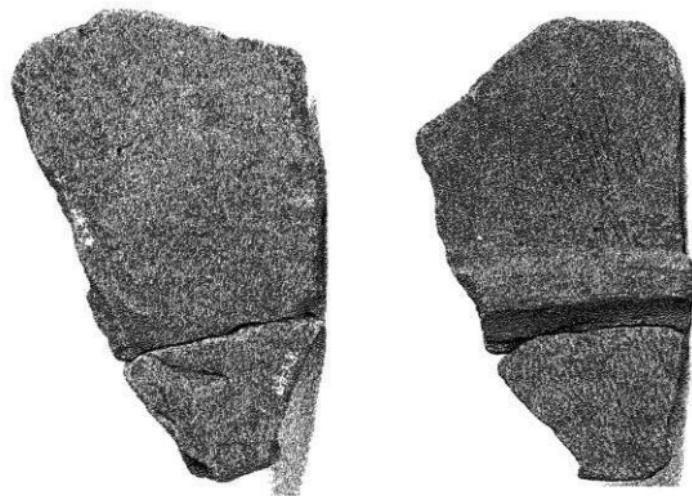


写真 96 円筒埴輪 (番号 49・内面)

写真 95 円筒埴輪 (番号 49・外面)

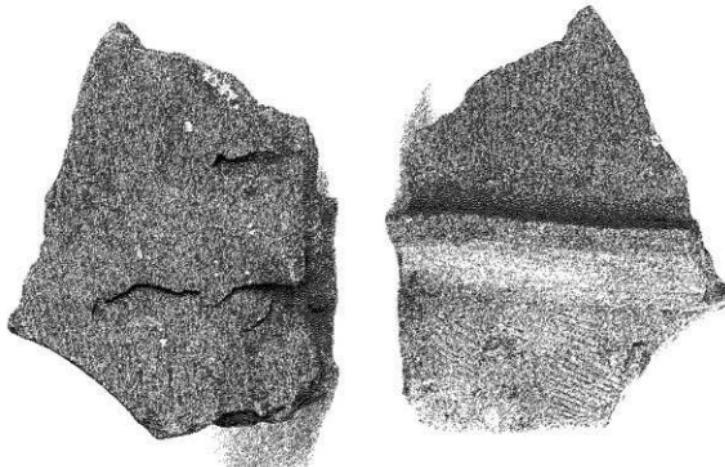


写真 98 円筒埴輪 (番号 50・内面)

写真 97 円筒埴輪 (番号 50・外面)

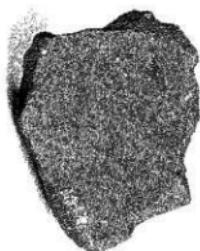


写真 100 円筒埴輪（番号 51・内面）

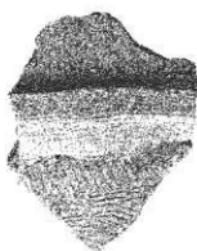


写真 99 円筒埴輪（番号 51・外側）

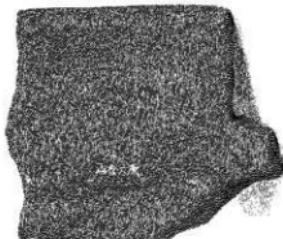


写真 102 家形埴輪（番号 52・内面）

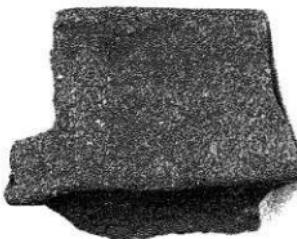


写真 101 家形埴輪（番号 52・外側）



写真 104 家形埴輪（番号 53・内面）



写真 103 家形埴輪（番号 53・外側）



写真 106 弥生土器 壺（番号 55）



写真 105 弥生土器 壺（番号 54）

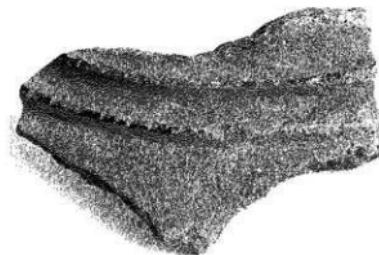


写真 108 弥生土器 壺（番号 57）



写真 107 弥生土器 壺（番号 56）

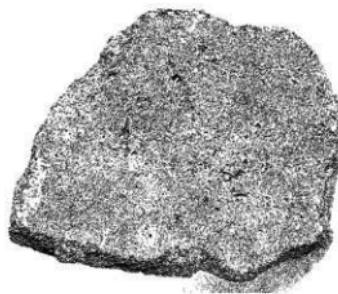


写真 110 弥生土器 壺（番号 58）



写真 109 弥生土器 壺（番号 58）

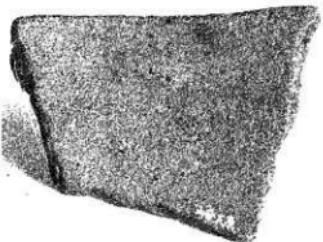


写真 112 弥生土器 要（番号 59・内面）



写真 111 弥生土器 要（番号 59・外面）

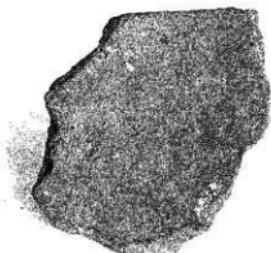


写真 114 弥生土器 要（番号 60・内面）



写真 113 弥生土器 要（番号 60・外面）

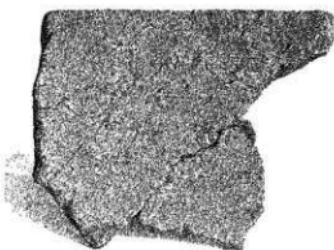


写真 116 弥生土器 要（番号 61・内面）

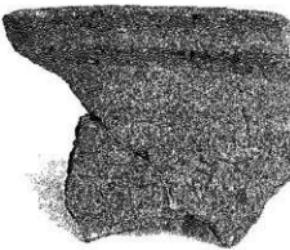


写真 115 弥生土器 要（番号 61・外面）

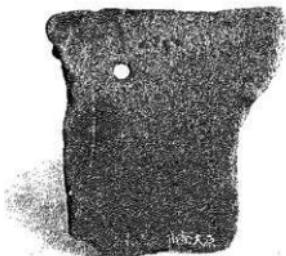


写真 118 弥生土器 要（番号 62・内面）



写真 117 弥生土器 要（番号 62・外面）

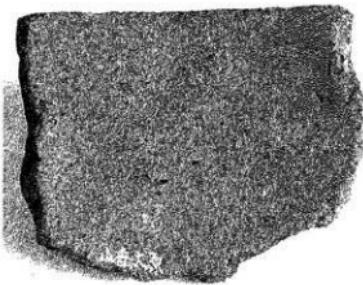


写真 120 弥生土器 瓢（番号 63・内面）



写真 119 弥生土器 瓢（番号 63・外側）

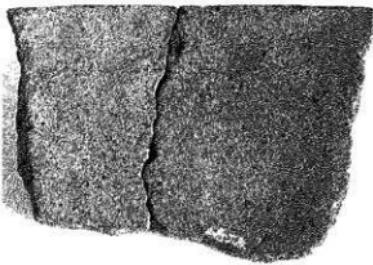


写真 122 弥生土器 瓢（番号 64・内面）

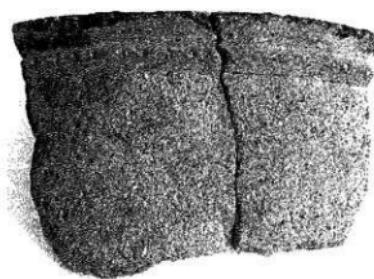


写真 121 弥生土器 瓢（番号 64・外側）



写真 124 弥生土器 瓢（番号 65・内面）

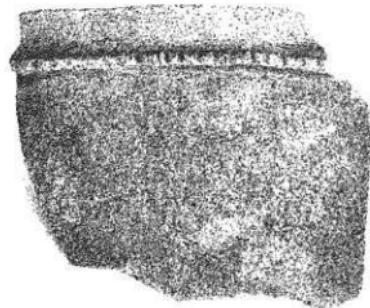


写真 123 弥生土器 瓢（番号 65・外側）

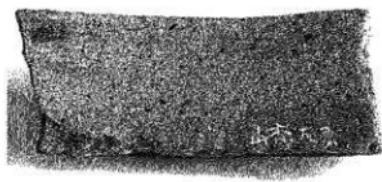


写真 126 弥生土器 瓢（番号 66・内面）

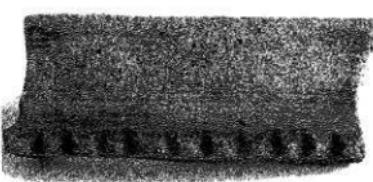


写真 125 弥生土器 瓢（番号 66・外側）

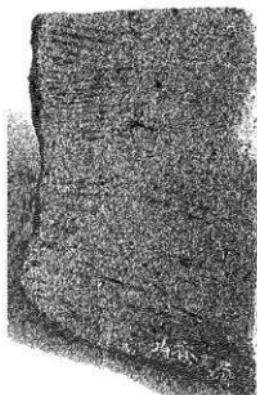


写真 128 弥生土器 瓢（番号 67・内面）

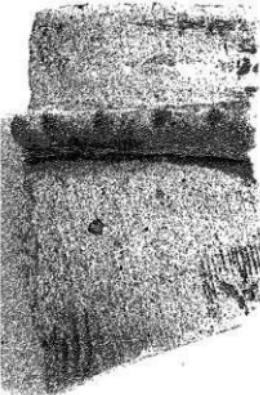


写真 127 弥生土器 瓢（番号 67・外側）

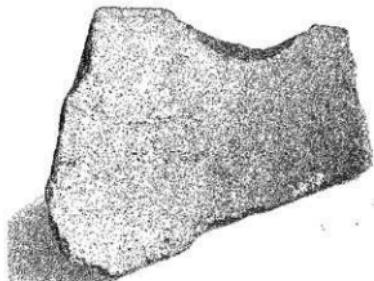


写真 130 弥生土器 瓢（番号 68・内面）

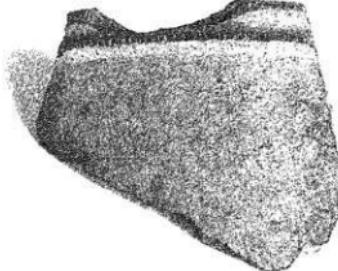


写真 129 弥生土器 瓢（番号 68・外側）



写真 131 弥生土器 袋（番号 69・外面）

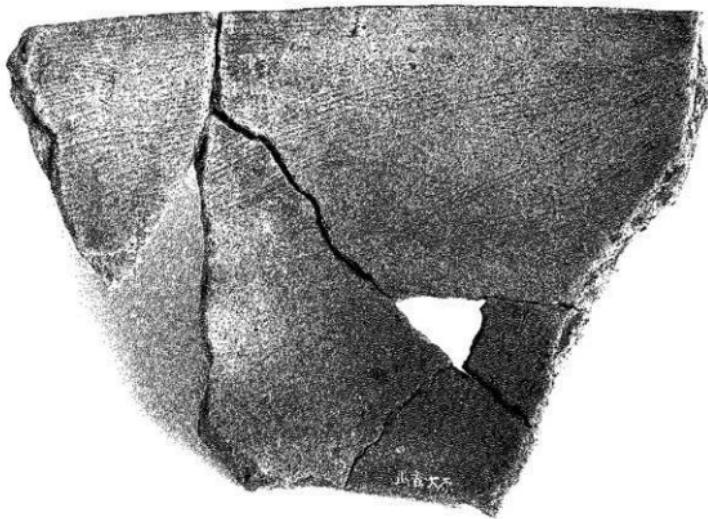


写真 132 弥生土器 袋（番号 69・内面）

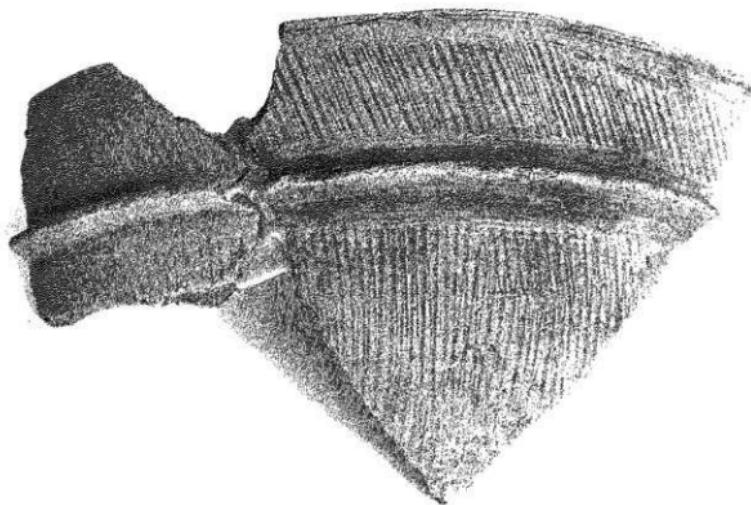


写真133 弥生土器 豪（番号70・外面）

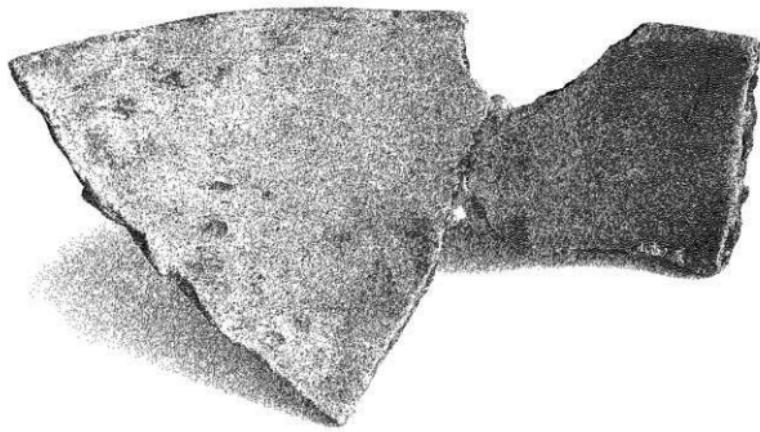


写真134 弥生土器 豪（番号70・内面）



写真 137 弥生土器 裂（番号 73）

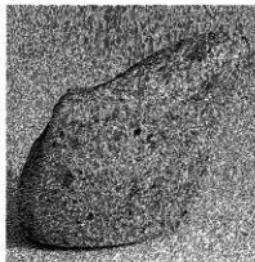


写真 136 弥生土器 裂（番号 72）

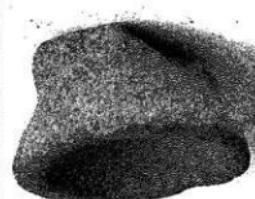


写真 135 弥生土器 裂（番号 71）

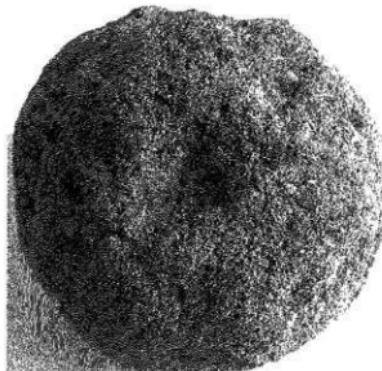


写真 139 凹石（B面）（番号 74）



写真 138 凹石（A面）（番号 74）



写真 141 石斧（番号 75）

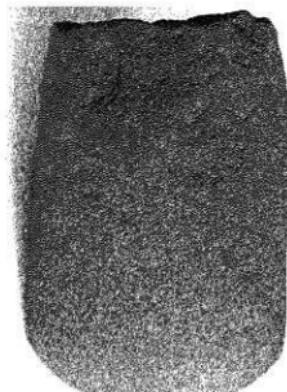


写真 140 石斧（番号 75）

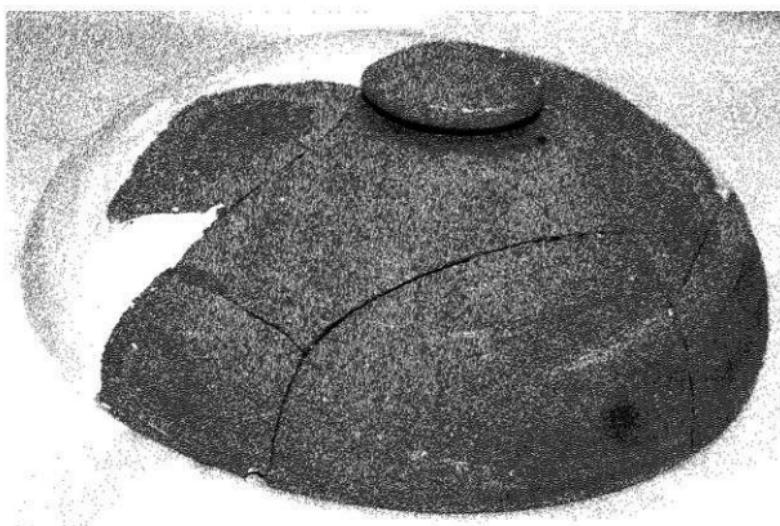


写真 142 須恵器壺蓋（番号 77）



写真 143 須恵器壺蓋（番号 77）



写真 145 须恵器提瓶（番号 76）



写真 144 须恵器提瓶（番号 76）

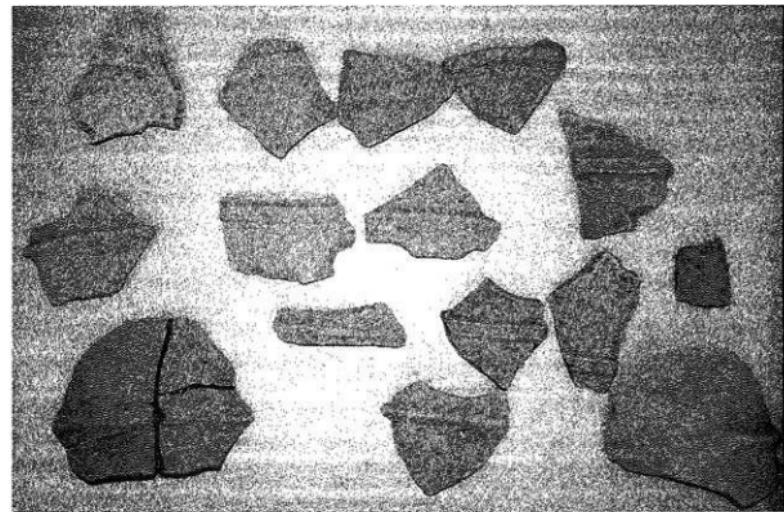
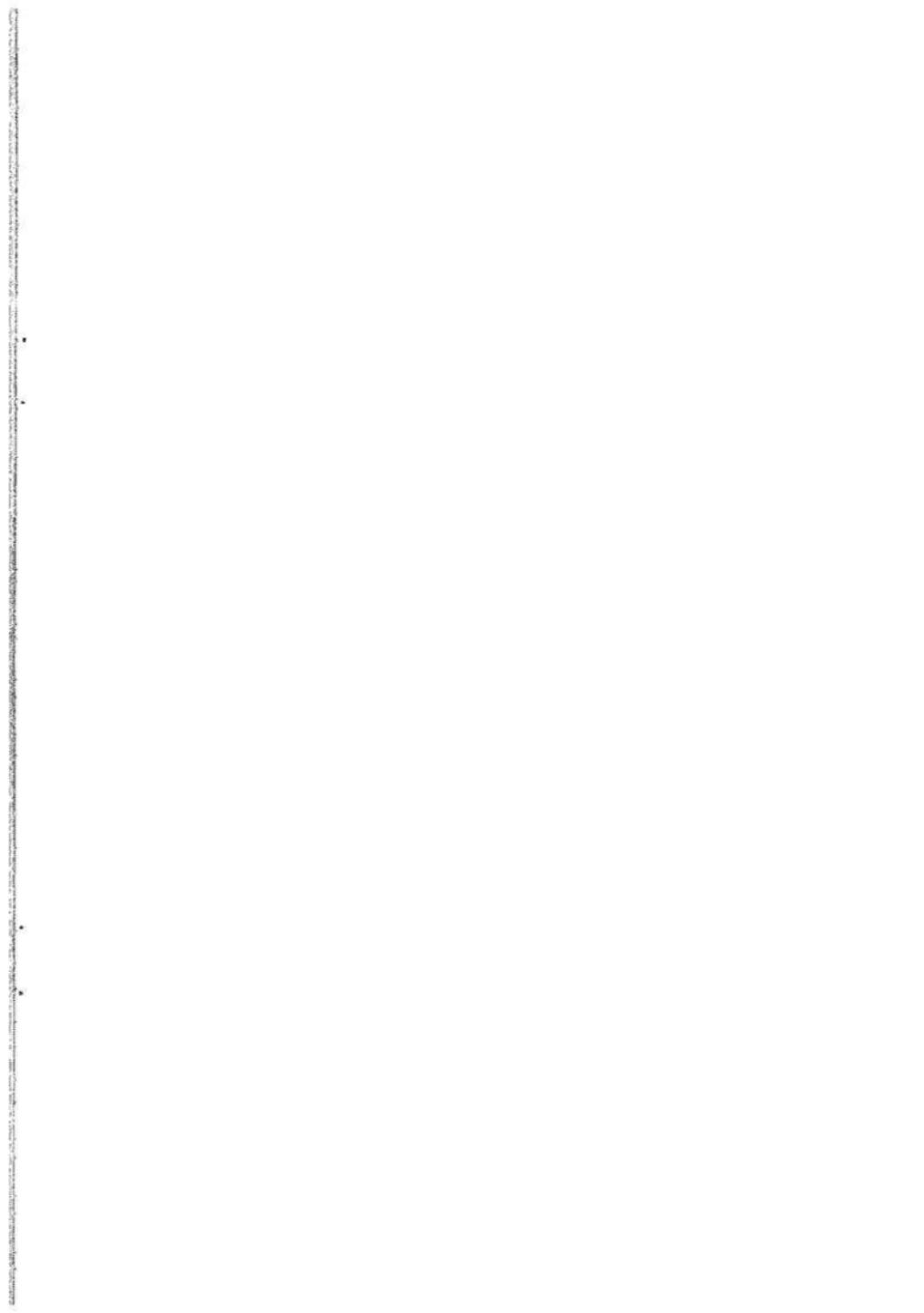


写真 146 円筒埴輪 参考資料



写真147 石器および石製品 上から1段目：黒曜石・石英・頁岩、2段目：姫島産黒曜石の石核と剥片
3段目：延石、4段目：燧石（六太郎角か）



II 近世資料

「」では、中世山香郷域に關わる近世地誌の基礎資料として「山香郷國跡考」

「山香郷國跡考」（安永八（一七七九）年二月筆写）を底本とする。現在、「阿南家文書」はすべて焼失しており原史料を確認することはできないが、原稿をみる限り、図書館本の記載内容とは明らかに相違点が見受けられる。

【古籍①】

- 一 元和三歳五月廿六日 台徳院様ヨリ三万石之御朱印出ル
- 一 寛永十一歳八月四日 大歎院様ヨリ三万石之御朱印出ル
- 一 寛永四年四月五日 廣院様ヨリ二万五千石之御朱印出ル
- 一 貞享元年九月廿一日 廣院様ヨリ二万五千石之御朱印出ル

を紹介する。「山香郷國跡考」は、「山香町誌」（山香町刊行会、一九八二年）

に全文が、そして「日出町誌」史料編（日出町役場、一九八六年）にも一部がすでに紹介されている。しかし、中世山香郷域における集落と耕地を考える場合、「山香郷國跡考」の記載内容について再検討を行うことは不可欠である。そこで本書では、「山香郷國跡考」をあらためて翻刻・掲載することにしたい。

まず最初に、底本として使用した史料について触れておくことにしよう。

今回、底本として使用したものは、日出町立萬里図書館が所蔵する「山香郷國跡考」である（題義には「日出國跡考」と表記あり）。これは、内表紙の記載から、昭和一三（一九三八）年三月に財團法人帆足記念図書館（現・日出町立萬里図書館）が筆写したものであることがわかる。現在、「山香郷國跡考」として所在が確認できるものは、この日出町立萬里図書館が所蔵する写本だけである（以下、「図書館本」と表記する）。

ところで、上述した「山香町誌」と「日出町誌」史料編は、いずれも使用した底本を明記していない。両者の翻刻内容を比較すると、「図書館本」（幕後国通見部「出領分之來歴」中にはほどこされている読みに若干の相違点がみられるものの、それ以降の内容にはほとんど違いがない。したがって、「山香町誌」と「日出町誌」史料編は、同じ底本を使用したと考えられる。この両者を、図書館本の内容と比較してみると、体裁用語等に大きな相違点が確認できないことから、「山香町誌」と「日出町誌」史料編でも図書館本を底本とした可能性が高い。

ここで問題となるのは、昭和一三年三月に図書館本が筆写された際、いったい何を底本としたのかということである。現在、杵築市教育委員会には、「山香町誌」編纂時に収集調査された「山香町誌編纂資料」が収蔵されている。このなかに、「國跡考・山香郷全」と題された翻刻原稿がのこっている（以下、「原稿」と表記する）。この原稿は、杵築市山香町個人が旧蔵した「阿南家文書」所蔵の「山

【史料①】
— [中略] は図書館本の、「史料②」は原稿のそれぞれ冒頭部分に記されている
幕後日出藩朱印高の書き上げである。年代表記に用語の違いがあるが、何より大きな相違点は、「史料②」には江戸幕府五代將軍徳川綱吉の代における朱印高の記載があるのに対して、「史料①」にはそれがみられないことである。これ以降の記載内容についても、図書館本と原稿との間には、体裁・用語等の違いを数多く確認することができる。

結局、現状では、昭和一三年三月に図書館本が成立した際、その底本とされた史料を明らかにすることはできない。しかし、「阿南家文書」に伝来していた安永八年の写本とは別の「山香郷國跡考」が過去に存在していた可能性は否定できない。いずれにしても、今のところ所在が確認できる「山香郷國跡考」は、図書館本以外ではなく、その内容を正確に翻刻して後世に伝えていくことは大きな意義をもつものといえるだろう。

次に、「山香郷國跡考」の概要について述べていくことにしたい。

「山香郷國跡考」については、すでに後藤重巳氏が「大分県史・近世篇」（大分県、一九八五年）において以下のようにまとめられている。

太郎兵衛が「園跡考」を編纂した。

(2) 野原太郎兵衛が編纂した「園跡考」が、中世山香郷域に限られたことと、それを惟しんだ日出藩の二宮兼善が、それ以外の藩領を対象に同様の地

誌の編纂を計画し、寛政九（一七九七）年に川崎・津嶋・北仁王・南仁

王・北大神・南大神・八代・北藤原・南藤原・八坂二〇カ村の「園跡考」

「三卷を完成させた。

(3) 二宮兼善が、寛政九年に完成させた一〇カ村の「園跡考」のうち、北大

神村と八坂村のものは現存していない。

(1) の元禄年間に野原太郎兵衛が編纂した「園跡考」が「山香郷園跡考」である。

図書館本の冒頭には、「園跡考 山香郷 野原太良兵衛著」と記されている。野

原太郎兵衛は、元禄一四（一七〇一）年、前野原太庄屋役野原太郎右衛門の解任

を受けて、内河野太庄屋役から野原太庄屋役へ転任した人物である。その後、野

原太庄屋役は、享保一四（一七二九）年に三代野原太郎兵衛が解任されると河南

喜助がつとめている（以上、前掲「山香郷町誌」三五六頁）。すなわち、「山香郷園

跡考」は、初代あるいは二代どちらかの野原太郎兵衛によつて、元禄一四年から

享保一四年にかけての間に編纂されたものといえる。

さらに、本文中にも目を向けてみよう。図書館本に記載された記事を一覧する

と、元禄期前後の記事としては、「上後川内村」の項にみえる元禄一五年のもの

がもつとも新しいことがわかる。この元禄一五年の記事では、同年をととえ「当年」と表現してはいない。「山香郷園跡考」は、元禄一四年に野原太庄屋役に就

任したばかりの野原太郎兵衛が元禄末期に編纂したとするよりも、統く一八世纪

初頭の宝永・正徳期頃に編纂されたと理解する方が自然ではないだろうか。

さて、図書館本を一覧すると、享和三（一八〇三年）、文化一（一八〇五年）、

安政六（一八五九年）年の記事がみられることがわかる。このうち、文化一年の記

事は「恒道村」と「倉成村」の両項にあるが、いずれも頭注として記載されたものである。また、安政六年の記事「鶴成村」の項には、ほかの記事とは異なり、文頭に「○」印がほどこされている。以上をふまえれば、享和期も含めて文化・

安政期の各記事はのちに加筆されたものとみて間違いない。
安政期の各記事はのちに加筆されたものとみて間違いない。

(2) の寛政期に二宮兼善が編纂した「園跡考」は、一般的に「日出園跡考」と総称されているものである。これについて、辻治大輔「日出年代史（増補）」（日

出町立萬里園書館、一九六九年）には、寛政八年の項に「郡奉行二宮兼善、園跡

考十二卷を著す」とみえている。この記事と後藤氏の見解との相違については、

今後の課題としたい。なお現在、日出町立萬里園書館には、川崎・津嶋・南仁

王・北大神・八代・北藤原・南藤原・八坂二〇カ村の「園跡考」

八代・北藤原・南藤原六カ村の「園跡考」が所蔵されている。

続いて、「山香郷園跡考」の記事内容について概観するにしよう。

実は、「山香郷園跡考」の記事内容には、歴史事実の誤認がいくつか確認される。

冒頭の「義後國速見郡日出領分之采歷」では、豊臣秀吉による大友義統改易後の

義後国で実施された太閤後地を天正一九（一五九二）年のこととしているが、こ

れは文禄二（一五九三）年の誤りである。このため、これに続く「明誠文禄元歲

壬辰ヨリ、毛利表吉重政代官日出浮津二住」の一文における「明歲」は、文禄元

年ではなく文禄三年が正しい。したがって、これ以降の「自明歲二歳德勝院玄以

法印、代官」中の「明歲」は文禄四年、「明誠杉原伯耆守代官」中の「明歲」は

慶長元（一五九六）年、「明誠福原右馬允、連見・大分西郡、二歳知行、府内城

ヲ築住」中の「明歲」は慶長二年となる。なお、「自明歲二歳、連見・岡東二郡、

長岡越中守忠興置之」の文は「明歲」 자체が誤りで、細川忠興の豊前一国と疊

後二郡（速見・日東両郡）への入封は慶長五年のことである。

「日指村」の項では、天文三（一五三四）年、大内氏と大友氏との間で起こつ

た勢場ヶ原の戦いについて記されているが、この部分にも誤りがある。野原太郎

兵衛は、勢場ヶ原の戦いについて、「毛利元就手勢」が翌後に侵入したと記して

いるが、これはいままでもなく大内義隆の誤りである。さらに、「この戦いにおける大友方の大将の一人を「吉弘石見守鎌信」としているが、正しくは吉弘氏直である。

こうした、勢場ヶ原の戦いを毛利氏と大友氏との間の合戦と誤認した記事

は、「山浦村」の項にみみるとができる。

歴史事実を誤認したこれらの記事は、「山香郷園跡考」の、ひいては近世米誌

の史料的限界を示すものといえよう。

最後に、「山香郷園跡考」における記事内容の特徴を整理して、解説をまとめ

ることにした。

冒頭には、「豊後国速見郡口出領分之来原」と題して、すでに述べた大友義統の改易から、木下氏を藩主として日出藩が成立するまでの過程を簡潔に記している。これに縁いて、「南畠村」「日指村」「久木野尾村」「山浦村」「上後川内村」、

「鶴成村」「下後河内村」「貫井村」「西野原村」「恒道村」「倉成村」「広瀬村」「小武村」「大片平村」の順に、「四ヶ村の記事を書き上げる。さらに各村単位では、「南畠村」を例にすれば、「大所」・「長迫」・「合間小野」をはじめとする「四集落」を列記し、各集落ごとに記事を書き上げている。

「山香郷図跡考」の記事は、基本的に簡潔にまとめられた短いものであるが、各記事を一覽すると、その特徴は以下のよう整理することができる。

(ア) 山香郷の總守とされている八旗八幡神社（八幡森）とその神事に関する諸役についての記事が多い。

(イ) 溝池の築造をはじめとする耕田開発についての記事が散見される。

「南畠村」の大所・集落の項には、「往昔八幡森神事に大所役と云事あり」と記されている。「大所役」が神事においてどのような役割を果たしたのか明らかではないが、これは近世中期には存在しないようである。また、「保川平原」・「赤山」・「集落」（上後川内村）内、「三郎丸」・「林崎」・「集落」（鶴成村）内、「余名」・「赤山」・「集落」（下後河内村）内、「行重」・「集落」（貫井村）内、「徳宮」・「集落」（倉成村）内の七集落からは、「神奥役人」を出しているといふ。このほかにも、「鶴成村」・「貫井村」・「恒道村」・「倉成村」・「小武村」の五ヶ村に、行幸の際の「台持役人」をはじめ、「御具足持」・「神嘗役人」・「駕輿役人」・「苦別當役」などの諸役が記されている。中世山香郷域の各村が、近世においてもなお、八旗八幡神社の神事を通じて結びつきを維持していたことがうかがえる。

一方、溜池に関する記事は、「山浦村」・「上後川内村」・「倉成村」・「広瀬村」、「大片平村」の五ヶ村で七件を確認することができる。「山香郷図跡考」は近世中期（八世纪初頃）に編纂された地誌であるため、七つの溜池が近世前期に築造されたものであることはいうまでもない。これら七つの溜池に共通するのは、すべて日出藩の主導のもとで築造されたと推測できる点である。それぞれの記事は、

杉野九兵衛・帆足半左衛門・長谷川休朝をはじめとする奉行のものと溜池築造が進められていることを伝えている。近世前期は、一般的に大開発時代として知られているが、日出藩でも藩の主導のもとで、溜池の築造をともなう耕地開発が志向されていたといえよう。

このほか、「山香郷図跡考」の記事内容において留意される点をいくつか指摘

しておきたい。

まずは、「恒道村」の表記についてである。同村の「龍頭」集落の項では「恒道・倉成兩村」という表記を「恒道・倉成兩村」に訂正している。さらに、「倉成村」の「中村」集落の項では「恒道の内福庵渡」、また「広瀬村」の「轟」集落の項でも「恒道小野尾に接」と、本来「轟」を表記すべきところを「恒道」と記している。これら三ヶ所の「貢送」の表記は、「恒道村」が本来は「つねとう」あるいは「つねどう」と呼ばれていた可能性をうかがわせている。すでに述べたように、「山香郷図跡考」は図書館本以外に所在確認ができないため、これ以上の検討は今のところできない。しかし、上述した三ヶ所の表記は単純な誤記とは考え難く、「恒道村」が過去に「つねとう」あるいは「つねどう」と呼ばれていた記憶が引き起こしたものと推測されるのである。

なお留意されるのは、「恒道村」の「神塙」集落の項にみえる震災記事である。ここには、「宝永四年十一月十四日大地震」と「慶長之比大地震」の二件の記事が記されている。宝永四（一七〇七）年の「大地震」とは、同年に遠州灘から紀伊半島沖を震源として発生したいわゆる宝永大地震を指している。慶長期の「大地震」については詳細な年代の記載がないが、幾後では慶長元年に大地震が発生している。この記事は、近世中期の農後の人々にとって、慶长期および宝永期の地震が記憶するに値するものであったことを示している。

ところで、なぜ野原太郎兵衛は「山香郷図跡考」を編纂したのか。今回は、の最も重要な疑問点を解明することができなかった。「山香郷図跡考」の記事内容を正確に読み解くためにも、この点は今後の本調査のなかで明らかにしていきたいと考えている。



写真 148 「山番郷跡考」(日出町立萬里図書館所蔵)

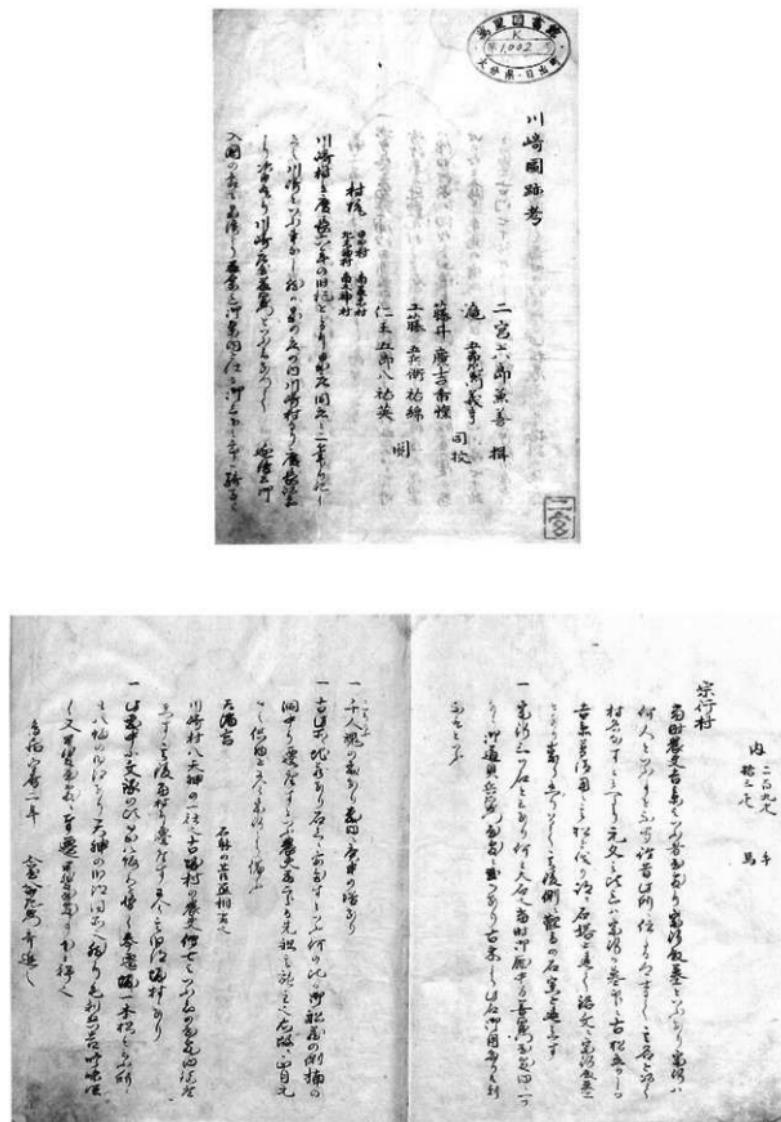


写真 149 「川崎國跡考」(日出町立萬里図書館所蔵)

凡例

(要標三二一／縦二七・〇cm × 横一八・九cm)

翻刻にあたっては、原則として原史料の体裁にしたがつた。本文中には、地名に傍線がほどこされているが、これについてもそのまま示している。ただし、説解の利便性を考慮して左記の諸点は改めた。

*用字は、地名・人名等を含めてすべて常用漢字を用いた。

*本文中には、読点(。)および並列点(、)を補つた。ただし、原史料にはもともと読点が記されている部分があり、こうした読点はコンマ(,)で示した。

*欠字はとくに示さなかつた。

*脚注は、一行にまとめて括字を小さくして表記した。

変体仮名は、江(え)・而(て)・者(は)を除いて、すべて平仮名に改めた。

翻刻が不可能な文字は、字数に応じて「で示し」、字数が不明な場合は「—」で示した。

抹消箇所は、その文字の右側に〔〕を付して示した。

当時、慣用的に用いられた文字、あるいは明らかな誤字・誤用と思われる箇所は原史料の表記にしたがい、その箇所の右側に()で囲んで正しい文字を示すか、(ママ)と注記した。このほか、校訂による傍註は、すべて()で囲んで示した。

頭注は、該当する本文の直後に〔頭注〕として表記した。

日出図跡考　山香郷

図跡考

山香郷

野原太良兵衛著

天正十九年辛卯春、秀吉公使町臣檢地典後國國東・速見・玖珠・日田四郡、官部法印、大分・海部・大野・直入四郡、山口玄善、今歲官部法印高田城二住シド知ス、明慶文禄元歳壬辰ヨリ、毛利衣吉重政代官日出淨津二住、自明慶二歳應喜院女^{（）}法印、代官、明成杉原伯耆守代官、明成福原石馬丸、速見、大分両郡、二歳知行、府内城ヲ築住、自明成二歳、速見・國東二郡、長岡越中守忠興預之、慶長六年辛丑速見郡内、三万石賜于木下右衛門大夫延俊榮日出城

元和二歳五月廿六日

台徳院様ヨリ三万石之御朱印出ル
寛永十二歳八月四日
大徳院様ヨリ三万石之御朱印出ル
寛文四年四月五日
廣有院様ヨリ三万五千石之御朱印出ル

泰後國速見郡内十六ヶ村

日出村　出間村　人神村　薊原村　八代村　八坂村
庄内村　小武村　食成村　恒通村　割井村　後川内村
日出村　久木野尾村　南畑村　山浦村

高二万五千石

御朱印奉行 本多淡郎守 牧野因幡守

南畑村

大所
右此所往昔八幡森神事に大所役と云事あり、毎年役人出るよし、今は中総社役二十四名の其一なり

長通

右此所之并済使角石衛門といふ者あり、元禄七年戊寅四日田出にて同日夜半に魚の棚町尻四辻の所にて、何者の所為とも不知自身の脇さして左の脇腹を差通し相果居る、其後從上數月雖有享鶴曾て不知

合間小野

右此所御公料天間村に近し、用木多し、民家六、七軒有り

小手吹

右此所民家一軒、後に大山丸太山に続く、前に川流る

丸田

右此所人隣接る、事五拾丁、民家五、六軒、後に大山あり、則丸田山といふ、用木多し、岩石余に繕れ猪・鹿・猿多し、大蛇すむといふ、山の長百丁余

小田村

右此所豈前宇佐郡中津領若林に近し、椎谷の瀬西に當て見る、其間五拾丁、民家拾軒余あり、元禄七年甲戌三月廿五日瀬水口より岸迄繩を下改、其高四拾

参間丈にして二十七丈九寸、同瀬岸広差延し二十四間に廿一間畝にして壹反式歟九歩余

大内ヶ平

右此所民家五、六軒、古來所之證文所持之民あり、村より北に当り往還端に鹿皮石と云所に八幡の社あり、宇佐の末社のよし、此證文もあり

松尾

上河内

右此所に城山あり、往昔住居の跡あり、城主吉弘山城守親元大夫の良徳か、今は竹木多く猪・鹿多し、大内德志乱入處永廿八年此城にて戰、城山の中西の方に八幡の宮あり、尊車は我持公也

今畠

高平

田ノ口

日向村

朝隈

高平

田ノ口

日指村

高平

而庄屋所に御止宿

高平

日指村

中山

下河内

東

迫田

助田川内

德常

右此所民家三、四軒、人家より西南に當て鳥屋山あり、山中に社あり、三ツバメの神と云、神書曰、丹生の明神かもかしより猪・鹿多し、領主猪狩の地也

立岩

右此所に見事なる立石あり、仍て名にあふ物か

伏ヶ崎

田ノ縄

松木

西福寺

右此寺神宗、本尊立像阿弥陀、蓮華作と云、大友の家臣田北勘解由左衛門兼生廟敷の跡あり、今は田に成る

尾崎

米山

小林

見地

櫻田

右此所川辺に妙見の神祠あり、祭礼十一月朔日也

奥田

右此所實井西中里村と先年境の争論有之よし、西中里左京・見地七郎左衛門と云者証文割符あり、年号文禄年中也

桑原

尾花

右此所屬花・重水兩村は初實井村之内たりしか、寛永三年より日吉村に加る

重水

右此所民家五、六軒、北に當て大村とて大山あり、古來軍場の跡あり、天文三年毛利元就手勢後に乱入之刻、大友義アキの軍兵此大村に出合一戦の上

中國の大等杉長門守を捕る、最後大友方之大将吉弘石見守鎮信・寒田三河守此所にて打死す、山上に石塔あり、跡跡也、其外大友方之良徒數人打死す、其中に工藤美濃守打死の石塔あり

水田

祝

右此所明神の社人あり

田園

右此所四所明神の社あり、祭九月七日夜より翌八日也、建立は大友の家臣田北勘解由左衛門兼生也、年号は天文十六年丁未、而より以米元禄三庚午社

頭荒廃に及び領主右衛門大夫俊長公御建立、遷宮は四月十九日御自筆の絵馬

二枚有、普賢寺と云真言寺あり、普賢十羅刹の像を安置す、明神祭九月八

日七度半之使あり、祭礼領主より御寄附也

御水

扇口

右此所好竹多し

繩工屋

平

右此所寛文六丙午十一月十八日領主右衛門大夫俊長公、山香初而御放逐之時

庄屋所にて御止宿

源頼

市ノ坪

平ヶ倉

菅ノ木

右此所に長き石多し、延宝八庚申八幡森之草表碑石此處にて出来す、其後元

様七年に石碑又此所にて切直す

桑ノ尾

右此所に長き石多し、延宝八庚申八幡森之草表碑石此處にて出来す、其後元

様七年に石碑又此所にて切直す

久木野尾村

右此所に長き石多し、延宝八庚申八幡森之草表碑石此處にて出来す、其後元

様七年に石碑又此所にて切直す

秋山

右此所人家六、七軒あり、奸竹多し

桜ヶ谷

右此所人家六、七軒あり、奸竹多し

畠

古此所権現之社あり、神前華表貞享三年俊長公の建築なり、材木多し、崇る

所の神は伊弉諾の尊歟

龜川

右此所に延宝三年甲寅十月十五日、農情中津の城主小笠原内匠頭駿河家米原安大夫知行所之百姓、六郎丸と云一村後見に非分之仕置有之由に而男女五、六拾人立退来る、数日後皆帰る、日出より被透郡奉行笠置九兵衛、山番庄屋不残罷出る、川辺に八幡宮あり、宇佐の末社行幸会之時は宇佐より鉾を此宮に納る、社頭之破却元禄四年氏民建立す、宮前薬師堂あり、庭前石塔あり、延文五庚子とあり

井手の上

右此村より東に當て無量院と云寺の跡あり、大山の中也

大内原

右此所より西に當て川辺に山神の森有り

小内原

右此所にちもと煙とて不種に毎年ちもと出來する烟有り

竹ヶ下

右此所の竹は根歎、嶽の下歎、大山の内也、民家一軒あり

中野

右此所に川辺に八幡宮あり

轟ヶ谷

口野尾

右此所大山あり、用木松木斗、豊前宇佐郡古川に近し、川底村四方さし有、年号は嘉慶三戊辰年八月廿二日岩男辨正忠智通成とあり、同川底・古川境の争論有之、古川村より境を猪蹄に及び野原対馬守昌久・志手加賀守泰久丙人より宇佐郡の役人加来大藏少輔・佐田左衛門・大夫兩人に當る書状の写あり、其後又争論有之、右書状の写を差出し西行の役人相談之上要書有之、年号は大永四年卯月十三日とあり、双方役人は野原孫右衛門尉在判、志手美濃守在判、其次に加来善左衛門尉在判、加来善左衛門尉在判なり、境は越智通成四方指に有之、石仏を限る

〔續注〕兼經云、此註山浦川床なるへし

大坪

淨土寺

右山号は久木山禅寺也

洲留

阿地川野

毛田

此所に天神社有り

権廟

山浦村

川床

右此所に松山有り、豊前古川に近し、山神宮有り

本志野

右此所に石碑あり、長武間、石面三尺、建武元年四月四日顯主とあり、大道田の中に山神の宮有り

△タカチラン此所に碑あり、延慶二己酉年八月廿五日とあり、元禄六年正月十八日大守右衛門大夫俊長公放鷹之時始て是を上覽、此時迄は碑石散在しきるを民間仰を蒙り取立る

野田

飛松

末志野

右此所に三船大明神の社あり、往昔予州河野之一族、当國江流浪之御氏神三

輪を勧請す、社前に鳥居あり、通島寺と云寺あり、本尊觀音の像を安置す

鳳

獨口

下中尾

中中尾

妹禪良

右此所豊前御許山に近し、中津領平ヶ倉村・八郎村に境る、正保一年に伊賀守後治公御代、天下一統國給出來ます。日出より被遣給國奉行平野五郎左衛門、郡奉行堤作左衛門・中沢次右衛門、中津小笠原信義守より被遣給國奉行多賀谷小左衛門、郡奉行小田三兵衛・吉村保右衛門、此衆燒出給國を行多賀谷小左衛門、郡奉行小田三兵衛・吉村保右衛門、此衆燒出給國を行

合す

小谷

七つ町

宿野尾

右此所は毎年九月に鹿を取る山也、猪多く人池有り、領主伊賀守後治公御代、

慶安二乙丑に出来す、奉行は杉野九兵衛、其後元禄二年數種を替る音請有之、

池の口より峠の石地蔵に至る、此所より立石領日野地に境す、高巖巖前松崎、

長説見ゆ

上那留

下那留

右此所立石禪山と云ふ大山に境す、猪・鹿多き山也

出川内

此所立石禪山と云

石川野

右此所金龜山泉福寺とて禪寺あり、門前に石風呂不斷集焚く

新開

此所立石禪山地に近し

所に見ゆ

中石川野

右此所下山・石川野西村は久木野尾村の内たりしか寛永十二年より山浦村の高に入る、人家より東に当り山中に石碑有り、貞治五年とあり、亂世に立るものが、廻水・下山の境石往還に立置也、池有り、寛文十二年に出来、奉行は朝足半左衛門也

上後川内村

池下

右此所大池あり、大守前右衛門大夫延後公御代也、元和年中に出来す、奉行

は長谷川休頃、貞享五年正月に橋を石橋に重す

薬敷

右此所は六郷山廿八谷之内後山の末山也、觀音の像を安置す、堂の建立は大

友之家臣古弘嘉兵衛尉統幸と云、同所に法照寺といふ裏方の真宗寺あり、此

寺権現宮あり、松並有り

辻尾野

右此所大郷山西明寺、山緒小谷に同じ、開発之時を考るに、人王四拾四代元

正天皇之御寺養老三年六人之靈此地を開基す、往昔當山は天台寺家六箇寺に

して寺号如此院主座主

成前坊

御行坊

地鎮防

普門坊

山の坊

奥の坊

右六人之靈名は

農知

豊業

泰能

覚力

法運

仁閑

其後安倍氏之族鶴子代丸建立すと云伝有り、本尊千手觀音座像、金林、仏師成朝か作と云、寂山之末寺にて今に至而不斷山上に山王権現の社有り、中央より寺の鎮守と云ふと云事を改、其以來崇る神社か、堂の前に石塔あり、貞和五年に立ると有り、仁王門有り、本仏也、元禄十五年に右衛門大夫俊長より神鏡御初而被寄

所に見ゆ

山口

右此所に根本・坂本と云所有り、辻尾野山の魔故か

小原

右此所人室三、四軒有り、人家を離る、事廿丁、山の中也

白木原

右此所は内川野明神祭に毎年白木之木具をそなへ来るよし

轍

古野

右此所より寛文五年に耶蘇宗人藏出る、長崎に被召寄数年中舍終に彼の地にて相果る、長崎御奉行は牛込忠石衛門殿也、田出より被遣郡奉行帆足平左衛門、庄屋内河野藤左衛門

櫻

古原

右此所より寛文五年に耶蘇宗人藏出る、長崎に被召寄数年中舍終に彼の地にて相果る、長崎御奉行は牛込忠石衛門殿也、田出より被遣郡奉行帆足平左衛門、庄屋内河野藤左衛門

櫻

中村

右此処立石領島の端に境ふ、耶蘇宗八歲伯父善藏と云者此村に住す、類族たるに依て長崎より日出江御預り彼地にて相果る、幕は「王かんそふ」にあり、其後彼の類族の事に付元禄三庚午春府内松平対馬守殿より改采事あり、仔細は八歲の親自然と云、府内領下の川原と云所に數年住、此自然切支丹煙門の内にて長崎に被召寄

中村

右此所に地蔵堂あり、毎年六月廿四日一村の民男女集り銘々食物を持參し大念仏を始め地蔵を供養す、大池あり、寛永年中に出来ず、奉行は森清左衛門

内川野
内川野
内川野

右此所安倍氏の一族居住す、代々氏神松崎明神を崇拝、毎年九月十九日に祭る、般豈院といふ禪寺あり

高尾
八個

側井川原

右此所立石流砂川の木屋敷近辺を通る、ゆゑに川原と云、八幡森神奥役人出

る

金塚

右此所より八幡森神事に御幸之時御鉢を持役人出る

赤山

右此所より八幡森神事神輿役人出る、前に赤山大明神宮あり、仍て赤山といふか

鶴成村

三郎丸

右此所想名鶴成といふ事、大友屋形之時分高田算所村より千寺方歳と云者毎年正月三日臼杵に参加、例に鶴を舞し御祝儀を勧める故に此村の内にて一所の地を被下、鶴の物成といふ事になぞへてらへて鶴成と云、八幡森神事に神輿役人出る

野田

中村

右此所前右衛門大夫俊俊公寛永三年に當て中國より雲者と去者初而來り銀山を見立る、銀無之、其後寛永六年に岩屋又右衛門と云百姓砂金を取出す、それより次第に繁昌して後山崎と云ふ金山の頭を彼又右衛門勧める、此中村より八幡神事に役人出る、同九年に畿内小倉の城主細川越太守様肥後に御所替に付此金山町に御一宿なり

細川村金山之事は別記委敷有之、金山久敷中継いたし候處に享和二年鷹嶺より山脚又右衛門・順藏・彦兵衛と申者三人參照出候處まつ弘安寺山御免被仰付、御奉行二官六郎・中村七右衛門・御徒士藏部太右衛門・武野儀兵・南江被仰付段々見立敷を明候へ共、よろしき事もなく候に付號て鶴成之山願申出に付御免者之、古マフさらへ被仰付新に敷をも明候へ共金氣斗にて銀金出不申候、同三夏又々御差留に付残念にそんし鶴成坂山銀山を開出

御免被仰付候、此所は立石の御境なり、山の上御境にて西は立石、東は

日出領なり、先年立石より掘候由にて西よりマフ二つ明き有之、此節はツルを見掛候而曰出よりマフ二つ明而一宮支良と中医師參頭取いたし候处病死いたし、其後杵築領より壇屋金作・海老屋善介と申者頭取いたし玄良跡を繼く、御領裏松村杉右衛門と云ふ者又頭取をいたし、越崎又右衛門も數

明候處に十二三天も掘候處に段る銀消之候能カリとみ江尻山に出る、吹立試候處に用立不申候よしに鉛の如くにて鉛に不成に付、竹田船山より心得候者を屢々ひき候に用立不申候よしに申候、其後元入も紙き不申候、自然と止に成る、乍云ツルの色などもよきに付深く掘候處に果而よろしき

銀も出可申候

宿老曰、此節銀出不申候とて捨る事なれ、元入強く深く掘候は、果して能と被存候

兼経曰、アンチモニと云薬品也、後不用立

○安政六年四の水流鉄の脈頭出候に付試に為吹候處鉄少々取る、即攝州の產山崎市と云者頭取にて其外三人来掘候内、金の弦出右伝三十間掘候得候・共不出御差留相成、右市市残念之由に而今東の田の下へ掘候は、定めて可出候、後年為掘候は、右之處掘可申旨申す、且又鉄の方は四、五間底へ掘候得者無相違取る、也、右を掘付後走は紅からを製し鉄用とし御損失に不相成行之御為筋に可相成候得共、惜哉時不至宝は土中になら不取、後人勿捨再可考、此節御奉行不仰付、御都代引請小奉行兩組より二人相務、御郡代・三宮六郎・村經精一・音八兵衛

右此所に山崎又左衛門住居す、前に鶴成山東光寺と云拂寺あり、八幡森神事に御幸之時、台持役人出る、大友の御時代鉄礎造治之末は此又右衛門也

林崎
右此所より八幡森神事に神輿役人出る

杉ノ木
右此所に無鄰庵と云拂寺あり、同所に貴布^ミの社有り

周回風

右此所に阿弥陀堂あり、貞文八亥申四月朔日余名卯之介といふ者此黨にて夜中に殺さる、種々空鑿之上風託以下の沙汰有之、然其狀不知

下後河内村

此所西井村・恒通村・立石に接ふ

細編

余名

右此所寛文八年十月に卯之介を殺候に付前の田に鉄子十枚風託に掘る、八幡森神事に神輿役人出る

上市

右此所に昔は舊月に市ありしよし、八幡社司此處に住す

階題

右此所に寿永之頃平家の一族落坐り住居す、小松の城とて今在近邊の在所は皆此過り也、きさはしを廻るにて階題といふよし、赤き櫓の大本あり、世間にて階題といふ稱は是なり

上井

右此所立石領流砂灘に墳ふ、三つ石とて境に立る石あり、往古境争論あり、双方より立る墳石二つ、時之役人中に石立る、用水塁は中の石也、善潤寺といふ拂寺あり

利ノ松

右此所に鶴成金山繁昌之時諸國より集る者共居住の町有り、口屋を構札にて出入を免す、何品によらず運上を取と云、隼人七千余人と伝ふ、日出より被遣役人山田義之助・恒川雅之助、代々金山町奉行家所號左衛門、口屋奉行権口角左衛門、惣支配奉行小畠左衛門、外に足軽二十人金山に米送、代官野原右衛門長柄二十筋同人江御頭、町積り通町四筋筋長二町完、横町二筋筋百間余、此所八幡役人出る、御幸之時御台持役人出る

せんま

右此所にて往還之馬を経来よし、伝馬といふ事を誤而せんまといふか

下市

右此所に毎年九月廿日牛馬を商ふ市有、今に至て如形也、目代とて市を司る役人あり、鍛冶屋敷軒住居、伊賀守俊治公御代迄は鍛冶共之高を御免被下由、號て此所を山香の市といふ

西井村

德田

右此所に大守伊賀守俊治公御下知に而始而此所に田畠を開き、奉行は橘原徳兵衛、民家三軒此所に移す、西井・瀬崎の坂古城の大堤を限る、大水年中周防山口大内新助豊後に加勢下して来る時節此處に一宿のよし、乱世の折から故大友方より此所を括置くよし言伝ふ、三方は絶所一方の外通なし、水もなし、坂上を息石と云

本川内

右此所は恒通八幡森名と一村たりしに寛永十二年より西井村に加る、人家十五軒、村より北に當て山神の社有り、唐木山猪・鹿多し

西中尾

右此所に八幡宮あり、祭礼八月廿五日、民家五、六軒、日指長田と争論甚文此村にあり

下中尾

右此所は小原山とて古城の築也、民家四、五軒あり、城主は大友家の良従本庄新左衛門統綱也、塹・石垣等如形見る、世に云小原柿此處より出る早き柿亥十一月廿三日とあり、石地蔵あり

櫛掛

右此所は小原山とて古城の築也、民家四、五軒あり、城主は大友家の良従本庄新左衛門統綱也、塹・石垣等如形見る、世に云小原柿此處より出る早き柿亥十一月廿三日とあり、石地蔵あり

高月

右此所に觀音堂あり、桜の古木あり、民家四、五軒あり、貫井より高月に渡る川下を萩の瀬と云、是八幡森の十二景の一也

西野原

右此所の民家あり、祭二月廿四日夜より翌廿五日酉口也、此前の田の中に雜室天神宮あり、郷中の守護神たるにより民間崇敬異他、奏神樂仰神體、此所大

坪あり、西井・西野・田井に掛る

一ノ井手

右此所人家二軒あり、日指毘花に境ふ

平

右此所より八幡森神事に命婦といふ役人出る、実は女子十三歳より内出る

井船

右此所に薬師堂あり、民家あり

台

右此所民家二、三軒有、地蔵堂有、八幡森神事に乙九名とて台持役人出る

志手ノ平

右此所大友時代田所縁と云役人有、古來之証文等あり、大澤寺と云寺あり、古は大寺にして山香郷六ヶ寺の其一也、又西井一村田地承応四乙未に有、又心月院とて地蔵堂あり、天正十八庚寅年松田兵庫介・藤原生種建る

行重

右此所に八幡森神事に神輿役人出る、此村之上台に虎御前の塔とて石塔あり、無銘也

西野原村

右此所の山中に住吉大明神の社あり、祭十一月十九日より廿日迄兩日也、龍泉山瑞雲寺と云禪寺あり、古は大寺にして寺領多く寺宝物商譲多し、寛文六年

丙午十一月十六日大守俊長公初面庄屋所に御宿泊、此村より戌亥に當て幾水

といふ所有、五月頃田の中よりうなき多く出る、此獲取れば田の中に穴明水

たまらず、故に不取也、慶長年中松田兵庫と云者此所に住居す、西井村住人

田所綱の役人也

出閑園

右此所二文字と云大河に近し

上船木

右此處に民家一軒あり

恒西村

小野の尾

川筋

右此所は川筋より一里山上也、民家十軒余、東に當て羽門の瀧と見事なる
瀧あり、高五間余、寛文十三廿の正月大守俊長公京都東山常光院御同道にて
始て上瀧、此所に古は瀑布三つあり、中瀧上は崩る、中下は本の如し、下は
高二間あり

尾鳥

右此所に民家三十四軒あり、八幡森の祭礼料田此所に而御寄附なり

持ヶ平

此所に六拾六部の聖聚あり、樹に老本松とて枝葉さかえ見事成松あり、其形
笠を伏たるに似たり、八幡森十二景エンカイハウカと有は是也

伏林

右此所八幡森の社人居住す、貞享四年に初而若男老岐守上京、吉田ト部莫連
より賛許状を取也、雲龍山養泉寺といふ釋寺あり、右之老岐宝永元十月廿五
日杵築若宮市にて被發書

小川原

此所より八幡森御神事に御足跡擲出る

御堂の岡

右此處八幡宮御旅所あり、流鏑馬場あり、南畠村大所名中絶に付此所に大

所名を立る

八幡森

右此所何の世に崇奉するといふ事を不詳、神前に石灯籠有、享徳四乙丑と有、
又石塔に慶安三年と有、神殿の建立は大水年中、大友修理大夫義謙の造立也、
其後領主木下右衛門大夫豊臣俊長公、寛文五年に御建立官辺に梵字有、神宮
寺と云眞言宗也、寛文十二年壬午当鋪出来ず、銘は好文院學士春齊の作也、
如左鐘樓御建立延宝五乙巳年俊長公也、同年二月六日の夜神前之鐘樓両株、
柳樹一株、去る延宝二年の大風に倒有之處に夜中に如前起枝條榮ゆと有、則
碑石に刻む、其記左の如し、好文院春齊常作也、依之毎年二月七日御神樂を

勤む、大守より御代參其規式嚴重也、又九月九日に僧例引付に神事大守より
神馬數匹、御役人不獨立石頭迄カリ祭礼を勤む、御旅所に御幸流鈴馬等相濟、
宮え還御也、毎年兩度之祭礼料八幡森・竹ヶ下二个村より領主御寄附也、拝
殿は延宝八年石之華表、同年に御建立也、其外後長公御寄進の品々宝物諸色
不及印に元禄八年に十二景大額一枚大守より寄進也、左の如し

【頭注】文化二春、拝殿取崩し回樓・鐘樓共に御建立瓦葺に成、御奉行德水七郎
大守慶大年君掲十二景、境求余題之故作焉

右工門

後國陽城管内有八幡森其祠宮乃靈瑞之名境也

大守門

大守慶大年君掲十二景、境求余題之故作焉

伊尾山

治山天子鎮三釋千古神明宇佐壇日出分光西海上金輪甲尾照青燈

龍頭村

鑿角森閑里流興門・除雨解氏娶入村即聞南陽隱院誠臥龍閣題

復起樹林然酒有記

雲瑞古樟社下郊舉風吹倒寒溝振神威応戒勿剪伐一夜復越千尺梢

御手洗泉

一 洗人旧染堀泉邊社玉塚淨仰思禹石清水千里通流百世澄神塙石浦

有酒自矣字津出

山下夷宮流一條堀池塙井又何要天櫻船上神委約石縛自通西海潮二文字昔有

二二門故取何年

阿云伝名古^{アシタマノミコト}二王門跡自相學也沙江学子誰將說亂石分流唱梵音

萩瀬

神樂伝聲蒸潭中花形形弘露舞西風清流以深秋陽照影千條鶴香札

桜淵

東南嘉神德不孤櫻淵愛白幾千株碧波深處枝枝影拂出龍頭万顆珠

鯉稻田^{リオタチ}余後魚出浦之島田上高岡其内^{カミナカニ}入皆悉之不捕云

百歌精來水幾田^{スカイタチ}出窟下^{カクシタ}幾年龜山聞說有深井一樓雲生雨滿天

寄邊池^{ヨシヘンチ}急不雨採田雨鳴近人此池則不鳴

群蛙宿水若為情不向寄邊池底鳴作鼈^{カニ}爾^{カニ}盡東海乘空拋鼓吹寂無聲

外穀豆^{エバヒ}豆種播日外發^{ハサシテ}發^{ハサシテ}其^{カニ}其^{カニ}

仙家煮石覺無因看取策富外積困豆稱成山十萬斛巨^{ヒロ}目是不知貧

一本松

陰々古樹歲寒容疑是青天懶蓋客千歲神光開石城八幡森外一株松

元禄七年甲戌春三月

竹洞野宜興題

十二境福隱

本朝從中古以下諸州裏社^{アシタマノミコト}拂嚴桑下尽六六歌仙像於板面博陵樸門羽林之高家題和歌於其園上既為風俗今猶然矣凡和歌為德也、動天地鬼神乃萬此草平不才不知、其故亦未開始何代子對內八幡森有、八幡神宮近年社木示復起之瑞無「近無」遂云聞之者土人村民尊之故請弘文院學士作之記斯高算在青高百尺之上綠樹森森後望急流前逼丘陵野田拓^{ハシメテ}千畝相連四顧則景象益美也、甲尾山之映朝旭二字之漫落輝^{カツカツ}洞之帶春蘿森之曉林風神塗石湖變^{ハシメテ}田寄邊池者、里巷所說大奇乃折佳境為一禪竹洞野先生題之於長板面揭於宮前以六六歌仙夫上世感古人之吟、今乃叙眼前之所視而頌德實與、何有異乎哉因記其事於板間云尔

元禄甲戌暮春

陽城疊臣俊良大年識

後國野原邑八幡森神宮寺鐘銘并序

神不可測何處無神號諸水在地中豐後國遠見郡野原邑溪林之中有八幡神祠蓋自

龜前宇佐宮所移坐乎祠畔有覺字号神宮寺密宗徒居之交惟八幡大神者本朝之宗廟每州無不奉祭之、然古來混同枳姓木下氏後長、新佛巨鑑架

已哉置而不論焉、祠前有樺守亭從五品右金吾豐臣姓木下氏後長、新佛巨鑑架之宿衛東武之間記其佳境勝景之趣以寄余謂作之銘想夫靈兒海除之遙也馬牛不及則非養手之可插放拂之已踰年固求不措於是不能默而投筆銘之路曰

海之西隣 豊之後州 海之西隣 豊之後州

大社所造 山連峯峙 大社所周 大社所周

深淵溝々 大社所廣 甲尾其秀 土礫可借

鳥屋回跡 新鑄九乳 高懸一楼 以晝六時

吳曉霜泣 送暮月浮 不設尊^{スル} 猶^{シテ}有^{スル} 鹿鳴始御

微於下頭 嘴虎草聞 送暮月浮 花落天竺

寃文王子^{スル}暮春 暮月浮 花落天竺

羣松森々 瞳^{ムカシ}月^{ムカシ} 瞳^{ムカシ}月^{ムカシ} 瞳^{ムカシ}月^{ムカシ}

弘文院學士林叟把筆於東武家塾

神祇今斯今振古如茲大夫仰御敬之誠不已祭祀之礼水存則百事之祈禱其報之孚

不可不期焉、延宝八年庚申孟夏東武州學祭文林總真民市店齋為之記是後國速

見郡日出城主從五位下行木下氏石齋門大尉奏臣後長立

八幡森社壇之後より四五丁斗川下を桜ヶ瀬と云

東野原

右此所に寛文十三年正月十六日より同廿四日迄初て後長公御止宿也、京都東

山榮西堂御同道、自長山淨榮寺と云禪寺あり、八幡森神事倉園名と云台持役

人出る

右此所は川端の寺屋敷近所に有之由、此所を仁王ヶ瀬と云、其故に川上の渡

を二文字と云、阿坂の二字に准へ各々此地田畠と改移す茲

下松木

右此所入家四、五軒あり、屢敷の中に井あり、此水は純水にて男は四拾以後

患に成る、女は猛

宮ノ瀬

右此所に若宮八幡宮あり、本郷の三社の其一也、神事九月十九日、祭礼科領

主より御寄附也、社人此所に住す

本村

右此所に林虎庵といふ虚空藏堂あり、又近所に地藏堂も有、慶安二乙丑恒通

村惣役地あり、八幡森神事に具足着る役人出る

祠塚

右此所のノ尾と云古城の壁也、民衆家拾五、六軒住居す、川端に五所大明神

の宮あり、神事九月十一日、右三社之内也、祭礼科若宮に同し、經児の石社

有、社の下より堀水涌出する。当郷の民家清めに此堀を汲み用、依て神堀と云、右古城は寅井小原の城より爰に移す、城主は本庄綱・田北彌周也、寛永十五年に堀・石垣を崩す、八幡森十二景其一也、此地室永四丁亥十月四日大地震の節大分の塙湧出る、往昔震長之比大地震之時大分湧出たるよし間伝たるに付、此節行見に果して右の如し、海辺より遡き三里余

金成村

水石

金山の跡あり、金多き事世に無隠、川端に緑木と云塙あり、松屋寺

の住持釋太親と云、大友宗麟那孫宗を学ひ仏閣を破滅の刻に、小武寺大日之

像を聽し依て此科に川端にて誄す、蛟尾城主之所為也

弘安寺

于此處に池有、延喜公御代に出来、其後万治元年に破損して普請す、奉行は

平野太郎左衛門、又元禄三庚午敷桶を替普請す、古寺のあとあり

権光寺

右此山号は青龍山と云、此寺昔大地にて寺領五百石、山香六ヶ寺の其一也、

應永の頃創建の一族建立す、本草薦師の唐像、成朝か作といふ、庭前には池

あり、ヨルベノ池と云、往昔源氏中納言惟高と云公家此所に流浪の刻一宿也、

池の臺の多く鳴を聞いて不寝して和歌を誄す

よもすからまざこの数を聲として

寄辻の池にかはつなくなり

歌の徳によるにや今に至でかはつ不鳴、其後何の世か旅人の立寄此辯を見得

りしに、草むらおひしきれどもわかつありさま、よそなからいとあはれ

にてたゞにも返かたくやあんかく口すさりけん、かく口すさみけるとなん

にしへのあとに寄辻の名はありて

あれのみやわたる池の草むら

- 76 -

妙樂寺

右此所寺の鎮守八幡宮あり、其下の岩切付に黒沙門の像あり、仁聞菩薩の作と云伝たり、今は寺の形もなく在家と成る

田口

鎌ヶ追
祝り部類

高平

右此所の前に山神の宮あり、此所に喜三郎と云者あり、元禄十年十一月十六日創成百姓田樂村に立退候時分、悪口第一の者故に評定所に差出し遂崎被仰付明る正月二日出船、同月廿日江戸着、段々御吟味也

若林

木林

野口

東妙善坊
右此所の前に觀音堂あり、庵堂もあり、谷を下り三町余過てせりの瀧とて高拾間余を見る、常には水少し日に立事なし、山上北に当て田樂今無野に近し

西妙善坊

右此所の上にかこひとて三方屏風を立たるよふに見る岩石懸難有、一方の外人の通なし、乱世の時分は民間此所に隠る、天正十四年鍋塗義久後後に亂入之時分此所にて一戰を遂げし事あり、中國大内徳庵最後に乱入は応永廿八年上河内之城一同に落城、副城深江

神ノ迫

右此所の人家より北に当り山上に経の巻とて其形将棋の駒に似たる岩あり、外積岩・鰐岩・孫治郎岩など云あり、人家立みな此巻也、時は田原の別府に墺、田原山とて岩石の大山有、猪・猿多し

平原

後ノ迫

宮ノ尾

藪田

小早田

右此所延宝九年八月、上使御順見に付大道を川端に直す

中村

右此所むかし宇佐神領有之由、何の時か鉢を守佑より此さと宮前の塚に納ると言伝へたり、八幡森神事に神眷役人出る

中村

【頃注】中村井手環形文化二年洪水に洗切本の如くに堰形不成に付、村方願にて傾遠の内福庵源に新井手を焚き、双方之井手掘抜に相成、時の御部代淹

五郎左エ門・二郎六郎、庄屋京助

高馬

右此所に龍ヶ鼻とて差出たる高馬山あり、此山上に妙見とて社あり、貞享三年夜中に大火玉此辺より飛出たる有、長く成る時は拾余丈に見る、何の所より如何なるわざにて飛出ると云事知るものなし、大方此龍ヶ鼻より火出る事數夜也

長瀬

右此所は昔より回道の内たりしに、後治公御代、慶安二年より金成村に加る、又貞享三年之春大川瀬の普請有、人数五千余人、八幡神事に神眷役人出る

広瀬村

平野

綾畠

中園

片唄

打越

北ノ原

右此所に長史伝藏と云者あり、天下一統治牛馬禁制の所に、伝藏一番目の子

助六疊前中津領矢部と云所にて病牛を賣取攀附途次、立石岩葉御川原にて元禄元戌辰十二月十六日此牛死す、此儀著牛と上闇に達し明己巳の二月廿一日に「⁽¹⁾」共大坂江波石吉、御町奉行施勢出雲守殿被召出御吟味也、取次之与力内山権右エ門、⁽²⁾口谷弥治兵衛 日出より郡奉行長沢孫右エ門御使者に被遣、長吏伝聞、子卯之介・助六・三太郎・秋介以上五人、庄屋野原久左エ門、小庄屋⁽³⁾ノ尾藤十郎召連上る、五人之長吏は則御奉行所江御受取平舎被仰付、其後に段々御吟味之上、同年四月十八日長五人無悲諭教免、早速大坂出船、日出着は同廿七日、此一件に付立石領より被遣小野伊右エ門、庄屋新右エ門・白木内弥三郎、小庄屋四郎左エ門長吏三人と云、右牛の出所中津小笠原修理大夫成領分矢部村又左衛門と云者也、依之大坂御奉行所より中津江被仰遣御空鑿に付、中津より被遣御使者長岡久兵衛、郡奉行降旗次左衛門、庄屋上田七郎兵衛・神下伝兵衛被召寄

此所出来事、奉行は長沢孫右衛門・堤半之丞
大川司
右此處に好竹有、大河筋前に圃有、經沢山年魚多し、常に船にて渡る、此處敷藤原⁽⁴⁾「村」之内上川久保に境、惣面民間之言葉山香口はすばり、八坂領はひるかり申事は世に知る所なり、言葉の分り此大川司・上川久保に限る
高國
右此所に高堂とて世に知る所あり、後は大川流る
龍門寺
此所に龍門寺とて禪寺あり
潮水
右此處は藤原村の内たりしか、寛永十二年より広瀬村に加る
由ヶ田
棚形
船尾尾
右此所に民家六、七軒あり、山神の社あり、用木多し
大垂見
小垂見
平山
鍛冶屋坊
此所西に當り恒遠⁽⁵⁾小野尾に境、羽門の瀧見る、「⁽⁶⁾」野尾新田井手指此境より付下松尾
上松尾
右此所に大明より異卉と云者來り居住す、能善にて墨蹟于今多し、時代は慶長の頃也
御入山
此所に広瀬の地頭工藤某住居す、上代之書簡有之

久保
此所に大竹山あり
小道
右此所木付領山中に燒ふ
竹尾
此所に大竹山あり
り
市ノ尾
右此所に年々新井手出来す、奉行笠置角左衛門、古屋新田と成る
上二ノ尾
下二ノ尾
右此所に年々新井手出来す、奉行笠置角左衛門、古屋新田と成る
田中
上二ノ尾
右此所に妙教寺と云裏寺等あり、貞享四年に於京都東本願寺寺分木
仏申受る
木中
上二ノ尾
右此所大河はたに妙教寺と云裏寺等あり、貞享四年に於京都東本願寺寺分木
仏申受る
上二ノ尾
右此所に年々新井手出来す、奉行笠置角左衛門、古屋新田と成る
市ノ尾
右此所に大竹山あり
り
此所に大竹山あり
小道
右此所木付領山中に燒ふ
竹尾
此所に大竹山あり
り
久保

瑞應

山

出

右此處に源守と云寺あり、本尊觀世音、丹慶作と云

小武村

山口

自此所より八幡森神事に駕與丁役人出る

德野

此處御坂山の上に長三尺余の石碑あり、東面に名字は不知明名は九郎次郎と

あり、南の方水徳三年八月十七日とあり、北の方に公永氏と有、西の方に玄

妙と有

川内

小武守

右此所に山王權現の社あり、領主より御密附小武寺と云、來歴を尋に人皇五

拾六代清和之御宇に當て空也聖人と云沙門此地を開き裏師・大日之像を安置

す、堂の建立は大友之家臣得水右衛門大友藤原親宣也、寺の前に雨桟とて古

木あり、花盛には晴天にても雨はらゝと云、寺物に古筆の絵讃あり、用木

大竹多し、松草あり

切口

自此所より八幡森神事に駕別當役と云社人出る

城ノ尾

弓場

五反田

鶯ノ木

右此所に人家五、六軒、上に大山あり、猪多し、此村に清原氏之末流長野一

族住居す

寛永年中に宇佐宮鳥居材木此所より出る

中畠

右此處より八幡森神事御幸之時、御弓を持役人出る

御所砲

船川原

久保

東大岳

右此處大池あり

越井

右此村の上大山也、好竹木多し、九月之頃露を取山なり、此山則鐵馬ヶ城と

云、城主は吉弘民部龍城す、教連寺と云、表の方に真宗寺あり

刈屋

右此所給人兵部と云者あり、大友義鎮之時鹿越に而鹿狩有之、兵部手より鹿

を送し候、科難通横石古城遺跡にて立射殺す、幕所于今あり

鷹廬

右此所に延宝年中に猶化て民家に妨をなす、一两年以後其機止む

樋切

松村

大片平村

尾下

右此處木付領別御に境ふ

高平

右此處大池あり、慶長年中に俊治公御下知に而出来す、奉行は森第左衛門と

云人也

所ヶ迫

一
一
刺平

宝積寺

右此是佛寺也、木付領の二の坂に墳ふ、正保二酉年天下一統繪圖出來す、木付より御出長花太郎左工門、日出より平野太郎左工門御出会候る也、庄屋野原惟兵御罷出る

久保畠

右此所は民家五、六軒、村の後は木付領山中に墳ふ、前は筒領中野原に近し、惣して此久保畠は木付領分に入込有之村也

III 近代資料

（二）に収載した資料は、「豊後国速見郡村誌」・「速見郡寺院明細録」・「速見郡神社明細録」各々の山香郷域に關する部分と「楠池紀念之履歷書」の四件の記録類である。

上の「速見郡村誌」は、全國各地で明治時代初頭に編纂された、いわゆる「里地誌」に屬する。大分県では、旧豐前間に屬した宇佐郡（現宇佐市）と下毛郡（現中津市）については確認できていない。凡例によれば、「速見郡村誌」（以下、「郡村誌」と略称する）は明治一二年（一八八九）に調査を開始したが、疫病で中断し、明治一七年から再調査し、翌八年に完成したとある。そのため、「前編編纂ノ体裁、或ハ小差違アルフ脱カレサルナリ」と記されている。

【郡村誌】は、各村の慣習を以下の24の項目に分けて記されている。

①區域、②沿革、③里程、④地勢、⑤稅地、⑥無稅地、⑦官有地、⑧賃租、
⑨戸数、⑩人數、⑪牛馬、⑫舟車、⑬山、⑭川、⑮芋地、⑯森林、⑰原野、
⑯池沼、⑯温泉、⑯道路、⑯社、⑯寺、⑯物産、⑯古跡
ただし、例えば⑯の温泉がない村もあり、全村において、二四の項目すべてが記されているわけではない。

また、凡例には⑫の舟車は明治九年の調査によるとされており、【郡村誌】完成時点の数値ではないことが知られる。また、「下調査ヲ各村二級シ」とあるように、一定程度は各村から提出された記録をもとにしていることがわかる。このように、「郡村誌」の記述は各村の状況を詳細に把握していない部分はあるものの、一九世紀後半の各村の概要を知ることができ、重要な記録である。

【郡村誌】の記述は、一九世紀後半の各村がどのように地域の歴史と現在を認識しているかを垣間見ることもできる。そうした点からも、「郡村誌」は重要な記録といえるが、ここでは山香郷域の各村に関して留意すべきいくつかの事情のうち、一点のみ指摘しておきたい。

それは、各村の記述の冒頭にある統合の経緯を記した部分である。例えば、広瀬村（現杵築市山香町大字広瀬）は「上片吹をはじめ三四の村が合併したとある。しかし、近世から継承などにみえる行政単位としての村は広瀬村であり、現地調査をふまえると、ここに記された三四の村は現在でいう集落に相当することが確認できる。山香郷域では、こうした集落を村として把握する、あるいは近世行政村とは異なる村が記録される、近代の行政村がいくつかる。特に、後者については立石村や向野村などを例に挙げることができよう。例えば、「郡村誌」の向野村の項をみると、「古時、景平・日野地・松尾・今原・平山・八丸・薬石ノ七村タリ」とある。しかし、近世の郷聚類には松尾村・平山村・薬石村の村名がある。一方で、「豊後国志」では日野地村として把握されている。

つまり、近世の山香郷域では、行政村が地域の実態を反映した単位とはみなしがたい地が所在する。【郡村誌】の記述は、そうした近世の地域の在り方を知る上で重要な素材となるものである。

次に、2「速見郡寺院明細録」および3「速見郡神社明細録」は、いずれも明治三年（一八九〇）に編纂されたものである。これらは、一九世紀末の地域の寺社の様子を概観できる記録である。なかでも、「神社明細録」には「括置」など別筆で記されているが、これらは明治一五年（一九年）にかけて、大分県全城で実施された「寺社検査」に伴う神社や仏堂などの統廃合の様子を示している。「寺社検査規程」（大分県公文書館蔵）によれば、山香郷域を含む速見郡では明治一六年に実施されたというが、「神社明細録」等には明治一七年と一八年の年号が記されていることから、「括置」等の措置は検査後数年間で行われたことが確認できる。こうした記述からも、現在の寺社や仏堂の分布が明治時代に大きく改变をうけていることが確認できよう。

そして、4の「楠池紀念之履歷書」は、現在の杵築市山香町大字吉野瀬に所在する楠池に関する記録である。楠池は貯水量二万石で、山香郷域で最大規模の溜池である。ここに収載した記録は、一八世紀後半以後の楠池の修築の歴史を記したもので、もとは灌漑範囲にあたる杵築市山香町大字下・立石・吉野瀬の三地区で毎年持続伝えた記録である。ここに収載したものは、現在楠瀬池水利組合

が所管するもので、もとは大字立石に伝わったものである。

椿池の築造年代は明確でないが、この記録によれば、少なくとも天明五年（一七八五）には所在していたことが、同年以前は木下氏の管理下にあったことが知られる。そして、この記録は明治三八年までの記事は同一人の筆により、明治三九以後の記事は別筆であり、大正三年（一九一四）の記事はベン文字となっている。こうした点から、この記録は明治三八年に作成されたものとみられる。

なお、この記録は基本的に椿池修築に関する記述がほとんどであり、なかでも記述のうち、「第三件」から「第五件」とされた築底などの修築については、現在も椿池に石碑がある。ただし、後稿の写真¹⁵⁰にあるように、これらの石碑は池底にあり、満水時には水没する。これらの石碑の銘文は、既に胡麻鶴岩八の著書『豐後立石史談』（一九二三年）で紹介されているが、同著では省略された部分もあり、「こうした金石文資料は重要な地域史料である」とから、4の「椿池紀念之廢盤書」に続けて、5の金石文資料として掲載した。

（櫻井成昭）

一 翻刻にあたっては、原則として原中斜の体裁にしたがつたが、説解の利便性を考慮して、左記の諸点は改めた。

*用字は、地名・人名等を含めて、常用漢字を用いた。

*本文中に、読点（—）および並列点（—）を補つた。

*脚注は、一行にまとめて活字を小さくして示した。

一 虫損・汚損等によつて判読が難しい文字は、字数に応じて□で示し、字数も不明な場合は「—」で示した。ただし、本来表記されていた文字が推測できる場合は、右側に（〇カ）と注記した。

一 抹消箇所は、その箇所の右側に（■）を付して示した。ただし、抹消による

町正箇所は、抹消箇所の直後に「—」で囲んで訂正文字・町正文を示した。

一 後筆・付紙・貼紙は、その箇所を「—」で囲んで右肩に（後筆）・（付紙）

・（貼紙）と注記した。

一 当時、慣用的に用いられた文字、あるいは明らかな誤字・誤用とみられる箇所は、原本の表記にしたがい、その箇所の右側に（—）で正しい文字を囲んで示すが、（マ）・（〇記）等と注記した。この他、校訂者による傍注は、すべて（—）で囲んで示した。

凡例

1 豊後国速見郡村誌

○大分県公文書館蔵

○豊後國速見郡村誌

丙村ニ關係少ナキモノハ、甲村へ全体ヲ登記シ、乙丙村ニ之ヲ略ス、
高
低周回ハ多ク土人ノ口碑ニ依リ、其概ヲ記ス

○川
川流ノ浅深広狭等ハ、皆其村内ニ係ル、故ニ申乙村差異ナキ能ハス

○字地

○原野
以上三項ハ、他日ノ調査二附ス

○池沼
周回志町以上ナルモノヲ載ス、尤モ以下ト雖モ、當ニ漏端セス、一村ノ
利潤三間スルモノハ出ス

○温泉
湯質未タ試験ヲ經シモノナシ、其効能原質等ハ、暫ラク土人ノ言ニ從フ
本県ヨリ他界ニ通スルモノノ往還或ハ道頓、甲村ヨリ乙村ニ通スルモノ
ノヲ路トス

○社
社ハ村社以上、勅請年月沿革等詳ナラサルモノハ、例則ニ掲リ難シ

○寺
本寺ノ有名ニシテ最著ナルモノハ国郡ノミ、余ハ國郡村ヲ詳記ス、尤同
郡中ニ在ルモノハ單ニ村名ヲ掲ケ、同村ニアルモノハ、唯本村某寺ト記
ス

○物産
特有物産ヲ掲クト雖モ、物品其地ニ適シ、人民其利ヲ得ル最も多キモノ
ハ、普通物産モ亦掲記ス、物産ノ員數ハ皆出產高ヲ載ス、但其全額ヲ舉
チ輸送スルニ非ス

○古跡
豊後國誌其他古記ニ載セサルモノモ、久シク土人ノ口碑ニ伝ルモノハ、
其口碑ノ假ノヲ記載シ以テ、徵古ノ料ニ供ス

○舟車

以上、各項皆明治九年一月調査計數ニ係ル、無税地・官有地ハ、税地ノ例ニ依
リ舉テ以テ地種ヲ全フス

○山
二三村以上二跨ルモノニシテ、登路渓水等總テ、甲村ニ關係有シ、乙

本誌ハ去ル十二年中十等属加藤賢成、外ニ名出張夷地調査ノ際、悪疫流行シテ、
衆成ラス帰所ス、同十七年布谷其諸ヲ慈キ、下調書ヲ各村ニ徴シ、翌十八年六
月二至ツテ脱稿ス、故ニ前後編纂ノ体裁、或ハ小差違アルヲ脱カレサルナリ

彌城
町村及山川林野等ノ同郡内ニ在ルモノハ、總ニ郡名ヲ省ク、各部皆同シ、
某山或ハ某嶺等村民ノ指標スル小小二字保ルモノ多シ、故ニ山郡ニ掲タル
山嶺ト必シモ體合セズ、方位ハ各村中央座標標柱ヨリ指スラシ以テ、山部

等ノ方位ト同シカラズ

沿革
本郡各村ノ沿革史昔ニ遡り得ヘキ古記ナキヲ以テ、皆文錄以降ニ係ル

里程
四隣村落ノ距離細路數條寒涙スヘカガサルモノハ略ス、方位ハ彌城一部ト

同シ、尤モ戌亥ノ間ニ当ルモノハ、西北方ト記ス、余皆之ニ準ス

地勢
某方某川ヲ帶ヒ、運輸便ト記スルモノ、某川流ノミニ由テ運輸入、唯一村

○税地
以下四項ハ、廿五年後ノ計數ニ係ル

○無税地

○官有地

○貢租

○戸数

○人數

○牛馬

○広瀬村

(中略)

木村古ヨリ木曾山香鄰ニ属ス
古時上片吹、梅ノ木、妙覺寺、平田中、吹風、北野原、一ノ尾、竹尾、大迫、
久保、大川司、高原、迫田、石原、庄ヶ田、清水、舟ヶ尾、龍門寺、屋
根ヶ田、大重見、小重見、袖ノ木田、下二ノ尾、上二ノ尾、平山、鐵治

星防^(ノ)、轟下、松尾、上松尾、後松尾、御入山、辻ノ三拾四村タリ、後半

社不耕合シテ皆村トナリ、本村ノ称ヲ用エ

彌域

東ハ八坂村ト原野ヲ以テ界トシ、轟原村ト長川原及ヒ山野ヲ以テ界ス、

西ハ野原村ト原野地ヲ境トシ、南ハ字大久保・原野並ニ、鹿ノ住ケ嶺ヲ以テ日出村ニ界シ、北ハ倉成村ト山野及ヒ耕地ヲ以テ界トシ、小武村

ト耕地山野ヲ以テ界ス

東三拾五町四拾八間、南北、壹里ニ武拾壹町貳拾五間

幅員

大分県元標大分郡大字野原田村中央ニアリヨリ北方、八里拾七町拾貳間五尺

七寸、鹿柱木村壹百武五尺七寸安安安代太座山宅地、東方九間二尺ノ處ニアリ

東方八坂村ヘ、壹里貳拾八町五拾壹間貳尺五寸、東南藤原村ヘ、貳里六

町拾八間壹尺八寸、西北野原村ヘ、拾八町五拾壹間貳尺壹寸、北方倉成

村ヘ貳拾町三拾四間壹寸、小武村ヘ貳拾貳町六間五寸

地勢

西面山巒擁抱シ、八坂川中央ヲ貫流シ、土地飼餌人家散居シ、運輸甚夕

便ナラス

地味

其色赤、其質惡、稻葉、桑、茶ニ通セズ、旱ニ苦ム

稅地

田五百六十四町九丈三載貳拾壹步、畠五百七十八丈八尺貳拾貳步、宅地拾三丈壹間貳拾八步、山

林六十三町八反を貳拾伍步、原野三百六拾九町九丈九尺九寸、總計五百六拾八町六丈六尺九寸九

步

無稅地

荒地四町八丈五丈六步、社地古反壹拾貳拾步、埋葬地壹町三丈六尺拾九步、溜池六町

西反水、越計拾八町七丈三尺貳拾五步

官有地

原野貳百五拾町參、殊場百九町八丈九尺、揭示場二丈、總計三百六拾八町九丈拾貳

步

貢租

地租金貳千四拾四人拾壹七厘、酒類稅金貳拾九斗七升八毫八厘、統猶稅金七円、牛馬完貢稅金九円、總計金貳千八拾九斗九升九錢五厘

戶數

本籍貳百武拾五戸平民、社窓戸小姓、寺戸戸佛事主、吉茶老手、總計貳百武拾八戸

人數

男五百三拾老口平民、女五百四拾七口平民、總計千七拾八口、舊出寄貲四人、

牛馬

牡牛百七拾八頭、牝牛三拾七頭、總計貳百拾五頭、牡馬六拾三頭、牝馬

三拾八頭、總計九拾四頭

鹿鳴越嶺高貳百尺丈(死度往生、嚴故之ヲ測ス)、廟園壹丈廿七尋、村南ニアリ、

廟上ヨリ七丈、東ハ藤原村二里シ、毎日指・南原村二里シ、南ハ農園村及日吉村二里シ、

北ハ野原村二里ス、山駄八丈ハ遠近トシ城山駄津津立山ノ諸山トナリ、西南ハ鶴見岳ニ

連ル、群峯聳立整復連續、本郡ノ北都ツク所シ、凡萬向急羊駕勝野三里シ、東路ハ小金街道

トス、西ハ黒田庄佐郡佐野村二連スル支道也、諸峯皆樹生セス、招茅若葉開闢也。

定路ノ急カ可キナシ、溪水斷續間ニ漲出シ、本村各川ノ源ナル。

川

八坂川ニ等河ニ属ス、深底大、浅谷大五寸、左曰治間、庚貳拾五町、長壹里廿五町、流レ

急ニシテ水淺シ、源ナリ通計上古ニ鑿シ東流、日若・野原町四丁目通子、吉成村ニ生リ、

立石川サ々ノ、本村ノ西北、字零ノ源ヨリ来リ、村中各川ヲ合シ通曲、村北ヲ東流シ、字零

ノ水(藤原村ニアリテハ上古久多呼フ)ニ至リ、藤原村ニ入ル、網以耳、各村ヲ源ナル。

二入ル、御入山川三等河ニ属ス、深八尺、浅六尺、左曰同、流急ニシテ水淺シ、

源ヲ野原村ニ小野原村ニ通シ北流、左曰所ニ本村二人入、村西ノ北流シ、半舍合田二至リ八

坂川二人入、長拾五町、小野尾川ニ等河ニ属ス、深老丈大、浅八寸、左七町、供四町、流レ

急ニシテ水淺シ、源ヲ野原村ニ小野尾山川ニ通出シ、北流三町通者トナリ、北流本村ノ南界

字零ヨリ来リ、村西ノ東北ニ流レ、字鋤木ニ至リ又東川入ル、長拾六町、岩崎川三等河

二丈八尺、深五尺、浅四寸、左曰同、米町通三尺、流急ニシテ水淺シ、源ヲ小武子伊勢谷

二丈八尺、東南ニ流レ本村ノ西北、字零ヨリ来リ、村北ヲ南流シ岩崎二至リ又東川入ル、

長拾貳町、一ノ尾川ニ等河ニ属ス、深八尺、浅六寸、左曰同、流急ニシテ水淺

シ、源ヲ小武子伊勢ヶ庄ニ通シ南流、同町切通三石引、小武川ヲ合し東北ニ武尾尾ヨリ

來リ、村東北ワ南流シ、字零合二至リ又東川入ル、長拾五町、黑留東岳山川入ル、高月

川三等河ニ属ス、第四尺、深八寸、左曰同、流急ニシテ水淺シ、源ヲ村井石石谷合壹シ東北

溝七尺、深六寸、左曰同、流急ニシテ水淺シ、源ヲ村井石石谷合壹シ東北

來リ、村東北ワ南流シ水至付三至八尺又東川入ル、長二至町、清水後川ニ等河ニ属ス、

溝八尺、深六寸、左曰同、流急ニシテ水淺シ、源ヲ村ノ東流清水後川ニ通シ東北

男武人、女武人

流し、村ノ東南ヲ走る二流レ。七字山田ニ型リ八坂川二入り、長崎八町 清水前川等河

ニ匯ス、深四尺、漫上流、店五間、腰深三尺、流レ急ニシテ水清シ、源ヲ蘿藤寺宇賀水池

ニ發シ南流、村字落ノ谷ヨリ乘リ、字立川ヨリ腰ヶ田ニテ中央ナツ以シ、源原村ニ界ス、

村ノ東南ヲ東北ニ流レ、字同所ニテと源原村二人リ、長崎五町、下流八坂川二入り、白水

川三河二里ス、源四尺、深四寸、底三間、吹流河三尺、流レ急ニシテ水清シ、源ヲ村ノ東

北子口木水ニ始シ南流、村ノ東北二里、木本二里リ八坂川二入り、長崎八町、五郎ヶ瀬渡野原

路ニ風ス、村西五町、八坂川ノ上流字五郎ヶ瀬ニアリ、深宅ノ底、庄三拾間、石垣、吹風

渡日出路ニ通ス、村北八町、八坂川中流、字吹風ニアリ、深宅ノ底、庄三拾五間、石垣、

一ノ尾渡日出路ニ通ス、村ノ東北八町、八坂川ノ中流字ノ尾ヨリアリ、深宅ニス、庄北

拾五間、石垣、落合渡山寺界ニ通ス、松平八町八坂川二入り、字落合ニアリ、深宅ニス、

庄北拾五間、石垣、岩崎櫻山寺界ニ通ス、村北拾五間御寺シテ、若狭川ノ通字岩崎寺ニア

リ、水深六寸、庄北門、松平式開、巾堀三尺、坡土、落合櫻山寺界ニ通ス、村東拾

町領シテ、一ノ坂川ノ下流字落合三アリ、水深八寸、庄北門、邊井三尺、坡土、

申出拾八坂路ニ通ス、村東拾四町御寺シテ、一ノ坂川ノ下流、字中出ニアリ、水深七寸、庄

五間、松良五町、巾堀三尺石垣、鈴島橋口出路二入り、村北丸町御寺シテ、小野尾川ノ下

流字落合ニアリ、水深八寸、庄北門、松平式開、巾堀三尺、坡土、落合櫻山寺界ニ通ス、

村東三拾五町御寺シテ、清水川ノ下流、字庄田二アリ、水深六寸、庄北門、松平式開、巾

大尺、坡土、新井手溝村ノ西界、字等、源三アリ、若川ノ水ヲ引レ、下流八坂川二入り

八町、長崎八町、巾堀三尺、深八寸、田留七町七反地頭事ノ用水トナス、藤新井手溝

村ノ本溝ノ西湖、字中ノ源ヨリ小野尾川ノ水ヲ引キ、村字等ノ下堀三尺、長崎八町、巾

三尺、田留三町三反地頭事ノ用水トス、上松尾溝村ノ西湖中ノ源ヨリ小野尾川ノ水ヲ引

キ、村西後松尾二堀三尺、并捨町、巾堀三尺、田六町五反五歩半ノ用水トナス、藤新井手溝

村ノ西湖字等堀三尺、長崎町、巾堀三尺、深八寸、長崎八町、巾堀三尺、

田留六町三反

安氣六步ノ用水トナス

池沼

大迫池東西南町倉五町、南北老街四段三町、周回五町三拾七間、村東二アリ、櫻山池末

西北殿拾五町、周回五町四拾八間、村南二アリ、栗木ノ木池東西老街五町、

南北殿拾五町、周回五町四拾八間、村南二アリ、以三通源村ノ用水トナス

道路

山香往還、三等道路ニ通ス、村東御寺御寺、宇濃ノ川ヨリ西ハ倉庫村界、宇大手手二里、
同村高取ニ通ス、長者町御寺御寺西段、市武町三尺、同村ワカガミ八坂川ニ通ス、中央芋草ヶ
ニ通シ南流、村字落ノ谷ヨリ乘リ、字立川ヨリ腰ヶ田ニテ中央ナツ以シ、源原村ニ界ス、

村ノ東南ヲ東北ニ流レ、字同所ニテと源原村二人リ、長崎五町、下流八坂川二入り、白水

川三河二里ス、源四尺、深四寸、底三間、吹流河三尺、流レ急ニシテ水清シ、源ヲ村ノ東

北子口木水ニ始シ南流、村ノ東北二里、木本二里リ八坂川二入り、長崎八町、五郎ヶ瀬渡野原

路ニ風ス、村西五町、八坂川ノ上流字五郎ヶ瀬ニアリ、深宅ノ底、庄三拾间、石垣、吹風

渡日出路ニ通ス、村北八町、八坂川中流、字吹風ニアリ、深宅ノ底、庄三拾五間、石垣、

一ノ尾渡日出路ニ通ス、村ノ東北八町、八坂川ノ中流字ノ尾ヨリアリ、深宅ニス、庄北

拾五間、石垣、落合渡山寺界ニ通ス、松平八町八坂川二入り、字落合ニアリ、深宅ニス、

庄北拾五間、石垣、岩崎櫻山寺界ニ通ス、村北拾五間御寺シテ、若狭川ノ通字岩崎寺ニア

リ、水深六寸、庄北門、松平式開、巾堀三尺、坡土、落合櫻山寺界ニ通ス、村東拾

町領シテ、一ノ坂川ノ下流字落合三アリ、水深八寸、庄北門、邊井三尺、坡土、

申出拾八坂路ニ通ス、村東拾四町御寺シテ、一ノ坂川ノ下流、字中出ニアリ、水深七寸、庄

五間、松良五町、巾堀三尺石垣、鈴島橋口出路二入り、村北丸町御寺シテ、小野尾川ノ下

流字落合ニアリ、水深八寸、庄北門、松平式開、巾堀三尺、坡土、落合櫻山寺界ニ通ス、

村東三拾五町御寺シテ、清水川ノ下流、字庄田二アリ、水深六寸、庄北門、松平式開、巾

大尺、坡土、新井手溝村ノ西界、字等、源三アリ、若川ノ水ヲ引レ、下流八坂川二入り

八町、長崎八町、巾堀三尺、深八寸、田留七町七反地頭事ノ用水トナス、藤新井手溝

村ノ本溝ノ西湖、字中ノ源ヨリ小野尾川ノ水ヲ引キ、村字等ノ下堀三尺、長崎八町、巾

三尺、田留三町三反地頭事ノ用水トス、上松尾溝村ノ西湖中ノ源ヨリ小野尾川ノ水ヲ引

キ、村西後松尾二堀三尺、并捨町、巾堀三尺、田六町五反五歩半ノ用水トナス、藤新井手溝

村ノ西湖字等堀三尺、長崎町、巾堀三尺、深八寸、長崎八町、巾堀三尺、

田留六町三反

安氣六步ノ用水トナス

物産

学校

古跡

学校

寺社

墳墓

道

路

山香往還

道路

○野原村

本村古ヨリ本郷山香郷ニ属ス、古時、貫井・恒通・西野原ノ三村タリ、

明治三年二月合シテ一村トナリ、本村ノ称ニ改ム

東北ハ耕地山野ヲ以テ會成村三界シ、東南ハ原野耕地ヲ以テ広瀬村二界シ、西ハ原野ヲ以テ日指村二界シ、南ハ鹿鳴越山ノ原野ヲ以テ日出・豊岡両村ニ接シ、北ハ内河野村ト耕地ヲ以テ界ス

幅員 東西三拾町四拾間、南北毫里貳拾五町貳拾七間余

沿革 日出村二出ス

里程 大分県守元禄大分郡大分町頭田橋中央ニアリヨリ北方、八里拾八町三拾間管尺

貳尺、標柱木付ニ文字八百四拾八尋地、小由ワイキモ面積、北方五谷六間管尺貳ソノ免ニアリ、東方広瀬村ヘ拾八町五拾壹間貳尺、管成村ヘ拾八町壹間貳尺貳寸、西方日指村ヘ、壹里拾五町三間四尺三寸、西北内河野村ヘ貳拾八町拾八間四尺三寸、南方豐岡村ヘ貳拾五町三拾貳間四尺

地勢 南ハ鹿鳴越嶺麁聲シ、西北ハ山嶽屏立、八坂川村ノ中央ヲ東流シ、独り北方ノミ耕地平坦ナリ、運輸便ナラヌ薪炭二宮ム

地味 其色赤、其實美、稻麥二宜シ、桑茶モ亦地ニ適ス、時アツ子季二苦ム

税地 田百八拾畝七反六畝三歩、畑六拾八町九丈六尺、宅地三町四丈零六步、山林西湖五百七反三畝拾貳步、原野四百五十七町四丈零五步、統計七百六拾七町四丈零五步

無税地 荒地六町貳拾六步、鉄下地、砂砾少、溜池七町貳反五畝拾八步、埋葬地一反四畝貳

貢租 地租三千三百七十五町七反三畝拾三步、稅金貿易稅金貳拾六円、酒類稅金五拾円、統算

稅金貿易稅金、統計三千三百七十五町七反三畝拾三步

戸数 本籍貳百六拾四戸、土庶貳戸、平民貳百六十五戸、社營戸一小社、統計貳百六拾五

人數 男五百七拾八口上耕六口、平民五百七拾貳口、女五百六拾六口、士族五口、平民五百六拾壹口、統計千百四拾四口、推定家畜男勞人

戸

牛馬 牡牛百七拾七頭、牝牛六拾肆頭、統計貳百三拾九頭、牡馬七拾四頭、牝馬三拾四頭、統計百八頭

鹿鳴越嶺高底百拾六丈、木死往山、最高段ニ之ヲ頂ス、西國を里廿七町、村兩ニアリ、

並上ヨリ七分、東ハ鹿原村ニ通シ、西ハ日指南領二町ニ属シ、南ハ鹿鳴山口出開村ニ属シ、

北ハ広瀬村及ヒ本村ニ属ス、山腰等ハ後部トシテ波山山腰等當山ノ雄山トナリ、西南ハ產ニ有見心ニ通ル、群木城立麓便通源水ノ北部ヲ中領シ、丸西河条岸能勝源水通、東路ハ小竹

街道トス、西ハ鹿原國宇佐郡庄田村二邊スル支道也ス、諸善善勞木生七ス、桓平吉善病跡

墓延、定説(登記キナ)、泉水地々二浦也、木村ノ川源、安此ニ起居

八坂川ニ三河ニ属ス、深九尺、浅三尺、正四拾四尺、狭三拾五尺、流レ急ニ水濁ク味

淡シ、舟筏等セス堤防ナシ、源南河村子令峰(上河内トセス)ニ島シタ松、日指村ヲ経テ村西水火被ヨリ來リ、村ノ中央ヲガロシ、半幅身ニ至リ食成村二人、長貳駅四町、樋

掛川三河二属ス、深五尺、浅壹尺、左岸門、左岸門、統式門、源レ急シニ水濁ク味淡シ、舟筏相

セス堤防ナシ、源ワ村ノ西南字南木ニ發シ、諸溪小曲々穿レ村南ヲ北流シ、字高月二至リ八

坂川二入大、長貳駅、川中廿才所ヲ取リ、田百三町四反五畝拾七步ノ用水トナス、小野

尾川三河ニ属ス、源底尺、浅壹尺、左岸門、左岸門、源ヲ村南字小野山田山邊ニ源出シ北流

スル、三河源也ナリ、村ノ東南ヲ東北ニ通シ、手船通(左岸村ニアリハ森ト称ス)ニ

至リ広瀬村二人也、長八町、下庄屋通村ニ至リ八坂川二入ル、田中二ヶ所ヲ取ギ、田久町九

反五畝拾貳步ノ田木トナス、御入山川三等河ニ属ス、源底尺、浅壹尺、左岸門、左岸門、

三尺、流レ急ニ水濁ク味淡シ、又ヲ村南字後ノ谷ニ通シ、村南東北ニ通シ、字九尾ニ至リ小

直溝等也、字向所ニテ左岸村二入ル、左岸門、左岸門、下川ト春ス、立石川ニ等河ニ属ス、

深五尺、淺六尺、廣五間、築三間二尺、流レ急ニ水濁ク味淡シ、源ヲ吉野村字柳原村ニ集

シ身也、立石川ト春ス、向右界不左宮ヨリ来リ、村北ヲ東流シ、字通ニ至リ、前川村ニ入ル、

長八町、下庄屋通村二入ル、左岸門、左岸門、下川ト春ス、立石川ノ上流字下中尾アリ、水深壹尺五寸、庄屋通、石紅、貫井渡村路ニ属ス、村西八町、八坂川ノ上流字貫井ニアリ、水深壹尺五

広三番町、石見、神宮寺、渡村路二番町、村東五町、八坂用ノ下源宇神守等ニアリ、水深武、

庄貳番五町、石見、鍋屋瀬村路ニ坂ス、村西町、鍋屋ノナレ御子御孫ニアリ、水深武、
庄貳町、石見、神塙瀬村路ニ坂ス、村北苦三郎、立石川ノ下流字海風ニアリ、水深武、
庄六町、石見、鍋屋瀬村路二番町、村南貳番五町、小舟尾川ノ中流字船底ニアリ、水深武、

八文字町、石見、二文字横小舟野第二風車、村中央巣毛シ、八幡川ノ下流字二大字ニ
アリ、也石ノ間ヲ波レ、鍋屋瀬村路二番町、庄三番町、鍋屋崎町、巾路六尺、被土掛、龍ヶ

鼻橋山番路ニ坂ス、村長治村葉シテ立石川ノ下流、字龍ヶ原ニアリ、水深武、庄若西町、
仙舟拾六町、巾路四、木曾、迫ノ下橋せ路ニ坂ス、村南小舟尾川ノ中流字船底ニアリ、水深武、

追ノ下橋せ路ニ坂ス、萬葉原、巾五尺、被土掛、八太郎瀬村百姓人太
郎ニアリ、長六町、巾三尺、田町村反武藏二步ノ用水トナス、以テ、昔八坂用ノ水引キ、
下束又入大坂川二入丸、大井手溝村百姓人太舟ヨリ起り、三縣ニ分シ、村ノ中央字號口ニ至ル、

桑拾五町、巾三尺、田畠町九五敷歩五歩ノ用水トナス、大井手溝村百姓人太舟ヨリ三
縣三分レ、村ノ中央字號ノ口ニ至ル、長崎町、巾三尺、田畠町八八歩八寸ノ用水トナ
ス、二文字溝村ノ中央、字二文字二起り、村東新村界字頭クタニ至ル、長崎五町、山西

尺、田三倍八反六畠貢稻七歩ノ用水トス、下波瀬成村二入丸、八幡森森溝村ノ中火字二文
字ヨリ村東界タニ至ル、長崎五町、巾五尺、田畠町五反八畠九歩ノ用水トナス、小鳥

溝村ノ東字南字舞六地ニ起り、半丸尾ニ至リ迫ノ下川二人入、長崎町、巾三尺、田西町八尺
三五步、田本トナス

中尾池某西水草芝原、南北西翁翁、周園六町折式開、村西ニアリ、猩穴池某西合八間、

南北西翁翁、周園四町二段ス、村南ニアリ、中尾村共二村ノ用水トナス
小金街道、第通路二段ス、村南新村界地越山、谷谷ヨリヨリ村北、貧困、内河野町村界、
安若音ニ至ル、長崎町三出新村界西五尺、中三間、空石音ヨリ東ノ坂折レ、山番住居アリ、
宇水ヨリ一歩三折ノ日指路アリ、文字文字ヨリ東ノ折レ庄瀬路アリ、山番住遷三等庄路二
段ス、村北苦三郎ヨリ、東ハ倉豆野字龍ヶ原ニ至ル、長八町三番町、巾路町、山番路三
等庄路ニ坂ス、東ハ倉豆野字龍ヶ原ニ至ル、長八町三番町、巾路町、山番路三

等庄路ニ坂ス、東ハ倉豆野字龍ヶ原ニ至ル、字林光三至リ山番住遷二台所、長三町、巾路町、
日指路ニ坂ス、村北小倉街道半段ヨリ、西ハ日指路界字火藏ノ坂並、武藏九郎、
山吉町、廣瀬路三等庄路ニ坂ス、村北小倉街道二字、文字ヨリ村井、庄瀬村界字龍ヶ原ニ至ル、
長七町七段、巾路町二尺

義

羽門湯高武支所、巾三間三尺、村北字小野尾ノ湯風、櫻明慈院ニ號スル、銀済ト合流三町、

此ニ至リ湯布トナル、ド流小野尾川トナリエ、湯川二入ル、港ノ左ノ所御膳施御膳御膳森、湯八
中間御石ニ崩レ乳懸御鏡、萬子ニ酒井ノ道タク、雅致□スヘン

萬子専利、當ニ三段ミ以テ神社ニ取ス、因子以テ神社ト名ク、當ノ宝永四年十月四日、地大二
震ヒ専利後ノ湯出益シト云フ

野原昌利臺月北字野原ノ林中ニアリ、已禱世々大友氏ニ夢ヘ、山香郡ノ政所御祭タリ、此ニ
既ル昌利、父又想擴守久ト云フ、父子並ニ軍功アリ、帝年、此ニ葬ル、子孫今迄存等ヲ具

萬子専利、當ニ三段ミ以テ神社ニ取ス、因子以テ神社ト名ク、當ノ宝永四年十月四日、地大二
震ヒ専利後ノ湯出益シト云フ

家ニ云フ、小野尾重幸嘉村ノ東南字小野尾ノ山中ニアリ、重幸嘗正忠ト称シ大民ニ三事
ヘ、邑々此ニ食、天正六年、月十四日、日州耳川ノ役ニ死ス、其子次承左衛門御前御前、石

崎ヲニ送ス、大友氏日麗フ所ノ迷惑也、今猶其家ニ伝フ、土人ノ言ト小野尾、毛手岡氏
ノ家族ヲ照相スル、海水中、御前御子其後等ト密ニ植ノ浦ノ我通し、宇守御官大友司、

宇佐公通(通ニ二元二作タ)ニ依ル、大友氏之ヲ其食邑山香越伊井村ニ潜没シ、田町村八反
余萬井半ニ始ス、居コト三年、大友氏御前之ヲ伯祖シ来リ捕、因テ又還レ、残其部將

童ノ石室ニ配ル(其弟宗泰親存ス、通ニ平家山アリ)後九年、即居ニ津、絶命ハ死シズ、
野原村字西中尾ニ葬矣石室アリ、麻便ノ原、麻井村字女堂ニアリ、經像ノ宅址ナリ、經像ノ

子義盛、延喜元年少男足ニ移リ、其塔坐田原ニアリ、子孫大友氏ニ奉へ、延喜元年十二月重
文ニ至ル、遺像ノ足空盞、宇摩ノ足空盞ヲ以テ、延久中、始メテ大友義盛ニ改め等工功以テ、
邑ニ大友義盛毛井村ニ移ス、因子氏ツスト云フ、其御前御子其後等、御ガナラサレ共、十人位を経盛

名、以後ノ事跡ヲ伝承スルル以テ、今傳ノ其御跡等ノ附記入ス
八猪八幡社事件、タニ東西武清五町、南三番町御堂町六尺、面積要反武清抱九尺、村
東八幡宮ニアリ、仲宮天皇、庄神大星、神功皇后ヲ祭ル、延喜四年勤請、木州ノ大社タリ、
大木中、大友義盛、社殿ヲ再建シ其後遷シ、延喜八年三月、領主・木下俊長又大友半ヲ改
尊シ、御世御宗廟ノ神社タリ、延喜元年九月十七日、大奥御天定御御遷御、延喜五年正月、後長命
シテアリ、延喜元年九月十八日、明治天定御御遷御、延喜五年正月、後長命
ル石室、義盛アリ、領主・木下俊長・武藏九郎、

公立小学校老ケ所村ノ中央、字野原ニアリ、生徒、男七十五人、女教諭一人
蚊ノ尾山城址村北字尾山頂ニアリ、東西三町余、南北各町余、西壁御殿ノ遺跡など石
垣遺跡ニ有ス、東八幡宮御堂五所ヨリ村井、字林光三至リ山番住遷二台所、長三町、巾路町、
日指路ニ坂ス、村北小倉街道半段ヨリ、西ハ日指路界字火藏ノ坂並、武藏九郎、
山吉町、廣瀬路三等庄路ニ坂ス、村北小倉街道二字、文字ヨリ村井、庄瀬村界字龍ヶ原ニ至ル、
長七町七段、巾路町二尺

義

古

路

学校

公立小学校老ケ所村ノ中央、字野原ニアリ、生徒、男七十五人、女教諭一人

垣四五石等、今後半纏在八、天正中、田北鶴原・本庄義綱此二居宅、秀水十五年、領主木下氏

悉々之ヲ贈入、山ハ火然屋船塗壁並り織シ、樹木木七ス電燈不密者アルノミ

物産 諸二万五千七百石、炭三万石貢、純(貢美) 売百七拾束、日出村ニ輸送ス

民業 男苗サ葉トスル名、成百六拾武戸、國ア業トスル者也。

○小武村

本村古ヨリ本郡山香郷ニ編入、古時老村タリ、明治三年、大片平村ヲ合

併スルモ同八年三月、本村ノ内字松村ヲ製キ、元大片平村ニ編入、分テ

武村トナル

疆域 東八大片平村ト小野高熊ノ山嶺ヲ以テ界シ、西ハ金成村ト研石山界筋ヲ

界トシ、南ハ広瀬村ト耕地山野ヲ以テ界トシ、東南ハ原野ヲ以テ八坂村

二界シ、東北ハ国東部波多方村ト、内川野溪及原野ヲ境トス

幅員 東西三拾町拾五間、南北三拾武町貳拾間

沿革 日出村ニ出ス

里程 大分県庁元属大分郡八分町印田山中央ニアヨリヨリ北方、九甲拾花町六間三尺七

寸、原住本村字小武五拾三面地、小武寺御前御前南方、若井五拾五寸八咫ニアリ、東方

大片平村ヘ、壹里八町四間五寸、八坂村ヘ、武里五町壹間五寸、西方倉成

村ヘ拾九町貳間四尺五寸、南方広瀬村ヘ、武拾貳町六間五寸、北方国東郡

波多方村ヘ、壹里拾九町拾武間三尺

地勢 東西北ノ三面、高熊村越井等ノ諸山ヲ負ヒ、南ハ耕地原野ニ連り、運輸

便ナラズ、薪炭用ニ足ル

地味 其色赤、其質美、粗丁穀穀ニ通スルモノ、時々旱ニ苦ム

税地 田八拾町五反四面三石、畠四拾町六反八石六分、宅地七町貳面四丈八尺貳歩四步(内者除地、

三反五面多)、山林九拾町九畝、原野貳拾町麥、稅計貳町四拾八町五反六畝三步

無税地 荒地壹町三反九畝拾畝、鐵下地四畝、埋葬地半町面四反二畝畝者多矣、溜池貳町

六反三畝拾畝半、稅計五町五反八畝半

官有地 神社地若干五畝三分、山林三反貯貯貳拾七步、林場四拾五町四反五畝步、

原野拾町半步、揭示場六步、總計六反五町九反六畝六步

本村古ヨリ本郡山香郷ニ編入、古時老村タリ、明治三年、大片平村ヲ合

併スルモ同八年三月、本村ノ内字松村ヲ製キ、元大片平村ニ編入、分テ

武村トナル

人數 三百六拾八口平民、女三百七拾口平民、總計七百三拾八口

牛馬 牡牛百四拾頭、牝牛四頭、總計百四拾頭、牡馬四拾七頭、牝馬拾匹頭、

總計五拾八頭

越井山高百八丈、周四十步五町、堤北半程引二分シ、東西削、本村ニ風景、北ハ西望郡

波多乃村ニ隔ス、山脈東へ田草山ニ通リ、東ノ高熊山ニ接ス、蓬木及生林有、周围七八人、

松櫟ナリ、長之二称ア是跡參奉村字、字御井ヨリ上ル、第六町、小達ニシテ進ナリ、添木試鑿、

一ハ季半ニ通キ、一ハ山澤ノ通キ、下流ナチ共ニ鑿井池二入ル

立石川三等河二段八、深三尺、中合三尺、秋拾間、泥れ急ニシテ水清ク殊淡シ、

舟筏通ス是防ナシ、湖ヲ御野野村字御草池ニ象シ、村西會村界字高木ヨリ本村二入り、

合成功ト中央ヲワツトシ御源、村西下守田二里八坂川二入ル、長六町、山口川三等河二

段八、深九寸、浅四寸、広二間、狭之間、泥レ急ニ水清ク殊淡シ、舟筏通セ是防ナシ、源

ヶ谷村付近字本源ノ山頭ヨリ急シ、同村外字御田三リ西守山口二半里、西流シ字御田川二

五半立石川二入ル、高熊町御源、會成村ニテハ半船村ト名ス、小川川三等河二段八、深七寸、

淺二寸、中三面三尺、兼嘗三尺、泥レ急ニ水清ク殊淡シ、舟筏通セ是防ナシ、源

字西山三免シ、村西下守田二半里、今浦川二合シ源野村二至リ、竪二八反川二

入ル、長西沟町貳拾八町、今烟川三等河二段八、深三寸、底五町、底貳町、波レ

半二水清ク殊淡シ、舟筏通セ是防ナシ、源野村東北源山二免シ、東山ヲ南源ノ諸流

ヲ合シ、字五反二至リ小川川二入ル、高熊町九町三拾面五寸、長谷川三等河二段八、深

五寸、浅三寸、底貳町三尺、我四尺、源野川東、下長谷三免シ面後、中津三面今利今源山二

入ル、宮園長六町ニシテ舟筏通セ是防ナシ、島屋谷川三等河二段八、深七寸、浅三寸、

底貳町、深三尺、泥レ急ニ水清ク殊淡シ、舟筏通セ是防ナシ、源野村東字御源切ニ象シ西源

村東ノ西面二段八、宇三町、共毛源、泥レ急ニ水清ク殊淡シ、舟筏通セ是防ナシ、源野村東字御源切ニ

賃租 地租金子貯百三毛円内六地稅也廉、餘稅金八円、酒類稅金拾五円、牛馬完賣稅金

銀円、總計年半一千五百五十九大円六錢收銀庫。

戶數 本種百六拾戶、平民、社老戸、小社、寺戸、貿易者、萬商者等、總計一百六拾三戶

戶

人數 男女三百六拾八口平民、女三百七拾口平民、總計七百三拾八口

牛馬 牡牛百四拾頭、牝牛四頭、總計百四拾頭、牡馬四拾七頭、牝馬拾匹頭、

總計五拾八頭

越井山高百八丈、周四十步五町、堤北半程引二分シ、東西削、本村ニ風景、北ハ西望郡

波多乃村ニ隔ス、山脈東へ田草山ニ通リ、東ノ高熊山ニ接ス、蓬木及生林有、周圍七八人、

松櫟ナリ、長之二称ア是跡參奉村字、字御井ヨリ上ル、第六町、小達ニシテ進ナリ、添木試鑿、

一ハ季半ニ通キ、一ハ山澤ノ通キ、下流ナチ共ニ鑿井池二入ル

立石川三等河二段八、深三尺、中合三尺、秋拾間、泥れ急ニシテ水清ク殊淡シ、

舟筏通ス是防ナシ、湖ヲ御野野村字御草池ニ象シ、村西會村界字高木ヨリ本村二入り、

合成功ト中央ヲワツトシ御源、村西下守田二里八坂川二入ル、長六町、山口川三等河二

段八、深九寸、浅四寸、広二間、狭之間、泥レ急ニ水清ク殊淡シ、舟筏通セ是防ナシ、源

ヶ谷村付近字本源ノ山頭ヨリ急シ、同村外字御田三リ西守山口二半里、西流シ字御田川二

五半立石川二入ル、高熊町御源、會成村ニテハ半船村ト名ス、小川川三等河二段八、深七寸、

淺二寸、中三面三尺、兼嘗三尺、泥レ急ニ水清ク殊淡シ、舟筏通セ是防ナシ、源

字西山三免シ、村西下守田二半里、今浦川二合シ源野村二至リ、竪二八反川二

入ル、長西沟町貳拾八町、今烟川三等河二段八、深三寸、底五町、底貳町、波レ

半二水清ク殊淡シ、舟筏通セ是防ナシ、源野村東北源山二免シ、東山ヲ南源ノ諸流

ヲ合シ、字五反二至リ小川川二入ル、高熊町九町三拾面五寸、長谷川三等河二段八、深

五寸、浅三寸、底貳町三尺、我四尺、源野川東、下長谷三免シ面後、中津三面今利今源山二

入ル、宮園長六町ニシテ舟筏通セ是防ナシ、島屋谷川三等河二段八、深七寸、浅三寸、

底貳町、深三尺、泥レ急ニ水清ク殊淡シ、舟筏通セ是防ナシ、源野村東字御源切ニ象シ西源

村東ノ西面二段八、宇三町、共毛源、泥レ急ニ水清ク殊淡シ、舟筏通セ是防ナシ、源野村東字御源切ニ

池 沼

浅原二區八丈、波多門、赤堀ヶ水所ノ深家、舟役通セス堤防ナシ、源ヶ利北、宇摩野
之瀬南ノシ南波シ、宇摩尾ニテ高麗村二入り高麗川トナル、長八郎町、五反田、波佐
路三區八、村南九町、小武川ノ下流、字五反田ニアリ、源守、波佐路三區古石、山ノ下
渡村路二區八、村貢拾七町、庄左門ノ下流、字山ノ下ニアリ、源守、庄三町、神田
渡村路二區八、村東拾前村井用ノ下流、字神田ニアリ、深八寸、庄原町三区、源石、藤
ノ木渡、八坂路二區八、村東拾七町、今畑川ノ下流、字藤ノ木ニアリ、深三寸、庄五郎右
山口橋山香路二區八、村貢拾前村井シテ山口川ノ下流、字山口ニアリ、水深七尺、庄三
横長三尺、稻葉町、被土店、寺ノ脇山香路二區八、村北町東拾シテ小武川ノ下流、字寺
ノ脇ニアリ、水深八寸、庄武町、被土店三尺、稻葉町、石船、峯ノ下橋山香路二區八、
村東武町東拾シテ源ノ下流ノ下流、字源ノ下ニアリ、水深八寸、庄武町、被土店、稻葉町、
石橋、治泉燒山香路新二區八、村東拾前村井シテ、今畑川ノ下流字本ニアリ、水深七
尺、庄西四町二尺、被土店、稻葉町北、被土店、下横川橋山香路二區八、村東武町東
シテ被土店ノ下流、字被土店ニアリ、透石、源ノ下流ラレス、庄武町、被土店、稻葉町、
石橋、上横川橋山香路二區八、村東拾前村井シテ被土店ノ中流、被土店三尺、水深八寸、
庄北町三尺、被土店面三尺、稻葉町、石橋、初指八坂路二區八、村南拾前町東拾シテ小武
川ノ下流、字初指ニアリ、水深三寸、庄武町三尺、被土店、稻葉町、被土店、中ノ前橋
村ニ横ス、村東拾三町東拾ノ子今畑川ノ中流、字中ノ前橋ニアリ、水深八寸、庄武町、被土店、
稻葉町三尺、被土店、中横橋村路二區八、村東拾七町東拾ノ子、今畑川ノ上流、字中横橋ニアリ、
庄武町三尺、被土店、坂ノ横橋村路二區八、村東拾前町東拾シテ小武
川ノ下流、字坂ノ横橋、坂ノ横橋、坂ノ下溝
村東拾道内四丁、里村南、三分一ニ至り小武川二入、民六町、稻葉町、田町町歩ノ用水ト
ナス

腰山池東西五丈八尺、南北武試第三町、腰山池東西四丈八尺、村南ノアリ、
東岳池東西四丈、南北三拾八尺、腰山池東西四丈五尺、南北武試四町、腰山池東西三區五
尺、腰山池東西四丈、南北三拾五尺、腰山池東西四丈六尺、村南ノアリ、
南北武試四町、腰山池東西三區五尺、南北三拾八尺、腰山池東西四丈五尺、南北武試四
町、腰山池東西四丈、以上、腰山池ノ用水トナス

浅原二區、庄三町、波多門、赤堀ヶ水所ノ深家、舟役通セス堤防ナシ、源ヶ利北、宇摩野

之瀬南ノシ南波シ、宇摩尾ニテ高麗村二入り高麗川トナル、長八郎町、五反田、波佐
路三區八、村南九町、小武川ノ下流、字五反田ニアリ、源守、波佐路三區古石、山ノ下

渡村路二區八、村貢拾七町、庄左門ノ下流、字山ノ下ニアリ、源守、庄三町、神田
渡村路二區八、村東拾前村井用ノ下流、字神田ニアリ、深八寸、庄原町三区、源石、藤

ノ木渡、八坂路二區八、村東拾七町、今畑川ノ下流、字藤ノ木ニアリ、深三寸、庄五郎右
山口橋山香路二區八、村貢拾前村井シテ山口川ノ下流、字山口ニアリ、水深七尺、庄三
横長三尺、稻葉町、被土店、寺ノ脇山香路二區八、村北町東拾シテ小武川ノ下流、字寺
ノ脇ニアリ、水深八寸、庄武町、被土店三尺、稻葉町、石船、峯ノ下橋山香路二區八、
村東武町東拾シテ源ノ下流ノ下流、字源ノ下ニアリ、水深八寸、庄武町、被土店、稻葉町、
石橋、治泉燒山香路新二區八、村東拾前村井シテ、今畑川ノ下流字本ニアリ、水深七
尺、庄西四町二尺、被土店、稻葉町北、被土店、下横川橋山香路二區八、村東武町東
シテ被土店ノ下流、字被土店ニアリ、透石、源ノ下流ラレス、庄武町、被土店、稻葉町、
石橋、上横川橋山香路二區八、村東拾前村井シテ被土店ノ中流、被土店三尺、水深八寸、
庄北町三尺、被土店面三尺、稻葉町、石橋、初指八坂路二區八、村南拾前町東拾シテ小武
川ノ下流、字初指ニアリ、水深三寸、庄武町三尺、被土店、稻葉町、被土店、中ノ前橋
村ニ横ス、村東拾三町東拾ノ子今畑川ノ中流、字中ノ前橋ニアリ、水深八寸、庄武町、被土店、
稻葉町三尺、被土店、中横橋村路二區八、村東拾七町東拾ノ子、今畑川ノ上流、字中横橋ニアリ、
庄武町三尺、被土店、坂ノ横橋村路二區八、村東拾前町東拾シテ小武
川ノ下流、字坂ノ横橋、坂ノ横橋、坂ノ下溝
村東拾道内四丁、里村南、三分一ニ至り小武川二入、民六町、稻葉町、田町町歩ノ用水ト
ナス

道 路

山香道三等道路二區八、村ノ東南大片半耕半、字小松井ヨリ村西食成村東、字義田原橋
(高木トモ云) 二ニキル、甚口四町武帝九間四尺、相模國同堂、字長谷(八坂村界)相模スル
越ヨリ南二折レ、字白木込二向ヒ支道リ、八坂路ト、八坂路三等道路二區八、村
ノ東南山香道、字長谷ヨリ村南、八坂村界ノ河所ニ至ル、甚三町、福志町、字小武ヨリ南北

ニ折レ支道アリ、北八坂木部多方路ニシテ、南ハ広瀬筋及相模支道ナリ、波多方路三等
道路ニ區ス、村ノ中央八坂筋、字小武ヨリ北北、園東郡或多方面村、字楠道ニ至ル、長武路
四町四拾四町、稻葉町、庄原町、庄原町三等道路ニ區ス、村ノ中央八坂筋、村ノ中央八坂筋、
宇都町ニ至ル、被土路三拾三拾町、源合町、庄原町、庄原町三等道路ニ區ス、村ノ中央八坂筋、
小武ヨリ村南庄原橋、字青色ニ至ル、長治四町大拾三區五寸、稻葉町

湯平谷甚ダ坂段坂、貴賤崎カナラス、木戸日出等ニ試用セシモノナシ、其木土石ニ貼
着敷シテ被土店、被土店、稻葉町ノ坂段坂、

御入山杜杜社、々木西西第三町、南北北ヒ開宅ノ事ナシ、西折四載參、村ノ東南半今畠ニアリ、
足跡有合、曾田別明、氣長足仲娘幸翁、塾日十一月十九日、明治六年春月廿二列ス

教選寺、尊崇、東西拾四間三尺、南北三拾四尺、而積厚足六英九尺、山田國愛公御本願寺來、
村ノ東北字東井ニアリ、木戸田邊使六祖矣、天正中官造鑿壁安ナリシテ、竟文四年、曾・東井、
伊藤景全鑿壁安來、村ノ中央字小式ニアリ、天德中、曾・空也即木御達ス、然ル其後、大

圓庭院鑿壁、小武寺寶所、東西拾四間三尺、南北北半三尺、而積厚足九英六尺、紀伊國
友氏御寶鑿壁安來、木戸田邊使六祖矣、天正五年、御達安尼シテ、

御達安尼シテ、南北北半三尺、而積厚足九英六尺、紀伊國

伊藤景全鑿壁安來、村ノ中央字小式ニアリ、天德中、曾・空也即木御達ス、然ル其後、大

圓庭院鑿壁、小武寺寶所、東西拾四間三尺、南北北半三尺、而積厚足九英六尺、紀伊國

○倉成村

学校 公立小学校校舎ケ所村中央字小武ニアリ、生徒男学生六人、女七人

古跡 鉄輪寒城村北越山ノ領ニアリ、庄三歳赤、住々輪石等ヲ存、台脚草木生シ形勢不詳、

物産 菊千石里拾、歲千百貯貯、拗竹五千九百三拾坪

民業 男爵ラサルヌル者四拾八戸、俳優ラサルヌル者四戸

地域 東ハ小武村ト研石山ノ背筋ヲ境トシ、西ハ立石川及申ノ尾山ヲ以テ内河

野村二、田原山ノ流脈、字板山ノ盛ヲ以テ下村二界シ、南ハ耕地山林ヲ以ナム瀬・野原西村二箇リ、北ハ本領田原山頂上ヲ以テ園東部平野村番掛村二界ス。

幅員 東西貳拾五町拾間、南北三拾五町拾六間

里程 日出村ニ出ス

大分県序元標大分郡分附領田原山中央ニヨリ北方八里三拾七町五拾武間五尺貳拾五丈、宇佐安寺三百三拾三步、河若坐左方原生前、東方五百三尺ノ處ニアリ、東方小武村ヘ拾九町、貳間四尺五寸、廣瀬村ヘ貳拾町三拾四間營尺、西方下村ヘ三拾武町五拾六間貳尺、内野村ヘ三拾武町貳拾三間四尺八寸、西南野原村ヘ拾八町貳間貳尺、北方西東壁平野村ヘ壹里貳拾五町四拾三間五尺五寸

地勢 尺貳拾五尺五寸

東北研石岩園巖外積ノ諸山ヲ負ビ、西ハ板山ニ倚リ人家其間ニ散居シ、南方屢ニ平行二層ス、運輸便ナク薪炭ニ乏シ

地味 其色赤多ク砂石ヲ交ヘ、其質亦美ナラス、粗小稻麥三適スト難モ地味瘠薄、殊ニ旱ニ苦ム

稅地 田百畝町貳拾四歩、畑二拾五町三度三頃貳拾七步、宅地九町貳反六畝貳拾七步、内、寺院兼武皮九畝貳拾七步、山林三拾六町八反九畝拾五步、原野貳百畝六町五

貢租 地租半七十六金九斗六升後四匁、酒類税金六斗、銃炮税金六斗、牛馬亮賣税

無税地 金五斗、總計金八百石合金六斗税錢四匁

戶數 本籍百五拾八戸平民、社老戸小姓、寺貳戸採青係、總計百六拾老戸

人數 男三百五拾四口平足、女三百五十口平足、總計七百四口

牛馬 牡牛百三拾四頭、牝牛四頭、總計百三拾八頭、牡馬四拾八頭、牝馬拾頭、總計五拾八頭

本領山萬八拾丈、周圍五里、村老ニアリ、塗上口リ五分シ、東八十四都石丸村三箇シ、

川

南八木村ニ属シ、北ハ園東部春野村ニ属シ、西ハ同郡平野村及本領下村ニ属ス、山麓支流シ樹木ナク、唯草木少生ス、樹上岩立、列狀状態ノ如シ、園テ又御山ト名ク、樹上ナク以テ園東、遠見西面ノ分界トク、此山園東部ニアリテハ田原山ト称ス、登熟委条、村ノ西北ト

村字ノ口ヨリ上ル、高坂裏谷八村、繪シシテ落シ

八坂川ニ等河三派ス、深三尺五寸、流レ急ニ水清ク味淡シ、源ヲ南畠村字手原ヨリ米リ、

二等河三派既、日指、野原河村ノ筋也、村南東流シ、字落合ニ至リ、村南東流シ、字落合ニ至リ

立石川ノ合シ南流、広瀬村ノ界シ、宇治ノ瀬テ広瀬村字大井手ニ入ル、其間長治貳町、下

流伴渠トナル、立石川ニ等河ニ匯ス、深三尺、流レ急ニ水清ク味淡シ、源ヲ村

西吉野村、宇都原池ニ發シ東流、立石、下西村ヲ經ナキ村、字内野村字堀日ヨリ米リ、

村西ナ南流シ、村字下伊賀川ノ中突ク以テ源也、村西字河原ノ石尾ノ尾垂東流、字御所ヨリ

内河村ニ入ル、其間長八百五十分、同村ヲ経ナキ村也、字源木ヨリ本ノ入り屈曲東流、

字高木ニヨリ南流、小武村ト界シ源也、字源合ニ至リ八坂川ニ入ル、其間長拾七町三拾間、

板山川広四間、狭貳間二シテ等河ニ匯ス、流レ急ニ水清ク味淡シ、源ヲノ四谷、字平

口ノ山間ニ發シ南流、村字子葉原ニ至リ立石川ニ入ル、長武若井、此川萬馬呂ノ屈曲下流

シ、凸凹屈曲メ多ク、淺浅具、側ルワカ得、大西川ハ貳間、狹せ間三尺、三等河ニ匯ス、

流レ急ニ水清ク味淡シ、舟運通セス、堤防ナシ、延々村北半大壁、田隣ニ及シ南流、村北字川

久保ナテ立石川ニ入ル、長武若井三町、妙善坊川ニ等河ニ匯ス、庄屋貳三尺、兼老屋、流レ

急ニ水清ク味淡シ、源ヲ子葉原ノ出水ニ急シ、舟後通セス、堤防ナシ、南流支流大木ニ

テ立石川ニ合ス、長武若井八、山口川ニ等河ニ匯ス、庄三町、狭貳間二尺、流レ急ニシテ

水深一尺、舟運通セス、舟運通セス、堤防ナシ、源ノ北半大壁、田隣ニ及シ南流、村北字

龜田ニ小武村二人、長武若井町通也、本益川ト称ス、以三川ハ高峻ヨリ下溝スルクナシ、

水深浅定マラス、綾瀬渡下村路ニ匯ス、村内貳五町、立石川ノ下流、字櫛原ニアリ、水

深七尺、庄三町、石原、河原渡内御野路、底ス、村内貳五町、立石川ノ上流、字櫛原ニアリ、

水深七寸、庄三町、石原、七ヶ江渡村路ニ匯ス、村内貳五町、立石川ノ中流、字七ヶ江ニアリ、

水深七寸、庄三町、石原、古殿渡村路ニ匯ス、村内貳五町、立石川ノ中流、字古殿ニアリ、

水深七寸、庄三町、石原、克瀬渡村路ニ匯ス、村内貳五町、立石川ノ中流、字克瀬ニアリ、

水深七寸、庄三町、石原、中瀬渡村路ニ匯ス、村内貳五町、立石川ノ中流、字中瀬ニアリ、

水深七寸、庄三町、石原、中瀬渡村路ニ匯ス、村内貳五町、立石川ノ中流、字中瀬ニアリ、

水深七寸、庄三町、石原、中瀬渡村路ニ匯ス、村内貳五町、立石川ノ中流、字中瀬ニアリ、

水深七寸、庄三町、石原、中瀬渡村路ニ匯ス、村内貳五町、立石川ノ中流、字中瀬ニアリ、

水深七寸、庄三町、石原、中瀬渡村路ニ匯ス、村内貳五町、立石川ノ中流、字中瀬ニアリ、

シチネ川ノ下流、字高木ノアリ。源三寸、底堅四尺。傍長小河、中岩面三尺、策上者、龍蟠橋山谷路ニ横く。村南下町樂ノハ坂川ノ上流、字通ヶ島ニアリ。水深六尺、底堅四尺。
傍長小河、山腰、木造、二文字溝原村不相安ヨリ南北分岐三分、南北字中村三至ル、
長坂、巾充足五寸、北字小平田三至ル、長西町、巾底尺、共二田當西側ノ用水トナス、
福安村ノ亞野野原村界、字龍ヶ島より村東、庄前井原字大井三至ル、長五町、巾底尺、
川治五反六畝參ノ用水トス、乘本溝行其界字典元ニアリ。長老町、巾三尺、田畠町毛
糸ノリ同方加勢ノ二至ル、長西町、巾底尺、川底町底反八歩ノ用水トナス、綠木溝村南
字幹木ノアリ。字整元二至ル、長大町、巾底尺、田六町四反三畝參ノ用水トナス、以上二津、
立石川ノ水引キテ流之川二入カ
弘安寺池東三町、南四五合六間、周回八尺、村西ニアリ。狐平池東西各五尺、南北四
捨頭、周回七尺、村北ニアリ、越原池東西各四尺、南北四合六間、周回三町貳拾四、
村北ニアリ、以上新村ノ用水トナス
山香往還、等道路二段ノ、村利安瀬村界、字大手手ヨリ向野村原界、字龍ヶ島ニ至ル、
長谷村底拾四間、中底廣、野瀬村ニ小掌街道三合ス、山香路、等道路二段ス、東方小武
村界、字高木（小武村ニハ生出川沿上云ニ）ヨリ、南ハ野瀬村界字餘木（野瀬村ニハ八
五所云ニ）ニ至ル、長九町貳拾四町、中底廣、村利字新ノヨリ西二折レ、下村路、
内西村路アリ、下村路、等道路二段ス、分南字麻ノ森ヨリ村北内河野村界、字底足ニ至
ル、南野ニチ小手街道ニ合シト村ニ通ス、長貳拾四町貳拾四尺、巾底町五寸、村ノ中央、
字弘安寺ヨリ北二折レ、東北草野村路アリ、内河野路三通並道ノ用水ス、村南山香村界、字
參ノ水引村内河野村界、新瀬路ヨリ内河野村、字末ノ板ニ至ル、長拾七町五拾六間（三
尺）、幅三尺
國東郡平野路三通道二段ス、村ノ中央、字弘安寺ヨリ北平野村界、字
三方公ノ玉ル、長貳拾四町第四三間、山香町、隣地ナリ、上野村ヲ經テ新倉町、出ツ
中村堤八坂川ニ沿ヒ、村東字東元ニアリ、長貳町貳拾三町、馬鹿瀬四尺、渠整一間、塔
羅瀬水ハ宮ニ折シ、八分ハ民ニ通ス
八幡社付近、々地聖母殿六間、由北筑紫來、面積五畝九分歩、村ノ中央、字繪守ニアリ、
伴賀六太・必勝天皇ヲ祭、祭日十一月十五日、明治六年冬月三列ズ
正高寺等普請茶、東西各四尺、南北七尺、面積武反零武九尺、日出村松里寺東、社ノ中

シチネ川ノ下流、字高木ニアリ。源三寸、底堅四尺。傍長小河、中岩面三尺、策上者、龍
蟠橋山谷路ニ横く。村南下町樂ノハ坂川ノ上流、字通ヶ島ニアリ。水深六尺、底堅四尺。
傍長小河、山腰、木造、二文字溝原村不相安ヨリ南北分岐三分、南北字中村三至ル、
長坂、巾充足五寸、北字小平田三至ル、長西町、巾底尺、共二田當西側ノ用水トナス、
福安村ノ亞野野原村界、字龍ヶ島より村東、庄前井原字大井三至ル、長五町、巾底尺、
川治五反六畝參ノ用水トス、乘本溝行其界字典元ニアリ。長老町、巾三尺、田畠町毛
糸ノリ同方加勢ノ二至ル、長西町、巾底尺、川底町底反八歩ノ用水トナス、綠木溝村南
字幹木ノアリ。字整元二至ル、長大町、巾底尺、田六町四反三畝參ノ用水トナス、以上二津、
立石川ノ水引キテ流之川二入カ
弘安寺池東三町、南四五合六間、周回八尺、村西ニアリ。狐平池東西各五尺、南北四
捨頭、周回七尺、村北ニアリ、越原池東西各四尺、南北四合六间、周回三町貳拾四、
村北ニアリ、以上新村ノ用水トナス
山香往還、等道路二段ノ、村利安瀬村界、字大手手ヨリ向野村原界、字龍ヶ島ニ至ル、
長谷村底拾四間、中底廣、野瀬村ニ小掌街道三合ス、山香路、等道路二段ス、東方小武
村界、字高木（小武村ニハ生出川沿上云ニ）ヨリ、南ハ野瀬村界字餘木（野瀬村ニハ八
五所云ニ）ニ至ル、長九町貳拾四町、中底廣、村利字新ノヨリ西二折レ、下村路、
内西村路アリ、下村路、等道路二段ス、分南字麻ノ森ヨリ村北内河野村界、字底足ニ至
ル、南野ニチ小手街道ニ合シト村ニ通ス、長貳拾四町貳拾四尺、巾底町五寸、村ノ中央、
字弘安寺ヨリ北二折レ、東北草野村路アリ、内河野路三通並道ノ用水ス、村南山香村界、字
參ノ水引村内河野村界、新瀬路ヨリ内河野村、字末ノ板ニ至ル、長拾七町五拾六間（三
尺）、幅三尺
國東郡平野路三通道二段ス、村ノ中央、字弘安寺ヨリ北平野村界、字
三方公ノ玉ル、長貳拾四町第四三間、山香町、隣地ナリ、上野村ヲ經テ新倉町、出ツ
中村堤八坂川ニ沿ヒ、村東字東元ニアリ、長貳町貳拾三町、馬鹿瀬四尺、渠整一間、塔
羅瀬水ハ宮ニ折シ、八分ハ民ニ通ス
八幡社付近、々地聖母殿六間、由北筑紫來、面積五畝九分歩、村ノ中央、字繪守ニアリ、
伴賀六太・必勝天皇ヲ祭、祭日十一月十五日、明治六年冬月三列ズ
正高寺等普請茶、東西各四尺、南北七尺、面積武反零武九尺、日出村松里寺東、社ノ中

○下村

本村古ヨリ本郡山香郷ニ属ス、
古時米子瀬、上坂、鳥越、ノ三村ヲ併セ米子瀬村トシ、六太郎、藤田ノ五村タリシニ、明治三年九月
米子瀬、上坂、鳥越、ノ三村ヲ併セ米子瀬村トシ、六太郎、藤田ノ二村
ヲ合シテ六太郎村ト称ス、同八年三月復ニ二村ヲ併セテ本村ノ称ニ改ム
東八倉成村ト田原山ノ流脈、字板山ヲ以テ界トシ、西八耕地ヲ以テ立石
村ト境シ、南ハ内河野村ト山野ヲ以テ界トシ、北ハ國東郡平野村ト原野
ヲ以テ界トス

○下村
本村古ヨリ本郡山香郷ニ属ス、
古時米子瀬、上坂、鳥越、ノ三村ヲ併セ米子瀬村トシ、六太郎、藤田ノ五村タリシニ、明治三年九月
米子瀬、上坂、鳥越、ノ三村ヲ併セ米子瀬村トシ、六太郎、藤田ノ二村
ヲ合シテ六太郎村ト称ス、同八年三月復ニ二村ヲ併セテ本村ノ称ニ改ム
東八倉成村ト田原山ノ流脈、字板山ヲ以テ界トシ、西八耕地ヲ以テ立石
村ト境シ、南ハ内河野村ト山野ヲ以テ界トシ、北ハ國東郡平野村ト原野
ヲ以テ界トス

里穂沿革

大分県東府充天大郡大分郡碩田郡中央ニアリヨリ北方九里拾四町五拾五間五尺、
碩田村、字山穴六畝或畠地、余地御部屋宅面積、北方六町武尺ノ處ニアリ、東方倉成
村ヘニ拾武町五拾六間武尺、西方立石村ヘニ貳拾四町拾武間四尺五寸、南
方内河野村ヘニ拾老町五拾七間五尺、北方國東郡平野村ヘニ老町三町拾五
間三尺九寸

地勢 西南小篠倉ノ諸山ヲ負ヒ、北ハ巖山堂ノ諸山ヲ控シ、運輸便ナラス
地味 其色黒、其實美、繪葉宜シ、時々早ニ苦ム

税地 田八拾七町九反三段貳拾三町、畑四拾壹町貳拾老町、宅地七町百反八畝貳拾步、原
野六第七町八反五畝二步、總計貳百四町四反二步

無税地

荒地老町四反武拾七步、埋葬地七反ヒ紙拾九步、溜池武反三畝五步、總計武町四反

官有地
敷地也多

社地九畝拾五步、山林地武反八畝武拾西歩、溜池武町五反五畝步、總計武町四反
三畝九步

貢租

地租金千五百四拾七円四拾五錢四厘、車稅金三円、牛馬充實稅金四円、總計金
十五百廿五十四円四拾五錢四厘

戶數

本籍、百八拾四戸平民、社老戸小社、總計百八拾五戸

人數

男三百六拾卷口平民、女三百六拾八口平民、總計七百武拾九口

牛馬

牡牛七拾七頭、牝牛一卷頭、總計七拾八頭、牡馬三拾七頭

人力車二輛

本隸山萬百八拾步、周回五里、村東ニアリ、坂上ヨリ五分シ、東ハ園主集心丸村ニ属シ、
西ハ鶴平野村ニ属シ、西ハ本村ニ属シ、北四東郡善利村ニ属シ、山

銀亂リス、若木ナク草茅ヲ生ス、巖上石楠樹前伏狹衝ノ如テ、因テ又稱山ト名シ、巖上

湧見、園東西部ノ分界トス（國東郡ニチハ原田原山ト称ス、豈知其家石原、字山ノロヨリ上ル、
高帝基八町、輸ナラス）

立石川三等河二尺八、深既定八寸、浅三寸、広拾七間、法七間、源ノ吉野渡村海足港ニ發

シテ、立石村ヲ經テ源河、字宮ヶ瀬ヨリ來、村ノ中央ヲ東流、諸南流合シ、才燒日

二四、内河野村ニ入ル、長治左町、芭蕉渡村ニ属シ、村東ニ三井屋、立石川（芭蕉用

ト称シ）ノ下流、字吉黒ニアリ、水深尺五寸、廣八間、石垣、下坂水渡村尾ニ属ス、
村水四町、芭蕉川ノ下流、字下坂水ニアリ、水深尺五、庄七町、石垣、牛屎敷渡村尾ニ属

ス、才燒六町、芭蕉川（芭蕉川ノ異色）ノ下流、字牛屎敷ニアリ、水深尺八、庄七町、石垣、

金山橋小倉街道ニ通ス、モノ中央御子ノ芭蕉川（芭蕉川）ノ中流、字金山ニアリ、水深尺五、
庄九町、施共四町、中河原、坂上橋、清田橋小倉街道ニ通ス、村東ニ前原シテ、庄差傳ノ下流、
字牛屎敷ニアリ、水深尺五、庄五町、橋梁空同、中河原、石垣、清田溝村坂並通三疊シ、
村西子細田ニ至リ立石川二入ル、中西尺、坂井町、坂内谷ヲ合田二入ル、新井町四反

ノ用木トナス、道連渓村東通通三疊シ、字石ヶ谷ニ二疊半用二入ル、山腰尼良八町、
田中高參二往タ、下崩津村西立石村字原通通三疊シ、字宮ヶ瀬ヨリ来リ同方、字原ノ上二玉

ル、中高参、長拾町、田七町六尺九麻步二往タ、新井手塚立石村界、字西井手（立石井手二

ナハ河原ト呼フヨリ起り、村南通ノ第ニ至ル、巾武尺、長拾町、田三町壹反參ニ法タ、神

田溝村西立石村ヨリ起り、同方字吉川ニ至ル、巾武尺、長七町、田七町九尺六寸多々往タ、
北宇三本松ニ起ル、南邊シ、字井二至リ六丈大松木ニ合シ、字金山ニ至リ立石川一人入、坂上町、

町六反五畝六步二往タ、御領溝村ノ東南字立田ヨリ起り、同方内河野村字境ニ至ル、巾

武尺五寸、長六町、田七町六反七畝既第南歩二往タ、塔中溝立石村字街筋ヨリ起り、村西字

圓二尋ル、巾武尺、長三町、田武尺七反五畝歩二往タ、山ノ口谷庄志門、然度、村ノ東

北宇三本松ニ起ル、南邊シ、字井二至リ六丈大松木ニ合シ、字金山ニ至リ立石川一人入、坂上町、

六太郎谷庄志門、武尺武尺、村北宇六太郎ニ至リ南邊シ、字井二至リ山ノ口谷ニ入ス、
長七町、按内谷庄西尺、武尺武尺、村ノ西北字塙内ヨリ起リ南流シ、字佐木一五リ本並溝二

入ル、長七町、朝出谷法二尺、坂走尺、村南溝田ニ合シ北流、字高屋ニ至リ芭蕉用二入ル、
長五町

鉱山 安賀母尼山高拾武尺、西固志母拾八町、村東拾五町ニアリ、坂上ヨリ二尋、東南ハ合

成村ニ至ル、西北ハ本村ニ属シ、田原山ノ東南ニ突出、本山トナリ娘取山之名、下坂水

ヨリ登ル、娘物安賀母ニ安政六年九月、安政六年九月、貢賦、安賀母尼山高拾武尺、

村本八町向道山下、字鬼ノ平ニアリ、安政六年九月、安政六年九月、貢賦、燧石山高

六町字山ヨリヨリ、周回折山、村本水町ニアリ、娘物安賀母ニ安政五年九月、若年出

高四拾五畝、貢賦、岱絶石山日本三町、字井子ヶ平、田井ニ出フ、其門美、爰造スルモノ

ナシ

池沼 床並池通裏毛町拾四町、北北毫拾八町、周回四町既者限、村名ニアリ、道連池東西通七町、

南北拾六町、周回毛町尚、村井ニアリ、以上村ノ用水十才

道路 小翁街道ニ通路ニ属ス、村西立石村界、字原通ヨリ内河野村界、字史ニ至ル、長貳

若老町五町、巾三尺、字金山ヨリ北折し、内河野村字井村ニ通スル路アリ、字井田ヨリ北二

折し、字後野ニ至リ平野路二合ス、國東郡平野路三等通四二疊六、村西字清田ヨリ坂北、
田原野村界村、字庚申ニ至ル、長若八町西通大畠、巾三尺

八幡社村社、今東屋西整内門既近八尺、南北拾八町既近四寸、面積九畝拾五步、村東字馬

上二アリ、必有天皇、市井ノ祭奉、大正元年一柱玉靈符御神ノ神ヲ祭ル、元年十一月、
曆方三月既時、其成兵馬ニ通じ、御廟會慶、正徳四年木下延由再興入、明治六年村社二列ス、

物産 安賀世尼賣天、西若西風、策賣美、六角杖、燧石斧等、以上並荷物二枚ス
民業 男良ヲ製トスル者、百七十五戸、医ヲ製トスル者零戸、商ヲ製トス者零戸

○立石村

本村古ヨリ本郡山番郷ニ属ス

古時山口・舟・五應寺・長流寺・上尾寺・龍ヶ尾ノ六村タリシニ、明治

三年九月、山口・舟・五應寺・三村ヲ合セテ山口村トシ、長流寺・上尾寺・

龍ヶ尾ノ三村ヲ併セテ中村ト称シ、同八年三月復二村ヲ併セテ一村トナ

リ、木村ノ称三改ム

東八下村ト耕地ヲ接シ、西八向野村ト溝渠又ハ山ノ背筋ヲ以テ界トシ、

北八國東部哥・佐野兩村ト花旗原野ヲ以テ界シ、西南ハ山中谷ヲ以テ

吉野渡村二界シ、南ハ金礫山ノ嶺ヲ以テ内河野村二界ス

東西三拾壹町拾六間、南北三拾三町拾問

慶長元年、杉原長房伯耆守江洲坂本ヨリ徒封杵築へ入城、之ヲ領シ同二

年、早川長敏主導、府内城三リ焉、従五位下小倉城主・細

川忠興與中守代子之ヲ領ス、其臣・右吉立行・松井原之・杵築ノ城代タ

リ、同六年、木下延俊右工門大夫播磨経路ミリ徒封、日出へ入城同官ヲ

修メテ世々傳、之ヲ領シ後、寛永十九年、萬五千石ヲ割テ次子・延由昌最

助ノ采地石立ト云フシ、民政ヲ文治セシム、羽柴後清初本内助ト云ニ至

リ王政革新、明治三年上地ニテ、日田県ノ所轄トナリシモ、同四年十一

月、同県廢セラレテ大分県ノヲ管轄ス

大分県宇人郡大分郷・佐留村中央ニアヨリ北方、拾里三町八間三尺五寸

東方六町ノ奥ニアリアリ、東方下村ヘ武拾四町八間四尺五寸、西方六町ノ奥ニアリ、西方下村ヘ

北西八面村ヘ武拾四町八間四尺八寸、西方下村ヘ武拾四町八間四尺五寸、東方下村ヘ武拾四町八間四

寸、西ハ雲梯ノ山脈連延シ、南ハ上平山ヲ負ヒ、祝儀山城等諸山村中ニ共

地味 輸便ナラ市街アリト雖トモ人烟密ナラス
稅地 三町西反六畝九歩、山林三番八町正反武拾八步、溜池二町四五反六畝八步、總計七拾
無稅地 荒地二町四反六畝九歩、埋葬地武拾五步、武拾武步、總計五反九畝六畝八步、武拾四步、總計九畝八步、

官有地 原野三番武町七反半、山林三番八町正反武拾八步、溜池二町四五反六畝八步、武拾武步、總計九畝八步、

無稅地 荒地二町四反六畝九歩、埋葬地武拾五步、武拾武步、總計五反九畝六畝八步、武拾四步、總計九畝八步、

戶數 三町西反六畝九歩、山林三番八町正反武拾八步、溜池二町四五反六畝八步、武拾武步、總計九畝八步、

黃租 地租三百石千石百拾五斗内三合六升五斗、酒類稅金五斗、牛馬壳買稅金三斗、就頭

稅金拾伍石、車稅金七斗、總計金一千石百九拾伍石武拾三斗八升六升五斗、

地租三百貳石千石百拾石、半氏三百石戸、社貳戸小廿戸、寺四戸、禄曾酒類二斗、口應米一斗、

人數 男六百四拾口土族七口、平民六百三拾七口、女六百三拾四口土族七口、平民六百貳

口九口、總計千貳百七拾四口

牛馬 牡牛百拾頭、牝牛八頭、總計百拾八頭、牡馬五拾七頭、牝馬二頭、總計

六拾頭

人力車三輛

轎夫二十人、圓周武四十五人、村夫二十人、船工ヨリ四分之一人、船工ヨリ四分之三人、

北八國住武村三屋シ、西八向野村三屋シ、南ハ木村三屋ス、山脈北へ西反山三通リ、西ハ

南波山二橋ス、東ハ山勢甚接シ故に御子山三屋シ、西三箇々塔、貢白鶴山、高サ

少シク通路、頂上より以テ圓束、通路僅ノ分岐トス、急峻木舟、一

八村北半坡ヨリ登ル、第二高瀬町見、以上通路へ皆通メテ陸破壁立ツシ、樹木生セス

唯茅草茂茂ス、山周所々巖石崩落失失、急峻處快ナリ

立石川ニ跨河二橋ス、深浅尺、淺者足五寸、広者武開、狹六間、流レ緑タ水清々然淡シ、

舟後進セス通路有シ、源ノ村南音御手水神社御手水桶原下二室シ、北波シ村南音御手水桶原下二室シ、

北波シ宇上町二室リ登斯、江田シナキ宮ヶ瀬ヨリ下村ニ入ス、此御手水桶原下、屋根芭蕉川ト

ズス、山中谷立老翁、樂五尺、村南音御手水桶原下二室シ、北波シ村南音御手水桶原下、吉野渡村ト

界シ、十三度田ニ至リ立石川二合ス、吳町町、谷中央ヲ以テ吉野渡村二界ス、大月谷広谷

四、狭五尺、村西字猶栗二起束造、村西字山口ニ至リ立石川二合ス、長五町、宮藤谷広谷

地勢

里程

沿革

西三尺、狭長間、村北字六郎木一起り南流、字五坂二至り西畠池ニ發スル細渠ト合シ東折、
村西字五坂二至リ立石川二尺、長町、源十谷庄造園三尺、筑後町、村北長瀬池ノ堤、
南流、村ノ中央字上町二至立石川二尺、長町、五德寺谷守御武氏、狭長間、村北
字前石二起り南流、村ノ中字平新町二至リ立石川二尺、長七町、鐵治屋谷モ北流三尺、
筑後町、村北字中ノ通二起り南流、字橋高二至リ立石川二尺、長七町、長流寺谷守御
三尺、狭長間、村北字中通寺池ニ起り南流、村東字瓦田一至リ立石川二尺、長五町、德清
田谷庄四尺、狭長間、村ノ東北字木々通ニ起り南流、村東字河原一至リ立石川二尺、長七
町、枝ヶ迫谷庄五尺、筑二尺、村東字津山及寺池ニ起り北流、字長ヶ迫ニ至リ立石川二
尺、長七町以上、諸谷合、平常木ナク雨水道下スルモノナリ、櫛屋溝村ノ西面寺池
二起り、同方字申ノ井手ニ至リ立石川二尺、長三町、巾差尺八寸、田町西四八面寺池ノ用
木トス、杉ノ木溝付材形ノ下ヨリ起り、同方字通ニ二尺、甲ノ井手溝二尺、長三町、
巾差尺八寸、田町西四八面寺池ノ用木トス、同田溝村南字向田ニ起り、同方字申ニ至リ、
甲ノ井手溝二尺、長七町、巾差尺四寸、田町西四八面寺池ノ用木トス、甲ノ井手溝
村南字申ノ井手ヨリ起り、同方字山口ニ至リ立石川二尺、長三町、巾差尺八寸、田町西四八
面寺池ノ用木トス、門田溝村南字山口ニ起り、村東字塙田ニ至リ田二尺、長七八町、巾三
尺、田町西四八面寺池ノ用木トス、總工門溝付材形ノ下ヨリ起り、村東字山口ニ至リ田二
尺、長九町、巾差尺四寸、田町西八反丸多メ用木トス、塔中溝村東字向田ニヨリ起り、
同方字申ニ至リ下村ニ入ル、長六町、巾差尺八寸、田町西四八面寺池ノ用木トス、上
扇溝村東字向田ニヨリ起り、同方字山口ニ至リ田二尺、長八町、巾差尺八寸、田町西
六反丸多メ用木トス、下扇溝村東字向田ニヨリ起り、同方字古賀ニ至リ下村ニ入ル、
西町西給附、巾差尺四寸、田丸尺四寸、田丸尺四寸、新井手溝村東字西野、平村
二テ、新井手ト呼フ、三起り、同方字東ニ至リ下村ニ入ル、張坂村、巾差尺、下村、用木二
尺八寸、上、皆立石川ノ水引ク、登り龍浦溝村南字野寺界、字登り豊ヨリ起り、同方
字三反田ニ至ル、長五町、巾差尺、田八尺用木トス、七反田溝村南字野寺界
界、字ソソン石ヨリ起り、村南字七反田ニ至ル、長三町、巾差尺八寸、田町西四寸、
ノ用木トス、枝ヶ迫谷通ニ通ス、村永町字三拾大間、左立用ノ下流、字有瀬源ニアリ、
古谷源、源武尺、右立、鐵治屋鍋小金野寺界、字、村西町野寺界シ葉治屋谷ノ下流、字
源原二アリ、橋支度湖三尺、巾武尺、石橋、平常木ナシ、以下管渠シ、五德寺谷守御
渠通ニアリ、

社

道路

小倉街道ニ通源三尺、村東字竹字河原ヨリ村ノ西北、向野村界字一保ニ至ル、長二
拾壹町折六尺、巾三尺、字竹字ヨリ村ノ二折、田中都佐野村路アリ、字麻田ヨリ東ノ折、
供六尺上、皆立石川ノ水引ク、登り龍浦溝村南字野寺界、字登り豊ヨリ起り、同方
字三反田ニ至ル、長五町、巾差尺、田八尺用木トス、七反田溝村南字野寺界
界、字ソソン石ヨリ起り、村南字七反田ニ至ル、長三町、巾差尺八寸、田町西四寸、
ノ用木トス、枝ヶ迫谷通ニ通ス、村永町字三拾大間、左立用ノ下流、字有瀬源ニアリ、
古谷源、源武尺、右立、鐵治屋鍋小金野寺界、字、村西町野寺界シ葉治屋谷ノ下流、字
源原二アリ、橋支度湖三尺、巾武尺、石橋、平常木ナシ、以下管渠シ、五德寺谷守御
渠通ニアリ、

池沼

鐵治屋池東面寺池、南北四尺三寸、周回約町五十五丈、村ノ東北ニアリ、中ノ通池東西
五十五丈三尺、南北各七三寸、周回約町六丈、村北ニアリ、李ヶ迫池東西各三尺、南
北五十五丈、周回約町五十五丈、村北ニアリ、龍ヶ迫池西約四尺、南北約五尺、周回約
町拾八尺、村東ニアリ、猪越池東西各八尺、南北約拾八尺、周回約町二拾六尺、村東ニアリ、
町畑池東西各七尺、南北約拾五尺、周回約町五十五丈、村北ニアリ、上池東西各拾五尺、南
北四拾尺、周回約町、村ノ中央ニアリ、下池東西各五尺、南北拾六尺、周回約町五十五丈、村
中央ニアリ、山田池東西各七尺、南北各七尺、周回約町、村西ニアリ、無田池東西各七尺、
南北拾尺、周回約町、村西ニアリ、西畠池東西各七尺、南北各三尺、周回約町五拾五丈、
村ノ西北ニアリ、丸尾池東西各六尺、南北拾六尺、周回約町四拾六尺、村南ニアリ。
以上管渠各村ノ用木トス

寺

正徳四年、木下延由再修へ、祭日一月三日。昭和六年都社ニ列ス、三島社・村社、々領東西北四段、南北倍武四段、面積六畝八分、面積八畝九分、村東字三島山一ノアリ、大山神命・西桂・鹿

日命ヲ合祀、元治二年申月、大友家河野村守有通有司、大友家忠・鹿屋親見ニ承る、其後、此地廿一年一月、立石守忠生・木下延由繼承、依ナ所ト迄耳、明治六年村社ニ列ス。

延隆寺曰莊家、實西武守大同、南北武守西同四段、面積七反八畝二分、半領西同都部守屋村、久遠寺守、村東字秋ノ木一ノアリ、承応三年、寺曰安門尼別院セキノナリ、長流寺・梅清宗、東西三精五間五尺、南北取折大同、面積三反四畝不拾四歩、並置田原寺・御持寺水、村南字長流寺二ノアリ、元禄二年、僧・伏見院泰信造、五德寺守・尊圓院、東西武守同四段、南北武守大同、面積花子七反三歩、村北字長流寺二ノアリ、本村長流寺守、応安三年、僧・道山開基開創ス、其後支派シノアリ、元祐十三年、僧・知山英之・中峰寺、延福寺・尊圓院、東西七段、南北落葉、面積三反九分、武藏國多摩郡名古木村、村ノ東字落葉清田二ノアリ、朝日月木村、玉泉院・南蔵院、元祐守境内ニアリシ、落葉二年此地ニ移入ス

立石官址村・中央二ノアリ、東西半町約五尺四寸、南北四拾武守五尺四寸、反列三反五尺八寸、其後大字、西北二山密ラノ村、東兩平地ニ星々、寛永九年、木下兼由出ヨリ分別、下村字烏森三層リ、寛文八年移テ此ニ居ル、十一世・後清二至リ大政奉納、明治三年上地シテ、日本・御墨トナリ、後清三令・卷甚二倍ト

生糞便武千石六分斤、茶種質美、五石、生糞質美、五石・糞便トナリ、後清三令・卷甚トスル者也。

民業 男暮ラ木トスル者、或百五石戸、西ツ乗トスル者三十五戸、工ツ乗トスル者五戸、医ツ乗トスル者五戸。

○向野村

本村古ヨリ木暮香郡ニ属ス

古時、景平・日野地、松尾・今原・平山・八丸・薰石ノ七村タリシニ、

明治三年九月、景平・日野地、松尾ノ三村ヲ合せ松尾村トシ、今原ヲ平山村ニ合シテ一村トシ、薰石・八丸ヲ併セテ薰石村ト称ス、同八年二月、復三村ヲ合シテ本村ノ称ニ改ム

東ハ山林ヲ以テ立石村ニ接シ、西ハ馬城山麓ヲ以テ、農圃園田佐郎平ヶ倉・金丸両村ニ界シ、南ハ山浦村ト接シノ山脈、地藏嶺ヲ以テ界トシ、

寺域

立石村二出ス

里程 大分県庁元惠大分郡大分町原田唐中央ニアリヨリ北方、拾志里六町三拾四間壹尺、留佐村内野原二ノ木口新地、大石市松原毛新地南方、五箇三ノ木ノ久ニアリ、東方立石村ヘ、巻里四町三拾七間五尺五寸、南方山浦村ヘ、巻里八町武拾老間壹尺五寸、北方國東郡佐野村ヘ武拾八町四拾八間三尺五寸

地勢 南ハ雲ケ嶽ノ山脈屏立、西ハ急削山馬場ヲ負ヒ、北ハ尋ケ嶽・津波戸山池ノ木山列秀シ、大造寺山ノ群嶺村中二横列シ、西北ハ土裏少ク開ケ、豊前国二接ス、人家多クハ山崎ニ居ル、幽遠殊ニ甚シ

地味 其色赤黒、其質美ナラスト透モ、頑リ稱榮ニ宜シ、柑橘ニ適ス、水利便ナラス

税地 田百三町七反五畝貯貯定、烟五拾九町六反九畝定、宅地九町七反武拾四步、原野百四十町三反五畝貯貯定、越叶三百三町六反五畝六步

官有地 荒地貯貯定、原野貯貯定、埋葬地貯貯定、反取締貯貯定、溜池貯貯定、原野百四十町三反五畝貯貯定、總計三町五院寺守五反五畝三步、總計百人當八十人反拾五步

實租 地租全千五百四百石當七四三疋八厘、酒類稅金四拾石、牛馬充實稅全三石、銃械稅全武拾戸、東稅金三石、總計多千五百九石・内三疋八厘

戶數 本籍武百拾六戸平民、寄宿者戸平民、社老戸小姓、寺武戸御番御番、總計武百人、四百七拾口平民、女四百三拾八口平民、總計九百八口

人數 牛牛七拾七頭、牝牛九頭、總計八拾六頭、牡馬四拾四頭、牝馬七頭、總計四十五頭

車力車武稱

- 95 -

津波戸山二重アリ、東津波戸山トシ、西百五第六、西ハ八戸山（一ニ池ノ口山ト云フ）トス、
高シント高木、村合ニアリ、樹高ヨリ三分、東南ハ木村ニ属ス、西ハモリ園木佐佐木西面、
立石ノ面村ニ属シ、北ハ田中敷佐野、東隅ニ村ニ属ス、山脈南ハ界ノ邊シ、西北ハ山勢
南下シ、而シテ北ハ半波野、磐野タリ、近多村及シ西南ハ岩石壁崎、第木古門ニ面タリ、
第一ノ面深谷及深谷後壁ナリ、沿北ハ鶴原ナシ、淡水、魚、牛腹、根第二湯夏日田瀬セス、
磐野寺村北字大通司ヨリ登ル、高武寺町、磐城ナリ、佐野村ヨリ大南町名ケ、米福村ヨ
リ木業山ト名ク、鼻カ嶽高八百七丈、周回五里、村ノ東方ニアリ、標上ヨリ四分、東ハ
国東郡磐村ニ属シ、西ハ本村ニ属シ、南ハ立石村ニ属シ、北ハ同東郡佐野村ニ属ス、山脈北
八戸東郡磐村、西氣山ニ連リ、西ハ流波山ニ接シ、東ハ山勢相接シチ鳥羽子山ニ連ル、
西ヲ接ケ塔、貞白越等ノ名アリ、高少シテ磐頂頭上ノ子于那暮、瀬島等ノ分界ス、樹木
生セス、鳴來酒造ス、山間勢、石筋石立、云霞村及危張ナリ、磐野寺村ノ東北、宇置石
平原ヨリ上ル、高武寺五町、磐シテ近シ、磐木多那山ノ半腰ヨリ出ス、深五丈、磐寺、
五丈尺、狹狭、字ソロワ瀬シハキ合ニテ糸川三入ル、荒田ノ用水ニ端ス、雲城高
百氏治九丈六尺、西固五里、山凸ニアリ、第上ヨリ三分、西ハ前南木村宇佐郡平ヶ村、正保
寺一村ニ属シ、東南ハ山浦村ニ属シ、北ハ木村ニ属ス、山脈西ハ麻績山、南源シ、山勢侵
襲源シテ磐頭上入ル、樹木ナガリ、酒來茅屋酒造ス、山浦村タ竹本茂生、磐野寺、
平原ヨリ登ル、高武寺三町、一ノ方子今ヨリ登ル、高武寺六町、磐牛尾ニ連シ糸川ニ接
ルノ直ナシ、溪木多々、山ノ半腰木大段二三通、水勢甚チ多シ、今原ノ通トナル、東原
通源通源並列立、其量ヨリ秀サタモノ約九基アリ、其東南ハ山浦村シ、東ハ吉野村也トシ、
北ハ立石及木村ニ属ス、赤地川ノ草木ノ生シ、山浦ニハ往々竹野アリ、淡水老舗、字ノ保ニ
森シ下流源川三入ル、牛ノ首、牛丸、越知岐峰等ナリ、磐名アリ、山浦ノ取ハ、南
走伏寺、磐木ノ牛耳寺、諸山トナリ、本郡西北ノ國界ハ、多ク木ノ坂山脈ニ属ス、
影平川（三基河ニ属ス、深五尺、浅七尺、正五尺、埃六尺、三尺）、淡水清々味淡シ、舟
筏通セテ磐頭ナシ、源ノ村東寺、木ヨリ先シノ西源、諸深水、合シ源頭所ニ至リ、今原川
二合シ北源、字ノノ井手二合手各二人入、其源者三町西源、平山川三合手ニ属ス、
深八尺、浅七尺、底若舟三尺、底八尺、流レ淡水、味淡シ、舟筏通セテ磐防ナシ、源ヲ
村字寺二合シノ西セニレ、才口通源ニテ磐田字佐佐西面教寺三入ル、其三基五町、今原
川三等河ニ属ス、深者尺五寸、浅四尺、正四尺、然武寺、淡水清々味淡シ、舟筏

道 路

池 沼

源セヌ堤防ナシ、源ノ村西字大森ニ森シ米瀬、半雨水ニテ北ニ折レ、字西新屋ニ至リ彰川
二合八、其南側私地野野野三拾八間、砾石川三等河面属ス、深五尺、浅七尺、佐武町、
立石ノ三シテ水清々味淡シ、舟筏通セテ堤防ナシ、源ノ村東ナラ、ヨリヨリ先シ、西源シテ森
南下シ、而シテ北ハ半波野、磐野タリ、近多村及シ西南ハ岩石壁崎、第木古門ニ面タリ、
第一ノ面深谷及深谷後壁ナリ、沿北ハ鶴原ナシ、淡水、魚、牛腹、根第二湯夏日田瀬セス、
磐野寺村北字大通司ヨリ登ル、高武寺町、磐城ナリ、佐野村ヨリ大南町名ケ、米福村ヨ
リ木業山ト名ク、鼻カ嶽高八百七丈、周回五里、村ノ東方ニアリ、標上ヨリ四分、東ハ
国東郡磐村ニ属シ、西ハ本村ニ属シ、南ハ立石村ニ属シ、北ハ同東郡佐野村ニ属ス、山脈北
八戸東郡磐村、西氣山ニ連リ、西ハ流波山ニ接シ、東ハ山勢相接シチ鳥羽子山ニ連ル、
西ヲ接ケ塔、貞白越等ノ名アリ、高少シテ磐頂頭上ノ子于那暮、瀬島等ノ分界ス、樹木
生セス、鳴來酒造ス、山間勢、石筋石立、云霞村及危張ナリ、磐野寺村ノ東北、宇置石
平原ヨリ上ル、高武寺五町、磐シテ近シ、磐木多那山ノ半腰ヨリ出ス、深五丈、磐寺、
五丈尺、狹狭、字ソロワ瀬シハキ合ニテ糸川三入ル、荒田ノ用水ニ端ス、雲城高
百氏治九丈六尺、西固五里、山凸ニアリ、第上ヨリ三分、西ハ前南木村宇佐郡平ヶ村、正保
寺一村ニ属シ、東南ハ山浦村ニ属シ、北ハ木村ニ属ス、山脈西ハ麻績山、南源シ、山勢侵
襲源シテ磐頭上入ル、樹木ナガリ、酒來茅屋酒造ス、山浦村タ竹本茂生、磐野寺、
平原ヨリ登ル、高武寺三町、一ノ方子今ヨリ登ル、高武寺六町、磐牛尾ニ連シ糸川ニ接
ルノ直ナシ、溪木多々、山ノ半腰木大段二三通、水勢甚チ多シ、今原ノ通トナル、東原
通源通源並列立、其量ヨリ秀サタモノ約九基アリ、其東南ハ山浦村シ、東ハ吉野村也トシ、
北ハ立石及木村ニ属ス、赤地川ノ草木ノ生シ、山浦ニハ往々竹野アリ、淡水老舗、字ノ保ニ
森シ下流源川三入ル、牛ノ首、牛丸、越知岐峰等ナリ、磐名アリ、山浦ノ取ハ、南
走伏寺、磐木ノ牛耳寺、諸山トナリ、本郡西北ノ國界ハ、多ク木ノ坂山脈ニ属ス、
影平川（三基河ニ属ス、深五尺、浅七尺、正五尺、埃六尺、三尺）、淡水清々味淡シ、舟
筏通セテ磐頭ナシ、源ノ村東寺、木ヨリ先シノ西源、諸深水、合シ源頭所ニ至リ、今原川
二合シ北源、字ノノ井手二合手各二人入、其源者三町西源、平山川三合手ニ属ス、
深八尺、浅七尺、底若舟三尺、底八尺、流レ淡水、味淡シ、舟筏通セテ磐防ナシ、源ヲ
村字寺二合シノ西セニレ、才口通源ニテ磐田字佐佐西面教寺三入ル、其三基五町、今原
川三等河ニ属ス、深者尺五寸、浅四尺、正四尺、然武寺、淡水清々味淡シ、舟筏

源セヌ堤防ナシ、源ノ村西字大森ニ森シ米瀬、半雨水ニテ北ニ折レ、字西新屋ニ至リ彰川
二合八、其南側私地野野野三拾八間、砾石川三等河面属ス、深五尺、浅七尺、佐武町、
立石ノ三シテ水清々味淡シ、舟筏通セテ堤防ナシ、源ノ村東ナラ、ヨリヨリ先シ、西源シテ森
南下シ、而シテ北ハ半波野、磐野タリ、近多村及シ西南ハ岩石壁崎、第木古門ニ面タリ、
第一ノ面深谷及深谷後壁ナリ、沿北ハ鶴原ナシ、淡水、魚、牛腹、根第二湯夏日田瀬セス、
磐野寺村北字大通司ヨリ登ル、高武寺町、磐城ナリ、佐野村ヨリ大南町名ケ、米福村ヨ
リ木業山ト名ク、鼻カ嶽高八百七丈、周回五里、村ノ東方ニアリ、標上ヨリ四分、東ハ
国東郡磐村ニ属シ、西ハ本村ニ属シ、南ハ立石村ニ属シ、北ハ同東郡佐野村ニ属ス、山脈北
八戸東郡磐村、西氣山ニ連リ、西ハ流波山ニ接シ、東ハ山勢相接シチ鳥羽子山ニ連ル、
西ヲ接ケ塔、貞白越等ノ名アリ、高少シテ磐頂頭上ノ子于那暮、瀬島等ノ分界ス、樹木
生セス、鳴來酒造ス、山間勢、石筋石立、云霞村及危張ナリ、磐野寺村ノ東北、宇置石
平原ヨリ上ル、高武寺五町、磐シテ近シ、磐木多那山ノ半腰ヨリ出ス、深五丈、磐寺、
五丈尺、狹狭、字ソロワ瀬シハキ合ニテ糸川三入ル、荒田ノ用水ニ端ス、雲城高
百氏治九丈六尺、西固五里、山凸ニアリ、第上ヨリ三分、西ハ前南木村宇佐郡平ヶ村、正保
寺一村ニ属シ、東南ハ山浦村ニ属シ、北ハ木村ニ属ス、山脈西ハ麻績山、南源シ、山勢侵
襲源シテ磐頭上入ル、樹木ナガリ、酒來茅屋酒造ス、山浦村タ竹本茂生、磐野寺、
平原ヨリ登ル、高武寺三町、一ノ方子今ヨリ登ル、高武寺六町、磐牛尾ニ連シ糸川ニ接
ルノ直ナシ、溪木多々、山ノ半腰木大段二三通、水勢甚チ多シ、今原ノ通トナル、東原
通源通源並列立、其量ヨリ秀サタモノ約九基アリ、其東南ハ山浦村シ、東ハ吉野村也トシ、
北ハ立石及木村ニ属ス、赤地川ノ草木ノ生シ、山浦ニハ往々竹野アリ、淡水老舗、字ノ保ニ
森シ下流源川三入ル、牛ノ首、牛丸、越知岐峰等ナリ、磐名アリ、山浦ノ取ハ、南
走伏寺、磐木ノ牛耳寺、諸山トナリ、本郡西北ノ國界ハ、多ク木ノ坂山脈ニ属ス、
影平川（三基河ニ属ス、深五尺、浅七尺、正五尺、埃六尺、三尺）、淡水清々味淡シ、舟
筏通セテ磐頭ナシ、源ノ村東寺、木ヨリ先シノ西源、諸深水、合シ源頭所ニ至リ、今原川
二合シ北源、字ノノ井手二合手各二人入、其源者三町西源、平山川三合手ニ属ス、
深八尺、浅七尺、底若舟三尺、底八尺、流レ淡水、味淡シ、舟筏通セテ磐防ナシ、源ヲ
村字寺二合シノ西セニレ、才口通源ニテ磐田字佐佐西面教寺三入ル、其三基五町、今原
川三等河ニ属ス、深者尺五寸、浅四尺、正四尺、然武寺、淡水清々味淡シ、舟筏

野村ヨリ金地羅仕ト云々 二達ス、長老里山、巾三尺。

向野社モ、々 村東百五丈八尺、南北拾七間、面積反手、村西字露佛ニアリ、仁德天皇。

大山祇命〔七柱〕 高麗神〔三柱〕 國釋神〔三柱〕 ラヅル、由道不詳、恭神・仁德天皇ハ元

本村子り松、大山祇命〔七柱〕 ハ字供ノ祖母子山、宇高ノ宮、宇山ノ宮、宇高ノ山、宇西

ノガラン、宇神ノ木ニ高麗神〔三柱〕 高麗神〔三柱〕 ハ字供堂宇、字同、字園田ニ納拝ノ處、

明治八年本社三合貯入、昭和二十一年十月十日、明治六年本社二列又

淨土寺淨土寺、東西拾八四五尺、南北拾二十四尺、面積反四畳拾八步、國東縣佐佐木村、

村西字淨土寺二アリ、貢税一升、地主・大藏屋伊藤健次、其後義重セシワ替、就山更三・中典次、

海藏寺海藏宗、東西拾八四尺、南北拾二十四尺、面積反四畳拾八步、國東縣佐佐木村、

村北字淨土寺山三アリ、享保二年、領・山田町伊藤健次

民衆 男丁四十五人、女丁三十人、田畠五千石、在田村〔東家〕 等二番地

新者万石、竹三百束、植木等五千石、在田村〔東家〕 等二番地

古者八百石者皆古也、而ヲ家スル者八石、而ヲ家スル者古也

○山浦村

物産

本村古ヨリ木曾山香那郷ニ属シ、古来分合ナシ

區域

東ハ大村山ヲ以テ内河野村二界シ、又タ耕地ヲ以テ古野渡村二界ス、西ハ雲ケ嶺並ニ辛根桃ノ木ノ諸山ヲ以テ、農前國守佐藤正覚寺・房ヶ畑、内河野・古川ノ四村ト先キ、谷川ノ中央ヲ以テ界ス、北ハ雲ケ嶺山脈・地藏嶺ヲ境トシ、向野村ニ隣シ、馬取りヶ尾ノ原野ヲ以テ吉野渡村ニ界ス

幅員 東西貳拾八町、南北壹里拾五町五拾間
沿革 日出村二出ス

里程 大分県厅元標大分郡大分町耕田中央ニアリヨリ北方、九里三拾町五拾三間三寸種本村子原八町起番地、河勢創造源内河野野村へ三拾壹町三拾六間、同都平ヶ倉村へ老里六町三拾間、房ヶ畑村へ貳拾九町四拾六間、南方日指村へ老里四町六間貳尺三寸、北方向野村へ老里八町貳拾壹間壹尺五寸

地勢 雲ケ嶺西北ニ峻秀シ、大村山其東南ヲ塞キ、山脈村内ヲ隔てシ、良材甚

タ多くク運搬便ナラス

計三日半拾町九反九畝零步

地味 其色赤、稻穀二宜シ、時々旱ニ苦ム

税地 田畠五百四十石七步、薪六石每町反九畝、宅地拾五町反五畝六步、山林五百四十石八反四畝步、並場等町大反八畝九步、芝地八反四畝第五步、總

三畝九步、山林四百八十石八反四畝步、並場等町大反八畝九步、芝地八反四畝第五步、總

無税地 芬地七町反五畝四步、湖池六町反四畳四步、堤岸地五町反四畳三步、總計拾四反四步

飛地 本村之東方吉野渡村ノ内田武市町反五畳半歩、烟代反八畝武市町半步、芝地拾五步

地租地 杜地八反八畝七步、麻場等町反四畳半步、原野七拾町多、總計三百石半町四反四步

可九反步

官有地 杜地八反八畝七步、麻場等町反四畳半步、原野七拾町多、總計三百石半町四反四步

無税地 芬地七町反五畝四步、湖池六町反四畳四步、堤岸地五町反四畳三步、總計拾四反四步

地租地 杜地八反八畝七步、牛馬光賣稅金八円、總計金八千三百石三箇三町

人數 五百八拾四口平民、寄宿戸一戸、社戸一戸、寺戸一戸、總計貳百五拾戸

百六十拾戸

人數 本籍貳百五拾七戸平民、寄宿戸一戸、社戸一戸、寺戸一戸、總計貳百五拾戸

一百六拾戸

人數 男五百八拾四口平民、女五百四拾貳戸平民、總計千百貳拾六戸

一百六拾戸

池沼

セス堤防ナシ、酒々村ノ西北字李屋三ツ原、字三反畠二至リ、水深五尺、字田多ニ至リ定野尾瀬ナガレ尾曲、村中央ニ南流シ、字三反畠二至リ、水深五尺、字川床ニ至リ、酒々村字守吉古川村ノ入ル、三里三ツ原三ツ原、小田ケ平谷延川頭、水深三尺、村東字小田ヶ平ニ至リ、水深三尺、字川床ニ至リ本谷川ノ入ル、谷ノ中央ヲ以テ日指村ニ界ス、長四町武拾六町、先谷川三等河二丈八尺、幅五寸、深三寸、広塙間三尺、塙老間、波急ニシテ水湧ク瀬シ、舟通便ニ堤防ナシ、湖ノ日指村平ヶ倉ニ築シ渠源、村ノ東南ヲ渠源シ、字下ノ谷二五リ、再ヒ指村二入ル、足踏八町武拾分、川ノ中央ヲ以テ日指村ニ界ス、谷渡口出往通ニ國ス、村南八町武拾分、本谷川ノ中流、字谷ニアリ、水深五寸、広武拾石紅、本篠渡森南国字佐野橋、田井原二町ス、村浦大町四拾間、本谷川ノ下流字本篠ニアリ、水深五寸、庄五間、石紅、境地佐田住道二區ス、村東寺大町六拾間シテ、吉田宿村寺古野酒造ノ中流、字舟ノ江ニアリ、水深四寸、広三町、篠原三町、山塙三町、木質、下郡留橋佐田住道二區ス、村東寺町二拾三間渠シテ、東谷瀬ノ上流、字祇留ニアリ、水深三寸、広塙間三尺、塙長筒三尺、塙赤筒四寸、塙土筒四寸、波士筒、上郡留橋佐田住道二區ス、村東寺町八町武拾間渠シテ、東谷瀬ノ上流、字新留ニアリ、水深五寸、庄老間、精良也門、船問三尺、土石築、久木原橋佐田住道二區ス、村南五町五拾間渠シテ、本谷川ノ中流、字久木原ニアリ、水深三寸、広武同、精良渠問、中塙四寸八、波士築、飛松橋田住道二區ス、村西南八町武拾間渠シテ、飛松橋田住道二區ス、庄老間、精良渠問、船問三尺、波士筒、法仏橋口出港三區八、村北七町住道三區ナシ、庄老間渠ノ上流、字舟野尾ニアリ、水深五寸、庄老間、精良也門、波士筒、本谷川ノ中流、字久木原、精良渠問、波士筒、堀田橋日出港三區ス、村ノ中央渠シテ、本谷川ノ中流、字南野拾市町三拾三區、庄老間、精良渠問、波士筒、川床橋ニ至ス、村ノ西南四町武拾六町、先谷川二入ル、足踏九町武拾六町、田翁字八反老就拾七半三注、東谷浦水深二尺二村ノ東北、一八疊山谷ニ起り、一八大久保池ニ越、字早内ニ至リ二

水合流、字新留ニ至リ吉野瀬川二入ル、長谷川五拾三區、田翁字五反四町武拾半三注ク大久保池東西三拾間、南北拾分、周屋町三拾間、村東ニアリ、那留池東西三拾間、南北拾分、周屋町西當町、村東ニアリ、定野池東西武拾、南北壹町、周屋町五拾間、

○古野瀬村

本村古ヨリ本郡山香郷ニ属ス、古時、荒平・野地・楠原ノ三村タリ、明貞三年併セテ老村トナリ、本村ノ称ヲ用ユ

道路
佐田口往三等通路ニ属ス、東八ヶ野瀬村付、字森田ヨリ西八ヶ野瀬村字佐都内河野村界、字第水ニ至ル、長塙三町、偏塙間三尺、道塙間三尺、道塙間三尺、字森田ニテナリ、東北一通スルヲ曰出路トナス、日出路三等通路ニ属ス、北八ヶ野瀬村字森田界ヨリ、南ハ伊丹村界字然塙ケ塙ニ至ル、長管里・大治町、幅老間、道敷武間、宇勢場原ヨリ北ニ折レ小路ナリ、吉野瀬村ヨリ、日出路北ニチ合ス、字森田ケ原ヨリ西南ニ折レ坂底路アリ、坂原路付、宇勢場ヶ原ヨリ西南、日出路界平ヶ倉ニ至ル、長七町、幅老間、表示係本村ノ北口ヨリ西原武拾町、字森田ニアリ

寺社

三島社村社、々地東四三拾間、南北武拾五町三尺六寸、面積反差差武拾三尺、村南字森羅アリ、大山祇命・中山祇命・波山祇命・御輪御子御輪・寛政三年四月十三日、河野通主本部立石村ヨリ勅願、祭日十一月十日、明治六年村社ニ列ス。

頼教寺真宗、東武拾六町武四寸、南北拾四町、面積反差八步、山城愛敬寺本願寺末、村ノ西北字苑内ニアリ、元禄十五年八月十六日、標、敕諭南基塔鑿久、西法寺尊宗、東西拾分間、南北武拾六町四尺八寸、面積反差四町武拾五町、村ノ西南字森松ニアリ、山城國愛宅本願寺末、庄老間、精良渠問、元禄十五年八月、標、一寺開基ス。

学校

公立小学校老ケ所村舊森松ニアリ、生徒男七拾五人、女拾五人

物産

山芋煮食、七拾食、椎實食、安方五斤、柴胡實食、三百克、炭灰方貢、薪灰方五斤

古跡

勢場原古戰場、天文二年大友義龍ノ兵・大内義隆ノ兵ト此ニ戰フ、原野草紙シシテ越後ヲ治ム。南北武拾八町四尺八寸、面積反差四町武拾五町、村ノ西南字森松ニアリ、山城國愛宅本願寺末、庄老間、精良渠問、元禄十五年八月、標、一寺開基ス。

延
域

東八内河野村ト水ヶ谷川ヲ界トシ、西八山浦村ト耕地ヲ接シ、南ハ馬取リケ尾ノ原野ヲ以テ同村二界ノ、北ハ山中谷ヲ以テ立石村ニ隣ス、又タ蒼場ノ原野ヲ以テ向野村ニズ

東西貳拾町五拾間、南北三拾町四拾間

幅員
沿革
立石村二出ス

大分県守厅元禄大分郡大分町田植中央ニアヨリ北方、九里三拾毫町拾間四寸

柱木村字拂拂北方貳拾町處ニアリ、東方内河野村ヘ、貳拾五町三拾四間貳尺

五寸、西方山浦村ヘ、拾九町拾六間四尺、南方日指村ヘ、壹里拾四町貳

拾三間貳尺四寸、北方立石村ヘ貳拾九町三拾三間四尺八寸

藤山及ヒ金越山ノ諸山、西北ニ蛇立シ、大村ノ高峰東方ニ翼ヘ、正南地

勢少シク間ク、運輸便ナラス薪炭余アリ

其色赤、其實稻麥茶二宣シ、水利便ニシテ旱災ナシ

税地
田三拾九丈六尺七貳拾八步、畑地廿七畝半、宅地三町三丈九拾三步、山林貳拾

町走伏武貳拾五步、株地西拾五丈八尺九丈三步、荘場壹町三丈五尺、山林貳拾

計三拾九丈六尺五拾步、荒地三町三丈九拾三步、山林貳拾

無税地
荒地町三町四丈九步、溜池貳町反宅貳步、埋葬地八丈八畝半、芝地五畝半、總

官有地
神社地三反貳拾六步、寺院地壹反宅貳步、山林八丈五尺貳拾八步、總計八丈五尺

四丈五尺貳拾六步

貢租
地租金百八十石丙九拾三歲賦稅、酒類稅金五斗、牛馬充實稅金四斗、飼鷄稅金四斗、

戶數
本籍六拾四戸平民、社老戸一社、武戸戸御曾御家、武半、總計六拾七戸

人數
男百五拾四口平民、女臣二拾六口半民、總計貳百九拾口

牛馬
壯牛貳拾八頭、牝牛拾頭、總計三拾八頭、牡馬拾頭、牝馬老頭、總計

統計金四百九拾石丙九拾三歲賦稅

立石川三等河二廣八、深五寸、底三寸、庄二間、渠七間、流レタク水滑ク味淡シ、舟筏通セス、舟筏防ナシ、渡ツ村ノ西側原池ニ發シ東北へ流ル五町、字野原至玉リ山浦村二丈八、四

村東合計二丈八、深五寸、底三寸、庄二間、渠七間、流レタク水滑ク味淡シ、舟筏通

立石頭

○内河野村

民衆
男農ワ妾トス者六拾二戸

本村古ヨリ本郡山香郷ニ属ス、古時、上後河内、純成、下後河内ノ三村

中谷ヲ合シ立石村入シ、長三拾武四拾三間、中山谷ニ合シ、第三尺、村老守山中ニ発シ

東南ニ流シ、字原平二至リ立石村二丈八、長拾五町三拾二間、荒平谷ニ合シ、第三尺、村

北半小平ニ属ス、字原平二至リ立石村二丈八、長五町拾七間、堀塙佐田溝二區ス、村

ノ中央架梁シテ、才野若村界立石川ノ中洲、字鳥ノ江ニアリ、水深四寸、底三尺、橋共三間、

橋共三間、木橋、休湯橋立石路ニ属ス、村八町四拾武三間、字原平ノ下流字休湯橋ナリ、

水深三寸、法空院、皆松院、福光院、石橋、栗子橋立石路ニ属ス、村北二町四拾三間架梁シテ、

立石川ノ上流字東山ニアリ、水深五寸、庄花院三尺、福長院、福善院、石橋、井手ノ脇

橋共三間、木橋、立石川ノ上流字井手ノ脇ニアリ、水深四寸、庄花院、

橋共三間、木橋三尺、石橋、橋共木橋日出路ニ属ス、村南老守町四拾武三間、立石川ノ

上流字橋ノ本ニアリ、水深四寸、庄花院、福長院、石橋

橋共三間、木橋三尺、庄花院、福長院、石橋共四拾八間、西面合六町、造五間、村南ニアリ、木村及ヒ

山浦村ノ用水木ス、大村山ノ継承木カなし、立石川ノ源トナル

池沼
楠原池東拾三町拾五尺、南面合六町、造五間、村南ニアリ、木村及ヒ

山浦村ノ用水木ス、大村山ノ継承木カなし、立石川ノ源トナル

道路
豈前国宇佐郡佐木庄道二等路ニ属ス、村内河野村界、字鳥ノ江日リ、西八山浦村

界字老守二疊、長四町、鋪石間三尺、字老守ヨリ北折レ立石路アリ、立石路三等道路

二疊又、村ノ東北佐木庄道、字老守ヨリ村ノ中央字老守二疊、山浦村二丈八村ノ内、字鳥

ノ江ヨリ西向山浦村界、字老守二疊リ出路二合八、長拾武三間、立石路三等道路

四所社村會合處、今東西兩町、南北各兩町、面積六丈八尺、村南字老守二疊、經度主命、

天照大御神、式神超會、天照御神祭ノ祭、點綴年月日不詳、祭日十一月十一日、昭治六年

村社二列八

寺
豐瑞寺社會合處、東西各貳間、南北各兩町、面積六丈八尺、村南字老守二疊、立石村廿四拾步半、村

南字老守二疊、天永明町、祭、聖母御神祭、天永明町、祭、聖母御神祭、立石村廿四拾步半、村

南字老守二疊、天永明町、祭、聖母御神祭、天永明町、祭、聖母御神祭、立石村廿四拾步半、村

南字老守二疊、天永明町、祭、聖母御神祭、天永明町、祭、聖母御神祭、立石村廿四拾步半、村

川

タリ、明治三年合シテ巻村トナリ、本村ノ称ヲ用ユ

川

張城

東ハ甲ノ尾山及ヒ立石川ヲ以テ食成村二界シ、西ハ水ヶ谷川ヲ以テ吉野渡村ト界シ、南ハ大山村ヲ以テ日指・山浦渓村ト接シ、又野原村ト耕地ヲ接ス、北ハ金鶯山ノ嶺ヲ以テ立石村ニ接シ、山野ヲ以テ下村ニ接ス

東西一里五拾間、南北貳拾七町四拾間

幅員

沿革

日出村二出ス

里程 大分県厅古碑大分郡大分町御田村中央ニアリヨリ北方、九里拾三町四拾三間貳尺八寸儀本村李生堂前五百五疊地、走羊観音寺宅門南方貳拾四丈ノ處アリ、東方

愈成村へ三拾貳町貳拾三間四尺八寸、西方日指村へ宅里拾五町五拾卷間三尺八寸、吉野渡村へ貳拾五町三拾四尺五寸、山浦村へ宅里八町五拾卷間五寸、南方野原村へ貳拾八町拾八間四尺三寸、北方下村へ三拾卷町五拾七間五尺

地勢 北ハ金鶯山ヲ負ヒ、西南大村・辻小野ノ諸山屏立、立石川其東二流レ、薪炭窑ムト雖モ運輸ノ便ナシ
地味 其色赤、其質美、桑茶ニ適シ櫛梁ニ宜シカラス、常ニ旱ニ苦ム

稅地 田百七拾町八丈、税拾八步、畑五十四町貳拾五步、宅地三町貳拾四丈五步、山林三拾七町貳拾八丈、税拾五步、芝地三町貳拾八丈、灌地五丈六尺、

林地六丈八尺、總計貳拾八丈、税拾五步、

無税地 荒地八町四反六畠六步、神社地五反五丈以拾卷多、溜池五町貳拾九丈九步、埋葬地七

官有地 司町七十五丈三步、總計貳拾五丈六尺九丈九步、

森林場三百拾七町四反九丈三步

資租 地相金八千三百七十五枚、山拾七錢八厘、酒類稅金貳拾円、牛馬充實稅金拾壹圓、統算

稅金壹圓、總計金貳百圓拾卷七錢八厘

戸数 本統貳百拾四戸平民、社戸戸小共、寺四戸、釋教別院五家、真宗武学、總計貳百拾九戸

人數 男四百七拾八口半兵、女四百八拾口半兵、總計九百五拾九口、生出妻男女人人

牛馬 牝牛百五十頭、牝牛八頭、總計百六拾三頭、牡馬六拾頭、牝馬八頭、

総計六拾九頭

立石川三尋河二尺、深貳尺、深二寸、庄拾三間、深八間、流レ縦々木清々疊淡シ、舟筏通セ立石川、御田川、山中川、水道立石川是下村ヲ跨ニ村井字半地ヨリ来リ南流ス、寺坂口引平丁市延川ノ中央ヲ以テ食成村ト接シ、宇同所ニテ再ヒ本村ニアリ、字吉庵三至内里野川ヲ合シ、又吉庵村界ニ道ヒ通曲、宇同所村字吉本ニ至リ、小武村界ワ律チ八坂村二入ル、長拾四町貳拾卷間、内河野川三尋河二尺、深八寸、庄四間、

扶志川、流レ縦々木清々疊淡シ、舟筏通セ立石川、

一ハ同方安達池、寺坂ニ屈東流スル括川、字サンチニ至リ、水合流、村ノ中央ヲ東流シ宇井

久ニ渠リ立石川二入ル、長老泉、純成川三尋河二尺、深五寸、深二寸、庄四間、兼老泉、

流レ縦々木清々疊淡シ、源ノ名水神後庵ニ見シテ、宇井ノ本ニヨリ綱成添ヲ容レ

村北ヲ南流シ、字武藏二尋河二尺、長松町、木松渡立或路ニ通ヘ、村東拾五町

舉シ、立石川ノ上御宇木松ニアリ、源曾尼、庄七間、五尺、河原渡立或路ニ通ス、村東

拾四町、立石川ノ中央字河原ニアリ、深八寸、庄四間、五尺、長剣渡立或路ニ通ス、村東拾

六町、立石川下流字長瀬ニアリ、源曾尼、庄六間、石山、上市濱渡立或路ニ通ス、村東拾町、

内河野川ノ下流字市ニアリ、深二寸、広老泉、石山、宗人橋小山筋道五丈八尺、村東拾四

町奉シテ内河野川ノ下流、今久ニアリ、水深四寸、庄武四町、源長四町、純成川、枝川、枝川、

一色橋、寺坂庄主ニ通ス、村北町奉シテ内河野川ノ中流子出ニリ、水深五寸、庄武四町、

猪共河、福倉南二尺、木橋、鐵喜橋下村路二丈八尺、村東拾町奉シテ内河野川ノ中流、字

福喜ニアリ、水深五寸、庄武四町、猪共河三尺、福倉南二尺、福喜橋、被土坂、サン子橋、寺坂庄主

ニ通ス、村東拾町奉シテ内河野川ノ中流、字サンチニアリ、水深五寸、庄武四町、猪共河、

猪共河三尺、被土坂、余名橋、村路二丈八尺、村東拾町奉シテ内河野川ノ下流、字余名二

アリ、水深三寸、庄武四町、猪共河三尺、福喜橋、被土坂、小松橋、村路二丈八尺、村東拾町奉

シテ内河野川ノ下流、字小松二アリ、水深八寸、庄三間、猪共河、被土坂、平野

川橋口引平二尺、村東拾町奉シテ内河野川ノ上流、字平野川二アリ、水深八寸、庄八尺、

猪共河三尺、被土坂、被土坂、飼成澤木造二尺、八村北側太郎屋二尋、一ハ同方右

二尋二尺シ字板井家三尋リ合流、字板井一本至り奥川二丈八尺、長四町、猪三尺、

猪共河八多ノ用木ニ充フ、三角洲字小谷ヨリ溢キ、村字字若吉二至尺、云拾八町、飼三

尺、田坂町貳反或坂家三丈二注ク、水ヶ迫津村野寺寺宇石原二丈尺、

長七町三尋河三尺、福曾同、田五反七臘拾五步二注ク、御領津村東下村界半町自ヨリ、字唐

道二里、長六町六間、幅五尺、田舎三丈八反九畝餘歩二法ヶ
小谷池東西武町拾間、南北武町拾五間、湖面七町拾間、村ノ木南二アリ、城追池東西

町三拾五間、南北三拾九畝、周回武町拾八畝、村東二アリ、源太郎池東西三拾七畝、南北

北西拾四畝、周回武町三拾四畝、村北二アリ、堂ノ尾池東西武町拾三畝、南北武町拾三畝、

周回三町拾武町、村北二アリ、安達池東西三拾武町、南北武町拾三畝、周回武町四拾六間、

村南一アリ、神ノ池東西武町拾五間、南北武町拾四畝、周回武町三拾四畝二アリ、坂本池東西三拾五間、南北武町拾五間、周回武町五拾四畝、村南二アリ、定林池東西武町拾五間、南北二

拾三間、周回武町五拾六畝、村北二アリ、辻小野池東西武町拾七畝、南北武町拾三畝、周回武

町拾四間、村北二アリ、若木村ノ用水トス、

小倉街道、等道通二里、村東西野原村界字石若三里ノ東北、下村界字境日二至ル、

長拾七町拾三町三尺八寸、桜三間、字下川口西二町レ、森原字下川口庄生達アリ、字

南原ヨリ東二折レ、倉成村二通スル支道アリ、字赤坂追ヨリ南二折レ下村路アリ、字佐郡

佐田往還、等道通二里、村東倉成村界字境日ヨリ、村西古野村界字後田二至ル、吳老

屋拾八町三拾三間、稻葉町一尺、字毛手屋屋主ヨリ南二折レノ指路アリ、倉成路三通道路

二氣ノ、村東倉成村界字境日ヨリ松二至ル、真穴町、僅三尺、下村

○久木野尾村

本村古ヨリ本郡山番郷二風シ、古来分合ナシ

張城 東北八日指村ニ原野ヲ以テ、南畠村ニ相接シ、西宇佐郡若林・塔ノ尾・大見尾・古川ノ四ヶ村ニ同シタ、山西ヲ以テ界トス、

地勢 四面皆山野ヲ擁シ、殊ニ西方一面溪水湧出シ、中央ハ稍耕地多ク運輸不

法照寺、東西三拾七畝、南北二拾七畝、面積八反五拾八步、山城國御室御本所寺等未、
村南字子谷ニアリ、慶永七年、阿波近浦人御室達ス、善満寺創建宗、東西武町拾三丈、
南北武町拾四尺八寸、面積七町五丈、日出村に在御室、村ノ東北字美ニアリ、慶永十一年
三月、僧 安中慶基創建入、其後善慶セシヤ元和七年三月、僧 善慶ノ美ス、本尊尼御ノ作
ナリ、東光寺釋迦如來、東光寺創建、面積八反五拾七畝、日出村松屋寺等未、

便、薪炭乏シカラス

ノ東北字鶴成ニアリ、元和三年二月、伊東口石荷門創建、僧・宋貞和尚坐道入、専教寺共宗、
東西武町三十五丈、南北拾三間、面積壹拾壹畝四歩、山城國御室御本所寺等未、村ノ東北字田

中ニアリ、元和九年三月、僧・喜連和尚創建ス

学校 公立小学校毫ケ所村東字名二アリ、生徒男六拾七八人、女徒九人

古跡

吉弘氏直寒田家人久藤村南人村山ヨニアリ、天正二年築ツル所石碑、磐根スルヲ以テ、文政十二年古跡整備建ス、而シテ旧碑存其制ニアリ、天正二年四月六日、大内氏兵謀其兵ヲシテ来リ攻ム、大友氏襲、其得吉弘氏也、寒田家久等ヲシテ逃ハシム、二人大村山上ニ軍

シ相謀リ、兵ヲ分立石村・地藏院・陰ラ播ス、大内氏・兵在田ノ間道ヨリ西山上ノ牙本ヲ奪フ、大友氏被ヒ一人苦死ス、而シテ立石村・地藏院・兵、之ヲ間ナ逐リ殺シ、大内氏ヲ破ル、此後ヤ大友氏死考或有八拾三人、大内氏死考三百五拾八人、寒道ノ山門、社々御文ノ碑記アリ、皆吾等ノ事ト云フ、西明寺寺社址大野山丘ニアリ、嘉慶二年四月十四日ノ創建スル所也、六部山武藏八ヶキノニシガ在昔ハ区別タリ、今、唯一ノ小字亭ニ、仏像ヲ安置ス

ルノミ、仏像ハ右方朝ノ作ト云フ、境内ニ貢祖五軒トシタル石塔アリ、

炭質灰、千六百貫、植夷賣炭、一千五百貫、

物産

炭質灰、千六百貫、植夷賣炭、一千五百貫、

民衆

男丁ニ實トスル者、百姓若干、匹々兼一絲者也、設治ラ桑トスル者武口

沿革

日出村ニ出ス

里程

大分原序元徳大分町領舊中央アリヨリ北方、八里武拾五町三拾間裏桂

里

本村字淨土寺百武町拾五丈、林峯大德院寺、東方三間三尺、處ニアリ、東方日指村ヘモ

地勢

里六町四拾九間四尺、南方南畠村ヘ、武里拾五町

寺

社

道

路

池沼

学校

古跡

地勢

地味 其色赤々、其質惡、唯中央一辺ノミ種染ニ通シ、南北兩隅水利二便ナラ

ス、時々旱ニ苦シム

税地 田百畝拾八町八反八畝少、宅地七町武反六畝拾八反、烟三疊六町八反九畝拾八反、山

林八畝三町武、原野三百五箇町五反八畝少、總計百八町六反武拾九事

無税地 蒼地四町三反五畝六分、埋葬地四反武拾五畝少、池地四町八反九畝少、總計九町六反

六畝拾八步

官有地 神社地武拾五畝少、原野三百五箇町五反八畝少、總計三百五箇町八反三畝少

貢租 地租金千五百六拾九町八反四畝武拾、酒類稅金拾円、牛馬亮實稅金三円、錢猶稅金

區賦、黑稅金三円、總計金千五百八拾七町九拾武拾五畳

戶數 本籍百八拾三百二十戶志口、平氏百八拾八戶志口、杜氏戸小共、寺戸戸裸清宗志口、真

奈志口、總計百八拾六戸

人數 男四百四戸口主萬口、平氏三百九拾七戸口、女三百九拾戸口・主萬口、平氏三百九拾戸口、

總計七百九拾八戸口・出落僧男一人

牛馬 牡牛七拾三頭、牝牛七拾頭、總計武百四拾三頭、牡馬拾四頭、牝馬六

拾五頭、雄計七拾九頭

久木野尾川三尋三尺八、深四尺、澗五尺、庄五尺、秋三尺、流し継々水清々味淡淡、舟

筏可セ船防アシ、源ノ村南字方ノ屋ヨリ里外ニ來リ、東南字牛

鹿町二日月村二人丸、其名皆拾四町拾六畝、鹿川一尋河二段、深八尺、澗五尺、庄五尺、

持二尺、源レヨニ木清タヌル事、自後度セ七段落ナシ、源ノ村南字大野尾村字内ヶ原ヨリ先シ、

北面シ字等谷ニテ不村二入り、村西ヲ著次シ字新川二字佐佐木大野尾村二入り、其武拾老

町者貲、且得此川ノ上源ヲ大野尾川ト称ス、淨土寺橘石井路二段八、村東武野東シ久

木野尾川ノ上源、字津寺字ニアリ、水深壹尺、広六間三尺、抬高七尺、相宅闊四寸、木

池沼 煙池東西武拾四、南北武拾五面武足、周回老町三橋四疊足四疊、村西字彌ニアリ、村ノ

用水トス、水ヶ原池東西三面廣、南北武拾四面武足、周回老町四橋五疊、村西ニアリ、村北

ノ用水トナス、小内原池東西各六畝、南北武拾四面武足、周回老町武拾五疊、村北ニアリ、

ニアリ村ノ用水トナス、仁田池東西拾八畝、南北武拾五疊、周回老町武拾五疊、村北ニアリ、

アリ村ノ用水トナス、目久保池東西三面五疊老尺八寸、南北六面武足、周回三町武拾八畠、

三尺、村南ニアリ村ノ用水トナス、下南久木野尾川二入カ、白ラン田池東西武拾五疊、南

北武拾四尺六寸、周回老町武拾武拾五疊、村北ニリ、日口浴村ノ用水トス

道路 壤原路三等道路二段八、村東百指村界子町一丁目ヨリ、村南百指村界字馬ノ音ニ主ル、長武

里拾八町、福士町、字仲子町ヨリ東南ニ折れ南指路アリ、字間所ヨリ西ニ折レ若林路アリ、

字水ノ原ヨリ東北二分日指路アリ、南指路三等道路二段八、村ノ中央塚原路、字淨土寺

ヨリ村ノ東南百指村界、字西山字三至ル、長武町、福武町、若林路三等道路二段八、村ノ中

火坂原路、字淨土寺ヨリ村西字佐都若林村界、字一本町ニ至ル、長武町司、福志岡、日指

路三等道路二段八、村ノ中央塚原路、字水ノ原ヨリ村ノ東北日指路界、字邊原ニ至ル、長武

里七町、福志岡

揭示場本村東入門ヨリ拾三町ニアリ

烟社付近、々地東西武拾四、南北武拾五面四寸、面積七畝武拾六畝、村ノ西北字煙社ニアリ、

伊井若寺、南指路界、伊井若寺ノ祭ル、勤務年月日不詳、祭日十月二十六日、明治六年村社

二列八

寺 淨土寺御神祠前、寶西武拾五畝、南北九町四半四寸、面積七畝武拾六畝、日出村松原寺東、

村ノ中央字寺堂東ニアリ、創基年月日不詳、淨尊寺、東北九町六寸、南北武拾武四

面積六畝武拾四、山城因受空本廟宇、村ノ中央字寺堂ニアリ、開基年月日不詳

学校 公立小学校也ケ所村ノ中央字寺堂ニアリ、生徒男拾六人、女四人

物産 米實量、千四百四百石、米開口田出村二番地八、家實量、葛根葛花麻石、大豆百美、三拾石、

穀穀、五拾四石、麥實量、葛花麻石七石、甘薯實量、五千四百石

民業 男農主業トスル者百人弱

○日指村

本村古ヨリ本郡山香郷ニ属シ、古来分合ナシ

張城 東八野原村ニ属野ヲ以テ界シ、西南ハ久木野尾村二原野ヲ以テ界トス、

南八農園村ニ三ツノ石山、南烟村ニ山林原野ヲ以テ相限リ、北ハ山浦村ニ

河水ヲ以テ界シ、内河野村ニ大村山ヲ以テ界トス

沿革 東西武拾九町、南北武拾五疊老尺八寸、周回三町武拾八畠、

里
程

大分県序元標大分郡大字分福田中央ニアヨリ北方、八里拾六町四拾六間四尺羅野村字中尾平三百三十五石春、河原原五郎屋宅南方三尺ノ邊ニリ、東方野原村へ、老里拾五町三間四尺、西方久木野尾村へ、老里六町四拾九間四尺、南方南畠村へ、武里貳拾町三拾八間四尺八寸、農開村へ、武里拾町武拾九間四尺、北方山浦村へ、老里拾四町六間武尺三寸。

地
勢

四面山林原野ヲ以テ圍繞シ、中央ハ稍耕地ヲ連子、溪水殊ニ多ク八阪川其間ヲ貫流ス、然レモ高原緩路相亘リ運輸不便、薪炭乏シカラス

地
味

其色赤、其質粗糲ニ宣シタ水利不便、時々旱ニ苦ムコト多シ

税
地

田百四十石、壹反四石三斗、烟五百石每十反臘瓦拾七石、宅地九町四反五畝六歩、山林九步七丈八反丈、徵八軒茅、芝地前茅及松七步、總計三百五十石、壹反九石拾七石

無税地

荒地老里貳拾三步、埋葬地老里貳拾八步、溜池老里町反四畝六步、鍬下池七反

官有地

老里拾四步、總計三町四反五步、壹反拾七石

神社地、老里反四軒屋五步、山林老里反第六步、原野二町四反拾五步、揭示場三步、總計四町武町壹反拾步

黄
租

地租金貳百貳拾五戸土裏老里、平民貳百貳拾戸、杜老里小戸、寺老里押出屋老里、稅金壹円、課稅金壹円、牛馬完實稅金五円、就猶戶數

人
数

男四百七拾九口、女五百貳口、士卒五口、平民四百七拾五口、女五百貳口、士卒五口、平民四百九拾七戸、總計壹百零九戸、老里貳拾九口、山浦村四百八拾七戸、

牛
馬

牛百百五拾六頭、牝牛百貳拾七頭、總計貮百八拾三頭、牡馬四拾七頭、牝馬五拾八頭、總計百五頭

鹿
鹿

鹿越嶺巖百六十石、字鹿山最高故ニ之ヲ渡ス、周回老里壹拾町、嶺上ヨリ七分

山
山

山屋家、老里トシ城櫓後屋敷田ノ諸山トナリ、西八幡見屋及本村二、南八幡見屋及日出村二、北八幡見屋、野原ノ村二戸ス、

シ東京御原村二、西八幡見屋及本村二、南八幡見屋及日出村二、北八幡見屋、野原ノ村二戸ス、

群
落

老里ヲ中附シ、孔道萬葉集新編二通シ、東路小賣街道通トス、西八宇佐郡佐野郡村二通

スルカネトス、諸事皆木生セズ、假茅免稅敷科定免賦ノ登ルハナシ、急ニ水宿ク味淡シ、

舟筏道一、堤防ナシ、酒々村南島屋山二免シ、北渡シ半免切レニ八坂川ニ入ル、呂佐治

八町武若町、久木野尾川三等河二段八、深五尺、淺四尺、玄始開、張七間、流レ急ニ水清々味淡シ、水流速セス堤防ノシ、源ナガサキ源ノ瀬村字太刀流ノ發シ、久木野尾川中央ヲ源流シ、村ノ西南隅源原ノ源ノ瀬村西野ヶ倉池二発シ、東流シ源ヶ瀬ニチバ阪川ニ入ル、長治八町武若町、大村川三瀬河二禹斯、深三尺、淺五寸、廣七間、狹三間、流レ急ニ水清々味淡シ、舟筏通セス堤防ナシ、源ナガサキ源ノ瀬村西野ヶ倉池二発シ、久木野尾川ノ下源在源ノアリ、水深三尺、廣六間、

少、源ナガサキ源ノ瀬村大村山ヨリ發シ、東流シ源ヶ瀬川二至八安川二入ル、張七間武町三治開、尺、

重水川、第三河一禹斯、深四尺、淺五寸、廣五間、狹二間、流レ急ニ水清々味淡シ、舟筏通

セス堤防ナシ、源ナガサキ源ノ瀬村西野ヶ倉池二発シ、東流シ源ヶ瀬川二入ル、長治三町三治開、

花結構竹脚路ニ属ス、村北二町柴シテ、久木野尾川ノ下源在源ノアリ、水深三尺、廣六間、

堆長七尺、源ナガサキ源ニ入ス、被子舊

池沼

穴田池某四拾四町、南北二拾四町三尺、周回武町壹拾九町、村西ニアリ、平ヶ倉池東西武拾八町、南北武町五箇三尺、周回三町貳拾七町、村北ニアリ、八斗寺池某西五十拾四町、

武寸、南北武町四間、周回武町貳拾六町四箇三尺、村南ニアリ、以西湖池村ノ用水ナス

道路

日出路三等河二禹斯、村北山脚村外用水を源ヨリ、村南農園村界字吹ニ至五尺、長老里武拾六町、細幅同尺、字平ヶ倉リ西南二分レ原路通り、字井手ノ上ヒリ車二分レ野原

路アリ、字三吉谷ヨリ西ニ折レ、久木井尾路アリ、坂原路三等河路ニ禹斯、村北日出路字平ヶ倉ヨリ、村南久木井尾村界字、字白仁田ニ至五尺、坂原路八町、野原路三等河路ニ禹斯、村中中央原路二禹斯、村中中央原路二禹斯、

日出路字三吉谷ヨリ、村南久木井尾村界字、字白仁田ニ至五尺、坂原路八町、野原路三等河路ニ禹斯、村中中央原路二禹斯、

寺

西福寺善利新院、東西三拾間、南北拾五間四尺八寸、面積壹反三畝六步、村ノ中央字吉平二アリ、天照大神、延喜主命、武藏命、天照御命尊ノ祭ル、勅願年月日不詳、元保三年

山日出源水不生水也但御祠ニ奉リ、社殿壹反五丈、祭日十月十七日、明治六年村社二例ス

学校

公立小学校老里所ノ中央字吉平寺ノアリ、生後五年生三人、女者一人、

物
産

米穀类、千八百石四石、森村二輪出、麦面美三百石七石、甘薯類三万三千八百斤、

民業 男農業トスル者百戸百戸七戸

本村古ヨリ本郡山番地ニ属シ、古來分合ナシ

○南畠村

本村古ヨリ本郡山番地ニ属シ、古來分合ナシ

彌城

東ハ農園、内籠西村二、原野字二ノ戸水ノ口ヲ以テ界シ、平道村ニ道路並ニ原野ヲ以テ界シ、西南ハ八坂川ヲ以テ天間並ニ字佐都東椎屋・若林三村ト界シ、南ハ野田村二字二ノ戸ノ原野及塚原村二、又原野ヲ以テ接シ、西北ハ山林原野ヲ以テ、久木野尾、日指西村ニ相対ス

幅員 東西啻里武拾三町、南北啻里武拾七町

沿革

日出村三出ス

里程 大分界序厅元和大分郡大分町相田中央ニアリヨリ北方六里武町三拾九間四丈八本

村字田百七番七番尾、本來寺之吉田老後北五町四尺ノ處ニ、東方義園村へ啻里

八町三拾四間五尺四寸、西方天間村へ、巷主武拾武町四拾五間三尺、南方内藤村へ、巷里捨武町四拾武町、北方日指村へ、武田武拾武町三拾八

間四尺八寸、久木野尾村へ、武里捨五町

地勢 東北ハ山林原野ヲ負ヒ且ツ川流多く、西北ハ八坂川ヲ帶ヒ、稍中央ニ至

リテ野地多く、南ハ遙カニ鶴見嶺ヲ仰キ、村界最モ原野ヲ負ヒ

地味 其色黒ク其質惡、稻梁二宜シカラス、水不利便、時々旱ニ苦ム

稅地 田百合六十石、畠三百石前後八畝矣、宅地然三町七反拾武町、山林百武拾六町六

反西武拾、總計三百九十九町八反負武拾武町

無税地 荒地六町六反五畝九分、埋葬地老町八反八畝六歩、溜池老町五反五畝六步、總計九町四反八畝六步也

官有地 神社地七反三畝矣、山林七反五畝矣、原野八百丁、株場八百丁、總計千五百戸八反

三畝矣

貢租

地租金二百五十四戸百戸七戸

戸數

本籍戸百六拾八戸平民、杜戸戸小姓、總計武百七拾戸

人數 男女六百六拾四戸平民、女六百三戸平民、總計千武百六拾七戸、總出稼耕者一人

牛馬 牡牛武百拾九頭、牝牛武百拾頭、總計四百三拾七頭、牡馬四頭、牝馬六拾頭、總計百頭

六拾頭、總計百頭

鹿鳴越嶺萬百六拾丈（平高住山量高故ニ之ヲ測ス）、周回走里武拾七町、巔上ヨリ七分

シ東ハ露原村二、西ハ八戸指ヒ及ヒ本村二、南北八戸指及日出村二、北ハ庄浦、野原兩村ニ属ス、

山脈ハ通路トシテ山脈連索田ノ通山道トナリ、西南ハ鶴見嶺ニ通ナル、鶴見嶺立シ盤根進シ、

本部ノ北部ヲ山筋ノ孔道ニ通サル羊腸路ニ通シ、東路ハ小谷街道トス、西ハ桑浦村字佐那佐田

諸村ニ通スル支道也、諸峯皆樹木生セス、茅茅敷楠等繁茂、定路ノタルヘキモノナシ

八坂川三等河四目八、深五寸、浅三寸、広五間、後二戸、流速ク水清ク深波少、舟筏通セ

ス堤防ナシ、源ヲ西北字今堀三発子上河内三至リ、浅流僅渠リ谷レ初チナノ川流ナシ

東北ニ淀レ上河内ニチヨウ谷入ル、長老説、大内ヶ平溝村ノ音老字大ヶ平ニ起

リ、村西字タケ谷合二テ、久木野尾村入り唐川トナリ、善五町、田七町ノ井用木トナス、追

良溝村東多喜ニ起、村東急渓字手田二至リ三川トナリ、本郷長老説善五町、田三

町ノ井用木トナス、大所溝村ノ水南半市所ヨリ起り、村東急渓字手田二至リ、長六町、

田武拾四町歩用木トナス

池沼 柳河内池東西五百疊廣、南北二拾五町、周回武町二活七町、村西ニアリ、落ヶ谷池東西

武拾五町、南北共拾四、周回武町三活七町、村南ニアリ、恩興口池東西百武拾四、南北武拾四、

周回武町八百石ゼナリ、長治池東西四拾九町、南北共拾四、周回武町拾六町、村西ニアリ、

大池東西百石、南北二拾四、周回武町四拾五町、村北ニアリ、東木池東西百石八町、南北

折レ天開路アリ、宇石等ヨリ南レ内裏路アリ、字南裏ヨリ西ニ折レ、宇南裏ヨリ東裏路アリ、

天開路三等通路五尺、村ノ西南通路往來字赤葉（又、十文字ト称ス）ヨリ、村西天開村

界字安谷方二王尺、長治八町、便道、内裏路、往來路二箇ス、村東以爲往來字石等ヨリ、

村内竪井字井手井三王尺、黑町、新井町、東椎屋屋三等通路二箇ス、村南井井井

字南堤ヨリ、村西字佐都東椎屋村界字小出二王尺、長治井井、村東界字林路三等通路二箇ス、

村東急渓字手井通五反五畝八町、長治井井、岩林路三等通路二箇ス、

尺、馬蹄壠面三尺、通數武門、字南堤ヨリ北ニ分レ日指標アリ、全町所ヨリ西ニ折レ久木

社

学校
民

井尾寺ノリ、口指路三番通路ニ有レ、村北若林路字寺尾ヨリ、村北日指村界字寺内ニ至ル、
長谷川、梅五尺、久木野尾路、三番通路ニ有レ、村北若林路字寺尾ヨリ、村ノ西北久木野尾
村界字寺内ニ至ル、長谷川、梅五尺。

八幡社村社、今地東面西面八角五尺、南北祭祠、面積八畝八分、村貢宇官山ニアリ、登田草
ヲ祭ル、勤耕月日不詳、新日十月十五日、八幡社村社、今地東面西面六間、南北武松祠、面積
三畳二步、村ノ西北字頭雲石ニアリ、祭日相互通ツ祭ル、勤耕月日不詳、新日九月十八日、

村会所

以上(明治六年村社ノ列次)
公立小学校三ヶ所、一村東字自潤ニアリ、生徒男五拾武人、女拾六人、一八村西字小田
ニアリ、生徒男貳拾四人、女貳拾人、一八村北字上河内ニアリ、生徒男三拾五人、女三拾人
用務所村ノ東方字自潤ニアリ
物産
米賣美、千石販三拾五石、麥賣美、三百石販三石、牛糞賣美販五千束、桑園村へ輸出入
民衆
男農々業トル者、百六十家。

2 速見郡神社明細譜（明治二三年）

○大分県公文書館蔵

〔後記〕
「小訂」

大分県管下速見郡広瀬村字平
無格社

四所神社

〔後記〕
「小訂」

大分県管下速見郡広瀬村字田ノ平
無格社

四所社

一 氏子 六百拾八戸
一 大分県厅迄 九里
以上

〔後記〕
「小訂」

大分県管下速見郡広瀬村字田ノ平
無格社

〔後記〕
「小訂」

大分県管下速見郡広瀬村字折立
無格社

四所社

一 祭神 天照皇大神 綏津主神 武夷稚神 天兒屋根命

由緒 不詳 明治六癸酉然村社二列セラル

神殿 壓五尺 橫五尺

渡殿 長九尺 橫二間

押殿 長四間 橫二間

御供家 長三間 橫二間 「神護所 壓二間 橫三間三尺」

境内 三百五十五坪

氏子 五拾八戸

大分県厅迄 九里

以上

〔後記〕
「小訂」

祭神 大山祇命

由緒 不詳

神殿 壓四尺 橫四尺

長二間三尺 橫二間 「長三間 橫二間三尺」

境内 七拾五坪 民有地一種工藤五郎治私有地ノ内舟ヶ尾龍門寺組共有

境內神社 一社

伊勢両造洋所

由緒 不詳

建物 壓二尺

押殿 橫二尺五寸

恒使 百六拾四人

大分県厅迄 九里

以上

〔後記〕
「小訂」

祭神 天照皇大神 綏津主神 武夷稚神 天兒屋根命

由緒 不詳

神殿 壓四尺 橫三尺五寸

以上

〔後記〕
「小訂」

祭神 天照皇大神 綏津主神 武夷稚神 天兒屋根命

由緒 不詳

神殿 壓五尺 橫五尺

渡殿 長九尺 橫二間

押殿 長八間 橫二間

宝藏 長三間 橫二間

神殿 壓五尺 橫二間

渡殿 長九尺 橫二間

押殿 長八間 橫二間

宝藏 長三間 橫二間

神殿 壓五尺 橫二間

渡殿 長九尺 橫二間

押殿 長八間 橫二間

宝藏 長三間 橫二間

神殿 壓五尺 橫二間

渡殿 長九尺 橫二間

押殿 長八間 橫二間

宝藏 長三間 橫二間

神殿 壓五尺 橫二間

渡殿 長九尺 橫二間

押殿 長八間 橫二間

宝藏 長三間 橫二間

神殿 壓五尺 橫二間

渡殿 長九尺 橫二間

押殿 長八間 橫二間

宝藏 長三間 橫二間

神殿 壓五尺 橫二間

渡殿 長九尺 橫二間

押殿 長八間 橫二間

宝藏 長三間 橫二間

神殿 壓五尺 橫二間

渡殿 長九尺 橫二間

押殿 長八間 橫二間

宝藏 長三間 橫二間

神殿 壓五尺 橫二間

民有地一種

(後筆)

「一 素屋 一間三尺 一間三尺」

拝殿 長二間 檻二間

境内 九拾九坪 民有地第一種土田弥平小一里見組共有

信徒 五拾九人 氏子 五拾九戸

大分県厅迄 九里

以上

大分県管下速見郡広瀬村字高屋

無格社

「明治十八年一月町正許可」

大分県管下速見郡野原村字八幡森
杜格 八幡八幡神社

祭神 仲哀天皇 志津天皇 神功皇后

由霧 姦老四年庚申此所二影向 同年九月九日岩尾丹波守義高官殿造営坪井道柱ヲ以大宮司トス々々申候 明治六癸酉年郷社ニ列セリル

神殿 積三間 檻二間

行事 [申]殿 高九尺 [堅一間二尺] 橫七尺 [横一間三尺]

拝殿 長八間 [堅一間] 檻二間 [横八間]

大分県管下速見郡野原村字五所

無格社

(後筆)

「明治十七年七月據置許可」

祭神 天照大神 武甕祖命 稲津主命 保食神 大宮姬神 大田神

大吉要神 相嘗魂命

由霧 不詳 天文十八年当村地頭土田若狭守護神トシテ御謹入

神殿 積四尺 [二尺五寸]

横二尺五寸 [三尺]

拝殿 長九尺 [一間三尺]

横九尺 [二間]

境内 拾八年

信徒 五拾老人

大分県管下速見郡広瀬村字久保

無格社

(後筆)

「小計」

祭神 天照皇大神 忍穗耳尊 島砾尊 火々出見尊 豊不令命

由霧 代占中納言善實卿ノ領地ニチ守護之家出候原采女祐ト申者甲尾山ノ萬

二居住シ折柄神龜元年中子 [二月十日]常殿ヲ造営スト云フ

神殿 長一間三尺 [堅老間三尺] 橫八尺 [横老間三尺]

拝殿 長三間 [堅一間] 檻二間 [横三間]

境内 千三坪 官有地第一種

信徒 九拾老人

石祠 長貳尺 檻老尺七寸

(後筆)
「一 神屋 一間三尺 一間三尺」

祭神 正彦山津見神 游勝山津見神 志蘇山津見神 山津見命

閑山津見神 原山津見神 戸山津見神

由霧 不詳

大分県管下速見郡広瀬村字久保

以上

一 大分県厅迄 八里七合
以上

無格社

大分県管下速見郡野原村字西中尾
無格社

八幡神社

無格社

無格社

大分県管下速見郡野原村字寺山
無格社

八幡神社

無格社

一 祭神 仲哀天皇 忠神天皇 神功皇后
一 行事 「申」殿 長二間 横一間
一 拝殿 長三間 「一間三尺」 横二間 「四間」

一 伝工候 神殿 壓七尺 「壓老間」 横五尺 「横老間」

一 由緒 勸誨記成美老三年己未八月廿四日愚前國宇佐八幡宮ヨリ勸誨スト申シ

一 大分県厅迄 八里四合

一 信徒 二百七十五人

一 信徒 三百二人

一 大分県厅迄 八里二合

一 大分県厅迄 八里一合

一 民有地第一種 持主 小松岱登私有地ノ内

一 境内 九十一坪

一 御供家 長二間 横一間

一 信徒 三百一人

一 大分県厅迄 八里一合

一 以上

「後半」

無格社

四所神社

一 祭神 天照皇大神 仲哀天皇 忠神天皇 神功皇后

一 由緒 建暦元年辛未二月廿八日同村字西中尾ヨリ勸誨

一 神殿 壓四尺 「三尺」 横三尺 「四尺」

一 拝殿 長三間 「二間」 横二間 「三間」

一 境内 四拾貳坪

一 民有地第一種 持主 小原治六私有地ノ内

一 信徒 六拾八人

一 大分県厅迄 八里一合 「六尺」

一 以上

大分県管下速見郡野原村字上林

無格社

天満社

「後半」

無格社

四所神社

一 祭神 菅原道真公

一 由緒 不詳

一 神殿 壓五尺 横五尺

一 拜殿 長四間 横二間

一 信徒 二百七十五人

一 大分県厅迄 八里四合

一 以上

一 大分県厅迄 八里五合 「六尺」

以上

大分県管下速見郡原村字福林

無格社

(後筆) 「明治十八年一月攝置許可」

無格社
金刀比羅神社

八坂神社

(後筆) 「明治十八年一月社号改籍及攝置許可及訂正許可」

一 祭神 素盞鳴命 稲田姫命

由諸 不詳

一 神殿 硱三尺八寸 橫二尺三寸 「社殿 壓三間 橫二間八尺」

由諸 不詳

一 拝殿 長三間 橫二間三尺

由諸 不詳

一 境内 三拾四坪

由諸 不詳

一 信徒 百八拾貳人

由諸 不詳

一 大分県厅迄 八里三合

以上

大分県管下速見郡原村字浦山

無格社

住吉神社

(後筆) 「明治十八年一月社号改籍及攝置許可及訂正許可」

一 祭神 足仲彦命 稲田別命

氣長足仲媛姫命 高麗神

氣長足仲媛姫命 大山祇命

一 由諸 往古東國東海「余多村鎮座原社奈多八幡社ヲ分配スト口碑」[○]「余多社ヨリ勸請ト申シ倍々、亦八幡三柱以下ノ神ハ、村内ヨリ遷座スルモノニテ

由諸不詳「菅公八同村字山口ニ鎮座ナリシヲ明治九年七月合併ス」

一 神殿 硼三尺 橫三尺

一 行事 「中」殿 長七尺 「一間」 橫一間 「一間一尺」

一 拝殿 長三間 橫二間 「二間二尺」

一 境内 八拾五坪

一 信徒 百五人

一 大分県厅迄 八里五合

以上

大分県管下速見郡原村字東野原

大分県管下速見郡小武村字長崎

(後半)

「十八年一月復田掘置許可」

一 祭神

大山祇命 「事職國勝」

一 祭神

須佐之男命 「高禖神」 「湯瀧神」

一 祭神

素戔嗚命 「素戔嗚命」

一 神威

堅四尺 「一間」 橫貳尺 「一間」

一 拝殿

長武間壹尺 檻壹間五合

一 境内

百五拾九坪

一 氏子

九戸

一 大分県序迄 拾里
以上

無格社

山越社

熊野後櫛日命

氣長足仲媛命

正鹿山津見命

於藤山津見命

志藝山津見命

羽山津見命

奥山津見命

闇山津見命

原山津見命

戸山津見命

由繩

大山祇命ハ旧日出藩内十二古社ノ一社ニテ非常水旱災ノ節ハ旧藩ヨリ折願アリシ神社ナリ、左ニ掲ル所有地三畝廿四歩ハ往古ヨリノ社領ナリシヲ旧藩ノ未税地トナリ民有地ニ編入外ニ旧藩ヨリ寄附田五畝歩アリシカ同年上地トナリタリ、石塀表ハ旧藩主益臣後長公ノ建立スル處ナリ、以下ノ神ハ村内各所散在ノ小社遷座スルモノニテ由繩不詳

社殿

堅三尺

一 拝殿

長四間

一 敦地

百五坪

一 氏子

六拾戸

民有地第一種 小武寺私有地

(後半)

「明治十八年一月復田掘置許可」

一 祭神

誉田別命

一 由緒

不詳 「創立年月不詳」、「守護神ト曰伝」當村長野氏造祖清原正高ノ守護神トシテ玖珠郡坂脇村新宮八幡社ミリ勧請スト云フ」

一 社殿

堅二尺 檻壹尺五寸

一 敦地

武井 「四十二坪」

民有地第一種 持主 長野三治私有地

一 信徒

五拾戸人

一 大分県序迄 九里七・合 「二十五町十二・間」

以上

(後半)
「明治十八年一月再興許可」

大分県管下速見郡小武村字小武

無格社

日吉社

一 祭神 大山祇命

足仲彦命

由繩 不詳

(後半)

「明治十八年一月再興許可」

大分県管下速見郡倉成村字鏡守

八幡神社

民有地第一種 倉成村共有一

(後半)

「明治十八年一月訂正許可」

一 祭神

仲哀天皇

一 感神天皇

不詳

〔明治六癸酉年村社二列セラル〕

一 神威

堅六尺 「三間」

一 檻五尺

一 行事

〔申〕殿 墓九尺 「壹間三尺」

一 檻七尺 「壹間三尺」

一 墓内

百五拾九坪

一 皇大神遷拜處

拝殿 長一間七尺 横二間

氏子 百五拾七戸

大分県厅迄 九里

以上

持樂殿 穹武間四尺 横六間七尺

境内 二百八拾五坪

境内 金刀比羅社遷所

由緒 不詳

拝殿 穹毫間四尺 横武間

氏子 百三戸

大分県厅迄 九里五町三拾三間

以上

(後半)

明治十八年四月廿五日据置許可

明治十八年一月明細帳取消許可

祭神 大山津見神

由緒 不詳

神殿 穹四尺

拝殿 長二間 横卷間半

敷地 九坪

信徒 五拾四人

大分県厅迄 九里三合

以上

大分県管下速見郡下村字馬上

村社

八幡神社

(後半) 明治十八年一月訂正許可

祭神 聖田別命 市杵鳴船命 大山祇命 一柱

大山祇命 玉華神 保食應神

由緒 创立元龜二年十一月十五日大友家臣経方三郎之勧請ナリ大友大乱以後

大破ニ及フ後處正徳四年十一月十五日本下延由再修 (後半) 明治六年村社

拝殿 穹三間七尺 横六間半

祭神 大山祇命二柱 大山祇命 總日命

官有地第一種

拝殿 穹毫間四尺 横六間七尺

境内 二百八拾五坪

境内 金刀比羅社遷所

由緒 不詳

拝殿 穹毫間四尺 横武間

氏子 百三戸

大分県厅迄 九里三合

以上

(後半)

明治十八年一月訂正許可

明治十八年一月訂正許可

祭神 大山津見神

由緒 不詳

神殿 穹四尺

拝殿 穹毫間半 横四間

敷地 五百七拾五坪

信徒 一百九拾戸

大分県厅迄 拾里六丁

以上

大分県管下速見郡立石村字三島山

村社

天満社

(後半) 明治十八年一月訂正許可

祭神 大山祇命二柱 大山祇命

由緒 创立元龜二年十一月十五日本下延由再修 (後半) 明治六年村社

拝殿 穹三間七尺 横六間半

祭神 大山祇命二柱 大山祇命

由緒 创立元龜二年十一月十五日本下延由再修 (後半) 明治六年村社

拝殿 穹三間七尺 横六間半

祭神 大山祇命二柱 大山祇命

由緒 创立元龜二年十一月十五日本下延由再修 (後半) 明治六年村社

拝殿 穹三間七尺 横六間半

祭神 大山祇命二柱 大山祇命

由緒 创立元龜二年十一月十五日本下延由再修 (後半) 明治六年村社

拝殿 穹三間七尺 横六間半

祭神 大山祇命二柱 大山祇命

由緒 创立元龜二年十一月十五日本下延由再修 (後半) 明治六年村社

三島社

一 由緒

元應二年中申二月、大友家臣河野對馬守連秀勧請、大友大乱後荒廢及

其後正徳四年十一月立石旧領主木下延由信仰ニ依テ再ヒ造営

(付紙) 明治六年癸酉年二村社二列セラル」

七柱ハ字丸ノ脇・字原山・字前ノ宮・字山王宮山・字宮ノ山宇西ノガラ
ン・字神添ニ高麗神三柱ノ間隔特三接ハ字伊勢野字岡・字園田ニ鎮歴之

處、明治八年本社二合併ス」

神殿 繫武簡 橫壇簡半

拝殿 繫三間 橫三間

神樂殿 繫武簡 橫三間半

境内 武百四拾九坪

氏子 百五戸

大分県序迄 九里三拾丁

以上

小町

(後筆)

大分県管下速見郡立石村字水ヶ迫

無格社

山神社

官有地第一種

以上

祭神 大山祇命

由緒 不詳

神殿 繫壇簡 橫壇簡

(後筆)

素屋 繫一間四尺 橫一間四尺

拝殿 繫武簡 橫武簡

境内 六拾坪

借地 百九拾三人

大分県序迄 拾里四丁

(付紙)

「祭神 仁德天皇大山祇金七柱

高麗神三柱 商貿神三柱

由緒 不詳、明治六年村社二列セラル祭神仁德天皇八元本郷字下リ松大山祇命

大分県管下速見郡山浦村字油篠 村社

向野神社

祭神 志神天皇

由緒 不詳

(後筆) 「明治六年癸酉年村社二列セラル」

神殿 繫三間 橫三間

境内 三百坪

氏子 武百拾五戸

大分県序迄 拾壹里

以上

小町

(後筆)

大分県管下速見郡山浦村字油篠

村社 三鳥神社

民有地第一種 向野村共存

祭神 大山祇命 中山祇命

由緒 寛正三年四月十三日(付紙) (後筆)「河野通正本」、同郡立石村ヨリ河野通正勧請

「明治六年癸酉年村社二列セラル」

神殿 繫壇簡 橫壇簡

拝殿 可三間 橫四間卷尺

(付紙) 「明治十六年三月廿八日、神拝殿共二焼失ノ」

神鑑破 長三間半 橫二間半

神奥庫 長壹間三尺 橫武間三尺

境内 八百五拾三坪

官有地第一種

熊野神社

祭神 伊弉諾命 菅原姫命

伊弉冉命

布代別天皇

布代嵩命

由緒 不詳

神殿 積一間 檻一間

戰鳥神社

祭神 恩姬命

由緒 不詳

神殿 積三尺 檻三尺

氏子 二百五拾三戸

大分県宇迄 拾壹里十二丁

以上

大分県宇迄 拾壹里十一丁

以上

(後事)
「小訂」

無格社
三嶋神社

(後事)
「明治十七年九月据置許可」
〔大鷦鷯尊 正鹿山津見命 閑山津見命 原山津見命 奥山津見命 洪勝山
津見命 志藝山津見命 戸山津見命 羽山津見命 由緒不詳 祭神正鹿山
津見命 十柱元本郷字定尾飯空ノ處 明治十七年九月合併ノ處〕

若八幡神社

一 大分県厅迄 拾壹里七合「二十五丁」

以上

〔小町〕

大分県管下速見郡山浦村字栗ノ木

無格社

白山神社

〔後卷〕

一 祭神

伊弉諾命 奥山津見命 伊弉冉命

菊哩姫命

羽山津見命

猪田彦大神

〔後卷〕

一 祭神

大山津見命

〔後卷〕

一 祭神

足守津彥天皇

正鹿山津見命

志藝山津見命

羽那山津見命

志藝山津見命

奥山津見命

原山津見命

〔後卷〕

一 祭神

足守津彥天皇

正鹿山津見命

志藝山津見命

羽那山津見命

志藝山津見命

〔後卷〕

一 祭神

足守津彥天皇

正鹿山津見命

志藝山津見命

大分県管下速見郡山浦村字定ノ尾

無格社
若八幡神社

大分県管下速見郡山浦村字稻荷

無格社
稻荷社

八幡神社

〔合〕 明治十七年九月宇宮ノ谷天満社合併許可」

山神社

一 祭神 足仲津彥尊 大山祇命 正勝山祇命
一 畜田別尊 中山祇命 離山祇命
一 氣長足姫尊 龍山祇命

一 祭神 大山祇命 離山祇命 中山祇命
一 龍山祇命 正勝山祇命 稲田姫命
一 清之湯山主八幡手命 武神速素盞鳴命

一 由諸 不詳
一 神殿 堪二間三尺 橫二間四尺

〔後序〕 「赤屋 堪式間 橫式間」

一 由諸 不詳
一 神殿 堪三尺 橫三尺

一 波殿 長者間 橫老間半

〔渡殿〕 「渡殿 堪老間 橫老間三尺」

一 波殿 長二間半 橫二間半

一 境内 三拾九坪「八十二坪」 民有地第一種 持主 阿部清作私有地之内

一 境内 五拾壹坪「一百拾坪」 民有地第一種 持主 吉岡東一郎私有地之内

一 信徒 二十五人

一 大分県厅迄 拈老里五合「十八丁」

以上

大分県管下遠見郡山浦村字宮ノ下

無格社

〔後序〕 「赤屋 堪式間 橫式間」

大分県管下遠見郡山浦村字宮ノ谷
無格社 天満社

〔後序〕 「赤屋 堪式間 橫式間」

大分県管下遠見郡山浦村字宮ノ谷
無格社 天満社

〔後序〕 「赤屋 堪式間 橫式間」

大分県管下遠見郡山浦村字宮ノ谷
無格社 天満社

〔後序〕 「赤屋 堺式間 橫式間」

大分県管下遠見郡山浦村字宮ノ谷
無格社 天満社

〔後序〕 「赤屋 堪式間 橫式間」

大分県管下遠見郡山浦村字宮ノ谷
無格社 天満社

〔後序〕 「赤屋 堪式間 橫式間」

大分県管下遠見郡山浦村字宮ノ谷
無格社 天満社

〔後序〕 「赤屋 堪式間 橫式間」

大分県管下遠見郡山浦村字宮ノ谷
無格社 天満社

一 大分県厅迄 拈老里
一 以上

大分県管下遠見郡山浦村字原山

無格社

大分県管下遠見郡山浦村字神田口

無格社

(後年)

八幡神社

開山津見命 戸山津見命

祭神 菅田別尊 氣量足豐尊

由緒 不詳

神殿 壓一間二尺五寸 橫一間三尺 「素屋 縱一間二尺 橫一間三尺」

由緒 不詳

神殿 壓一間半 橫一間半 「素屋 縱一間三尺 橫一間三尺」

神殿 壓一間半 橫一間半 「素屋 縱一間三尺 橫一間三尺」

神殿 壓一間半 橫一間半 「素屋 縱一間三尺 橫一間三尺」

由緒 不詳

神殿 壓一間半 橫一間半 「素屋 縱一間三尺 橫一間三尺」

神殿 壓一間半 橫一間半 「素屋 縱一間三尺 橫一間三尺」

神殿 壓一間半 橫一間半 「素屋 縱一間三尺 橫一間三尺」

由緒 不詳

神殿 壓一間半 橫一間半 「素屋 縱一間三尺 橫一間三尺」

神殿 壓一間半 橫一間半 「素屋 縱一間三尺 橫一間三尺」

神殿 壓一間半 橫一間半 「素屋 縱一間三尺 橫一間三尺」

由緒 不詳

神殿 壓一間半 橫一間半 「素屋 縱一間三尺 橫一間三尺」

神殿 壓一間半 橫一間半 「素屋 縱一間三尺 橫一間三尺」

神殿 壓一間半 橫一間半 「素屋 縱一間三尺 橫一間三尺」

由緒 不詳

神殿 壓一間半 橫一間半 「素屋 縱一間三尺 橫一間三尺」

神殿 壓一間半 橫一間半 「素屋 縱一間三尺 橫一間三尺」

神殿 壓一間半 橫一間半 「素屋 縱一間三尺 橫一間三尺」

由緒 不詳

神殿 壓一間半 橫一間半 「素屋 縱一間三尺 橫一間三尺」

神殿 壓一間半 橫一間半 「素屋 縱一間三尺 橫一間三尺」

神殿 壓一間半 橫一間半 「素屋 縱一間三尺 橫一間三尺」

由緒 不詳

神殿 壓一間半 橫一間半 「素屋 縱一間三尺 橫一間三尺」

神殿 壓一間半 橫一間半 「素屋 縱一間三尺 橫一間三尺」

神殿 壓一間半 橫一間半 「素屋 縱一間三尺 橫一間三尺」

由緒 不詳

神殿 壓一間半 橫一間半 「素屋 縱一間三尺 橫一間三尺」

神殿 壓一間半 橫一間半 「素屋 縱一間三尺 橫一間三尺」

神殿 壓一間半 橫一間半 「素屋 縱一間三尺 橫一間三尺」

由緒 不詳

神殿 壓一間半 橫一間半 「素屋 縱一間三尺 橫一間三尺」

神殿 壓一間半 橫一間半 「素屋 縱一間三尺 橫一間三尺」

神殿 壓一間半 橫一間半 「素屋 縱一間三尺 橫一間三尺」

由緒 不詳

神殿 壓一間半 橫一間半 「素屋 縱一間三尺 橫一間三尺」

神殿 壓一間半 橫一間半 「素屋 縱一間三尺 橫一間三尺」

神殿 壓一間半 橫一間半 「素屋 縱一間三尺 橫一間三尺」

由緒 不詳

神殿 壓一間半 橫一間半 「素屋 縱一間三尺 橫一間三尺」

神殿 壓一間半 橫一間半 「素屋 縱一間三尺 橫一間三尺」

神殿 壓一間半 橫一間半 「素屋 縱一間三尺 橫一間三尺」

由緒 不詳

神殿 壓一間半 橫一間半 「素屋 縱一間三尺 橫一間三尺」

神殿 壓一間半 橫一間半 「素屋 縱一間三尺 橫一間三尺」

神殿 壓一間半 橫一間半 「素屋 縱一間三尺 橫一間三尺」

由緒 不詳

神殿 壓一間半 橫一間半 「素屋 縱一間三尺 橫一間三尺」

神殿 壓一間半 橫一間半 「素屋 縱一間三尺 橫一間三尺」

神殿 壓一間半 橫一間半 「素屋 縱一間三尺 橫一間三尺」

由緒 不詳

神殿 壓一間半 橫一間半 「素屋 縱一間三尺 橫一間三尺」

以上

大分県管下速見郡山浦村字杉田山

無格社

山神社

(後年)

小町

一 祭神 正鹿山津見命

羽山津見命 吉麿山津見命 澄瀧山津見命

羽山津見命 奥山津見命 原山津見命

一 祭神

(後年)

小町

一 祭神

武内宿禰命 康延三年卯十月 大分郡賀来村ヨリ勧請

神殿 壓一間半 橫一間半 「二尺」 橫一間半 「二尺五寸」 「素屋 縱一間三尺

山神社

大分県管下速見郡山浦村字勢場

無格社

菅神王社

(後年)

小町

一 祭神

羽山津見命 吉麿山津見命 澄瀧山津見命

羽山津見命 奥山津見命 原山津見命

一 祭神

横一間三尺

拝殿 長八間 橫三間

境内 四百四拾八坪

信徒 千人

大分県厅迄 拾毫里

以上

〔渡殿 堪二間三尺 橫二間〕

官有地第一種

出藉 不詳 [明治六年發四年村社ト列セラル]

神殿 石祠堅一尺三寸 橫一尺

拝殿 長三間 橫二間三尺

境内 百八拾六坪

官有地第一種

氏子 六拾五戶

大分県厅迄 拾毫里

以上

大分県管下速見郡山浦村字□田山

無格社

山神社

〔後參〕

一 祭神 大山祇命 正勝山祇命 中山祇命

□山祇命 蓼山祇命

無格社

三島神社

〔後參〕

一 祭神 大山祇命 正勝山祇命 中山祇命

□山祇命 蓼山祇命

無格社

三島神社

〔後參〕
「小訂」

一 祭神 正鹿山津見命 廬山津見命 原山津見命

滌勝山津見命 志藝山津見命 戸山津見命

真山津見命 羽山津見命

由繙 不詳

神殿 堅壠間 橫五尺

拝殿 長二間半 橫二間三尺

境内 三拾三坪

民有地第一種 持主 松田友市私有

信徒 七拾六人

大分県厅迄 拾毫里七合「廿五町十二間」

以上

大分県管下速見郡吉野瀬村字御袖

社格 村社

四所神社

〔後參〕
「小訂」

一 祭神 素盞鳴命

由繙 不詳

神殿 堅八尺「三尺」 橫八尺「三尺」

大分県管下速見郡吉野瀬村字年ノ神

無格社

水川神社

〔後參〕
「小訂」

一 祭神 素盞鳴命

由繙 不詳

神殿 堅八尺「三尺」 橫八尺「三尺」

一 排殿 長二間 橫一間半「三間」

一 渡殿 長八尺 橫五尺

一 境内 五百四拾坪「七十九坪」

一 神「社」殿 五拾五人

一 大分県序迄 拾壹里

民有地第一種 持主 山下金兵衛私有

由緒 不詳

（後撰）明治十七年九月擬置許可

境內 貳百九坪

信徒 三拾五人

神「社」殿 捨壹間 橫壹間

由緒 不詳

（後撰）十七年擬置許可

境內 貳百九坪

信徒 三拾五人

大分県序迄 拾壹里

官有地第一種

無格社

八坂神社

山神社

無格社

山神社

大分県管下遠見郡吉野渡村字野地

以上

大分県管下遠見郡吉野渡村字宮山

（後撰）明治十七年九月立石村字城山天満社合併許可

境內 大山祇命

由緒 不詳

神殿	整九尺武寸	横六尺三寸	「素屋」	整一間	橫一間	由緒	不詳	明治六年村社二列セラル
拝殿	長九尺「堀間三尺」	横五尺「武間」	神殿	整三尺	一間三尺	「素屋」	二間	神殿 締武間 橫武間 「渡殿」一間
境内	百拾坪		拝殿	長二尺	「二間三尺」	「渡殿」	一間	間
信徒	五拾五人		境内	四百七拾坪	「四間三尺」	「神輿庫」	二間	神輿庫一間
大分県序迄	拾壹里		大分県序迄	九里拾三町四拾三間五尺	民有地第一種本村共存地			
以上			以上					
大分県管下速見郡吉野渡村字下太郎			大分県管下速見郡吉野渡村字下太郎					
無格社			無格社					
山神社			山神社					
渡殿	長一尺	「二間三尺」	渡殿	長一尺	「一尺」			
境内	四百七拾坪	「四間三尺」	境内	四百七拾坪	「堀間半」			
氏子	貳百貳拾戸		氏子	貳百貳拾戸				
境内	四百七拾坪		境内	四百七拾坪				
渡殿	長四尺	「四尺」	渡殿	長四尺	「四尺」			
境内	百七坪	「四尺」	境内	百七坪	「四尺」			
拝殿	長堀闊「二尺」	「四尺」	拝殿	長堀闊「二尺」	「四尺」			
信徒	五拾五人		信徒	五拾五人				
大分県序迄	拾壹里		大分県序迄	拾壹里				
以上			以上					
大分県管下速見郡吉野渡村字□拔			大分県管下速見郡吉野渡村字□拔					
村社			村社					
松島神社			松島神社					
神殿	堅堀間半	横堀間半	神殿	堅堀間半	横堀間半	「素屋」	二間	神殿 締武間 橫武間 「渡殿」一間
境内	貳百四拾坪	「二間三尺」	境内	貳百四拾坪	「二間三尺」	「渡殿」	一間	間
信徒	八拾七人	「二間三尺」	信徒	八拾七人	「二間三尺」	「渡殿」	一間	神輿庫一間
大分県序迄	九里拾五町	「三間」	大分県序迄	九里拾五町	「三間」	「神輿庫」	二間	
以上			以上					
大分県管下速見郡吉野渡村字□拔			大分県管下速見郡吉野渡村字□拔					
無格社			無格社					
貴船神社			貴船神社					
祭神	事勝 國勝 長狹祐		祭神	事勝 國勝 長狹祐				
大魂靈命	伊弉諾命 泉津事解之勇命		大魂靈命	伊弉諾命 泉津事解之勇命				
伊弉母命	菊理姫命 速玉男命		伊弉母命	菊理姫命 速玉男命				
大山祇命	岐大神		大山祇命	岐大神				

一 祭神 高皇神命 國靈神命

由藉

不辭

神殿 縱五尺 橫五尺 「渡殿 一間三尺 一間三尺」

拝殿 長四間卷尺 「二間」

拝殿 橫二間二尺 「四間」

渡殿 長九尺 橫七尺

渡殿 「四百十四坪」

民有地第一種 持主

鶴成岩太郎

外

境內 五十二人共有地

信徒 萬百貳拾四人

大分県序文 九里拾町

以上

【山林 九畝六歩 同村字辻】
【地価 金武円七十六銭】

(大分県管下) 美國速見郡広瀬村字辻

(小町)

裸寺・曹洞宗

本尊 枕邊牟尼仏

由緒 不詳

堂宇 長七間 横四間五合「三尺」 〔本堂〕 墓裏 豊四間三尺 横七間

境内 八百三拾五坪 「五百五十六坪」 民有地一種 三瀬寺持「附」

境内 仏堂毫字

觀音堂

本草 聖觀音

由緒 不詳

建築 「堂宇」 長六間 横七間「五合三尺」 〔高間〕 二間

耕地 段別毫反五畝拾貳歩 広瀬村字新田

地価 金九拾九円六拾壹錢九厘

耕地 段別九畝三歩 同村字宮ノ脇

地価 金六拾円四拾六錢

耕地 段別五畝貳拾壹歩 同村字守ノ浦

地価 金四円貳拾貳錢五厘

山林 段別貳畝歩 同村字池ノ上

地価 金拾七錢七厘

山林 段別三畝歩 同村字笠松

地価 金三拾四錢五厘

芝地 段別九歩 同村字道ノ下

地価 金三錢

(大分県管下) 豊後国速見郡広瀬村字平

(小町)

大分県管下 豊後国速見郡広瀬村字平

竹源寺

真宗東派

本尊 阿弥陀如來

由緒 不詳 俗釋信聞基、最モ寛永八年、三月十日創立ス

堂宇 「本堂」 長「要」五間 橫五間

鐘堂 長「要」五合 橫老闌五合

庫房 長「要」八間 橫三間五合「三尺」 三間三尺 八間

蔵室 長「要」四間 橫一間

境内 三百拾貳坪 民有地一種 明経寺持所

境外 所有地

耕地 段別毫反四畝三歩 同村字中ノ坪

地価 金五拾三円七拾貳錢三厘

耕地 段別四畝廿七歩 同村字櫻畑

地価 金三拾貳円五拾四錢七厘

耕地 段別毫畝歩 同村字井平

地価 金九拾三錢八厘

耕地 段別四畝貳拾壹歩 同村字宮ノ脇

地価 金五円八拾錢四厘

耕地 段別毫畝拾貳歩 同村字イヤケ谷

地価 金壹円三拾壹錢九厘

以上
一 捷徒 武百貳人
一 善船「大分県」序站 九里

山林 異別八畝歩 同村字平

地価 金九拾貳歩

山林 異別貳畝歩 同村字片井平

地価 金十五円一錢

山林 異別三畝 金貳拾三錢

地価 金十七円二十八錢

山林 異別壹畝步 同村字田中山

地価 金八錢八厘

一 檻徒 五百三拾三人

一 管轄 「大分縣」 庁迄九里

以上 大分県管下後國遠見郡野原村字西ノ原

小本寺 松屋寺末

心願寺

曹洞宗

本尊 枳迦半尾仏

一 由縁 応永元甲戌年三月、内河野村へ創建、開祖野原村瑞雲寺一世、明金和

尚也、慶長年戊辰火二焼シ「累リ」中絕、元禄元戊辰年春、僧外中興

該後、日出村公屋寺末ト成、明治改元焼失、既ニ混亡セント欲ス時二

明治四年、日出旧落石瑞雲寺廃ス談、残跡村ノ中央誠ニ教導道宣二

付、明治十年五月廿四日、官許ヲ得テ同郡内河野村、同宗善満寺住職

瞿曇孝選、心翁寺名ク、移転地所モ當宇自ラ許附シ、中央開基ノ祖

トナル

本堂「尊宇」 長十間 橫四間 但、本堂庫裡合併

納家 長四間、横二間

境内 二百四十九坪 民有地第一種

境外所有地

田「耕地」 二畝三歩 内河野村字正ノ田

地価 金十二円九十六錢

田「耕地」 四畝十五歩 同村字ヒロミ

(地)
「小丘」

大分県管下後國遠見郡小武村字小武

總本山 金兩葉寺末

地価 金十一円八十五錢

地価 五畝廿四「廿二」步 同村字ヒロミ

地価 金十五円一錢

田 二畝廿四步 同村字平ノ池ノ下

地価 金十七円二十八錢

田 四畝十二步 同村字歷敷田

地価 金二十七円十八錢

田 五畝廿一步 同村字川フ子

地価 金十五円一錢

田 一畝十五步 同村字堂ノ下

地価 金二円廿六錢

山林 一畝步 同村字ウラ

地価 金十一錢

山林 二畝六步 同村字長葉山

地価 金二十一錢

山林 一畝十五步 同村字高尾

地価 金十四錢

山林 二畝九步 同村字ミサコ山

地価 金二十六錢

山林 四畝廿七步 内河野村字勤善

地価 金拾円九錢

一 檻徒 四百三十五人

一 管轄 「大分縣」 庁迄 八里四合「十四丁」

真言宗・古義派

小武寺

建物「堂宇」長武間 横七間五合三尺

「二間三尺 一間二尺」

一本尊 称物菩薩

境內所有地

耕地 反別三畝六步 小武村字墓寺

由緒 人皇四十四代円融院常康親王御子空也上人、天德年中開基創建ス、其後大友義鎮耶蘇教ヲ崇信シ、仏堂破毀ノ該寺亦其災ニ罹リ、末院奥ノ坊・中ノ坊・通因坊・嘉照坊・向ノ坊・來乘坊ノ六坊失「ス、慶長五年、隆賛法印更ニ中興ス、当明治十三「三年延凡千年余

地価 金拾五円四拾九錢六厘

同 反別武歌廿四步 右同村字堂ノ前

地価 金拾三円九拾七錢六厘

同 反別壱畝廿四步 右同村字堂ノ前

地価 金八円九拾八錢

同 反別六畝六步 右同村字道ノ下

地価 金三拾円九拾九錢壹厘

地価 金貳拾六円九拾七錢四厘

同 反別武歌廿壹步 右同村字墓寺

地価 金三円四拾錢壹厘

地価 金貳拾五畝五厘

同 反別壱畝六步 右同村字墓寺

地価 金貳拾五畝五厘

同 反別壱畝三步 右同所

地価 金壹圓五錢五厘

同 反別老畝六步 右同村字道ノ下

地価 金貳圓拾六錢九厘

山林 反別壹町七反步 右同村字山

地価 金九円武拾九錢五厘

芝地 反別五畝九步 右同村字茶園畠

地価 金五錢三厘

同 反別四畝拾貳步 右同村字屋敷ノ下

地価 金拾七円

同 反別老畝六步 右同村字道

地價 金九円武拾九錢五厘

十王堂 地藏菩薩

由緒 不詳

建物「堂宇」長武間 横七間五合三尺

「豎二間 橫二間」

大日堂

本尊 大日如來

由緒 不詳

建物「堂宇」長武間 横武間

由緒 前同所

本尊 不動尊

由緒 不詳

建物「堂宇」長武間 横武間

本尊 不詳

蓮華堂

由緒 不詳

以上

(後半) 大分県管下農後國速見郡小武村字越井

「一小町」

真宗本願寺派

本山木願寺末

教蓮寺

地価 金壹円七拾七錢六厘

一 檻徒 二百四拾一人

一 管轄 「大分縣」序造 九里

一本尊 阿弥陀仏

一 檻徒 二百四拾一人

一 管轄 「大分縣」序造 九里

一 由諸 本村田邊氏ノ創建スル処ト云年表等不詳

(後半) 大分県管下農後國速見郡倉成村字又井「テラ」

「一小町」

一 善堂 字長五間半 檻五間 「一 本堂 縱四間 橫四間三尺」

小寺

松屋寺

一 库裏 縱三間二尺 橫六間三尺

円福寺

一 越堂 縱三間二尺 橫七間七尺

小町

一 境内 四百七拾四坪 民有地第一種 「持主」林玄照私有

一 本尊 阿弥陀如來

小寺

一 由諸 「大分縣」序造 拾里

一 本尊 不詳 「秀山道榮ナルモノ開基スト云フ」

小町

一 善堂 字長七間 檻四間 「本堂兼庫裏 四間 七間」

小寺

一 境内 二百六拾六坪 民有地第一種

一 境外所有地

耕地

反別堀反廿四步 倉成村字尾坪

小寺

一 地価 金六拾武円九拾四錢七厘

一 耕地 反別堀反廿八步 同村字塙町

耕地

金六拾九円八拾六錢六厘

小寺

一 地価 金拾貳円七拾八錢毫厘

一 耕地 反別堀反廿四步 同村字塙町

耕地

金拾貳円七拾八錢毫厘

小寺

一 地価 金三円六拾錢毫厘

一 耕地 反別堀反廿四步 同村字正高寺

耕地

金三円六拾錢毫厘

小寺

一 地価 金五拾三円卅錢三厘

一 耕地 反別堀反廿四步 同村字空苦寺

耕地

金五拾三円卅錢三厘

小寺

一 地価 金三円六拾錢毫厘

一 耕地 反別堀反廿四步 同村字正高寺

耕地

金三円六拾錢毫厘

小寺

一 地価 金三円六拾錢毫厘

一 耕地 反別堀反廿四步 同村字空苦寺

耕地

金三円六拾錢毫厘

小寺

一 地価 金三円六拾錢毫厘

一 耕地 反別堀反廿四步 同村字空苦寺

耕地

金三円六拾錢毫厘

小寺

一 地価 金三円六拾錢毫厘

一 耕地 反別堀反廿四步 同村字正高寺

耕地

金三円六拾錢毫厘

小寺

一 地価 金三円六拾錢毫厘

一 耕地 反別堀反廿四步 同村字正高寺

耕地

金三円六拾錢毫厘

小寺

一 地価 金三円六拾錢毫厘

一 耕地 反別堀反廿四步 同村字弘安寺

耕地

金三円六拾錢毫厘

小寺

一 地価 金三円六拾錢毫厘

一 耕地 反別堀反廿四步 同村字弘安寺

耕地

金三円六拾錢毫厘

小寺

一 地価 金三円六拾錢毫厘

一 耕地 反別堀反廿四步 同村字弘安寺

耕地

金三円六拾錢毫厘

小寺

一 地価 金三円六拾錢毫厘

一 耕地 反別堀反廿四步 同村字弘安寺

耕地

金三円六拾錢毫厘

小寺

以上

(後醍)

〔小町〕

大分縣管下豐後國速見郡立石村字長流寺

總本山泉岳寺末
長流寺

釋宗善洞宗

〔小町〕

一本尊 薬師
元祐二年八月、僧後益開基創建

「四間三尺」
七間三

一 章宇 「本堂」 壓五間半「三尺」 橫八間半「三尺」 尺

一位牌蓋 壓三間「三間」 橫式間「三尺」

一 車裏 壓四間半「三尺」 橫拾貳間「拾壹間」

一 納屋 壓壹間半「三尺」 橫四間「門」 一間 一間三尺

一 境内 千四拾四坪
官有地第四種

一 耕地 反別毫畝步 立石村字門前

一 地価 金壹斗貳錢六厘

一 培地 反別毫畝步 立石村字辻山

一 地価 金壹斗六拾壹錢貳厘

一 耕地 反別毫畝步 立石村字辻山

一 地価 金三斗五拾七錢六厘

一 耕地 反別毫畝步 立石村字辻山

一 地価 金七斗四拾八錢貳厘

一 檜徒 六百七拾七人

管轄「大分縣」序造 拾里貳丁

以上

大分縣管下豐後國速見郡立石村字德清田
〔小町〕

觀音堂

木尊 觀音

由緒 不詳

(後醍)

〔小町〕

一本尊 薬師
不詳 「創立年月不詳、開山玉泉和尚也、建武三年八月五日死亡」之間村長流寺境内二建設ノ「 」、元祐十二年此地二移軸ス

一 章宇 壓貳間 橫三間「三尺」

一 檜徒 拾貳人
管轄「大分縣」序造 九里二拾五丁

一 燈内 九拾九坪
官有地第四種

一 檜徒 拾貳人
管轄「大分縣」序造 九里二拾五丁

以上

(後醍)

〔小町〕

一本尊 薬師
元祐十三年、僧知山更二「昌」創建又

一 章宇 「本堂」 壓四間 橫七間

一 鐘樓 壓壹間半「三尺」 橫壹間半「三尺」

一 車裏 壓四間半「三尺」 橫七間 門 五間「足」 七間尺「一間一尺」

一 蔽 聖貳間 橫三間

一 境内 五百拾三坪
官有地第四種

本寺長流寺末
五德寺

五德寺

建物「堂宇」 硬武間 横武間「半三尺」

境外所有地

耕地 反別七畝拾五歩 立石村字竹ノ下

地価 金六拾九円一毫錢四厘

耕地 反別三畝歩 立石村字ヤシキノ内

地価 金六円四拾錢七厘

耕地 反別六畝貳拾壹歩 立石村字竹ノ下

地価 金六拾壹円六拾五錢三厘

耕地 反別四畝三歩 立石村字前田

地価 金三拾貳円拾三錢八厘

耕地 反別五畝拾貳歩 立石村字竹ノ下

地価 金九円八拾四錢七厘

耕地 反別四畝三歩 立石村字守ノ前

地価 金三円六拾錢五厘

耕地 反別九畝九歩 立石村字寺ノ浦

地価 金九円五拾貳錢七厘

耕地 反別七畝六厘

地価 金拾壹円四拾五錢七厘

耕地 反別三畝九歩 立石村字前田

地価 金拾壹円四拾五錢七厘

耕地 反別三畝九歩 立石村字山ノ下

地仙 金拾九円五錢七厘

耕地 反別三畝九歩 立石村字森ノ下

地仙 金拾九円五錢七厘

耕地 反別三畝九歩 立石村字子ン畑

地仙 金拾九円五錢七厘

耕地 反別四畝九歩 立石村字山ノ神

地仙 金拾九円五錢七厘

耕地 反別五畝拾貳歩 立石村字京田

地価 金五拾七円五錢七厘

耕地 反別七畝貳拾四歩 立石村字子ン畑

地価 金貳拾三錢五厘

耕地 反別七畝三歩 立石村字一段

地価

日薦宗

大分県管下最後国連見郡立石村字景ノ木
總本山久遠寺末
延慶寺

一本尊 积通多寶

耕地 反別九畝歩 立石村字ヌベトウ

地価 金拾壹円三拾四錢四厘

耕地 反別壹貳貳拾四步 立石村字前畑

地価 金九円八拾四錢七厘

耕地 反別三畝拾五歩 立石村字守ノ前

地価 金三円六拾錢五厘

耕地 反別九畝九歩 立石村字寺ノ浦

地価 金九円五拾貳錢七厘

耕地 反別四畝三歩 立石村字屋敷ノ内

地価 金六円九厘

耕地 反別九畝九歩 立石村字子ン畑

地価 金拾七錢六厘

耕地 反別貳畝九歩 立石村奥津庵

地価 金貳円九拾錢貳厘

耕地 反別貳拾壹歩 立石村字ヤシキノ内

地価 金四拾壹錢

山林 反別貳三畝九歩 立石村向山

地価 金三円五拾四錢七厘

耕地 反別六步 立石村字二反田

地価 武庫

一棟徒 四百三拾壹人

管轄「大分裂」序地 拾里四丁

由緒 承応三年五月開基法音院日義創建

堂宇「本堂」 積七間 横七間半 「三尺」

鐘樓 積武間 橫武間

書院 積四間 橫四間半 「三尺」

庫裏 積四間半 「三尺」 橫九間

納屋 積武間 橫四間

境内 五百四拾三坪 官有地第四種

境外所有地

耕地 反別八畝六歩 立石村字竹ノ下

地価 金六拾円八錢五厘

耕地 反別六畝五歩 立石村字竹ノ下

地価 三拾五円四拾四錢四厘

耕地 反別貳畝貳拾六步 立石村字堂ヶ迫

地価 金貳円四拾六錢貳厘

耕地 反別毫畝三歩 立石村字山ノ神延隆寺ノ下

地価 金七拾九錢貳厘

耕地 反別貳畝歩 立石村字堂ヶ迫

地価 金毫円四拾六錢六厘

耕地 反別四畝貳拾四歩 立石村字堂ヶ迫

地価 金四円九拾貳錢五厘

耕地 反別四畝拾八歩 立石村字堂ヶ迫

地価 金六円七拾四錢貳厘

耕地 反別貳拾四歩 立石村字墨敷ノ上

地価 金五拾八錢七厘

耕地 反別四畝拾五歩 立石村字堂ノ上

地価 金四円六拾三錢壹厘

耕地 反別壹畝貳拾四歩 立石村字太明神

地価 金貳拾柒七厘

一 標従 九百拾八人

管轄「大分縣」序造 九里三拾四丁

以上

大分県管下豐後國速見郡向野村李淨土寺

泉福寺末

淨土寺

曹洞宗東派

一本尊 聖遷牛尼如寺來

由緒 不詳

堂宇「本堂」 長七間半 「三尺」 橫四間 「四間 七間三尺」

庫裏 同七間半 「三尺」 同四間 「一 鐘樓門 一間毫尺

境内 七百三拾八坪 官有地第四種

境外仁堂 壱宇

観音堂

本尊 観世音

建物「堂宇」 長三間 橫三間

一 標従 七百貳拾人

一 管轄「大分縣」序造 拾壹里五合 「拾八町」

以上

曹洞宗東派

本尊 観世音菩薩

堂宇「本堂」 長六間 橫四間 「四間 八間三尺」

長流寺末

海藏寺

大分県管下豊后國速見郡向野村字山ノ「津波戸山」

曹洞宗東派

本尊 観世音菩薩

堂宇「本堂」 長六間 橫四間 「四間 八間三尺」

長流寺末

海藏寺

境内 三百六拾三坪 民有地第一種「持主」岩間並天私有

地価 金貳拾柒七厘

由緒 不詳

堂宇「本堂」 長六間 橫四間 「四間 八間三尺」

長流寺末

海藏寺

境内 三百六拾三坪 民有地第一種「持主」岩間並天私有

地価 金貳拾柒七厘

一 僧徒 三百人

一 菩薩「大分縣」序邊 拾貳里

以上

大分県管下豐後國速見郡山浦村字飛松
〔後半小訂〕

真宗本願寺派
〔後半小訂〕

總本山本願寺末
西法寺

一 本堂 長四間三尺 橫四間半「三尺」
一 由諸 祖先住僧教□開基、元祿十五年壬午閏八月十六日、本山本願寺ヨリ寺號被許
一 路家 長武間 横空間

一 库裡 長五間半 橫三間半

一 別室 長一間「三尺」 橫一間
一 境内 式百五拾七坪 民有地第巷種「持主」御堂龍音

一 檜徒 百六拾式人
一 菩薩「大分縣」序邊 拾壹里七合「二十五町」

以上

大分県管下豐後國速見郡古野瀬村字豐瑞寺
〔後半小訂〕

總本山長流寺末
豊瑞寺

一 本堂 観世音

一 由諸 天水年間知聖和尚創建、寺号年齡不詳、宗趕門庭宗開和尚第三世法孫

一 本堂 長四間 橫六間半「三尺」

一 库裡 長五間半「三尺」 橫四間「五間三尺」 「四 五尺 一間或尺」

一 境内 武百九拾七坪 官有地第四種

本尊 観世音
由諸 創建年齡不詳、元治六年此地二移入
建物「堂宇」 長貳間半三尺 橫貳間半三尺

一 檜徒 五百七拾貳人
一 菩薩「大分縣」序邊 拾壹里五合「十八町」

以上

大分県管下豐後國速見郡山浦村字境內

〔後半小訂〕

真宗本願寺派

一 本尊 阿弘陀如來

一 由諸 祖先住僧教□開基、元祿十五年壬午閏八月十六日、本山本願寺ヨリ寺號被許

總本山本願寺末
顯教寺

本尊 観世音

由緒 不詳

建物「堂宇」 長四間 橫四間

境外所有地

耕地 田四畝或拾四步

吉野瀬村字代
地価 金武拾四式拾七錢八厘

同 売畠九步 同村字丸堀
地価 金五四四拾八錢七厘

同 売畠九步 同村字同所
地価 金壱円三拾八錢九厘

同 四畝式拾壹步 同村字山ノ田
地価 金三円六拾八錢零厘

同 三畝九步 同村字上池ノ前
地価 金武拾三円九拾八錢五厘

耕地 煙三畝拾五步 同村字上ノ平
地価 金三円七錢八厘

同 三畝少 同村字寺ノウエ
地価 金四円三拾九錢七厘

同 武畝拾五步 同村字ハカトウ
地価 金壱円八拾四錢七厘

同 五畝三步 同村字イチノワキ
地価 金三円五拾四錢七厘

同 四畝式拾四步 同村字浦田平
地価 金三円五拾卷錢八厘

同 六畝拾八步 同村字同所
地価 金六拾八錢

同 六畝拾八步 同村字同所
地価 金三錢八厘

同 四畝式拾四步 同村字同所
地価 金三円五拾卷錢八厘

同 六畝拾八步 同村字同所
地価 金三錢八厘

同 売畠九步 同村字荒堀
地価 金三錢八厘

同 売畠九步 同村字荒堀
地価 金三錢八厘

建物「堂宇」
百九拾人

管轄「大分県」序造 拾卷里

大分県後國速見郡吉野瀬村字前堂

小本・長流寺末
安國寺

輝曹洞宗

本尊 地藏
由緒 不詳

境内 三拾五坪
官有地第四種

信徒 五拾五人
管轄「大分県」序造 拾里五舍「十八町」

以上

大分県管下豐後國速見郡内河野村字鶴成
(金屋)
一明治十八年一月訂正許可

小本寺松屋寺末
東光寺

釋宗曹洞宗

本尊 藥師仏
由緒 不詳

境内 武百五拾七坪
長拾間 橫四間

堂宇 民有地 一種神主鶴成祐法外
五拾八人共有地

境内 佛堂
觀音堂

本尊 觀音仏
由緒 不詳

耕地 長二間 橫卷間半「三尺」

境内外所有地
内河野村字鶴成

耕地 四反武畝三步
地価 金百五拾八円貳拾九錢

山林 壱反七貳拾貳步 内河野村字鶴成

地価 金壹円九拾三錢

一 権徒 五拾八人

一 管轄「大分県」序辻 九里拾壹町

以上

(後) 大分県管下豊後國速見郡内河野村字某有

〔明治十八年一月訂正許可〕

小本寺松屋寺末

善滿寺

一 本尊 勸音仏

一 由緒 不詳

一 堂宇 長九間 横四間

一 境内 貳百拾五坪 民有地一種 「持主」 標榜孝通外、百五拾壹人共有地

一 地外所有地

一 耕地 五反八畝歩

内河野村字下後

一 地価 金貳百八拾三円四拾毫錢

一 山林 五反歩

内河野村下後

一 地価 金五円拾三錢

一 権徒 百三拾老人

一 管轄「大分県」序辻 九里拾町

以上

(後) 大分県管下豊後國速見郡内河野村字田中

〔明治十八年八月訂正許可〕

本山西・本願寺末

草教寺

一 本尊 阿弥陀仏

一 由緒 不詳

一 堂宇 長六間 横五間

一 墓内 三百四拾四坪 「内百三拾武坪民有地第一種 内二百拾武坪民有地第

一 種 持主杉本因願私有地」

一 権徒 八拾七人

一 管轄「大分県」序辻 九里拾三町

以上

(後) 大分県管下豊後國速見郡内河野村字小谷

〔明治十八年一月訂正許可〕

本山西・本願寺末

法照寺

一 本尊 阿弥陀仏

一 由緒 開基阿部通久、慶長十七年丁卯年七月十九日、本願寺第十二世教如法主

ニ号依シ僧トナル、是ヨリ先キ、道久故アリテ旧藩主日出木下延俊之命ニヨリ、一字ヲ創立ス時ニ歎、法主ヨリ本尊及ヒ寺號ヲ賜ト云

一 堂宇 繫十四間 横十四間

一 終歲 豐安間半「三尺」 橫毫間半「三尺」

一 旧仮御堂 長七間 横二間半

一 库裏 長拾三間半 横四間半

一 境内 千六拾三坪 民有地一種 「持主」 阿部開海私有地

一 権徒 千七百貳拾八人

一 管轄「大分県」序辻 九里拾五町

以上

○楠池土地改良区域

一本書三冊ヲ製シ、三人ノ總代ニ於テ各老舗宛ヲ保管スルモノトス
一 主要ナル出来事ハ其古時ノ池下總代ニ於テ必ず記録スヘキモノトス
立石町大字立石總代保管

大分県丹後國遠見郡吉野波村楠池紀念履歴書

第一件

天明五年以前、維持方ハ落政ノ為ス處ニシテ書類ハ領主木下校手元保管ナル
者ナリ

第二件

立石領山浦楠原楠池土手水穴有之二付、土手幅拾三間半、土手ノ内ノ方長拾
間、土手外ノ方ニ鋪墊西ノ方巻間、東ノ方長七間、土手辻ヨリ三間鋪替詰來
者也

自天明六年丙午歲二月廿二日

至四月・六月兩天ヲ除、成就日數二十三日也

都代 糸長清兵衛
夫人支配人

都甲友右衛門

都甲仲八

市丸左衛門

下役 秋吉儀左衛門

上村庄屋 織部平八
下村庄屋 富部忠兵衛

第三件

至三月十七日成績、兩天ヲ除ク日數二十六日也

白覺政六年甲寅歲二月朔日始メ

至三月十七日成績、兩天ヲ除ク日數二十六日也

都代 野口庄右衛門
支配人 都甲仲八

一九十九左衛門
後藤与平

田中忠兵衛
織部藤四郎

下役 秋吉宗右衛門
上村庄屋 富部甚之丞

下役 邦右衛門
島之江弁指 伝左衛門

吉野波井指 太左衛門
梅田左派治
都甲仲八
市丸左衛門
下役 秋吉儀左衛門
上村庄屋 織部平八
下村庄屋 富部忠兵衛

内外石垣ヲ積ミ替者也
三拾間築出、土手ノ内、右同敷厚サ老闆聚キ増シ、并ニ荒手ノ鋪墊仕替、
立石領大池波除石垣、波除高五尺、長貳拾七間有之取除、高廿同間平均長廿

楠原弁指

利右衛門

鳥之江弁指

伝左衛門

吉野波井指

太左衛門

文化三年丙寅歲二月廿五日ヨリ始メ三月廿三日迄、雨天ヲ除ク外日數拾三日成
就

庄屋桶原 勝十郎

右 第五件迄ハ領主支持、領内ノ百姓ヨリ夫米・人夫共相勧モノナリ

都代 都甲申八郎
下役 河野藤右衛門

平松甚平

一 田反別六反七畝廿四歩
高七石四斗武井

物成米武石六斗八升三合武夕

山浦村

下庄村屋 富部租之丞

吉野源弁指 太左衛門

口米八升五勺

島之江弁指 新兵衛

楠原弁指 利左衛門

雜米貳斗壺合八勺

合氣石九斗六升五合五勺

但シ安政四年丁巳歲ヨリ御貸地新地成手形米トシテ米八石九斗三升五

合、本行池床敷キ下作定入レ同前、御決戻ニ付御貸附地及ヒ租税井ニ地

主ヘ得米共打混シ、徒來年々御送イムトナル

差引米五石九斗六升九合五勺

右御貸地ノ分

但、地主ヘ得米ナリ

朝延ヨリ御布令ノ筋、尚又四日市御所ヘ御懸越ノ通リ代米ノ義、当轄高内引
ノ計徒來御送シ米ノ内ヨリ差引ノ如ク此成二俵間、相残ル分ハ地主得米トシ
テ至急御速シ可相成候間、此段御懸候也

外二立石領内ノ分

一 田反別壠反步

此代米トシテ御藏米三石也 買上

地主 野地久平
文配人 井尻左仲
普請所 藤富部行平
宰領 井上房吉
全 杉本要平
空 甲斐源之丞

右之越代トシテ穀池下地主ヨリ壹反步二付金貳拾五錢死前出シ候事

同上同所三石六斗 買上

地主 野地大平
一 田反別壠反武畝步
同上同所三石六斗 買上

庄屋野地 大平
助役 部甲申八郎
出役 野口助之丞
後藤八衛
都甲申人
都甲申人
文配人 井尻左仲
普請所 藤富部行平
宰領 井上房吉
全 杉本要平
空 甲斐源之丞

第六件

御送新トナリ総テ穀池二俵、諸善請賛ハ池下地主ヨリ引受割出スモノニ決定ス、

同山浦・吉野瀬村・豊田要二郎

本淀遷造仕替、池ノ方土手厚三尺築替、長六間築、荒手ノ建物敷鋪モ仕替、
土手要サ巻門、長三間築替ルモノナリ、遣払金内貳拾円七拾三錢老屋官費被
下、残金ハ總チ池下綾地主ヨリ負担ス、此割老反歩二六錢老屋七毛

明治十二年三月廿日ヨリ始メ、全年四月五日成就、日数拾五日間

池下綾代

下村 都甲善右衛門
立石村 伊東万次郎

山浦・吉野瀬 豊田要三郎

荒手建種仕替長サ九尺廻リ、八尺以上
此遣金九円七拾三錢九厘

但、鮒代ヲ以仕払
明治二十四年九月成就

池下綾代

立石 毛井卯三郎
下村 古庄慶一郎
山浦 豊田要三郎

綾部又右衛門

第九件

荒手建種仕替長サ九尺廻リ、八尺以上
此遣金九円七拾三錢九厘

但、鮒代ヲ以仕払
明治二十四年九月成就

池下綾代

立石 毛井卯三郎
下村 古庄慶一郎
山浦 豊田要三郎

綾部又右衛門

第七件

荒手ノ建種仕替道払金
金拾円貳拾八錢六厘

總チ仕払高ハ鮒代ヲ以仕払候事

明治十七年三月成功
明治二十六年七月ニ池下反別台帳新製ス、此紙代・書料九円拾八錢ニテ各三冊

新製ス
但、鮒代ヲ以仕払

右引受主任

下村 同上立石村
同山浦・吉野瀬村 豊田要三郎

毛井卯三郎
綾部兔兒

下村 毛井卯三郎
立石 古庄慶一郎
山浦 豊田要三郎

毛井卯三郎
古庄慶一郎
豊田要三郎

第八件
本淀建替・建替長分荒取貳間廻リ老丈、笠木モ同寸尺ナリ、拍木・貫木凡貳間
以上、

遣払金額三拾四円七錢五厘

仕払方ハ地主ヨリ割出モノナリ

明治二十一年八月成就

池下綾代

下村 毛井數太郎
綾部兔兒

(別筆)

同上立石村

明治二十七年度ヨリ地主会評議員ヲ設定ス、尤名亮宇二付六名宛、山浦・吉野瀬
渡チ老字トシ、立石・下ヲ貳字トシ、合計拾八名ノ評議員ヲ置ク、小事ハ綾代
ノ適宜タルベシ、

大事ハ評議会ヲ開キ、其評決ヲ以執行スルモノトス
但、評議員ノ手当ハ鮒代ヨリ仕払ベキ者トス

因二評議員ヲ設定シタルハ、明治武拾七年ニ於テ大字下全部ノ池下ト門田井

堆積ト水利上ノ争起り、終ニ裁判沙汰トナリタル始末ナリシ故、藝代人ノ專

決ヲ^{マッ}、評議員會ノ決定ニ准テノ事務ヲ付スルコト、スペク、當時ノ藝代

豊田要三郎・古庄慶三郎・毛井致太郎協議ノ上、組織シタルモノナリ、藝代

其責任ヲ評議員ニ領タント欲スルモノナリト雖モ又時代ノ要求ナリト謂フベ

シ

第拾貳件

捕池賣手塙 是迄松木ヲ用ヒシ處、今後決議ノ上石築ニ改正ス、石場ハ字見德

ノ石ヲ用ユ丸形差溝、貳尺ニチ中穴巻尺余リ、角穴ニテ長サ八尺余リ製造シ建

ル者也

此費額金三拾七円九拾五錢仓库

但、贈代ニテ仕払

明治三拾年五月ヨリ

同拾花月迄成功

池下翁代

下村立石

胡麻鶴慶吉
豊田要三郎

糸長銀三郎

第拾五件

本鋪ヨリ洩水甚シク、池守ニ命シ搜索スルニ、原因ハ本鋪敷地ノ上部ナル土手

波打石築ヨリ吸水ノ模様アル故、土手ニ破损ノ見ぬ尚ニ協議委員ノ決スル處、

修繕ニ次ス、旧八月廿九日ヨリ着手、波打石ヲ取除シニ、五十寸^ノ水穴ヲ生

シ、非常ニ吸水ノ跡アル故、該穴ニ依リ掘シニ敷地ノ石部ト木部トノ統

中ニ深入シ、敷地口ニ流スル事判明セリ、此時敷地ノ開敷ヨリ見ルニ鏡口ヨリ

水道口迄拾四間内一間ハ木作、残拾貳間石作也、木作ノ部武間新設ニ仕着、長

凡拾間程塗除ケ、新ニヨリ敷地ニ仕替タル者ナリ

此仕置金高武百七拾四円五拾八錢七厘、是ヲ各別レニ割當徵收スルニ壹反歩

明治三十三年八月

池下翁代

下村立石

糸長銀三郎

兒玉成入

山浦豊田要三郎

第拾四件

捕池元立石木下候所領、天明・文化年中復修、安政四月己(ママ)ニ

今已、郡代野口助之丞有深慮、諸侯增築爾來早晩無患、於茲其偉功為伝

建碑、以為記念爾

池云
臺面記

明治三十三年十一月

翁代

豊田要三郎
兒玉成入

糸長銀三郎

糸長銀三郎

工費金貰百四拾八円四拾錢
明治三十六年七月三日

池下継代

洞柴喜久丸

毛井數太郎

豊田雪太郎

規ヲ犯乱シ分崩之患ナキ様 明治九年第八月定約ヲ締ヒ益満好ノ信義ヲ相交通
スル為メ誓表スルコト、左ノ如シ

第拾六件

池池木挽ノ尻大破損二付キ、長サ七間、横三間程深サ平均老闇半堀除ケ見ルニ
本挽ノ敷幅二尺ソ九尺以上ノ穴アリ故ニ深サ四間、入り三間、横四間猶除ケ、
機通リ老丈貳尺余新ニ敷設ヲ仕替、裏方ノ水道ノ石道積重シ、水道ノ蓋石厚サ
巷尺以上ノ蓋石新ニ仕替ル者也

此費額金貰百七拾余円

是ヲ越反別二制當徵收ス、毫反歩二付金三拾三錢當リ
明治三十八年一月三日、全十一月

池下継代

山浦

豊田要三郎
立石
洞柴喜久丸

毛井數太郎

第三条

十小区内河野村、九小区倉成村ハ第一条ノ村々ト其ノ製ラ異ニシ、大旱ニ及ビ
受持ノ井眼減水シ淵田ニ乏シキトキハ所屬ノ区戸長エ異状シ、池水降引ヲ請フヲ
以テ法トス

第二条

第一条ノ景況ニヨリ池水降コト申出候節ハ所屬ノ区戸長直三十小区々戸長へ該旨
ヲ報告スヘシ十小区々戸長ニ於テハ此報告ノ本日ヨリ三日間ノ内ニ無差支様繪
合、何日ヨリ下流可

取斗由ヲ答知スルヲ例トナス
但シ本条ノ手数ヲナシ、下水中立候節ハ、第一条中村々と雖、之ヲ支拂スル
ノ准ナシ

第四条

立石山香約定書

第二大区十一小区吉野渡村字原浦清池、其ノ用水ヤ同小区山浦村、吉野渡村、
内河野村、三ヶ村二十小区立石村、下村ト九小区倉成村ニテ都合六ヶ村ナリ、
右村々各水利ヲ固有スルト業、其ノ引用ニ区别實行アリ、其概旨ハ今般界序ニ
納ムル用水盡リ反別取調取記載スルトモ今又タ其區別ノ慣行ヲ明細シ、永ク成

第三条ノ手数ヲナシ、十小区々戸長ヨリ下水定日ノ答知アラハ、内河野村閑利ノ
井堰監守タル者附添ヒ所管戸副長ノ内毫名宛水源ノ提頭へ出張シ立会ニテ次第該
地ヨリ以下下村地内豆田井堰以上沿川ノ井堰ハ悉皆從前ノ標示ニ照公シ銀決シ
下水スルヲ法トス、然レトモ田ノ一塊ハ此限ニ非ス
但、本条ハ決済ノ後ハ源水私私迄ニテ毎井堰共ニ右勘定ノケ所一切支拂ス
ル事ヲ禁ス、双方ヨリ水事ノ監守タル者旧規ノ如ク立会ノ上見廻リヲナシ犯
者アラハ所屬ノ管轄へ申立取糾ヲ受ケシ

第五条

第三条・第四条ノ手数ヲナシ下水ノ義ハ古例ニヨリ一ヶ年ニ武度以内ノ拔綫下水
スヘシ

第六条

倉成村・内河野村西村共、右池敷貢租ノ内用水ノ反別ニ割合從前并米致セシモ去
ル明治三年ヨリ免除ノ地ト相成ルニ付キ、爾後修理等之有節ハ水利ノ差等区別に
根基シ公論ノ上割合セ費用高其幾分ヲ出費シ義務ナスベシ

右之条款各村々共熟議新表ヲナシ取換置キ、永世維護ノ基礎ヲ備へ確守スル為メ
連印候處如件
明治九年八月廿七日

第一大区十一小区山浦村

水掛総代 豊田 仁作

同吉野渡村

豊田 姥三郎

同上

右口長 阿部 光太郎

同区長

志手 寛吉

本件二間スル書類ハ山浦総代之ヲ保管ス

明治四拾貳年度ニ於テ池掛反別台帳ヲ改製シタリ、之レハ鉄道敷地或又ハ山浦
村立石町間道路改築ノ為メ著シキ銀庫ノ錯綜ヲ求シタル故ナリ

第二大区十小区立石村

水掛総代 岩尾 治平

同上

都甲 善左衛門

同区長

吉井 平八郎

坂部 達

岩尾 伝治

同上

毛井 哲三郎

水掛総代

小野 忠吉

同区長 同上

右口長 宽吉

第七条

一 元木鍛松木ノ建植清ク八年ヲ経テ破損シ、更正ノ必要ニ責リシモ、最寄ニ謀
当ノ材料ナキト、且毎短期ノ更正費額トテ対照シ、評議ノ結果保存ノ永久ヲ謀

水掛総代 小屋 喜市

同上 小河 魚太郎

右口長 安倍 又七

同区長 河野 伝次郎

(以下、別筆)

明治三十九年橋池荒手山国有林(山浦村人字吉野渡字権原千四百武拾番國有林、
実面積貳可參反五畝廿四歩)私下ヲ出願シ、明治四十一年四月廿二日許可セラ
ル、此私下代金貰百拾四円拾錢ニシテ、明治四十二年二月四日権利移転ノ登記

ヲ了シタリ
豊田雪太郎 古庄慶三郎
立石 全上 毛井數太郎
山浦 池下總代
豊田雪太郎 古庄慶三郎
立石 全上 毛井數太郎

右私下代金ヲ明治四十二年九月池下反別ニ賦課徵収ス、但シ毛上代金ヲ引去リタ
ル残金高ナリ

明治四十二年七月私下国有林毛上(松木)全部ヲ代金百七拾五円拾七錢二
チ充認シ、私下代金ノ内ニ返済セリ

本件二間スル書類ハ山浦総代之ヲ保管ス

明治四拾貳年度ニ於テ池掛反別台帳ヲ改製シタリ、之レハ鉄道敷地或又ハ山浦
村立石町間道路改築ノ為メ著シキ銀庫ノ錯綜ヲ求シタル故ナリ

古庄慶三郎 豊田雪太郎

同上 立石 総代

毛井 數太郎

り、終ニ備後山御影石材ヲ以テ左記仕用ニ依リテ竣工セリ

一 建築貳尺武寸角ノモノ五個ヲ以テ接続ス

一 水路經八寸 九穴

一 鋸絶 六寸宛

一 敷舗花文武足

内、建物ノ下五尺ハ武尺五寸角水穴八寸角

旧鋪口へ接続迄七尺ハ壹尺六寸角水穴ハ同上

一 地盤掘立間角深サ約八尺ニテ岩三付貳才以上ノ天然石ヲ堅結メ、其間練リコ

ンクリ、堅メヲ以テ地盤ヲ成ス

一 突張石、長八尺ニシテ八寸角三本ヲ用ス

一 人夫貳百四拾八人七合

内、土十四人 石工十人

一 工事日数 晴天拾四日

一 但、明治四十年十二月十二日起工、同四十五年一月十一日成功

一 该工事ノ營作ハ鉄道工事仕用法ヲ應用ス

一 工費金額五百六十四円拾七錢六厘

明治四十五年七月十一日

總代

豊田雷太郎
児玉成人

毛井敷太郎

楠浦池普通水利組合設置ノ件

目的

一 明治四十一年四月廿三日、楠浦荒手西有林（山浦村大字吉野波字楠原子四百

一 善番園有林、実面積貳町參反五畝廿四步）ノ松下ヶ許ニ、松下代金貳百參拾

四円拾錢ニテ買受ケタルモ、水利組合設置無之處、其當時ノ證代・許譲貰貳

拾貮名ノ個人持ニ登記申請セリ、依テ将来甚迷惑スル事有之ニ付、是ヲ池持

ニ登記申請スル事

一 時勢ノ進運ニ從也、蓋テ楠浦二闕斯ル諸費用課出徵收ニ甚々困難ヲ生シ為水
利組合規則ノ基後ルノ外無之、依テ水利組合ヲ申請シタリ

右条案二付、大正二年六月一日詳議貰ノ決議ヲ以テ、其筋ニ申請シタルニ、

今年十二月十八日ヲ以テ立石町長豊田直人管理者任命有之、依テ楠浦池普通

一 水利組合成立ス

大正三年一月五日

山浦總代 豊田佐十
立石全 胡麻鈴慶吉
下全 都甲虎八

立石全 胡麻鈴慶吉

都甲虎八

（ベン文字）

一 大正參年春月五日、前述代豊田佐十・胡麻鈴慶吉・都甲虎八ヨリ本務諸帳簿

一切ノ引継ヲ受ケルナリ

一 大正參年一月三十日、組合會議員選舉執行

左記九名當選セリ

山浦 第一区 豊田雷太郎 豊田安平 豊田十郎

立石 第二区 伊東万弥 胡麻鈴慶吉 河野周吉

下 第三区 都甲猪松 甲斐万作

一 大正參年式月十七日

大正式年度・大正參年度收入出予算会ヲ仮議場五德寺二

一 大正參年五月十五日左記ノ通り任命

命池守 井上 伝吉

一 大正參年七月十五日

字崩原一四五〇

右山林水利組合へ譲与、登記申請済

山林 三五二四四步

（以下、白紙▽



写真 150 橋池と石碑（画面左にみえる2つの石碑の背後に江戸時代の石碑がある。）

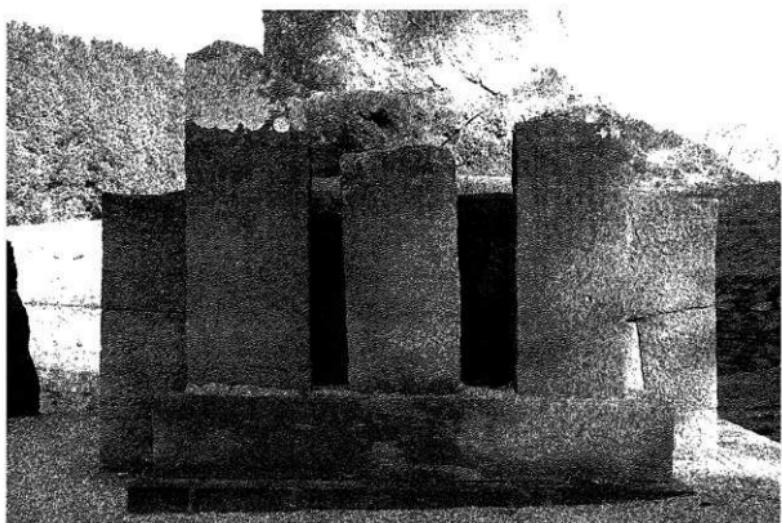


写真 151 橋池の石碑

5 金石文資料—楠池に関する江戸時代の石碑一

前掲写真151の向かって右から、便宜上石碑1～3と名付ける。各々の銘文は左の通りである。

△石碑1▽

1段目

立石領東山浦楠原村池土手水穴有之候土手幅二間半、土手内之方長サ十間
土手外之方ニ鋪墳西之方十間、東之方長サ七間、土手込ヨリ深サ三間鋪墳
來者也

天明六丙午歲二月廿三日ヨリ始四月十六日迄成就雨天相除日數二十三日也

△石碑2▽

1段目

「 」山浦大池坡除石、「 」尺、長サ十七間有、「 」平
均武間長サ二十間、新出来土手内右間數 壬サ一間□□敷鋪仕勞内外石垣積
替二月廿五日迄三月廿一日迄兩天除日數十□日成就

「 」三丙寅三月成就日

2段目

都代 郡甲仲八郎
夫人支配 織部四郎兵衛
都甲友左衛門 同
都甲仲六 酒井口左衛門
梅田左源治 手鶴甚平
市九右衛門
秋吉儀右衛門

3段目

上村庄慶 織部直吉
下村庄慶 富部口之口
古野渡弁指 太右衛門
楠原弁指 利左衛門
島之江弁指 新兵衛

3段目

上村庄慶 織部平八
下村庄慶 富部忠兵衛
楠原弁指 利右衛門
島之江弁指 德左衛門
古之渡弁指 太郎右衛門

△石碑3▽

安政四年三月十八日相始内土手波除古石退口内基此根基ヨリ築替外土手三間出
石垣八尺積夫ヨリ築立古上手ニ高サ二尺五寸加ル水受同寸之堆ニ成古荒手之跡ニ
三十間木九尺之新廻ラ居口東之山ニ新ニ荒手ヲ切夫三千百余人五月十四日成就

郡代 野口助之丞
支配人 井尻左仲
下□ 井上房吉
同役 同 前藤八衛
同助役 都甲要人
都甲要人 菩薩所
富部行平

郡代 野口助之丞

支配人 井尻左仲

下□ 井上房吉

庄ヤ 代平

庄屋

IV 絵図・写真資料

ここでは、江戸時代の山香郷域の様子を描いた絵図や明治時代の地籍図および馬上金山などを撮影した写真資料を収載した。いずれも、山香郷域の景観を観察的に知ることができるもので重要である。

1 木下伊賀守領絵図

江戸時代の山香郷は、現在の杵築市山香町大字立石・下・山浦・吉野瀬が立石領主木下氏、それ以外は日出城主木下氏の所領であった。このうち、日出城主木下氏の所領を描いた絵図(留人蔵)が後に掲げた絵図である写真153。図中「木下伊賀守領分農後園連見郡之内絵圖高武方五千石山海田高道河并他領界色分并道法間數書付候事」とあり、右上部が欠損している。料紙は三紙を組み、法量は綱九四二〇畠横一〇二・三〇をはかる。もとは折りたたんだ状態で保管されていたといい、近年掛軸にしたという。

本図は、既に『日出町誌』(一九六八年刊行)で「日出藩古圖」として紹介されたものと同内容のものである。しかし、後述する各村の村高などに異同があること、近世山香郷域の村々の概況を知ることができることから、改めてここに紹介するものである。

この絵図の下部には、朱書きで本図の凡例が記されている。以下に、全文を翻刻しておきたい。(史料本文中の／は改行を示す)。

木下伊賀守領分農後園連見郡之内絵圖高武方五千石山海田高道／河井他領界

色分并道法間數書 付候事

一 野山ハ 但、柴木山・竹山ハ絵様二印

一 海但、岩瀬井邊ヒカタ絵様二印

一 田ハ
一 嘉八

薄烏子色

草ノしる色
コヒアサキ色
青ウス黒色
模印ス

道ハ
河ハ
角白ハ
丸白ハ

アサキ色
紫色筋
香色筋
コヒ黒色筋

葦原寺番所ハ
小笠原壹岐守領分界

家筋有
村方高付
庄屋

草平守領分界
松平守領分界

茶色筋
藤色筋
黄色筋
朱星ニ印ス

木下織殿助領分界
小笠原信濃守領分界

茶色筋
藤色筋
黄色筋
朱星ニ印ス

久留島丹波守領分界
疊後・豊前之大界

茶色筋
藤色筋
黄色筋
朱星ニ印ス

道法并物廻り六寸七里之事
一 日出ノ城ヨリ他領界目迄之道之間數所、ニ印ス

図中の記載についてみていくと、村ごとに、村名と村高、「日相所」といった耕地の状況、そして庄屋名が記される(後掲の表4参照)。道は赤色で示されており、道法などが注記されている。なお、各村ごとに代表的な寺社や堂宇も描かれている。

次に、他領との境界については、凡例にあるように、異なる城主ごとに境界線の色を変えて表現している。そして、異なる領地ごとに境界の基点となる所を明記し、道法などを記す。この他、木下伊賀守の領地の境界上にある基本となるポイントは地名が記されている(写真153では基本となるポイントの地名を示した)。また、海に関しては、岩礁の位置や入江の様子などを記している。

このようにみると、本図は木下伊賀守領の概況を描いたもので、他領との境界は詳しく述べうとする意図はあるものの、領國內部の各村の境界や土地利用などについては明確でない。そのなかで、山野に関しては凡例に「柴木山・竹山ハ絵様二印ス」とあるように柴山と竹山が書き分けられている。本図には、写真113に

示したとおり多くの文字情報があるが、このような図中の文字情報のうち、境界に関する情報について境界上のポイント以外の注記は、以下のとおりである。

—図中の註記—

- A 味噌桶崎 溝口櫻ヶ嶽迄、此茶色ノ筋、小笠原信義守領分塊
B 成水 成水ヨリ味噌桶崎迄、此香色ノ筋、松平市正領分塊
C 小手吹波 小手吹ヨリ成水迄、此茶色ノ筋、小笠原信義守領分塊
D 南北ニ有之、朱星ノ間、疊後・疊前之大堤（南の朱星がD、北の朱星は雲ヶ嶽にあり）
E ろうが谷 此往還日出城ヨリ串藤當テ松平市正領分塊ろうが谷迄三里五町
F 大石 大石・小手吹波迄、此香色ノ筋、松平市正領分塊
G 花たな 花たな・大石迄、此黄色ノ筋、久留島丹波守領分塊
H 此往還疊後ヨリ疊前へ越道、壹里拾五町武拾四間
I にたの元 にたの元、花たなまで、此ふぢ色ノ筋、松平特監領分塊
J 此往還日出城ヨリ疊貢二当り小笠原守岐守領分塊八坂村まで武里
K 穴井ヶはなより大岩迄、此紫色ノ筋小笠原守岐守領分塊
L 此往還疊後ヨリ疊前江越道 三里武拾五町
M 大岩 大岩より三本松迄、此香色ノ筋、松平市正領分塊
N 三本松 三本松ヨリ疊貢迄、此ひすみ色筋、木下織田助領分塊
O 三ツ石 此細山道日出城ヨリ支子二当り、木下織田助境三ツ石迄、武里三
P 拾三間
Q 此入江口広サ武町七反、北へ三町、東江拾町、奥へ七町干かた船不入、江口ノ左右二岩瀬出子給様二印ス
R 此はな岩瀬町出ル
S 此岩瀬町沖ニ有
T 此入江口広サ三町裏江六町

U 此岩瀬町沖ニ有
V 此入江干かた船不入

ところで、本図の作成年代に関しては、図中にも年号が記されていない。そこで、図中の記載をみると、堺を接する城主たちの名が記されている。以下で、こうした城主たちの履歴を簡単に述べておきたい。

A 小笠原守岐守・図中の東に記される。寛永九年（一六三二）～正保二年（一六四五）に杵築城主であった。

B 松平市正・図中の北東や北西に記される。正保二年に杵築城主になるが、それ以前は疊後高田に拠点があり、寛永二〇年（一六四三）に

家督を継いでいる。

C 木下織田助・図中の北に記される。日出初代城主木下疊後の子で、寛永一九年（一六四二）に延俊の遺領五〇〇石を得て、山香郷城の立石に陣屋をまえた。ただし、所領に關わる朱印状が

発行されたのは寛文四年（一六四四）のことであった。

D 小笠原信義守・図中の西に記される。寛永九年（一六三二）に中津城主となつた。

E 久留島丹波守・図中の南西に記される。慶長十七年（一六一二）に家督を継ぎ、明暦元年（一六五五）に没している。

F 松平若監・図中の南西に記される。寛永一年（一六三四）疊後國に龜川に入り、万治元年（一六五八）に府内城主となる。

こうした図中の城主の履歴などを参照すると、本図は杵築城主として小笠原守岐守の名があることから、正保二年（一六四五）以前の状況を描いたものであることがまずわかる。そして、上側は木下織田助領分の成立、松平市正の家督相続からして、寛永二〇年（一六四五）とみられる。すると、図中の情報は寛永二〇年～正保二年の情報を記したものといえるが、本図の作成契機としては、木下織田助領の成立が大きな要因と推測される。

表4 木下伊賀守領分給図に記載された村高など

村名	耕地状況	石高					庄屋名
		石	斗	升	合	夕	
八代村	日損所	179	9	0	5	9	惣左衛門
八坂村	日損がち	680	7	5	4	4	伊左衛門
八坂村	水田所	159	6	8	0	6	久太郎
大神村	日損悪所	1434	9	2	1	6	伝三郎
大神村	日損所	976	8	7	2	0	半兵衛
藤原村	水田所	1426	7	0	3	0	源左衛門
藤原村	水田がち	1296	4	9	3	5	新七
川崎村	日損所	1445	5	0	4	7	源助
仁王村	水田所	596	2	6	6	4	平右衛門
仁王村	日損所	952	7	5	4	0	又右衛門
辻間村	日損所	851	7	5	0	2	九兵衛
南畠村	日損悪所	583	0	8	7	8	治郎右衛門
南畠村	水田所	357	5	1	3	3	八郎左衛門
久木野尾村	水田惡所	1160	2	7	5	8	専右衛門○
日損村	水田がち	1575	5	8	8	0	専右衛門
人片平村	日損悪所	292	9	4	6	1	久左衛門○
広瀬村	水田所	1603	8	2	8	3	久左衛門○
小武村	日損悪所	1077	2	1	4	3	久左衛門○
倉成村	水田がち	862	6	7	9	0	久左衛門○
恒道村	水田所	1113	5	1	4	0	権兵衛○
西野原村	水田所	165	5	2	5	0	権兵衛
賀井村	水所	964	4	3	9	0	久左衛門
後川内村	日損所	644	1	8	8	7	五右衛門
後川内村	日損所	1409	7	8	6	3	九郎左衛門
鶴成村	日損所	374	3	6	6	7	権左衛門
山浦村	日損所	1733	3	4	6	0	九郎左衛門○

※庄屋名の人の名の後にある○印は、兼帯庄屋であることを示す。

ただし、このことをもって直ちに本図の作成年代が一七世纪半ばとみなすことにはできない。前述したように「日出町志」に同様の絵図があること、あるいは本図では豊後森の久留島戸波守領分である頃成が描かれ、後に久留島領分を黄色の線で囲い直していること、各村の村名を記した短冊状の区画上の上を這が通過していることなどから、寛永二〇年頃に作成された絵図の控もしくは写しとみられる。残念ながら、本図は伝来過程を知ることができず、いかなる機能を有した絵図かを明らかになしえないが、最もしくは写であるものの、一七世纪前半の木下伊

賀守領分の概況を描いた絵図として、彩色もよく残り、図中の情報も明確に知ることがができる点でも貴重である。

2 明治時代の地籍図

山香鄰域のうち、杵築市山香町立石地区に関しては、明治一七年（一八八四）に始まる「地押調査」の成果であり、現在法務局などに「田字図」や「田図」等として所在する地籍図類以前のものが伝わる。

大きく分けると二種類にわかれ、一つは明治五年の「壬申地券」で作成されたとみられる絵図（以下、壬申絵図と呼ぶ）である。いま一つは、内務省所管の地籍編成に伴つて作成された絵図（以下、地籍絵図と呼ぶ）である。

まず、壬申絵図は大分県須見郡米子瀬村・山口村・六太郎村の三村の絵図が確認され、いざれも大分県立歴史博物館が所蔵する。これらの絵図はいずれも「第一大区十小区（村地引絵図）」の表題があり、右に述べた村名は明治八年以前のものである。ことから、明治七年に始まる地租改正以前の絵図であることが確認できる。本報告書では、米子瀬村・山口村の絵図については、特に耕地地割も細かい所が多いことから、付図としてより拡大する形で掲載した。

次に、地籍絵図であるが、これらも大分県立歴史博物館の所蔵である。立石村の全村図と字裏図、凡例からなる。のうち、全村図は字名も記されていることなどから、前述した米子瀬村の地引絵図と同様に、より拡大する形で付図として掲載した。

こうした立石村の絵図群については、凡例が注目される。写真152にあるように、ここには地目」との配色や地図の縮尺などが記されている。これらをみると、官有地の記載に始まり、15の項目がたてられている。のうち、原野は林場や芝地も含んだものとされており、詳細な土地利用の様相を知ることは難しい面もある。また、駐跡・道路・字界・村界については、溝渠などの記述はあるが線の形態を示しており、神社・寺院・学校については別に記号が定められている。そして、ここでは色の配合が記述されているが、これは19世紀後半の彩色に変わると際深い記述といえよう。

ところで、ここで地目」との配色に関する記述の他に、換算表で以下のようない記述がみられる。

【資料2】

- 一 全村図ハ現地老闇ヲ以テ曲尺七厘二縮ス、即チ六千分ノーナリ
- 一 宇限圖ハ現地老闇ヲ以テ曲尺參ニ縮ス、即チ六百分ノーナリ
- 一 宇限圖ハ左記ノ分ハ大部ニ附キ現地老闇ヲ曲尺五厘二縮ス、即チ十二百

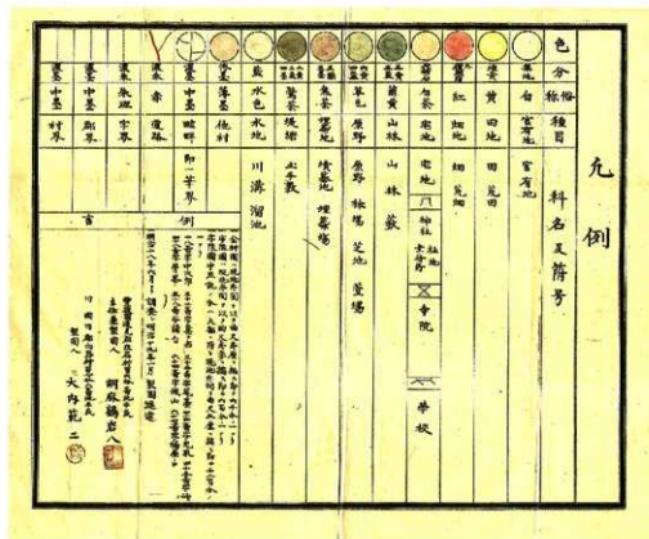


写真152 凡例

分ノナリ

十八番字中次郎

三十二番字奥ヶ岳

三十三番字尾台

四十四番字鬼取

四十五番字峰

四十八番字寺澤

五十八番字諸白

六十四番字城山

六十七番字彌屋ノ口

一 明治十八年六月ヨリ調査、明治十九年一月製図進

郵便局連見郡立石村百六拾番地 平民

主任兼製図人 胡麻鶴 岩八(印)

同西同郡向野村百七拾六番地 平民

製図人 大内範二(印)

五十八番字諸白 六十四番字城山

こうした記述から、立石村の地籍図には全村圖と字限圖があったことが改めて確認でき、調査は明治一八年（一八八五）六月から製作が始まり、翌年一月に地籍図が完成したこと、製図は胡麻鶴岩八と大内範二の二人が行ったことが知られる。

製図の中心となつた胡麻鶴岩八は、自由民權運動に参加し、立石駅鳴社といふ結社を組織した人物である。晩年には、「郵便立石史談」（一九一三出版）も著しており、自由民權運動に身を投じた胡麻鶴が、地籍図作成に携わったことは、胡麻鶴の事跡を考える上でも興味深い。

ところで、付図として紹介した全村圖には「一村限圖」「一字限圖七拾六枚添」と書面右上にあり、ここに記された字数は、現在法務省等に所管されている「旧字圖」の字数と異なる。あるいは、上で引用した「凡例」では明治一九年に一連の絵図群が完成しており、この時期は地籍調査が開始されてもない時期である。こうした点から、立石村に関する一群の絵図は前述した地籍調査とは別の契機で作成された絵図とみられる。

すると、明治一九年に完成した、一連の立石村の絵図群は、何を契機に作成されたのである。契機としてあげられる事業が、内務省による地籍編成事業である。この事業については、現在の所大分県の実施状況も詳らかでない。ただし、佐藤次郎氏によれば、内務省による地籍編成は次のような特徴があるという。

① 官民有地の土地全体に地籍を編成、それを明確に示すために作成された。

② 道路や堤防・水路の敷地などにも、改めて地番が付することを原則とした。

③ 地租改正地引給図で脱漏した所を補訂し作成した県が多い。

④ 全村圖と字限圖が作成された。

⑤ 特に、町村境は隣接村長の戸長や村民総代などの立会での丈量が強く指示された。

⑥ 地租改正地引給図で脱漏した所を補訂し作成した県が多い。

このような佐藤氏の指摘をふまえると、立石村に関する絵図群は、全村圖と字限圖が所在すること、現行の字名と異なること、全村圖には隣接する村の戸長が署判していることは、一連の地籍図が地籍編成に伴つて作成されたことを窺わせる。そして、凡例の冒頭が官有地であることは、地籍編成が官有地も含む事業であったことを意識したものとみられる。このような点から、明治一九年作成の立石村の絵図群は「地籍編成」に伴うものとみられる。

3 写真資料

ここには馬上金山に関する写真も収載した。馬上金山は、杵築市山香町大字下に所在した鉱山である（図1参照）。江戸時代から知られた鉱山であったが、地下水の湧出などにより、いわば不安定な鉱山であった。しかし、明治四三年（一九一〇）以後、成吉博愛の再開発により日本有数の金山となつた。成吉が経営にあつた大正一二年（一九一三）まで、馬上金山とその周辺の景観は写真におさめられた。また、大正一〇年に洋画家和田三造が金山の全景を詳細に表現した「阿蘇屏風」を製作している。これらの視覚資料は、一〇世紀初頭の馬上金山とともに周辺の地域景観に関する重要な歴史資料と目され、「馬上金山剥削屏風」および馬上金山古写真類をここに収載した。

馬上金山に関する古写真資料からは、多くの「情報」を得ることができるが、ここでは一〇世紀初頭の山香渓谷の景観という点について若干触れておきたい。一つは、山の景観である。写真164・165等で確認できるが、馬上金山付近の山は、草と灌木が生える景観を呈する地が少なくない。もちろん、こうした景観は馬上金山への燃料供給によるものため生まれた景観ということもできようが、馬上金山より北方の立石地区をのぞむ写真173をみると、草と灌木が生える山がみられる。

するど、こうした山の景観は一〇世紀初頭の山香那城の生活景観であったのだろう。ちなみに、写真164で画面左上の山の中腹にある集落は、山香町大字下の平原集落とみられるが、現在は写真164のように見通しがきかない。

（二点目としては、川の景観である。川の様子を知ることができる古写真は決して多くないが、写真174は過去の川の様子を知ることができる写真の一例で、これは大正五年（一九一六）に亡くなった成清博愛の葬送行列の写真で、当時の国鉄立石駅から馬上金山に向かう行列の様子を写したものである。ここには当時の立石川—山香那城を貫流する八坂川の上流域にあたる——とそこに設けられた井堰の姿を知ることができる。井堰は、石を積み上げたもので、河床はほぼ平面に近い様子がわかる。川と行列がすすむ道との高さ差はあまりないようにみられる。ちなみに、写真174の場所は、周辺の地形などから、山香町大字下の三島社付近で、井堰は河川整備で統合された下大木イゼとみられる。いずれにしても写真174は、一〇世紀初頭の川と井堰の様子を知る上で貴重である。

（櫻井成昭）

注

- (1) 「大分県史 近代篇Ⅰ」（大分県 一九八四年）でも、地籍編成事業について、ほとんど言及されていない。
- (2) 佐藤善次郎「明治時代作成の地籍図」（古今書院、一九八六年）。
- (3) 馬上金山の古写真については、「写真帖 成清鉱業株式会社」（大正一〇年）などにまとめられている。



* 図中のアルファベットは 142 頁の註記に対応する



写真 154 日出城周辺



写真 155 豊前国境付近



写真 156 南郷村周辺



写真 157 絵図中の記載



写真 158 六太郎村地引絵図



写真 159 凡例部分

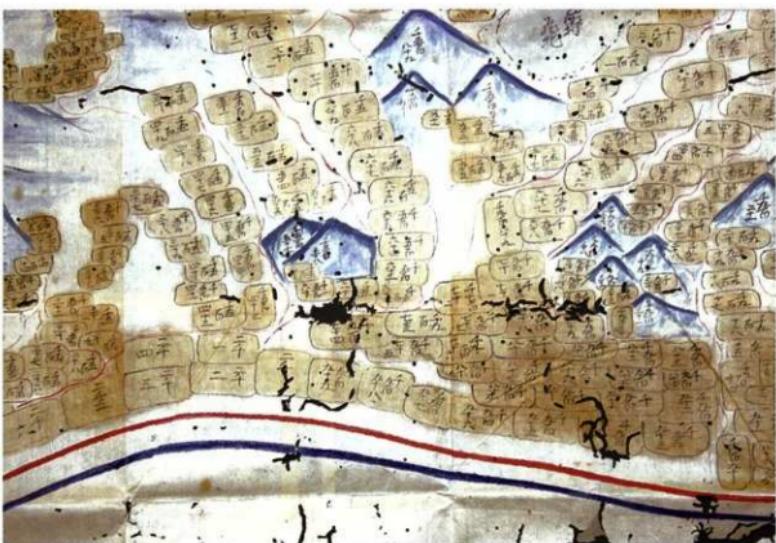


写真 160 絵図中の耕地と山

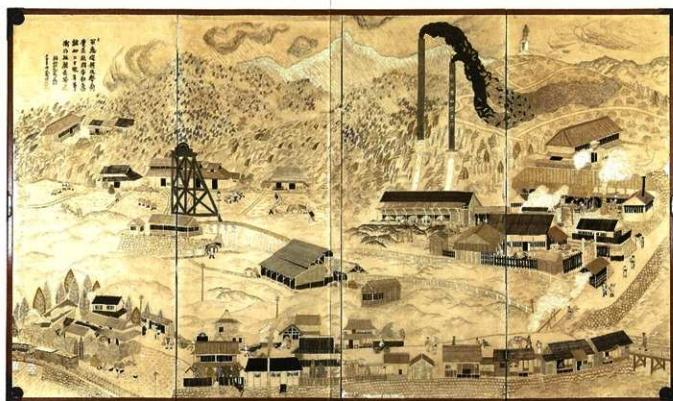


写真 161 馬上金山刺繡屏風 左隻

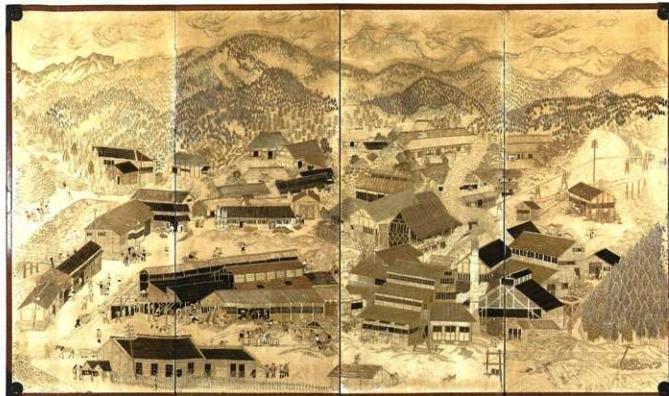


写真 162 馬上金山刺繡屏風 右隻



景全 (馬上金山)

写真 163 馬上金山全景



写真 164 馬上金山遠景



写真 165 馬上金山遠景（大正 10 年頃）

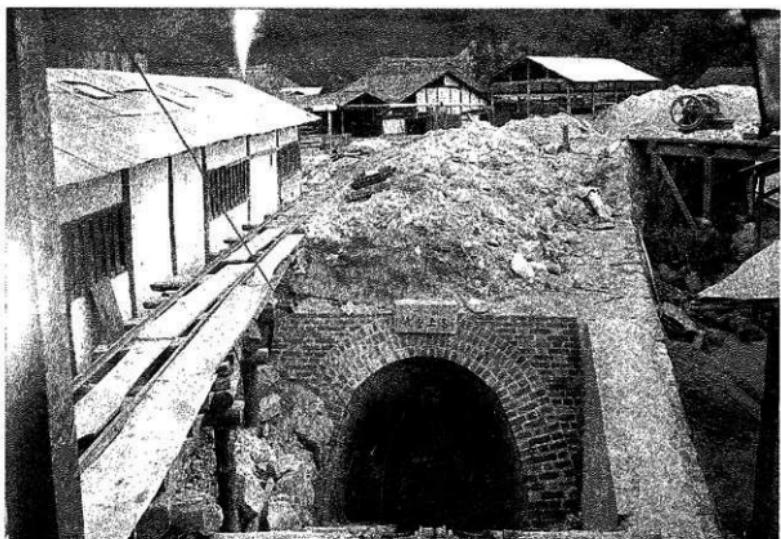


写真 166 馬上金山第1坑



写真 167 馬上金山第2坑



写真 168 馬上金山第 1 坑から巻揚機室をのぞむ

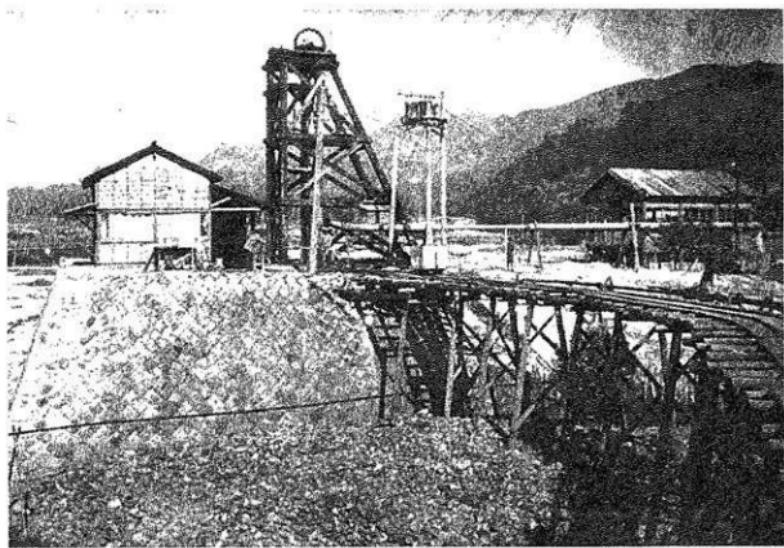


写真 169 馬上金山第 2 坑豊坑櫓



写真 170 馬上金山製鍊所

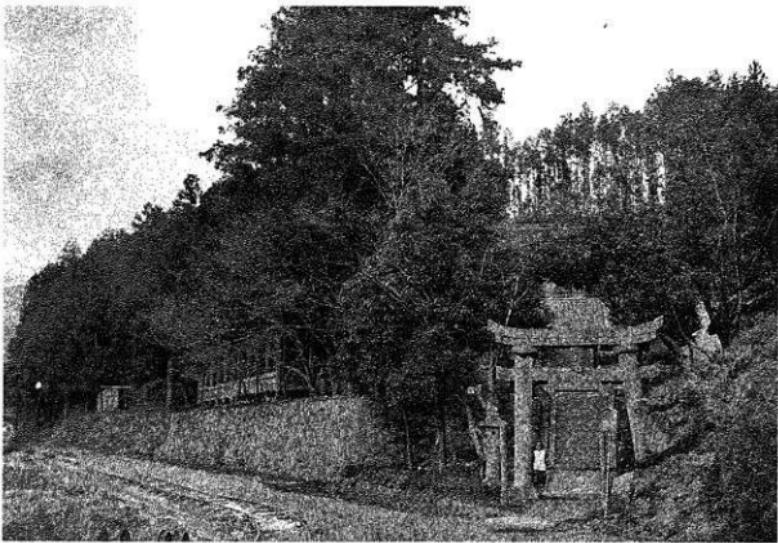


写真 171 馬上神社

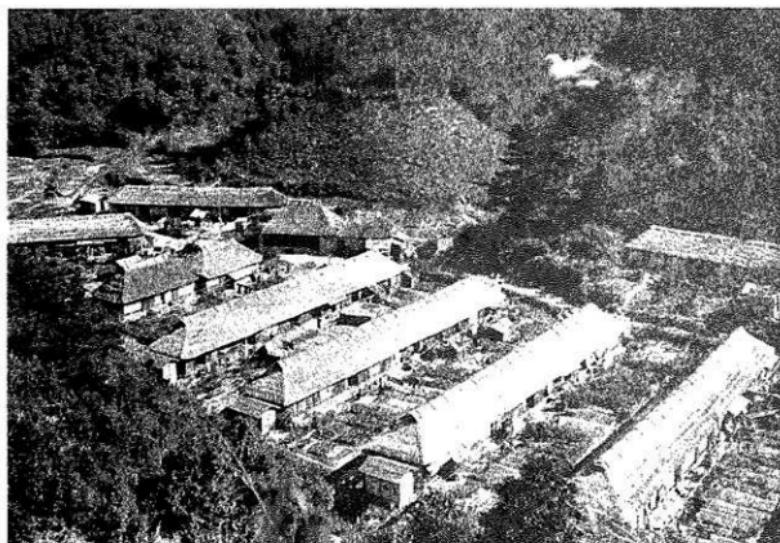


写真 172 馬上金山の社宅



写真 173 立石方面をのぞむ



写真 174 立石川と井堰

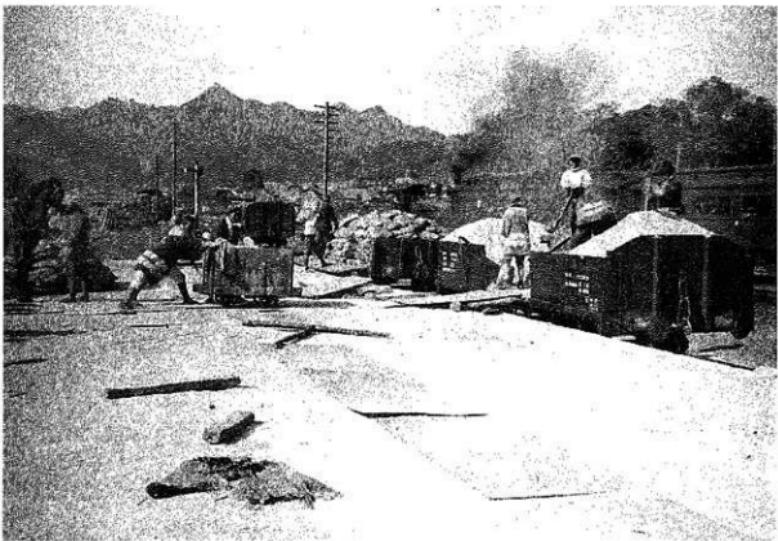


写真 175 立石駅の風景

V 地名資料

今回の調査対象地である杵築市山香町のうち、大字山浦と大字吉野瀬については、「新旧字番号对照表」と題される記録がある。現存するものは、昭和五二年（一九七七）に書写されたもので、原本は表題に明記されているが明治三三年（一八九〇）に作成された。

記録をみると、写真76にあるように新たな地番一つごとに旧字と新字が併記されている。ここから、小字統合以前は多くの旧字があったこと、現在の小字は明治時代に統合・削除された区画であることがわかる。例えば、大字山浦は一六の小字、大字吉野瀬は七つの小字から成るが、明治時代以前は実に多くの地名があった。そのまとめとくべきものが、明治一七年に始まる地押調査である。現在、各地の法務局などで所管されている「旧字園」や「旧土地台帳」と呼ばれるものが、そうした調査の成果といえる。

ただし、この地押調査において、先行する地租改正事業などでつけられた地番の付け替え、字の統合が実施された。もちろん、大分県東市安岐町大字高瀬など（大分県立歴史博物館「最後国安政地籍の調査 資料編」一〇〇三年）のように、字をほとんど統合せず、一〇〇をこえる小字からなる地もあったが、多くの地域では地押調査の際に小字統合が行われたようである。そして、一〇世紀の調査整備事業で複数の耕地が一つにまとめられることで、字の統合などがさらに行われた。

さて、この記録は地押調査時の小字統合に際して、新旧の字と地番を対照できるよう、役場で作成されたと考えられる。同様の記録は、大分県東市安岐町大字東支所旧蔵の記録類に確認できる。前述したように、この記録は書写されたものだ

が、記載内容をみると、いくつか不明な点がある。

A 地番が記載されていない場合

C 地番が記載されているものの旧字名が記載されていない場合
これらが書写段階で生じたかどうかは原本が確認できないため、以下では記載のままとし、Aについては該当する地番に渡線を付した。また、Bについては「欠番」・Cについては「記載なし」と表記し、その地番が属する小字の頭の末尾にまとめて記した。

ところで、「山香町誌」（一九八二年刊行）や渡辺登夫氏編「豊後国莊園公報史料集成四下」（一九八七年刊行）に収載された小字一覧は、地押調査後の字名ではなく以下に示す大字山浦および吉野瀬の旧字をもとにしたものとなっている。さらに、大分県杵築市山香町の他の大字についても、大字山浦と吉野瀬と同様に地番は記されていないものの、多くの字名が記されている。つまり、前掲書は小字統合以前の旧字を収載しているわけである。そして、「新旧字对照表」と同種の記録が、山香郷域では所在したとみられるが、現在は本記録以外に確認することができない。

「新旧字对照表」の収載にあたっては、旧字名とそれに該当する地番を括弧で付して、新字ごとにまとめた。また、旧字名には新字ごとに通番を付いた。この時、複数の新字にまとまる、その土地固有の旧字名も確認されたが、ここでは新字という単位をもとに、新字ごとに番号を付けることを了解いただきたい。

こうした点の他に、本報告書収載にあたっては、左記の点に留意した。
①同一の旧字名が漢字表記とカタカナ表記、漢字カナ交じりの表記と複数確認できる場合がある。この時、記録の上で最初に確認できたものを記し、後から確認されたものは「[]」でくくって併記した。

②前田や前、屋敷など、新字内部の複数の地域に所在するとみられる字については、ここでは新字ごとに一つにまとめて表記した。
③「切園」と「樹園」など、漢字表記が異なるものの、音で捉えると同一字とみなされる場合は、同一字とした。

④「小追」と「尾追」など、音で捉えると同一字とみなされるが、漢字表記が異なる場合は、ここでは別の字とした。

⑤汚損などにより、判読が難しい文字について、字数が判明する場合は□で、字数が不明な場合は「？」表現した。

⑥現在、聞き取り等で確認できた旧字名について、地番が特定できた場合は該当地番の横に、地番が特定できない場合は旧字名の所に重線を引いた。

⑦現在聞き取り等で確認できた地名で本記録にみられないもの、また名稱はあるものの地番等が異なるものは各字の末尾に①名稱(地番)という体裁でまとめて収載した。

なお、「新旧对照表」をみると、旧字名の数は、大字山浦で約100、大字吉野瀬で約45を数える。このようにみると、明治時代の小字統合によって実際に多くの地名が忘れられていくことになった。ただし、統合されることで公的な記録から失われた地名は、現在もシコナ(小字内地名)や番号などとして、地域の人々の間で用いられるものは少なくない。こうした地名の伝存は、既に知られていることであり、大字山浦と吉野瀬でも確認できる。その中で、字名の統合の様子を記した本記録は、地域の歴史にとって無形の文化財というべき地名を文字情報として伝えるものであり、さらにいえば明治時代以前の地名と現在を対比することを可能にする記録として、その歴史的重要性は大きい。

旧字	新字	番号
大字山浦	大字山浦	34
吉野瀬	吉野瀬	35
高砂	高砂	36
高砂	高砂	37
高砂	高砂	38
高砂	高砂	39
高砂	高砂	40
高砂	高砂	41
高砂	高砂	42
高砂	高砂	43
高砂	高砂	44
高砂	高砂	45
高砂	高砂	46
高砂	高砂	47
高砂	高砂	48
高砂	高砂	49
高砂	高砂	50
高砂	高砂	51
高砂	高砂	52
高砂	高砂	53
高砂	高砂	54
高砂	高砂	55
高砂	高砂	56
高砂	高砂	57
高砂	高砂	58
高砂	高砂	59
高砂	高砂	60
高砂	高砂	61
高砂	高砂	62
高砂	高砂	63
高砂	高砂	64
高砂	高砂	65
高砂	高砂	66
高砂	高砂	67
高砂	高砂	68
高砂	高砂	69
高砂	高砂	70
高砂	高砂	71
高砂	高砂	72
高砂	高砂	73
高砂	高砂	74
高砂	高砂	75
高砂	高砂	76
高砂	高砂	77
高砂	高砂	78
高砂	高砂	79
高砂	高砂	80
高砂	高砂	81
高砂	高砂	82
高砂	高砂	83
高砂	高砂	84
高砂	高砂	85
高砂	高砂	86
高砂	高砂	87
高砂	高砂	88
高砂	高砂	89
高砂	高砂	90
高砂	高砂	91
高砂	高砂	92
高砂	高砂	93
高砂	高砂	94
高砂	高砂	95
高砂	高砂	96
高砂	高砂	97
高砂	高砂	98
高砂	高砂	99
高砂	高砂	100

写真 176 山浦新旧字番号对照表

△山浦▼

1 飛松(一三八三)

- 1 高烟山(一六・八・二・一四・三五・三九・四〇・五四
・五六)、2 鮎尻(七)、3 重見(シゲミ)(一三・三六・一
八・四・一・五三・五七・六〇・六五・一六四)、4 大久保(六
六・六七)、5 重見大久保(六九・一六三)、6 重見尻(七〇
・七二)、7 原(七三・七四・七六・七八・八二・一〇七・一
〇八)、8 原重見(七五)、9 後原(七七)、10 林(八三・
八四・一〇六)、11 梅畠(八五)、12 備津(ソフヅ) (八六・
八八・九二・九三・一〇一)、13 前(八九・九四・九七・二四
・一・一五)、14 寺山(九〇・九一・九五・九八・一〇三・一
一七)、15 前山(九六)、16 サリ山(ツリ山) (九九・一
〇・一・一三)、17 屋敷ノ上(一〇〇・一〇四・一・一)、18 正徳
(一〇一・一〇五・一)、19 小追道ノ上(一〇九・一・〇・
一一九・一二一)、20 昭道ノ上(一一六)、21 小追(一・七・一
一八・一・二)、22 烟(一・二四・一・二六・一・二八・一
三四)、22 横松浦山(一・二五・一・七八・一・七九・一
二四)、23 横尾山(一・二九・一・七一・一・七六・一
一九)、24 小追ハシガサコ(一・三〇)、25 桑ノ木(一・三
一・四五・一・六八)、26 後ヶ谷(一・四六・一・四七)、27 茶子
烟(一・四八)、28 鳴水(ナルミズ) (一・四九・一・五四・一
五八)、29 イナリ(一・五五)、30 丑盛人(一・五六・一
一七〇)、33 中ノ迫(一・七一)、34 カズラケ追(一・七三・一
七)、35 篠ヶ鼻(一・八〇・一・八一)、36 屋敷(ヤシキマワリ)
(一・八三・一・九三・一・九五)、37 山ノ神(一・八四・二
一・八四)、38 橋尾(一・九四・一・九六)、39 横原
(一・九九・二・〇五・二・〇九・二・一〇・一一一・一一三)、40 岩ヶ
鼻(一・一四・二・一五・二・一〇・三・七)、41 路ノ又(一
一六・一・一七・一・三・八・二・一・三・九・一・四・一
五八・一・二六・一)、42 スカムタ(一・一八・二・一九・二
一・一・一一・一一三・二・六・三・七八・三・七九)、43 小布方(コフ方)(一
三・七七)、44 マンホヲ(一・一四・二・六・一・六・三)、45 アゲ(一
一五・二・六六・二・六八)、46 柳ケモト(一・一・七)、47 浦(一
一)、48 浦田ノ中(一・四・四)、49 山ノ中(一・四・五・三
三・四・三)、50 屋敷浦(一・四・八)、51 篠ヶ鼻(一・四
九・一・五・五)、52 流田(ナガル田)(一
六・四・一・七・二・八・三・三・二・一・三・五)、53 久保(一・六・七)、
54 ワキ(一・六・九)、55 道ノ下(一・七・〇)、56 仏ノ前(一・七・一
三・五・〇)、57 前田(一・七・一)、58 ヒロキ(一・七・三・一
七・六)、59 岸ノ下(キシノ下)(一・八・四・一
一・八・五)、60 ウラ田(一・八・六)、61 ウラハタ(一
一・八・七)、62 脇(一・九・〇)、63 屋敷ノ上山付(一
九・一)、64 飛松(一・九・一)、65 屋敷ノ脇(一・九・六・三
〇・七・三)、66 屋敷(一・九・七)、67 本家(一・九・八)、68 中(一・九・九)
69 ウエ(一・〇・〇)、70 木戸(一・〇・一)、71 向(三・〇・一)、72 前
追(一・〇・四・三・〇・五・三・〇・八・三・〇・九)、73 追(三・〇・六・三
一・〇・一・一・一)、74 屋敷(三・一・五)、75 前ノ下(三・一・六・三
一・七)、76 サキノタ(三・一・八)、77 テラ田(三・一・九・三
一・一)、78 油田(三・三・六)、79 布ノ田(三・三・七)、80 正田(三・三・八・三
〇・三・三・一)、81 長尾(一・六・五)、82 代間(三
三・三・一)、83 長焼(三・三・三・三)、84 庄田(三・三・五)、85 篠田山(三
三・六)、86 篠田(三・四・五・三・四・六・三・四・八・三
四・九・三・五・一)、87 渡ヶ口(三・五・一・三・六・一・三
六・四・一・三・七・〇・三・七・一・三・七・四・三

- 一・八・五・一・八・七・一・九・七・二・〇・七・二
一・一・一・三・九・一・三・一)、88 横原(三
三・三・一)、89 横焼(三・三・三・三)、90 庄田山(三
三・三・三)、91 篠田(三・四・五・三・四・六・三・四・八・三
四・九・三・五・一)、92 正田(三・三・八・三
〇・三・三・一)、93 長尾(一・六・五)、94 代間(三
三・三・一)、95 長焼(三・三・三・三)、96 庄田山(三
三・三・三)、97 篠田(三・四・五・三・四・六・三・四・八・三
四・九・三・五・一)、98 渡ヶ口(三・五・一・三・六・一・三
六・四・一・三・七・〇・三・七・一・三・七・四・三

八〇～三八一）、88中尾（三六一）、89堤ノ久保（三六三）、90コフカ谷山付（三七五）、91小フカタ道ノ上（三七六）

※[欠番]（一八六・一九三・二六五）

2 西谷（三八四～九〇七）

1中尾（三八四・三九五～四〇二・四〇四）、2下中尾（三八五・三八九）、3台ノ道越（三八六・三八七）、4中尾原（三八八・三九一・四八九）、5柳ヶ迫（三九〇・三九三・四一三・四一七）、6田藏ノ口（三九二）、7タイ（三九四）、8台向（四〇三）、9宮ノ島（四〇五）、10山ノ神（四〇六・四一一・四一二）、11田ノ口（四〇七～四一〇）、12塔ノ森（四一八・四一九・四二三・四二三）、13アイハレ「合ハレ」（四二〇・四二一・四二六・四二七・四三〇・四八三・四八四）、14塔ヶ迫（四二四）、15アイハレ道ノ上（四二五・四二六）、16坂口（四二一一）、17ヤケ水ヶ谷代り（四二三）、18日ヤケタ草（四二四・四二五）、19梅ノ木下（四二五）、20駒道ノ下（四二六・四二八）、21畠城（四三九）、22岸ノ下（四四〇～四四一）、23井手口（四四三）、24渡瀬（四四四）、25ミズバ田（四五五・五六一～五六四）、26鍋田（四四六～四五三）、27ナベタ山（四五四）、28鹿敷ノ上（四五五）、29南道「南ヶ迫」（四五六・五四八・六三七～六四六）、30川原田平（四五七）、31南ヶ迫鍋田（四五八）、32崖城（四五九）、33中ノ（四六〇）、34川原田【カハラ田】（四六一～四六三・四八一）、35小人浦山（四六四～四七一・五二九・五三〇・六三三）、36西（四七一・四七三）、37中（四七四・五八五）、38上屋敷（四七五・四八〇）、39上ノ段（四七六・四七九・五八七）、40小人（四八一）、41二

段田【二反田】（四八五・四九三～四九六）、42塔ノ迫（四八六・四九〇）、43塔ヶ鼻（四八七・四八八）、44二反田平（四九一・四九二）、45櫛ノ口（四九七・四九八・五〇六～五一〇）、46アイハレ上ノ平（二一四九七）、47田藏（四九九～二一五〇四）、48田藏北尾（五〇五）、49前田（五一～五三五・五二六）、50櫻原前田（五一二）、51前（五一三・五一四・五一六・五四四・五七五・五七六・五八〇）、52代ノ田「苔ノ田」（五一五・五一七・五二三）、53中茂「ナカモ」（五一八～五一二・五三六～五四三・五四五）、54小人脇（五一七・五一八・五三五）、55トフケ「幹」（五三一・五三三・六〇一・六〇六～六〇八・六二五・六三六・六三一・六三三）、56近道（五三三・五三四・五四六・五四八～五五六・五五八～五六三・五九三～五九六・六〇〇）、57シヲテ（五四四・六二七）、58道通上ノ久保（五四七）、59櫻原山（五五七）、60櫻原「エノキ原」（五七〇・五七四・五七七・五七八・五七九・五八三・五八六・五八八～五九〇）、61木戸（五七一）、62屋敷ノ上（五七二・五七三）、63前屋敷（五七八）、64前畠「前畠」（五八一・五八二・五八四）、65ハンノ木（五九二）、66カツラヶ迫（五九三）、67ムラサキ（五九七～五九九・六〇四・六〇五）、68迫（六〇一・六〇三）、69蜜噺桶「ミンオケ」（六〇九～六一三・六一八・六三四・六三五・六四七・六四八）、70駒道端（六一九・六三〇・六三六）、71尾迫「オサコ」（六四九・六五〇・六五七・六五八）、72カラネ石（六五一・六八八）、73竹ノ内（六五二・六七八～六八一）、74栗ノ木（六五三～六五六・六五九～六六一・六六五・六八二・六八四～六八六）、75百田（六六六）、76山瀬【山ノセ・ヤマセ】（六六七・六七一・六七二・六八九～六九三・六九五～七〇五）、77西（六六八）、78杉田山（六六九・六七〇～七一三）、79神田（六七三～六七六）、80山瀬神田（六七

七・81杉田竹内（六八四・六八七）、82中尾迫（六九四）、
83堂ヶ迫（七〇六・七二二・七一四）

- 1前〔マエ〕（九〇八・九五一・九五九・九七八・一〇七九）、
2木戸ヤ（九〇九）、3海老ノ毛（九一〇）、4瀧川内「タキカ
ワチ」（九一・九一二・九一八・九二一・九三三・九三四・
一三三〇・一三三三）、5葛蔵道ノ上（九一三・九一四・九一
五・九一六）、6葛上藏（九一五）、7立岩道ノ下（九二三・
九七五）、8カニケ迫（九二五・九二七・九二八）、9スイカ
谷（九二六）、10反トウ（九二九・九三〇）、11栗ノ木（九三
一・九三三）、12宮ノ下（九三三・一七一・一七二・一七
四・一七六）、13宮ノ上（九三四・一〇九四・一〇九五・一
六六・一八一・一八二）、14百田（九三五・九三七）、
15ハス烟（九三八・九五八）、16向ノ迫（九三九・九四）、17
ジンヤ（九四一）、18中スカ（九四三・九四四。九五四・九五
五）、19向山（九四五・九四九・九六三・九八五・九八七）、20
シブノ木（九五〇・九六八・九六九）、21ヤネノ子（九五一）、
22門烟（九五三）、23小二郎烟（九五六・九五七）、24ヤブノモ
ト（九六〇・九六一・一〇九二・一〇九三）、25中間〔中マ〕
〔九六一・九六五〕、26西ノ江（九六四・九八八）、27カマダ
〔九六六〕、28屋敷内（九六七）、29反通（九七〇）、30上
〔ウエ〕（九七一・一〇六一・一〇六二・一〇六八）、31マエ
田（九七一・九七四）、32ヲカタ（九七六・九九五）、33シンタ
ク（九七七）、34堂ノ前（九七九・九八一）、35堂ノ尻（九八
〇・九八九・九九二）、36薬師田（九八二）、37堂田（九八三・
九八四）、38向（九八六）、39羅敷ノ下「ヤシキノ下」（九九
〇・九九一・九九六・一〇〇五・一五四・一五八・40薬
アト（九九三）、41ヤシキノ先（九九四）、42西（九九七）、43
浦（九九八・一〇〇〇・一〇〇七）、44浦通（一〇〇二）、45夷
〔オタ〕（一〇〇一・一〇〇三）、46ヤシキノ上（一〇〇四・
一〇〇六・一一一四）、47浦山「ウラヤマ」（一〇〇八・一〇
〇）、48平（一〇一・一〇一三）、49台〔ダイ〕（一〇一四・
一〇一八・一〇一一・一〇一四・一〇二六・一三三一）、50辻畠
(一〇一九・一〇二〇・一〇二〇)、51横手（一〇三三・一〇七
八・一〇八五・一〇八六・一一五三・一一六六）、52台ノ口（一
〇三三・一〇一七・一〇一八）、53タイ（一〇二九）、ウト（
〇三三）、54ウト畠（一〇三三）、55弥次郎ヤシキ（一〇三三・
一〇三五・一〇三七・一〇四九）、56畠田「フノ田」（一〇三
四・一〇五二・一〇五五・一三三五）、57水ノ本（一〇三八・一
〇三九）、58カヤバ（一〇四〇）、59蘿子岩（一〇四一・一〇四
一）、60中ノ迫（一〇四三・一〇四八・一〇五七）、61カン子尾
(一〇五〇・一〇五一)、62柿添（一〇五六）、63京塚（一〇五
八・一〇六〇・一〇九一・一三四）、64山ワキ（一
〇六三・一〇六九・一〇七一）、65ヤシキ（一〇六四・一〇六
六・一〇六七・一〇七〇・一〇八〇・一〇八・一〇四〇・一
四一）、66谷端（一〇六五）、67ソノ（一〇七一）、68中野（一
〇七三・一〇七四）、69中園（一〇七五・一〇七六）、70道ノ下
(一〇七七)、71立平（一〇八一・一〇八四・一〇〇・一〇
一）、72神田口（一〇八七・一〇八九・一〇九一・一〇九八・
一〇九九・一三六・一四一・一一〇四・一一〇・一一〇・一一
三・一二一七）、73山苗「ヤマクビ・山クビ」（一〇八八・一
〇一・一〇四・一一七・一一八）、74山添（一〇九六・一
〇九七）、75ラサキ（一一〇七）、76板ノ本「イタノモト」（一
一一〇・一一六・一一九・一一三〇）、77榎木ケ木（一一

1) 78 ランロ (11111) , 79 ヤマノ下 (111111) , 80 古屋
 級 [古ヤシキ] (111111) , 81 ヤシキ追 (111111) , 82 タイノ本 (111111) , 83 ナントウ
 (111111) , 84 ハナシノ本 (111111) , 85 梶ノ本 (111111) , 86 平原 (111111)
 87 小松木口 (111111) , 88 松山 (111111) , 89 田ノ口 (111111) , 90 丸尾 (111111) ,
 91 小追 (111111) , 92 萩ノ本 (111111) , 93 鶴 [ツバメツル] (111111)
 94 尾追 (111111) , 95 丸山 (111111) , 96 松山道ノ上 (111111) , 97 高平 (111111)
 98 菅原道ノ下 (111111) , 99 美尾 (111111) , 100 越後 [コヨトウ] (111111)
 101 山ノ中 (111111) , 102 小ナントウ (111111) , 103 カイノ木 (111111)
 104 山ノ中 (111111) , 105 北ノ尾 (111111) , 106 北ノ追 (111111) , 107 イモシケ追
 108 前越 [アゼハコ] (111111) , 109 大内ヶ追 (111111) , 110 広見 (111111)

4 小谷 (111111~111111)

1 台 (111111) , 2 法坪 (111111) , 3 広見 (111111) , 4 清水 (111111) , 5 海老ノ毛 (111111) , 6 薩川内 (111111) , 7 大平 (111111) , 8 才二郎 [オヤジロ] (111111) , 9 泰尊寺 (111111) , 10 赤土尾 (111111) , 11 小冠 (111111) , 12 宮上 (111111) , 13 スケ田 (111111) , 14 棚木烟 (111111) , 15 小谷山 (111111) , 16 寺ノ追 (111111) , 17 市木田 [イチ木田] (111111) , 18 梶ヶ谷 (111111) , 19 古家 (111111) , 20 中スカ (111111) , 21 道ノ下 (111111) , 22 カン子ヶ追 (111111)

5 定野尾（一四九一～一四五六）

一・三八三・三八五）、23浦ノ迫（二三八二・一三八八・一三九一・一三九二）、24横高林（一三八四・一三八六）、25屋敷ノ上（一三九〇・一四三九・一四四〇）、26脇（一三九三）、27上ノ原（一三九四・一三九八・一四〇八・一四一〇）、28宮ノ下（一三九五・一三九七・一四一八・一四一九）、29宮ノ平（一三九六）、30小谷ヶ迫（一四〇九・一四一）、31谷ノ前〔谷マエ〕（一四一二・一四二三・一四三六）、32前（一四一四・一四六七～一四六九・一四七一～一四七三）、33屋敷（一四一五・一四一六）、34次助屋敷（一四一七）、35古屋敷（一四一〇・一四三三・一四八〇・一四八五）、36屋敷ノ下（一四三四）、37前田（一四三五・一四三七・一四四三・一四四四・一四四六・一四四八・一四四九）、38等ノワキ（一四五）、39堺内（一四四一）、40川原（一四五五）、41アゲノ田（一四五七・一四五六）、42小野〔ヲノ〕（一四五〇～一四五一・一四五四・一四五五）、43ミツ町（一四五三）、44平畠（一四五七～一四六〇）、45屋敷浦（一四六一・一四六二）、46迫（一四六三・一四六四）、47七ヶ町（一四六五・一四六六・一四七四・一四五五）、48山井舎（一四七〇）、49丸山（一四七七～一四七九・一四八一～一四八三）、50ツカニ烟（一四八四）、51宮ノ本（一四八八）、52内畠（一四九〇）

※欠番（一四八六・一四八七）

1 清代〔セイダイ〕（一四九一・一四九二・一五一四・一五一八・一五二〇・一五二一・一五二四）、2丸山（一四九三・一四九四・一五三一・一五三三・一五四一・一五七四）、3前

一八四二・一八四五)、43尾ノ上(一六二三)・一六一四)、
 44浦ノ上(一六二八)、45草笛田【ワサ田】(一六二九・一六三
 ○・一六五六・一六五八)、46道ノ下(一六三一・一六九二・一
 七二四)、47アブミ町(一六三三・一六三四・一六三九)、48深
 田【アカダ】(一六三五・一六三八)、49堂ノ脇(一六四〇)、
 50一ヶ町(一六四一・一六四二)、51堂ノ跡(一六四三)、52
 堂ノ上(一六四四・一六四五)、53堂ノ前(一六四六・一六四
 七)、54追越(一六四八)、55下清水(一六四九)、56上清水
 (一六五〇)、57神田(一六五一・一六五五)、58コモノモト
 (一六五一・一六五三)、59襷手ノ下(一六五四)、60桑田(一
 六五九)、61桑畑(一六六〇・一六六三)、62池ノ下(一六六
 一・一六六二)、63十王田道上(一六六四・一六七九)、64十王
 田(一六六五・一六七〇・一六七六・一六七八・一六八〇・一
 六八二・一六八四)、65清太郎(一六七
 一)、66ウツツ【ウツコ】(一六七一・一六七四・一七七七)、
 一七八〇・一七八七・一七八九)、67前(一六七五)、68荒平ノ
 上(一六八一)、69山ノ下(一六八三・一七七三)、70平原(一
 六九一・一六九三・一六九五)、71尾道(一六九四・一七〇〇・
 一七〇五・一七一二・一七二七・一七二九・一七二〇)、72屋
 敷ヶ迫【ヤシキケ迫】(一六九九・一八二〇・一八二四・一八三
 二・一八三六・一八四〇・一八四一・一八五七)、73脇田(一
 七〇六・一七〇七)、74池ノ口(一七〇八・一七一〇・一七二一・
 一七二三)・一七二八)、75健麿屋敷(一七一)、76尾身(一
 七八)、77若ヶ下(一七二九・一七三〇・一七五五・一七六八・
 一七七〇)、78道間(一七三一)・一七三四・一七三六・一七四
 七)、79外尾道(一七三五)、80長道(一七四八・一七四九)、
 81法雲(一七五〇)、82神道(一七五一)、83峰【トヲケ】(一
 七五三・一七五四)、84堂ノ迫(一七五五・一七五七)、85登ヲ

6 浦 篠(一四三七・一七三七)

1神ノ木(一四三七・一四三九・一四四七・一四五九・一四六
 ○・一四六五・一四六九・一四七一・一五三)、2下中尾(一
 四四〇・一四四一)、3丸山(一四四)、116八三・一六八四・
 117八七)、4ヤシキ【原敷】(一四四三・一五一・一七三
 一)、5堂ノマエ(一四四四・一四五五・一四五〇)、6堂ノ上
 (一四四六)、7台(一四四八・一四五五・一四五八)、8下中

尾(二四四九)、9荒煙(二四五五・二四五三・二四五四)、10
宮ノ本(二四五二)、11中尾(二四五六・二四五七)、12第畠ノ
鼻(二四六一)、13ツエノ口(二四六一)、14穴田(二四六三・
二四六四)、15蓬田(二四七〇・二四七一)、16宮ノ轄(二四七
二)、17瀧山(二四七四・二四七五・二五一三)、18穴烟(三四
七六・二四七七)、19上ノダイ(二四七八・二四八六)、20カニ
ノ毛半(二四八七)、21荒神ノ尾(二四八八)、22中ラダイ(二
四八九)、23葵庭(二四九〇)、24中ラ原(二四九一)、25神田
口(二四九二・二四九三・二五一六・二五二一・二五二五)、
26上ノダイ久保(二四九四)、27池ノ駕(二四五九・二四九六・
二四九八・二五〇〇)、28窓篠(二四九七)、29山ノ中(二五〇
一・二五〇一)、30池ノ口(二五〇三・二五〇五)、31浦篠ウラ
山(二五〇四・二五〇三・二五〇五・二五〇七・二五〇八・二
五〇八)、32ウラシノ(二五〇六・二五〇七)、33宮ノ前(二五
〇七・二五〇八・二五〇九・二五〇一・二五〇九・二五〇三・
二五〇五・二五〇九・二五〇一・二五〇三)、34瀧ノ上(二五〇九・
二五〇一)、35マツ煙(二五一四・二五〇八)、36宮添(二五
一六・二五)、37神田(二五〇三・二五三一)、38トランマエ
(二五三六・二五三八・二五四〇・二五六六・二五六六)、40宮
ノ下(二五四四・二五五四)、41ヤシキ烟(ヤシキバタ)(二
五四五・二五八一)、42瀧アチ(二五四八)、43馬場道(二四
九・二五五〇・二五六〇・二五六三)、44前田(マエ田・マエ
田)(二五五一・二五六一・二五六三)、45山ノ神
(二五五六・二五六九)、46西ノ奥(二五五九・二五六〇)、47
奥(二五六一)、48奥マエ(二五六一)、49城戸(二五六三)、
50西ノワキ(二五六四)、51西ノ向(二五六五)、52塔ノモト
(二五六六)、53猪田(二五六七)、54猪田山(二五七〇)、55

寺ノ駒(二五七一・二五七三)、56代間(二五七二)、57ヤシキ
ノ上(二五七四・二五七九)、58通正(二五七五)、59、前「マ
エ」(二五七六・二五九〇・二五九一・二六五七・二六五八)、
60園烟(二五七七・二五七八)、61片峯(二五八〇)、62西カタ
ハ子ノ先(二五八二)、63寺ヶ下(二五八三・二五八四)、64力
石(二五八五・二五八六)、65片峯前(二五八七)、66中ノ寄
(二五八八・二五八九・二五九七)、67久保田(二五九二・二
五九五・二五九六)、68桑田(二五九三・二五九四)、69三十歩
(二五九八・二五九九)、70布ノ田(二六〇〇・二六〇五・二
六〇七)、71綱手ノ下(二六〇六・二六一一・二六一四)、72原
ノ田(二六〇八)、73ヤシキ田(二六〇九)、74田井(二六
一七)、82古ノ入(二六一八・二六三九・二六三三)、83谷ノ浦
(二六三〇・二六三一)、84古占ノ(二六三三)、85今ヤシキ
(二六三四・二六三五・二六四六)、86蕃烟(二六三六)、87玉
林(二六三七)、88年ノ神(エシノカミ)(二六三八・二六三
九・二六四一・二六四二・二六四五)、89川原(二六四〇・二
六四一・二六四四)、90古藤敷(二六四七・二六五〇)、91萬成
(二六五一・二六五二・二六五九)、92倉園(二六五三・二六
五五)、93前寄(二六五六)、94瀧アチ(二六六七)、95久木原
(二六六八)、96代四郎山(二六六九・二六七四・二六七五・二
六八一・二六八二・二六九一・二六九三・二七〇〇)、97同清田
【清田】(二六七〇・二六七三)、98小峰(二六七一・二六七
二・二六七六・二六九四・二六九六・二六九八・二六九八・二
七〇一・二七〇一・二七三五・二七三六)、99代四郎(二六七
七・二六八〇・二七三四)、100妙見跡(二六八五・二六八六)、101

妙見（二六八八）、102妙見山（二六八九・二七三三）、103向ヶ迫
（二六九〇）、104反塔（二六九七）、105反戸瀬ノ下（二六九
九）、106水ヶ谷（二七〇三・二七〇五）、107石鍋（石ナベ）（二
七〇六・二七〇八・二七〇九・二七一・二七一三・二七一四、
二七一六・二七三六）、108内ヶ迫（二七〇七・二七一〇・二七一
一・二七一五・二七一七・二七一八・二七一一・二七一三）、109
大内ヶ迫（二七一九・二七一〇）、110平畠（二七一四）、111今屋
鞆（二七一五・二七一八・二七一九・二七一〇・二七三一）、112
イタケ迫（二七一七）、113上ノ木（二七三三）

①ヒガシ（二五五九）、②マエ（二五六一）

7 谷（二七三八～二九〇七）

1石鍋【石ナベ】（二七三八～二七四〇・二七四一～二七四九、
二七九一・二七九四）、2瀬戸【セト】（二七四一・二八〇
五）、3池ノ口（二七五〇・二七八九・二七九一・二七九三、
二七九五・二七九七）、4伊田ヶ迫（二七五一・二七五三・二
七九〇）、5屢數ノ上（二七五四・二七五八・二七五九）、6空
屋敷（二七五五）、7台【タイ】（二七五六・二七五七・二七
八五・二七八六・二七八八・8屢數（二七六〇・二七六九
・二七七一）、9谷（二七六一・二七六二・二七六五）、10屢數ノ
内（二七六三・二七六四・二七七一・二七八〇・二七八一）、11
前（二七六六・二七六八・二八三〇・二八三三・二八五五）、
12小園（二七七三）、13川原（二七七四・二七七五）、14屢數ノ
下（二七七六）、15野田（二七七七・二七七八・二八五一）、16
谷屋敷（二七七九）、17金蔵屋敷（二七八一）、18高照寺（二七
八三・二七九八～二八〇二・二八〇九・二八一・二八二・二八三）

二八二九・二八三六）、19屢敷ノ跡（二七八五）、20古屋敷（二
七八七）、21櫻又（二七九六）、22池ノ下（二八〇三・二八〇
四）、23後谷（二八〇六）、24後ヶ迫（二八〇七・二八〇八）、
25塔ノ本（二八一二・二八一三・二八一〇）、26トワキン（二八
一四・二八一七）、27ユズリハ（二八一五・二八一六）、28追ノ
平（二八一八・二八一九・29野田原（二八二一～二八二四・二
八三四・二八三七～二八四〇・二八四二～二八四七・二八四九
～二八五一・二八五三・二八五六・二八八六～二八八八・二八
九二～二八九九・二九〇一・二九〇二）、30平畠（二八二五）、
31平（二八三五）、32大畠（二八四一）、33野田原櫻道（二八四
九）、34前田【マエ田】（二八五四・二八六四）、35マエハタ
(二八五七・二八五八)、36谷ノ東（二八五九）、37谷ノ中（二
八六〇・二八六一）、38マエタマエ（二八六二）、39井手田（二
八六三）、40谷西（二八六五）、41西屋敷（二八六六～二八六
八）、42ホリノ田（二八六九）、43柿ノ木田（二八七〇）、44川
地（二八七一～二八七四・二八八一～二八八五・二八九〇・二
八九一）、45原ノ田（二八七五～二八七七）、46松木田（二八
七八）、47上川地（二八七九・二八八〇）、48一町（二八八
九）、49野田原クボ（二九〇〇）、50瀬ノ上（二九〇三～二九〇
五）、51七曲リ（二九〇六・二九〇七）

①シンヤ（二七七四）

8 本 築（二九〇八～三三九五）

1野田原（二九〇八～二九一一・二九一三～二九一五・三〇七
三・三〇七四・三〇七八）、2竹ノ下（二九一二・二九一七）、
3道越（二九一六・二九一八）、4ドフメン（二九一九・二九一

○、5中ノ屋敷（二九三一）、6屋敷ノ内（二九三一・二九二五・二九三三一・二九三三一）、7本家（二九三三一）、8本家屋敷（二九三四）、9ヲリ（二九三六・二九二八）、10川原（二九二九）、11西（二九三〇・二九三一・二九三四）、12端（二九三五）、13屋敷（二九三六・二九三八・二九四〇・二〇四四・三〇四七・三〇六六・三〇六七・三〇七七・三〇七九・三〇八一・三〇四三・二九三九一）、14前（二九三七・二九三八・二二・二九四九・二九五九・三〇〇四・三〇九五）、15尾形（二九四一）、16烟中（二九四一）、17屋敷田畠（二九四三・二九四四）、18木戸（二九四三一・二九四五）、19屋敷ノ脇（二九四八）、20門ノ町（二九五〇・二九五一）、21前畠（二九五一・二九五八）、22宮ノ前（二九五三一・二九五六・二九五六・二九六一・三〇〇一・三〇〇三・三〇九四）、23畠添（二九五七・二九六五）、24前田（二九六〇・三〇一四・三〇一五・三〇六一・三〇六八・三二二九・三二三一・三二四六・三二三八・三二四〇）、25ヤシキ田（二九六一）、26下（二九六一）、27下屋敷（二九六二・二九六四）、28カヨウデン（二九六三・二九七〇）、29土橋（二九七一・二九七四・二九七七）、30堀ノ内（二九七一）、31大反田（二九七三・二九七八・二九八七・二九九〇・二九九五・三二一）、32野添（アゾイ）（二九八八・二九八九・二九九一・二九九二・二九九三）、33宮ノ脇（三〇〇五・三〇〇七・三一五三・三五四）、34切山（桐山）（三〇〇六・三〇〇八・三〇一〇・三〇一九・三〇一九・三〇一九・三〇一九・三〇一九・三一四〇・三一四一・三一四七・三一五〇・三一五一・三一五五・三一五八・三一五九・三一五九・三一五七・三一五九・三一五九）、35代ノ田（三〇〇九・三〇一一・三〇四九・三〇五三）、36中須賀（仲スカ）（三〇一一・三〇一一）、37アダ（三〇一六・三〇一八・三〇一九・三〇一九・三〇一九）、38井ノ尻（三〇一〇・三〇一一・三〇一七・三〇一八・三〇一九・三〇三一・三〇四二）、39井田（三〇一六・三〇一四・三〇四一）、40本篠ノタクロ（三〇三六）、41園田（三〇三七・三〇三八）、42本篠（三〇三九・三〇四〇）、43尾ノ下（三〇三三・三〇四五）、44ダイ（三〇四五・三〇五六）、45道ノ平（三〇五四・三〇五七）、46道（三〇五八）、47四月田（三〇五九）、48塔ノ本（三〇六〇・三〇八一・三〇八七）、49中ス（三〇六一）、50ウチ（三〇六三）、51小道（三〇六九・三〇七一）、52一ツ町（三〇七一）、53屋敷田（三〇八〇・三一四一・三一四二）、54中山（三〇八八・三〇八九）、55坪ノ平（三〇九〇）、56道ノ平（三〇九一・三〇九五）、57ウタ（三一〇六）、58道ノ平（三一〇七・三一一一・三一三一・三一七）、59道ノ平辻（三一一一）、60堤ヶ口（三一一八・三一三一七・三一三〇・三一三一）、61切山屋敷（三一三八）、62西ヶ迫（三一四八・三一四九・三一六三・三一七九）、63切山辻（三一五九）、64丸山（三一六〇）、65宮ノ上（三一八四・三一八五・三一九一・三一九七）、66本篠前山（三一八七・三一八八・三一九）、67村ノ前（三一八九・三一九〇）、68勝負ヶ迫（三一九八・三一〇七）、69エボシ形（三一三一・三一三六）、70川ノ上（三一一七）、71堀田（三一一八・三一一九・三一三一・三一三七）、72チヨウゼン（三一一九・三一六七）、73芝原（三一三三・三一三三・三一九一・三一九二）、74辰ヶハナ（三一三一四・三一三一六・三一三八・三一三九・三一九五）、75馬場（三一三〇）、76等屋敷（三一三七・三一八六・三一八八）、77反鑑（三一四四・三一四六・三一七一・三一八四）、78ヤリウノ木（三一四五）、79桜ヶ渡（三一七一）、80山ノ下（三一七三・三一七五）、81石原畠（三一七六・三一七八・三一八〇・三一八一・三一八）、82石原（三一七九・三一七三）、83中須賀（仲スカ）（三〇一一・三〇一一）、84アダ（三

八二)、83 反煙山付 (三三八三)、84 本屋敷 (三三八五)、85
モトシノ浦口 (三三八九・三三九〇・三三〇一～三三一三)
三三四～三三一七)、96 古畠田 (三三九四・三三四六)、97 ウシ
口谷 (三三九六・三三九八～三三〇一・三三一四)、88 寺田 (三
二九七)、89 雜ヶハナ (三三一九・三三一五)、90 高煙山 (三三
一〇～三三三三)、91 モトシノ後谷 (三三三五)、92 日ハゲ (三
三三七)、93 氷田 (三三三八)、94 山ノ手 (三三三九～三三〇三)
五)、95 中ノ道 (三三三六～三三三九)、96 エントウケ平 (三三
四〇～三三三四)、97 イリウ、(三三三四・三三三五・三三三五
七)、98 宮原 (三三三四・三三四七～三三四九・三三三五～三
三三五)、99 下ノ曾 (三三三五)、100 ノ坪 (三三三五・三三三五
一・三三六六)、101 舎尻 (三三三五八・三三三五九・三三三七九～三
八一・三三三八八・三三三八九)、102 岩ヶ下 (三三三六～三三三六五・
三三六八～三三七五)、103 龍手 (三三三七六～三三三七八)、104 川床
山 (三三三八一～三三三八七)、105 ハキ (三三三九〇)、106 寺ノ前 (三
三三九一)、107 前畑 (三三三九)

※欠番 (三三五一・三三五六)

②ニシヤシキ (三三三三)、③マエ (三三三八)

9 川床 (三三五六～三三六九)

1 寺追 (三三九六・三三九九)、296 (三三九七・三三〇〇・三
三〇四)、3 川床山 (三三四〇～三三四一〇・三三四一～三三四三
四・三三六四～三三八四・三三九六・三三〇三・三三〇八)、4
エントウケ平 (三三四一～三三四二～三三四一～三三四三)、
5 五文目田 (三三四三)、6 鳴水 (三三四三～三三四三)、7

編田川フチ (三三三五・三三四三)、8 下山 (三三三六・三三
四一・三三四二・三三四四～三三四三)、9 堀切 (三三三七～
三三四〇)、10 堀ノ尻 (三三八五)、11 畠田 (三三八九・三三一
八・三三一〇・三三一一)、12 屋敷烟 (三三九〇・三三九一・
三三〇一・三三〇九)、13 木戸 (三三九一)、14 間道 (三三九
二)、15 西ノ駒 (三三九四・三三九五)、16 西屋敷 (三三九七・
三三九八)、17 西 (三三九九)、18 中 (三三〇〇)、19 屋敷 (三
三〇一・三三三一・三三五五・三三五八)、20 内畠 (三三五〇・
三三五〇六)、21 前 [マエ] (三三〇七・三三二七・三三五三)、
三三五三～三三五三)、22 屋敷ノ内 (三三五〇)、23 道端 (三三五
一)、24 畠田 (三三五一～三三五)七・三三五九・三三五三一、
三三五九)、25 田ノ中 [田中] (三三五一～三三五三三・三三五
五・三三五五)、26 ワキ (三三五一)、27 代ノ田 (三三五三六・三
三五三一～三三五六)、28 屋敷ノ上 [ヤンキノ上] (三三五二八～三
三五三〇・三三五四)、29 セイバ口前 (三三五六)、30 岩ヶ下 (三
三五三七・三三五三八)、31 セイバ口 (三三五三九・三三五四)、32 中
須賀山宮 (三三五四〇・三三五四一・三三五八一)、33 勝勢 [セイバ]
(三三五四七・三三五四九・三三五五)、34 伝ノ前 (三三五〇・三
三五七七)、35 伸ノ木追 (三三五六六・三三五八三～三三五八五)、36 浦
(三三五五七)、37 中スカ (三三五六〇)、38 前畑 (三三五六)・三三
一四)、39 ヤシキノ浦 (三三五六)、40 野地 (三三五六・三三五
九～三三五七一・三三六一～三三六三)、三三六三五)、41 柳木田 (三
三五六七)、42 岩ノ前 (三三五六八)、43 豊地屋敷烟 (三三七一)、
44 福田 (三三五七三～三三五七六)、45 山内ヶ追 (三三七八・三三六
〇)、46 畠 (三三五七九・三三五八〇)、47 山追 (三三八一)、48 小
田ヶ平 (三三五九二～三三六〇一・三三〇三～三三六〇九・三三六四〇
～三三六四八)、49 柳木田追ヒヤケ (三三六〇一)、50 屋敷道 (三三
二六・三三六一七)、51 竹ノ内 (三三六一八～三三六三七)、52 竹ノ内

勢場 (三六七〇~三八八三)

- 1 小田ヶ平 (三六七〇・三七〇三~三七一四・三七一〇)、2 茶園ノ辻 (三六七一・三六八一・三七〇一)、3 勝負ヶ迫 (三六七二~三六八〇・三七〇一)、4 果樹 (三六八一~三六八五)、5 勝場 [セイバ] (三六八六・三六九九・三七二一・三七二五~三七三〇・三七三一~三七三四・三七三六・三七五一~三七六五・三七六七~三七六九・三七七一~三八一六・三八二三~三八二七、三八三〇・三八三一・三八三六・三八三七・三八五三~三八五六、三八六一~三八六七・三八六九~三八七一)、6 見徳 (三六八七~三六八九)、7 見徳田 (三六九〇・三六九一)、8 ナメシ (三六九二)、9 フケロ (三六九三)、10 菅田 (三六九四~三六九六)、11 ナメリ (三六九七・三六九八)、12 櫛松 (三七〇〇)、13 カリ又 (三七一五~三七一七・三七二一)、14 尾追 (三七一八)、15 小田ヶ平小迫 (三七一九)、16 佐ノ後 (三七二三~三七二四・三七三五・三七四一)、17 善徳王後 (三七三一)、18 長追 (三七三七~三七四〇・三七四一)、19 ミニス追 (三七四三~三七四五)、20 ミナト (三七四六~三七五一・三七六六)、21 セイバ南 (三七七〇)、22 セイハル煙 (三八一七)、23 立原口

- ※欠番 (三三三九八)、記載なし (二六二一一)
- ①ナカ (三四九四)、②オダ (三五〇〇)、③ヒガシ (三五〇一)

ダイ (三六三八・三六三九)、53 ショウフケ追 (三六四九~三六五二・三六六四・三六六六~三六六九)、54 島崎子形 [エボシガタ] (三六五三~三六六三)、55 野添 (三六六五)

- 1 「 」リ (三八八四~三八八八)、2 水ヶ谷 (三八八九)、3 水ヶサコ (三八九〇)、4 平ソウ (三八九一・三八九二)、5 セイバ (三八九三)、6 蒼ノ本 (三八九五・三八九六・三八九八・三九〇一)、7 加勢川 (三八九六・三八九九・三九〇〇・三九一三~三九一八)、8 野ノ中 (三八九七・三九〇五・三九〇六・三九一〇~三九一二)、9 池ノ口 (三九〇一)、10 野ノ口 (三九〇三・三九〇四)、11 尾 (三九〇七~三九〇九・三九一一・三九一三~三九一〇)、12 向池下 (三九一九・三九三三~三九三四)、13 ウツケ川 (三九一〇)、14 尾ツケ川 (三九一一~三九一四)、15 福田 (三九一五・三九一六)、16 正田 (三九一七)、17 向 (三九一八~三九三三・三九四四・三九四六・三九五二~三九五三・四〇三〇~四〇三一・四〇三五)、18 コシノ本 (三九三五・三九三六)、19 池ノ下 (三九三七~三九四一)、20 前田 (三九三八~三九四〇・三九四一~三九四一~三九四九・四一八五)、21 前ノ烟 (三九四三・三九四五・三九四七・三九四八・三九五〇)、22 新宅 (三九四九)、23 向山 (三九五一~三九七一・三九七三~三九七八)、24 南ヶ追 (三九五四~三九四〇三四・四〇三六~四〇三八)、24 南ヶ追 (三九五四~三九五九)
- ノ切 (三八一八)、24 立原 (三八一九~三八二二)、25 里敷ノ本 (三八二八~三八二九・三八三四~三八三五・三八四〇~三八四四)、26 老ノ本 (三八三八~三八三九)、27 伝ノ前 (三八四四~三八五二)、28 浦山 (三八五七~三八六〇)、29 浦 (三八五八~三八五九)、30 杜山 (三八六九)、31 平ソウ (三八七一~三八七八)、32 南出口 (三八七五~三八七八)、33 東平 (三八七七)、34 南平ソウ (三八七九~三八八一)

五七)、25大山(三九五八)、26赤松(三九五九・三九六一)、
27奥ノカクラ(三九六二・三九六六・三九七四)、28反戸(三
九六七・三九六八)、29反田尾(三九六九・三九七一)、30茂
右衛門川内(三九七五・三九七六)、31尾崎・鼻道ノ上(三九七
七)、32尾崎・鼻道ノ下(三九七八)、33小崎ノ鼻(三九七九・
三九八一)、34源次郎田(三九八〇・三九八一)、35杉原(三九
八二)、36トラン(三九八三・三九八五)、37若ケ下(三九八六
・三九八八)、38新貝(三九八九・三九九一)、39宝玉(三九九
三・三九九六・三九九八・三九九九・四〇一〇・四〇一一・四〇
一三・四〇一五)、40東(三九九七・四〇〇〇・四〇〇一・四〇
〇四・四〇〇六・四〇〇九・四〇一四・四〇七四・四〇七五・
四一〇三・四一〇五)、41石原(四〇〇三)、42妙石(四〇〇
七・四〇〇八)、43茅ノ木(四〇一一・四〇三九・四〇四一・四
〇九七・四〇九九・四一〇三・四一〇七)、44谷(四〇一六・四
〇一七・四〇三〇・四〇五八・四〇六〇)、45下次郎田(四〇一
八・四〇一九)、46宮ノ下(四〇一一・四〇三三・四〇六七・四
〇六九)、47ワサ田(四〇一二)、48宮ノ向(四〇一一・四〇一
七)、49田子(四〇四三)、50前平(四〇四五・四〇四六・四
〇四九・四〇九一・四〇九三・四一・四一・四一・四一)、51平(四
〇四七・四〇四八・四〇五〇・四〇五二・四〇五三・四〇五六・
四〇九一・四〇九四・四〇九五)、52久保田(四〇五一)、53坂
井(シラ井)(四〇五四・四〇五五・四〇八五・四
〇八六)、54宮ノ勝(四〇六一・四〇六五・四〇六六・四一三
一)、55井田(イダ)(四〇六一・四〇八〇・四〇一〇)、56宮
ノ上(四〇六三・四〇七一・四〇七三・四〇七七・四〇七九・四
〇八一・四〇八三)、57宮ノ通り(四〇六四)、58ツツサ烟(四
〇七六)、59イダノ上(四〇八一)、60田之上(四〇八四)、61
ツカ烟(四〇八七・四一〇五)、62前畠(四〇八八・四一〇・

※記載なし(三八八三)

四一三五・四一三六・四一八二・四一八四)、63前畠(四〇八
九)、64道端(四〇九〇)、65前(四〇九六・四一〇四・四一
七・四一三八・四一四〇・四一四一・四一五一・四一五四・四一
五五・四一五七・四一五八・四一六〇・四一六一・四一六七・
四一六九・四一八八・四二〇四)、66ダイノキ(四〇九八)、
67前通駒(四一〇六・四一〇八)、68四辻(四一〇九・四一
四)、69道ノ下(四一五・四一四七)、70前ノ久保「マエノク
ホ」(四一六・四一八・四一九・四一二一・四一四四・四
一四六)、71向通端(四一二三・四一二三)、72向道ノ上(四一
二四・四一二五)、73向田チ(四一二六・四一二八)、74久保
(四一二九)、75ツツミ(四一三〇)、76下山前(四一三一)、
77ミヤノ道(四一三三・四一三四)、78中石川ノ前(四一四一・
四一四三)、79追(四一四八)、80前ブチ(四一四九)、81曾(四
一五〇)、82勝畠(四一五二・四一五三・四一七六・四一
七七・四一九三・四一九四)、83桜園(四一五六・四一七五)、
84山ノ中(四一六一・四一六六・四一六八)、85マエワキ(四一
七〇)、86屋敷上(ヤシキノ上)(四一七一・四一七八・四一七
九・四一九六・四二〇〇・四二一一・四二一七・四二一九・四
二二一・四二二三)、87ヤシキノ船(四一七一)、88ハカノワキ
(四一七三)、89松園(四一七四)、90新原敷(四一八〇・四一
九五)、91屋敷ノ前(四一八一)、92太郎屋敷(四一八六・四
一八七)、93柳園(柳園)(四一九二・四一九〇・四一九〇)、
94ワキ(四一〇三)、95井田ヶ追(四一〇六・四一〇七・四一
〇九)、96東ノ台(四一〇)、97道ノ上(四一三)、98出口
(四一三四)、99上ノ山(四一六)、100東ノ平(四一三〇)

一上ノ山(西三二四・西三五五・西三五三・西三五七)、2屋敷
ノ上[ヤシキノ上](西三二五・西三五五・西三五四・西三五
八・西三六六・西三六七・西三七八・西三六一・西三六四・西
三八)、3木ネユキ(西三二六)、4岡(西三二七)、5マキソ
ノ(西三二八)、6ヤシキノ通り[ヤシキノマワリ](西三二九
九・西三三〇)、7山ヤシキ(西三三〇)、8中石河野(西三三
一・西三三二)、9山ヤシキ(西三三〇)、10塔ヤシキ
(西三三六・西三三七)、10古ヤシキ(西三三八・西三一・西
三四〇)、11浦[マエ] (西三三一・西三三四・西三七一・西三
七一)、12山ヤシキ(西三三〇)、13山ヤシキ(西三三五・西
三五七)、14山ヤシキ(西三三五・西三五九・西三五四・
西三五七・西三五八・西三五九・西三五〇・西三四五・
西三五七・西三七〇・西三七一・西三七二・西三七三・西
シキノウラ(西三四五・西三四六)、15山ヤシキ(西三三八・西
三四八)、16山ヤシキ(西三三九)、17山ヤシキ(西三三九)
越(西三五五・西三五六・西三五九・西三六一・西三八三・西
三八四)、17脇[ワキ] (西三六〇・西三六一・西三六五・西
三五・西三五六)、18池ノ尻(西三六三)、19立山(西三六四・
西三七九・西三八一)、20新ヤシキ(西三六六)、21杉原(西三
六九・西三七〇・西三七三)、22中(西三七五)、23東(西三
六)、24ミヤノモト[ミヤノ木] (西三七七・西三五七・西三
四八)、25井田ヶ迫(西三八一)、26宮ノ口(西二八五・西二
七・西三五・西三二七)、27大久保(西二八八・西二九一・
西二九三)、28大村(西二八九)、29一部(西二九〇)、30庚
床(西二九四・西二九五)、31柳原(西二九六・西三〇)、32
石タタミ(西三〇一・西三〇四・西三一)、33仙太郎(西三
〇一)、34折立(西三一三・西三一四)、35倉谷久保
(西三一五・西三一六・西三九八)、36食谷(西三一七・西三
一・西三三五・西三三四・西三三七・西三四三・西三四四・西
三六〇・西三四三・西三四五・西三四六・西三四七)、37前堂
井ノ尻(西三三八)、40浦[裏] (西三三九・西三四〇・西三五
八)、41裏ノ田(西三三四)、42浦山(西三三五・西
三四七・西三四九・西三五〇・西三五一一・西三五四・西
三五七)、43山ノ中(西三三六)、44浦烟(西三五九・西三六
一・西三六三・西三六五)、45墓尾(西三六〇)、46本家(西三
六六)、47下(西三六七)、48西(西三六八)、49ニタ(西三七
〇・西三七一)、50山ノ中(西三七四・西三七六・西三七八・西三八一)、
50煙(西三七一・西三七二)、51道端[道ハタ] (西三七七・西
三七一)、52セントンノ木(西三八三)、53塔ノ下(西三八四・
西三八五・西三五九・西三九)、54塔ノ尾(西三八六・西
三三一・西三二五)、55笠松山(西三八八・西三八九)、56シリタ
(西三九〇・西三九一)、57西清(西三九一・西三九四)、58尾
久保(西四〇〇・西四〇一)、59石川野平(西四〇一・西四〇
五)、60石河野(西四〇六)、61才東(西四〇七)、62ムクロウ
ジ(西四〇八・西四〇九)、63小道(西四〇九・西四一)、64塔ノ後(西四一三一
一)、65山(西四〇九・西四一)、66千田平(西四一九・西四一)、66
ムナヅリ(西二六・西二八・西三〇・西四七五・西四七七
(西四八一・西四八二・西四八五・西四八九)、67ウド煙(西四
一九)、68向(西四二一・西四三一・西四五五)、69田瀬(西四
三三・西四七三・西四七四・西四九一・西五〇六・西五〇八)、
70西ヶ迫(西三四四・西四四四)、71クギハタ(西四四〇・西
四一)、72藍煙(西四四二)、73柿煙(西四四三)、74葉煙(西
四四七・西四四八)、75掌ノ前(西四四九・西四七一)、76前田
(西四五二・西四五三・西四五五・西四五六・西四五八・西四
六〇・西四六三・西四六五・西四六八)、77前堂ノ下(西四五

九)、78懸崖敷(四四六一)、79石河野前(四四六一)、80前久保(四四六九)、81屋敷(四四六四)、82平(西四七六・四五〇・四五〇・五)、83原(四四八一・四五七七・四五八〇・四五八一・四五八四)、84平内知(四四八六・四五八八)、85屋敷端(四四九〇)、86屋敷烟(四四九一)、87屋敷田(ヤシキ田)

(四四九三・四四九四・四五一〇・四五二一)、88屋シキ(四五九五・四四九六)、89出口(四四九七・四五〇三・四五三三・四

五三四・四五三五・四五三六・四五四一・四五八一)、90石河野向(四五〇七)、91ドウタ(四五〇九)、92中畑(四五一四・四五一五)、93曾ノ上(四五一七・四五一九・四五二八)、94前畑(四五一八)、95宮ノワキ(四五二〇・四五二一)、96前田フチ(四五二一)、97一本木(四五二四・四五二六)、98カツラ廻(四五二九・四五三一)、99池ノ下(四五三三・四五三八・四五三九・四五四〇・四五六一・四五六五・四五七二)、100葉山(四五四一・四五四五・四五五六・四五五二・四五五三・四五五八・四五六〇・四五六一・四五六四)、101萬ノ前(四五三三・四五四四)、102ツツミ(四五五五)、103向田フチ(四五五七)、104セイバ(四五六三・四五六六・四五六九)、105曾ノ本(四五五六・四五六七)、106池ノ口(四五七〇・四五〇九)、107中ノ田(四五七一・四五七五・四五七六)、108忠田(四五七三・四五七四・四五七八・四五七九)、109下り道(四五八五・四五八七・四五八九)、110原ノ上(四五八六)、111屋敷路(四五八九)、112木若窓跡(四五六三)、114屋敷(四五七九)、15ワラビノダイ(四五八一・四五八二)、16松ヶ鼻(四五八五・四五八六)、17ケノ口(四五八九)、18水ケイ「」(四五九〇)、19前(四五九一・四五九七)、20見徳(四五九一・四五七〇・四五七一)、21見徳前(四五九三・四五九八・四五九九)、22ソト(四五九四・四五九六)、23見徳ノ裏(四五七〇)

①アガタ(四一四五)、②ヒガシ(四一六五)、③マエ(四一六七)、④オク(四一六七)、⑤ンラ(四一六八)、⑥ニシ(四一六八)、⑦ニシンウエ(四三六九)、⑧イケシタ(四五三九)、⑨テグチ(四二五)、⑩イケンクチ(四五六九)

13 砲野(四六一四～四七〇三)

1伊田ヶ追(四六一四・四六一五)、2屋敷通り(四六一六)、3屋敷ノ前(四六一七・四六三八)、4ハカ郷ノ下(四六一八・四六一九)、5ワラビノ【ワラビ】(四六三〇・四六一四・四六四四・四六四五・四六五九・四六六一・四六六四～四六七二・四六七五)、6ハカ郷(四六三一)、7ワラビノ【ワラビ尾】(四六三三・四六三三・四六三四・四六三六・四六三七・四六四二)、8屋敷浦(四六三五)、9内屋敷(四六三九・四六四〇)、10井ノ久保(四六四三・四六四六～四六五〇・四六五一～四六五八・四六八四・四六八七・四六八八・四七〇三)、11堂ノ下(四六五二)、12台【ダイ】(四六六〇・四六六一・四六七三・四六七四・四六七五・四六七六)、13窓跡(四五六三)、14屋敷(四五七九)、15ワラビノダイ(四五八一・四五八二)、16松ヶ鼻(四五八五・四五八六)、17ケノ口(四五八九)、18水ケイ「」(四五九〇)、19前(四五九一・四五九七)、20見徳(四五九一・四五七〇・四五七一)、21見徳前(四五九三・四五九八・四五九九)、22ソト(四五九四・四五九六)、23見徳ノ裏(四五七〇)

六一五・四六一七)、116〔 〕作り(四六一八・四六三三)

※記載なし(四二九九)

14 那留(四七〇四～四八七七)

1五十歩(四七〇四～四七一六・四八五九)、2屋根道(四七

- 一七・四七一八・四七二五・四七二七・四七三〇・四七四七)、
 3カソノヲ(四七一九・四七一四・四七三一・四七三五)、4木
 ウタ平(四七一八・四七二九・四八四八)、5星數ノ上(四七三
 二・四七五七・四八一五・四八四三・四八四七)、6前(四七
 三三・四七三四・四七三九・四七四〇・四七四五・四七四六・
 四七四九・四七六〇・四八二八・四八二九)、7山畠(四七三
 六・四七三七・四七四一・四七四四)、8前ノ追(四七三八・四
 七五八・四七五九)、9前田(四七四九)、10原根ノ内(四七五
 ○)、11シイケン(四七五一・四七五四)、12原敷(四七五六・
 四八一三)、13原根ノ上(四七六一)、14寺ノ追(四七六二)、
 15ナル山「ナルヤマ」(四七六三・四七六六・四七七三・四七
 七・四七八一・四七九七・四八〇一・四八三五・四八五〇)、
 16石ナベ(四七六七)、17水ヶ谷(四七六八・四七七一・四七
 八・四七八一・四七八七)、18小鶴道下(四七七九)、19ナル池
 (四七八〇・四八一二)、20ヨコサコ(四七七八・四七九〇・四
 七九二・四七九五・四八〇八・四八〇九)、21袖田(四七九一・
 四七九三・四八〇四)、22古ミトウ(四七九四・四七九六・四八
 ○二・四八〇三・四八〇五・四八〇七・四八二三)、23池シリ
 (四八一〇・四八一一・四八一四)、24カジヤシキ(四八一六・
 四八一九)、25星數ノ下(四八一七・四八四一)、26谷川(四八
 一八・四八二〇・四八二二)、27宮ノ上(四八二三)、28宮ノ跡
 (四八二四)、29袖田(四八二五)、30宮ノ前(四八二六)、31
 四ツ町(四八二七)、32ツツ(四八三〇・四八三一)、33ホリ田
 (四八三三)、34星數ノ内(四八三三・四八三七)、35原敷通り
 (四八三四)、36星數跡(四八三六)、37星數ノ前(四八四〇・
 四八四一)、38サキ星數(四八四九)、39ウラ(四八五一)、40
 井田(四八五二・四八五八)、41宮ノ本(四八六〇)、42長所
 (四八六一・四八六三・四八六五・四八六六・四八六八・四八
 六九)、43井手口(四八六二)、44ムダ(四八六四・四八七〇・
 四八七一)、45新貝山(四八六七)、46松ノ木田(四八七二・
 四八七三・四八七五)、47藤ノ口(四八七四)、48川潤(四八七
 六)、49大内添(四八七七)

 ※欠番(四八二八)、記載なし(四八二九)
-
- ①ソラ(四七五三)、②ヒガシ(四八一九)、③マエ(四八四
 一七)、長田(四八七八・五一・一七)
- 1セイノ木(四八七八・四八七九・四八八一・四八八二)、2ヒ
 エタ(四八八〇)、3中ソリ(四八八三・四八八四・四八八六・
 四八九〇・四八九五・四九〇三・四九〇七)、4口ノ坪(四八
 八五)、5長田尾(四八八七・四八八九・四九〇九・四九一
 一・四九一三・四九一五・四九二二)、6宮ノ前(四八九六・四
 八九七)、7コモケ森(四八九八)、8正田(四八九九)、9
 大内添(四九〇〇)、10道越(四九〇一・四九〇二・四九一四・
 四九二二・四九三三)、11右門(四九〇八・四九一〇)、12堂ノ
 前(四九三四・四九二八)、13ワサダ(四九二九・四九三一・四
 九三四)、14代ノ田(四九三三・四九三三・四九三五)、15ツカ
 田(四九三六・四九三七)、16ソノ田(四九三八)、17芋尾(四
 九三九)、18ヤシキ煙(四九四〇)、19東福寺(四九四一・四九
 四三)、20寺ヤシキ(四九四四)、21寺前(四九四五)、22ヤシ
 キ(四九四六・四九七四・四九九〇)、23前田「マエ田」(四九
 四七・四九六一・四九六三・四九六五・四九六八・四九九九・五
 〇〇六)、24トフノモト(四九四八・四九五二)、25井ノ尻「イ

- ノ風 (四九四九・四九五〇・四九五二)、26八郎五郎 (四九五
三・四九五四)、27八反ヶ平 (四九五五・四九五六・四九四
四九九五) 28前 [マエ] (四九五七・四九六四・四九六六・五〇
六二)、29ダズノ木 (四九五八・四九五九)、30井手口 (四九六
〇)、31下前田 (四九六九・四九七〇・五〇五五・五〇五九)
五〇六一)、32上新貝 (四九七一)、33新貝 (四九七二・四九七
三・四九七八・四九八二・四九八五・四九八九・四九九二)、34
ダイ (四九七五・四九八一・四九八六・四九八八)、35浦山 (四
九七六・四九七七・五〇三七)、36屋敷ノ下 [ヤシキノ下] (四
九七九・五〇一九・五〇四五)、37下新貝 (四九八〇)、38ダイ
畑 (四九八七)、39水ヶノ下 (四九九二)、40ヤシキノ上 (四九
九三・五〇三九・五〇四一・五〇四七・五〇四九・五〇五一・
五〇五二)、41前畑 (四九九七)、42追下 (四九九八)、43川ア
チ (五〇〇〇)、44前道ノ下 (五〇〇一)、45ヒサギノ本 (五
〇〇一)、46ヒツツ町 (五〇〇三)、47神田 (五〇〇四)、48土
橋 (五〇〇五・五〇二四・五〇二五)、49田上 (五〇〇七)、50
長ヶ所 (五〇〇八・五〇一〇・五〇一五)、51長所ノ上 (五〇一
一)、52宮ノ道 (五〇一一・五〇一二)、53宮ノ脇 (五〇一四・
五〇一六)、54新貝山 (五〇一七・五〇一九・五〇八〇・五〇八
三)、55宮原 (五〇一〇・五〇二一・五〇二三)、56大法 (五〇
一一・五〇二七・五〇三〇・五〇三六・五〇四一・五〇四四・
五〇四六)、57柳ヶ迫 (五〇二六)、58堂ノ下 (五〇二八)、59
浦 (五〇三八・五〇七一)、60屋敷迫 (五〇五〇・五〇六九・五
〇七〇)、61長田 (五〇五三・五〇五四・五〇五八・五〇六三・
五〇六七)、62上前田 (五〇五六)、63カド口 (五〇五七)、64
岩ノ上 (五〇六八)、65轟ノ口 (五〇七一・五〇七九・五〇八四
・五〇八八・五一〇〇・五一〇六)、66丸山 (五〇八九・五〇九
一)、67タヲ (五〇九一・五〇九四)、68手打畑 (五〇九五・五
〇九九)、69カネツキ (五〇一〇七・五一〇九)、70カイモト (五
一〇・五一一)、71丁バ (五一二一・五一一四)、72藤山
(五一五・五一六・五一八)、73一ノ谷 (五一一七)

一一三・五二三二四)、36中ノ追(五二二五・五二三三五・五二五
三)、37ジゾウノマエ(五二三九)、38中スカ(五二四〇・五二四
一・五二四三・五二七一)、39地蔵ノ松(五二四一)、40ツエサ
キ(五二四五)、41スキノ久保(五二四六・五二四九)、42杉ケ
久保平(五二五〇・五二五一)、43大瀬(五二五一・五二五四・
五二五五・五二五八)、44ツエサ(五二六〇・五二六一・五二六四)、44フル
ヤシキ(五二六一・五二六三・五二六五・五二八七)、45ベット
ウ追(五二六七・五二七八・五二八三)、46ハカノ尾(五二七
九)、47ハカノ上(五二八〇)、48ハカノ尾(五二八一)、49町
場「丁バ」(五二八一・五二八四)、49前「マエ」(五二八五・
五二三六)、50前道ノ下(五二八六)、51前烟尻(五二八八・五
二八九)、52丁場上(五二九〇)、53カネ堀(五二九一)、54丁
場ワキ(五二九一)、55丁場井手口(五二九二)、56丁場サナ口
(五二九四)、57道ノ下(五二九五)、58蔓ノ原道ノ上(五二九
六)、59長追(五二九七・五三〇九・五三一七)、60前田「マエ
田」(五二九八・五三三四・五三三一・五三四〇)、61向(五
二九九)、62池尻(五三〇〇)、63大久保(五三〇一・五三〇
六)、64長追ノ下(五三〇七)、65長追ノシリ(五三〇八)、66
源七屋敷(五三一八)、67長追平(五二一九)、68出川田(五
三一〇)、69早内(五三二一・五三二二)、70下ノ久保(五三
二五・五三二八・五三三〇)、71ヤシキノ下(五三二六・五三
四一)、72屋ヶ追(五三三一)、73前ノ向(五三三三・五三三
五)、74屋敷ノ追(五三三七・五三三九)、75上履ノ下(五三四
一)、76木ノ子「キノコ」(五三三四・五三四六・五三四七・五
三四九)、77小追(五三四五・五三五一・五三五二)、78屋敷前
(五三四八)、79ツエノ下(五三五〇)、80サガラ(五三五四・
五三五九)、81山伏屋敷(五三五五・五三五七)、82市場ヶ追
(五三六〇・五三六一)、83池ノ谷(五三六二・五三六六・五三

六八・五三六九)、84米原(五三六七)、85吉原道ノ下(五三七
〇)、86池ノ口(五三七一)

①マルヤマ(五一六一)、②ヤマシタ(五一八四ノ一)、③サコ
ダ(五一八)、④ココザコ(五一二九)

1 山中（一〇〇八）

1 境ノ久保（一〇三）、2木ノ子（四）、3出川内（五・一四・一七・一九・二一・二四・二八）、4前田ノ尻（六・七・一〇・一一・一六・一八・二五・二七・二九）、5屋敷ノ向（八・九・一三・一五）、6ラク（一一）、7山川内ヶ迫（一三）、8山中（一六・五九・一二七・一四一・一四四・一五二・一六一）、9志賀ヶ迫（二〇）、10元屋敷（二一）、11小池（一一・三三）、12後ヶ迫（二二・三七）、13吉原（三八・三九）、14山中向平（四〇・四一・四四・四六）、15宮ノ上（四三）、16神田（四七）、17上田（四八・四九・五二）、18道ノ下（五〇・五三・五四・一〇一・一〇六・一〇七）、19堀田（五一・一〇五）、20中松ホリ（五五・五八）、21焼川ノ【ヤケ川野】（六〇・六一・六八・七〇・七六・八五）、22駄達（六二・六三・八九・九〇）、23高畑（六四・六六・六七・六九）、24馬ノホネ（七七・八〇）、25茅場（八一・八四・八六・九一・一〇〇・一〇一・一〇四）、26屋倉（八七・八八）、27国方ノ木（九一・九四・九六・九九）、28スゲン登（九五）、29タヌギ山（一〇八・一一〇・一二一・一四）、30桶畠（一一・一三一・一五・一六・一九・一三）、31浦山（一二八・一三四・一三六・一三九・一四〇）、32下ヶ迫（一三〇・一三〇・一三七・一三八）、33屋根ノ元（一二一）、34内畠（一四三・一四六・一六〇・一六五）、35下古ヤシキ（一四五）、36前田（一四七）、37神田（一四八）、38神田畠（一四九・一五〇）、39十反（一五・一五三・一五四・一六四）、40浅田（一五五・一五七・一六八・一六九）、41屋敷ノ上（一五八・一五九）、42山ノ田（一六一・一六三）、43古屋敷（一六四六・一六七）、44竹ヶ迫（一七〇・一七六・一七八・一

2 荒平（一〇九・四五七）

1ホリ田（一〇九・一一〇）、2ノボリ尾（一一・一・一一四）、3道庄（一一五・一一四）、4ラノハナ（一一五・一一八・一一〇）、5宮ノ上（一一九・一一一・一一四・一一四七・一一五四・一一一・一一六・一一一・一一三・一一四〇・一一四・一一六・一一八）、6ラノハナ（一一五・一一八・一一三・一一四六・一一七・一一七三）、6タン正寺（一一三）、7大原（一一三・一一四・一一七・一一八）、8ヒ王田（一一五・一一六・一一四・一一四五・九葉平ノ尾（一一三・一一四〇）、10堂ノ前（一一四・一一六・一一八）、11中ノ迫（一一八・一一五）、12中ノ坂（一一五・一一五）、13尚山（一一五・一一五）、14道ノ下（一一五・一一六・一一六・一一五・一一五・一一四）、15前田（一一一・一一四〇）、16南（一一三・一一六・一一四）、17前堂（一一六・一一九）、18荒平（アラベキ）（一一七〇・一一七・一一八・一一九・一一九・一一九・一一〇・一一九・一一九）、19前（一一七）、20前畠（一一七・一一七）、21向平（一一八・一一九）、22宮ノ下（一一九・一一〇・一一〇・一一五・一一六）、23マツヲキリ（一一九・一一〇・一一〇・一一五・一一六）、24ヤシキノ上（一一九・一一九・一一九・一一九）、25奥ノヤシキ

畑 (二九九・三〇〇)、26山ノ下 (三〇一・三〇〇)、31
 三四・三三八)、27神田向 (三〇八・三〇九)、28宮ノ迫 (三一
 七・三一)、29上ノ迫 (三一四)、30宮添 [ミヤソイ] (三一
 七・三一)、31上ノ段 (三一
 二八)、32丸畠 (三一)、33ヤグラ (三一九・三四一)、34坂
 ノ下 (三四五)、35坂口 (三四九・三五〇)、36古道 (三五一・
 三五二)、37ノチガ迫 [野地ヶ迫] (三五七・三七六)、38尾平
 地 (三五九・三六一)、39坂ノ口 (三六三)、40中ノキレ (三六
 四・三六六)、41尻平 (三六七)、42百松 (三六八・三七一)、
 43樺蔵仕立 (三七四・三七七)、44百松ヶ迫 (三七五)、45太兵
 衛仕立 (三七八・三八〇)、46新浦 (三八一~三八三・三八六・
 三八八・四一三)、47泰山 (三八四)、48高尾 (三八五・四一
 四・四一七・四二八・四二九・四三一~四三四・四三七~四四
 一・四四六・四四七・四四九・四五五)、49カシネツ (三八七・
 四一〇)、50横道ノ下 (三八九・三九一・三九五)、51井田 (三
 九六)、52古曽城 (三九八)、ヤ53シキ煙 (三九九・四〇〇)、
 54ラヒラ [尾平] (四〇一~四〇九・四一~四一一)、55尾平
 向 (四一八~四二〇)、56ヒエ煙 (四二一)、57尾平向烟 (四二
 二~四二四)、58ウド (四二五~四二七・四二〇)、59カヤノキ
 (四三五・四三六)、60シダキバ (四二一・四四四)、61ラノハ
 ナ (四四三・四四五)、62ウソノ石 (四四八・四五〇~四五四・
 四五六・四五七)

六五・四六七・四七七・四七九・五六九・五七〇)、5コムウ
 リ (四七二・四八二・四八三・四九二)、6宮ノ下 (四七三・
 四七四・四七六)、7下太郎 (四八〇)、8神田向 (四八一・
 四八六)、9宮ノ上 (四八四)、10太郎別当 (四八五・四九一・
 四九六)、11トウセ平 (四八七・四八八・五一〇~五二・五一
 五・五一六・五二九・五二六)、12トウセキ (四八九)、13下太郎田 (四九〇)、14八郎田
 (四九三・四九四)、15ビヤミズ (四九五)、16長サコ [長追]
 (五〇一~五〇三・五〇五)、17ヨコ煙 (五〇七~五〇九・五
 一三・五一四・五一七)、18カキノクビ (五一〇・五一二)、
 19セウシ平 (五一〇~五一三・五三五・五三七・五三九・五四
 〇・五四一・五四五)、20トヤ (五一四・五一五・五一八・五
 一九・五一三~五一三・五四一・五四三)、21白若 (五四三・五
 三六・五三八)、22ヤノ下 (五四四・五四六)、23長煙 (五四
 七・五四九・五五〇・五五三)、24カミタロウ (五五一)、25田
 門 (五五四)、26マツボリ (五五五)、27トウシノ平 (五六五・
 五六八)、28口ノ松原 (五七一・五七二)、29ハヤウチ [早内]
 (五七三・五七七・五七八・六一〇・六一)、30ワサ田 [早
 田] (五七四・五七五)、31早田裏山 (五七六)、32「ヤ
 シキ (五七八~五八四)、33ホリタ (五八五~五八七)、34立岩
 (五八八~五九一・五九九・六〇〇)、35麻屋 (五九七・五九
 八・六〇一)、36早内下平 (六〇一~六〇六)、37手ノ上 (六
 〇七)、38早内ヶ迫 (六〇八・六四〇・六五一・六五五・六六〇
 ~六六三)、39ウラ山 (六〇九)、40山ノ下 (六一二~六一四
 ~六一六)、41二町 (六一三)、42前田 (六一七~六一九)、43
 菅田 (六二〇~六二五・六八七・六八九~六九六)、44丸山 (六
 二六・六七〇)、45ワキ (六二七)、46らう山 (六一八)、47キ
 ャトシ [木落シ] (六二九~六三一)、48登り尾 (六三一)、49

赤土畠 (KIIIII) , 50ナカウ (KIII四一六二三) , 51ト畠 (KIII
七・六三八) , 52庵山 (KIII九・六四一・六四二・六四四・六四
五・六五三・六八二) , 53蓮正 (六四三) , 54一坊 (六四六・六
五〇・六六六) , 55小デンヤ (六五一・六五四) , 56ムタ (六五
六一六五九・六六四・六六五・六六七) , 57葦ノ上 (六六八・六
六九) , 58エバノ本 (六七一・六七三・六七六) , 59葦ノ前 (六
七四・六七五・六七七) , 60クマボリ (六七八・六八二) , 61荒
煙山 (六八三・六八六・六八八) , 62宮ノ谷 (六九七) , 63山ノ
神 (六九八・七〇一) , 64栗ノ木田 (七〇三) , 65庚申ノ界 (七
〇四)

4 島之江 (七〇五・八九五)

1ヨナツクリ (七〇五・七〇六) , 2栗ノ木田 (七〇七・七
〇・七三五・七四一・七九三・七九四) , 3マスク平 (七一
七二一) , 4宮ノ谷 (七一三・七一五・七一〇・七二一・七二
六・七二七・七二九・七三一・七三三) , 5大朝若 (七一六・七
一九・七二八) , 6長場 (七二二・七二五) , 7カワブチ (七三
〇・八一七・八三七・八四一・八九四) , 8宮山 (七三四) , 9
岩ノ下 (七四三) , 10大石ノ下 (七四三・七四四) , 11シニタベ
ラ (七四五) , 12セウジ平 (七四六・七四七・七五八・七六〇・
七六三・七六五・七六七・二一七六七・七六八・七七三・七七
六・七八四・七八六・七八八・七九一) , 13岩ヶハナ (七八四・
七四九) , 14ヤマミチ (山道) (七五〇・七五二・七七一・七七
二・七七七・七八三・七八五) , 15ヒランウ (七五三・七五五・
七五九) , 16口ノ松塚 (七五四) , 17チヤノキ (七五六・七五
七) , 18タロソラ (七六一) , 19柳ヶ迫 (七六二) , 20ラシント山
道 (七六六) , 21小中尾 (七六九・七七〇) , 22バリソウツ (七

八九一・七九一) , 23轟山 (七九五・八〇一・八〇六) , 24追坊
(七九六・七九七) , 25ボンカド (七九八・八〇〇・八三一) ,
26屋敷ノ上 (八〇七・八〇八) , 27ヤシキ (八〇九) , 28トリノ
エ (八一〇・八一二・八一四) , 29ヤシキ (八一) , 30商烟
(八一五) , 31前田 (マエタ) (八一六・八一八・八一九) , 32
ホリ田 (八二〇・八二三) , 33口ノ坪 (八二一・八二三・八二
五) , 34ソノ田 (八二四・八二六・八三〇) , 35神田 (カント)
(八一七・八二九・八三四) , 36羽山 (八三三・八三三) , 37野
地畠 (八三五・八三九・八四〇) , 38宮ノ本 (八三六) , 39向
山 (八三八・八四四・八五一・八五三・八五五・八五七・八五
九・八六〇・八六六・八八〇) , 40寺ノ下 (八四二・八四三) ,
41ヲヒト (八五二) , 42アマ提 (八五四・八五六・八五五・八六
一) , 43長畠 (八六一) , 44長畠ノ下 (八六三) , 45友定 (八六
四) , 46カキソイ (八六五) , 47西ケ平 (八六六・八六七・八六
九・八七五) , 48尾原ノ上 (八七六・八七九・八八一・八八二・
八八四・八八七・八九一・八九三・八九五) , 49ヤネノ上 (八八
三) , 50尾原 (八八八・八九〇) , 51尾原ノ下 (八九五)

4 案欠番 (七三三)

5 野地 (八九六) , 10大三
1内畠 (八九六・八九八・八九九) , 2カワノクチ 「川ノ口」
(八九七・九〇〇・九〇一) , 3市道 「道・イチミチ」 (九〇
二・九〇九・九四三・九四五) , 4前田 (九〇三・九〇四・九〇
八・九一一・九一五) , 5一造ノ下 (九〇五・九〇七) , 6サキ
トマリ (九一〇) , 7井田 (九一二) , 8小一郎 (九一三) , 9
九尾 (九一四) , 10トビタロウ (九一六) , 11ミンデ (九一七)

1 制輪（一〇六四）、2 上ノ平（一〇六五～一〇六九、一〇七一

～一〇七四、一〇七七～一〇八二、一〇八五、一〇八八～一〇

九一～一〇九〇、一〇九一～一〇九三）、14 ゴンスクヤシキ（九二）、

15 前畠（九三三・九三三）、16 マツボリ（九二四）、17 麻敷畠

（九二五）、18 マゴロタ「孫六」（九二六・九三〇・九三三・一

〇一八）、19 宮ノ下（九三一・九三三・九三四・九三五・一〇二

五）、20 坂ノ本（九三七・九三八）、21 トノマエ（九三九）、22

丸畠（九四〇）、23 ラノハナ（九四六・九四七～一〇九・一〇

一六）、24 ヘキ（九四八・一〇〇八）、25 ヘキ山（九四九・一〇

〇五）、26 石原（九五〇・九五三・九五六・九五七）、27 水ヶ谷

（九五四・九六〇～九六五・九六七・九六八・九七〇～九七四・

九七六～九八五・一〇〇〇）、28 石原川南（九五五）、29 ララ田

【浦田】（九五八・九五九）、30 田平（九五六）、31 川向（九六

九）、32 四升藤（九七五）、33 イノ原（九八六）、34 高溝（九八

七）、35 親音歌（九八八）、36 大久保（九八九・九九〇）、37 大

村（九九一）、38 ワキ子ヶ追（九九二）、39 南ノダイ（九九七・

九九八）、40 谷山（九九九・一〇一一～一〇二四）、41 前（一〇

〇一～一〇〇三・一〇一九）、42 アンヤシキ（一〇〇七）、43 煙

（一〇一〇～一〇一三）、44 西平（一〇一七）、45 郡數（一〇

二六）、46 游【ミナミ】（一〇三〇～一〇三三）、47 三七・一

〇三八・一〇四〇・一〇五〇・一〇五二～一〇五四）、47 追山

（一〇三四～一〇三六・一〇六一～一〇六三）、48 南ヶ追（一〇

三九・一〇四九・一〇五一）、49 上ノダン（一〇四一・一〇四

一）、50 来山（一〇四四・一〇四五）、51 ヒエタ（一〇四六・一

〇四七）、52 南ノダイ（一〇四八）、53 ダイ【代】（一〇五五・一

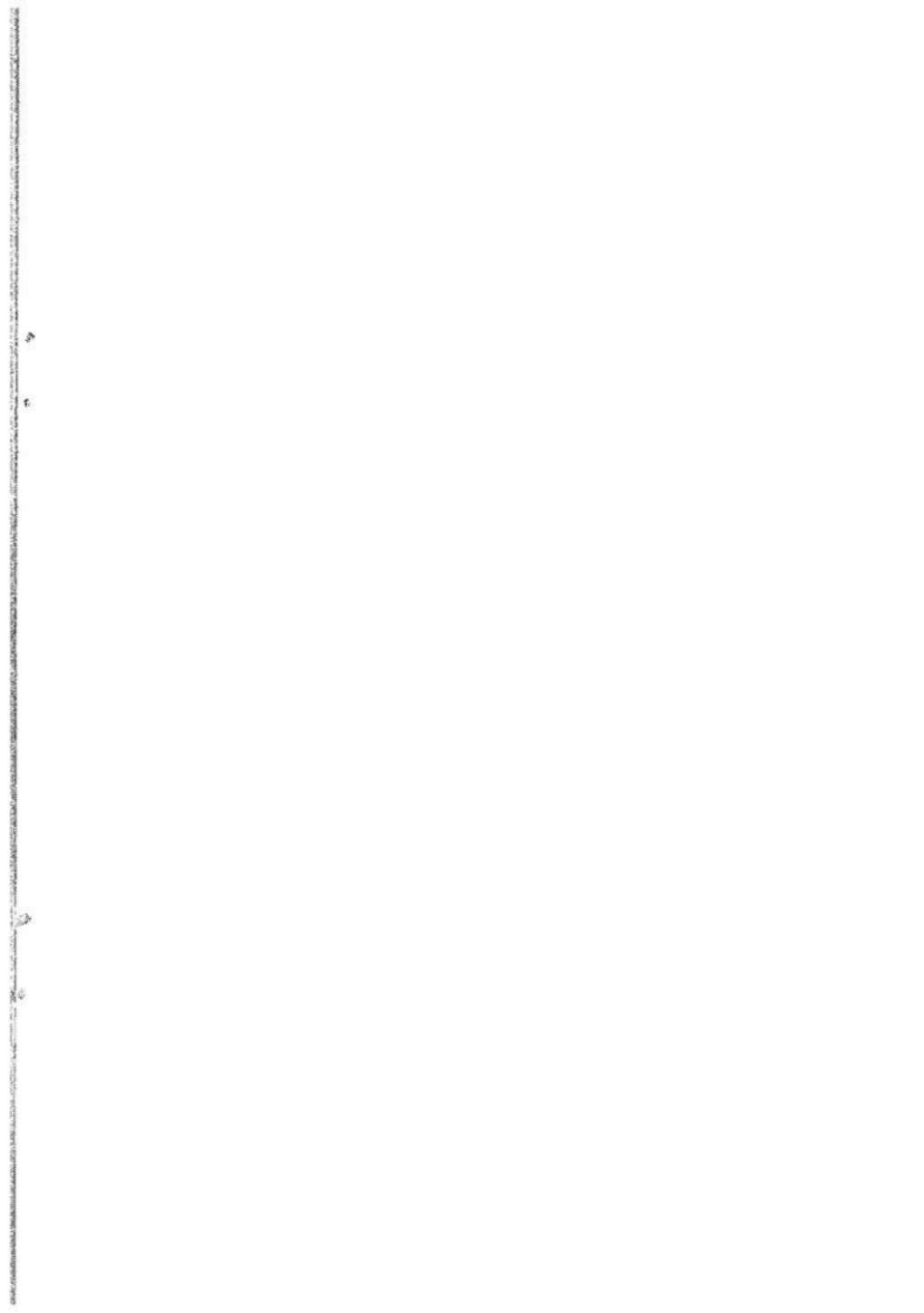
一〇六〇）

八六・一九〇・一九一)、40先ヤシキ(一八八)、41本ヤシキ(一八九)、42久水(一九二・一九八)、43アラホリシ(一九六・一一〇)、44中川(一一〇・一一〇)、45山タニ(一一〇七・一三六九・一三七一)、46ビノ(一一六・一一八・一一一〇)、47前(一一九・一一三五・一一四六)、48ウエノダム(一一〇)、49屋敷ノ上(ヤシキノ上)、50奥ノ古屋敷(一一三三)、51ソノキ(一一四一)、52ウラ山(一一一四一)、53ハノ平(一二四四・一二四六・一二四七・一二四九・一二四五・一二六三・一二六五)、54井手ノ駒(一二五六・一二五八・一二七五・一二七七・一二七八・一二八一・一二九四)、55山ノ下(一二五九・一二八〇・一二八一)、56内池山(一二六〇・一二六一・一二六四・一二六九・一二七〇・一二七一・一二七四)、57口ノ坪(一二六一)、58古池(一二六六・一二六七)、59内池(一二六八)、60ビノ追浦田平(一二七一)、61ハカトヲ(一二七六)、62早石(一二七九)、63古ヤシキ(古屋敷)(一二八四・一二九一・一二九五・一二九八・一三〇〇・一三〇〇・一三〇一)、64保木ノ口(一二九九・一三〇六・一三〇八)、65地藏田(一三〇一・一三〇五)、66カヂヤ(一三〇九・一三〇一)、67カヂシロ(一三〇〇・一三〇一・一三〇三)、68ギリ堤(一三〇四・一三〇七・一三〇一)、69切池(一三〇八・一三〇九・一三〇九)、70八升荷(一三〇四)、71灶烟(一三〇九・一三〇九)、72山ノ田(一三〇四・一三〇七・一三〇九・一三〇九)、73麦田平(一三〇八・一三〇九)、74キタ(一一・一三〇九・一三〇九)、75下ワサタ(一三〇四)、76ウラ田(一一四五・一三四六)、77折立(一三〇八・一三六三・一三

七 楠原(一四六・一七四六)
1 楠木(一四一六)、2 ラクボ(一四一七)、3 池ノハタ(一四一八)、4 クヌノキバル(楠原)(一四一九・一五三四・一五三七・一五三八・一五四二・一五五二・一六五四・一六五九・一六六三・一六六八・一六六九・一六七六・一六七八・一七〇八・一七二六)、5 アラチ山(一四一〇)、6 池ノ尾(一四一)、7 池ノ尻(一四一・一五〇八)、8 橋ノ本(一四一・一四一四)、9 桥田(一四一五・一四二七)、10 井手ノ駒(一四一八)、11 大山(一四二九・一四三六・一四三九・一四四八・一五〇七)、12 竹田(一四三七・一四三八・一四七三)、13 シン田[新田](一四四九・一四五一・一七四一・一七四三)、14 ピエダ(一四五二・一四五九・一四六一・一四九八)、15 モロイダフケ(一四六〇)、16 ピタタ(一四六一・一四六五・一四六

六・一四七二)、17フケタ(一四六三)、18フカタ【深田】(一
四六四・一四六八・一六一〇)、19田ノ上(一四六七)、20下
フケ(一四六九)、21城ヶハナ(一四七〇・一四九二・一四九
三)、22馬場田(一四七二)、23八畝平(一四七四・一四五五・
一四八七)、24燒山(一四七六・一四七八)、25山ノ中(一四七
九)、26引出ノ辻(一四八〇)、27鏡田(一四八一・一四八六・
一四九五・一五〇四・一五〇五)、28城ヶ尾(一四八八・一七
一四・一七五・一七七・一七八・一七三三・一七五・
一七二八)、29カソ七田(一四八九・一四九〇)、30寺田(一四
九一)、31中追平(一四九四)、32栗ノ木(一四九六・一四九
七)、33萬田【マエ田】(一四九九・一五〇一・一六三・一六
一八・一六二・一六三・一六四・一六一七・一六三〇・一
六三四・一六三五・一六三七・一六三九・一六四)、34屋敷烟(一五〇
一六四四・一六四九・一六五三・一七一六)、35ベキ(一五〇三・一五一・一五
三三)、36原ヤシキ(一五〇六・一五一・一五一七)、37メイバタ(一五〇九・一五一)、38池ノ平
(一五一八・一五一四・一五四六・一五四八・一五六〇)、39内
原(一五二六・一五三一)、40屋敷(ヤシキ)、41青十郎屋敷(一五三六)、42古屋敷(一五四三)、43前【マ
エ】(一五四五・一六一四・一六一五・一六一七・一七〇六・一
七〇七)、44久保田(一五四九)、45前ノ原(一五〇・一五
二)、46久保輝ノ上(一五五三・一五五五・一五五九)、47萱ノ
駒(一五五四)、48大畑(一五六一・一五六五・一五六八・一五
七〇・一五七四・一五七六・一五七八・一五八三・一六二五)、
49ラトロシ神(一五六二)、50萱ノ上(一五六三・一五六四)、
51宮ノ前(一五六九・一六七一・一六七四)、52宮ノ上(一五七

五)、53イタケ迫(一五七九・一五八二)、54茶ノキ烟(一五八
四・一五八六)、55小市郎(一五八七・一五八九・一五九〇)、
56台(一五八八・一五九六・一六〇七・一六〇八)、57出口(一
五九一・一五九二・一五九七・一五九九・一六〇一・一六〇五・
一七三八)、58中ソノ(一五九三・一五九五)、59ホキノ上(一
六〇〇)、60カキゾイ(一六〇六・一六八二)、61様ノ下(一
六〇九・一六一・一六一三・一七四〇)、62道通り(一六一
六)、63フカ田平【深田平】(一六三三・一六七七)、64長畠田
(一六三六)、65寺烟ノ下(一六三三)、66寺烟(一六三三)、
67助七烟(一六三三)、68坂口(一六四〇・一六四一)、69
一・一六六一・一六六五)、69ヤシキノ下(一六四七)、70寺屋
敷(一六六〇)、71養山(一六六四)、72屋敷ノ上(一六七五・
一六七九)、73ウラ山(一六八〇・一六八一・一七〇〇・一七〇
一・一七〇五)、74明烟(一六八三・一六八四・一六八九・一六
九一)、75丸尾(一六八五・一六八七)、76追平(一六八六)、
77ラン田追シ(一・一六八七・一六八八)、78中ノ迫(一六九
一・一六九九・一七三〇・一七三一)、79年ノ神(一七〇一)、80
浦山(一七〇九)、81中道(一七一〇・一七一三)、82鏡田(一
七一九)、83五十分【五十歩】(一七一〇・一七一一・一七
一・一七七七)、84五十歩通ノ下(一七二一)、85タラ烟(一七
二七)、86ノラ(一七二九)、87メイラセ(一七三三)、88石ツ
カ(一七三三・一七三七)、89石切ヶ尾(一七三九)、90道ノ平
(一七四四)、91石ナベ(一七四五・一七四七・一七五〇)、92
樂庭(一七四六)



報告書抄録

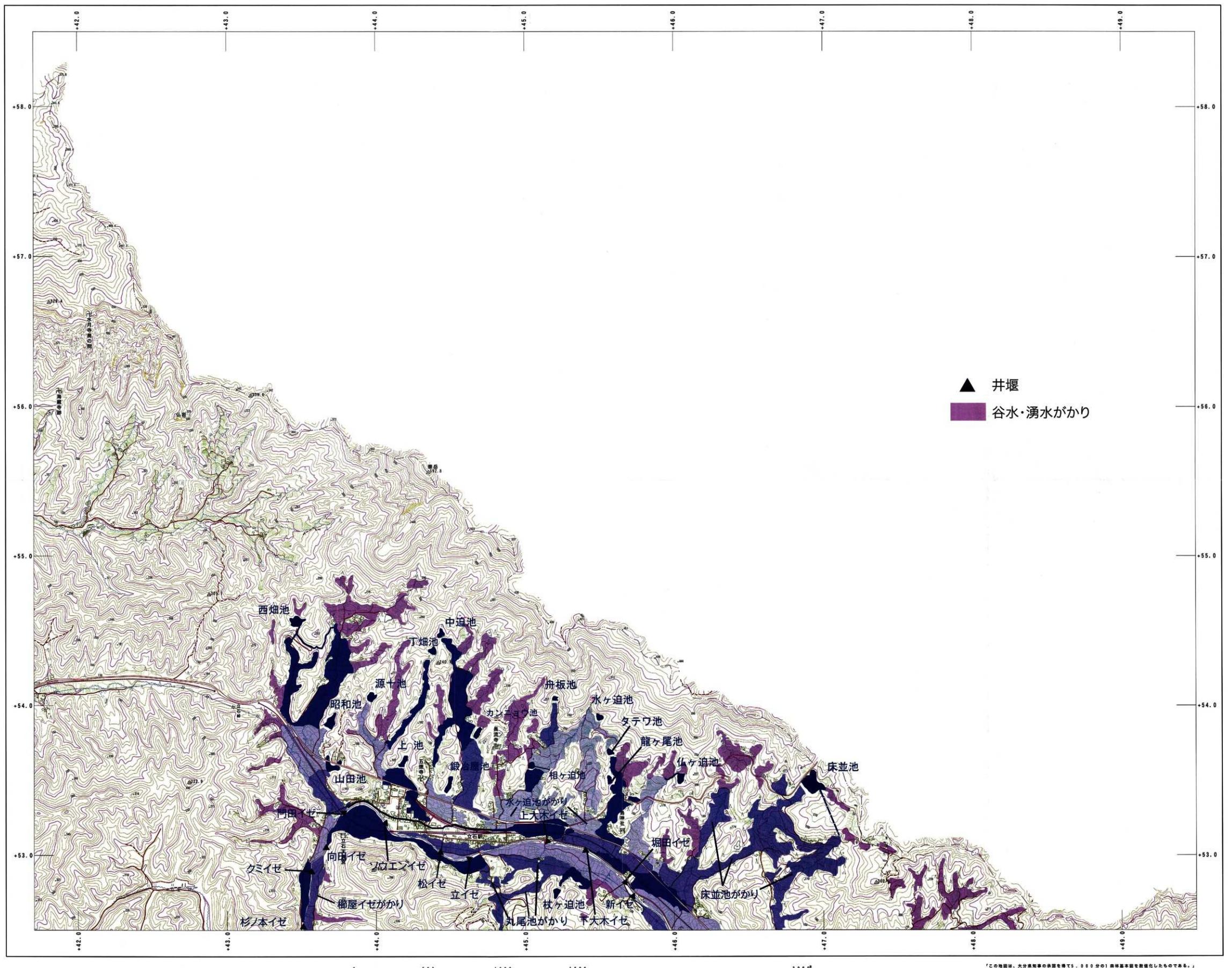
ふりがな	ぶんごのくにやまがごうのちょうさ しりょうへん1							
書名	豊後國山香郷の調査 資料編1							
シリーズ名	大分県立歴史博物館報告書							
シリーズ番号	第14集							
編著者名	綿貫俊一・櫻井成昭・平川 輝							
編集機関	大分県立歴史博物館							
所在地	〒872-0101 大分県宇佐市大字高森字京塚							
発行年月日	2013年3月25日							
所収遺跡名	所在地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
		市町村	遺跡番号					
山香郷	大分県 杵築市山香町	44210				090401 150331		遺跡詳細 分布調査
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺跡	主な遺物		特記事項		
山香郷	莊園村落	中世～近代						

大分県立歴史博物館 報告書第14集

豊後國山香郷の調査 資料編1

発行日 平成25年3月25日
発 行 大分県立歴史博物館
宇佐市大学裏森字京塚 〒872-0101
TEL 0978(37)2100
印 刷 明治印刷株式会社
大分県宇佐市長洲607
TEL 0978(38)0135

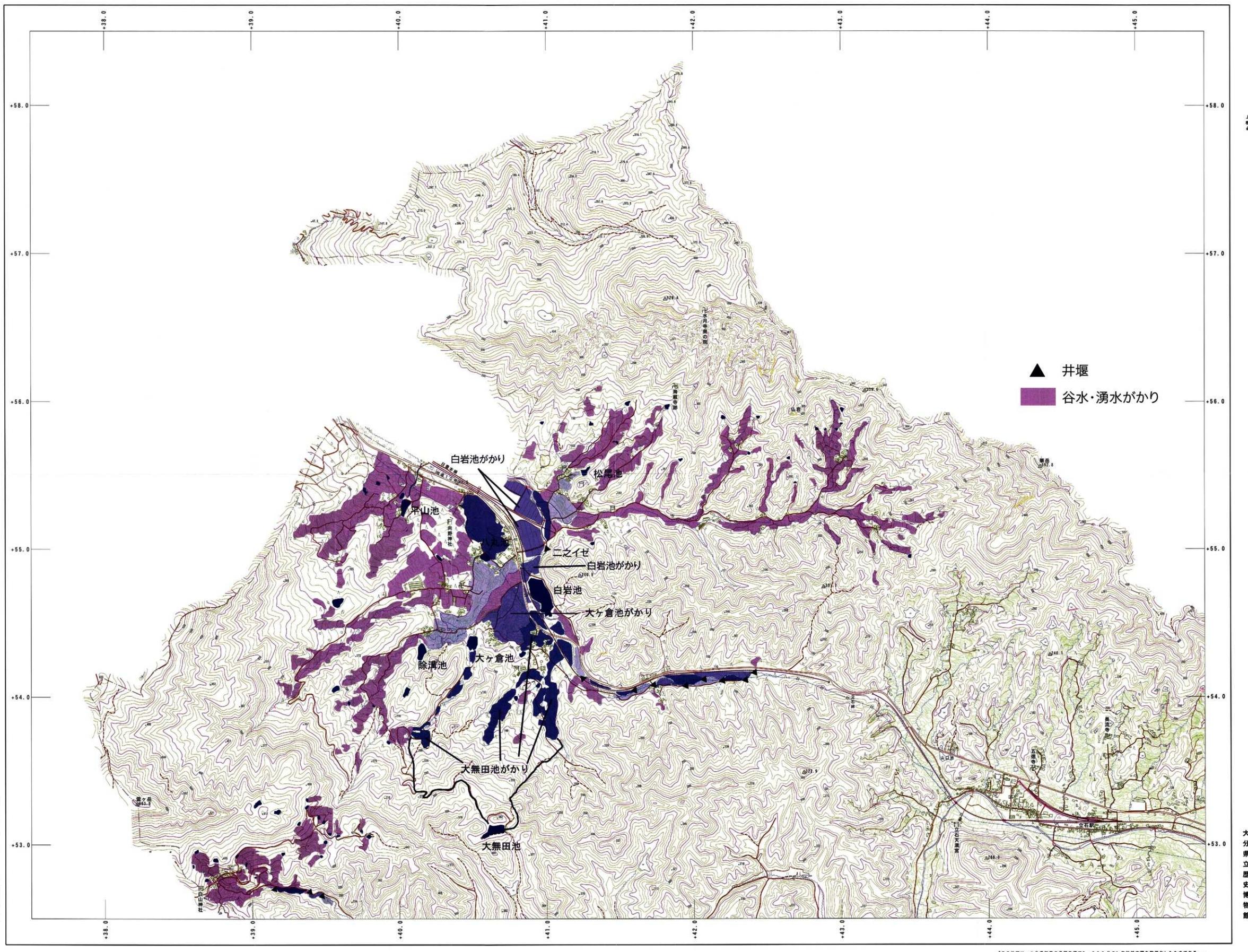
付図 A-1 立石地区灌漑体系図



上図は方北・真北・羅北の相互関係を表し、角度の数値とは必ずしも一致しない。



付図 A-2 向野地区灌漑体系図





付図 A-3 速見郡山口村地引絵図



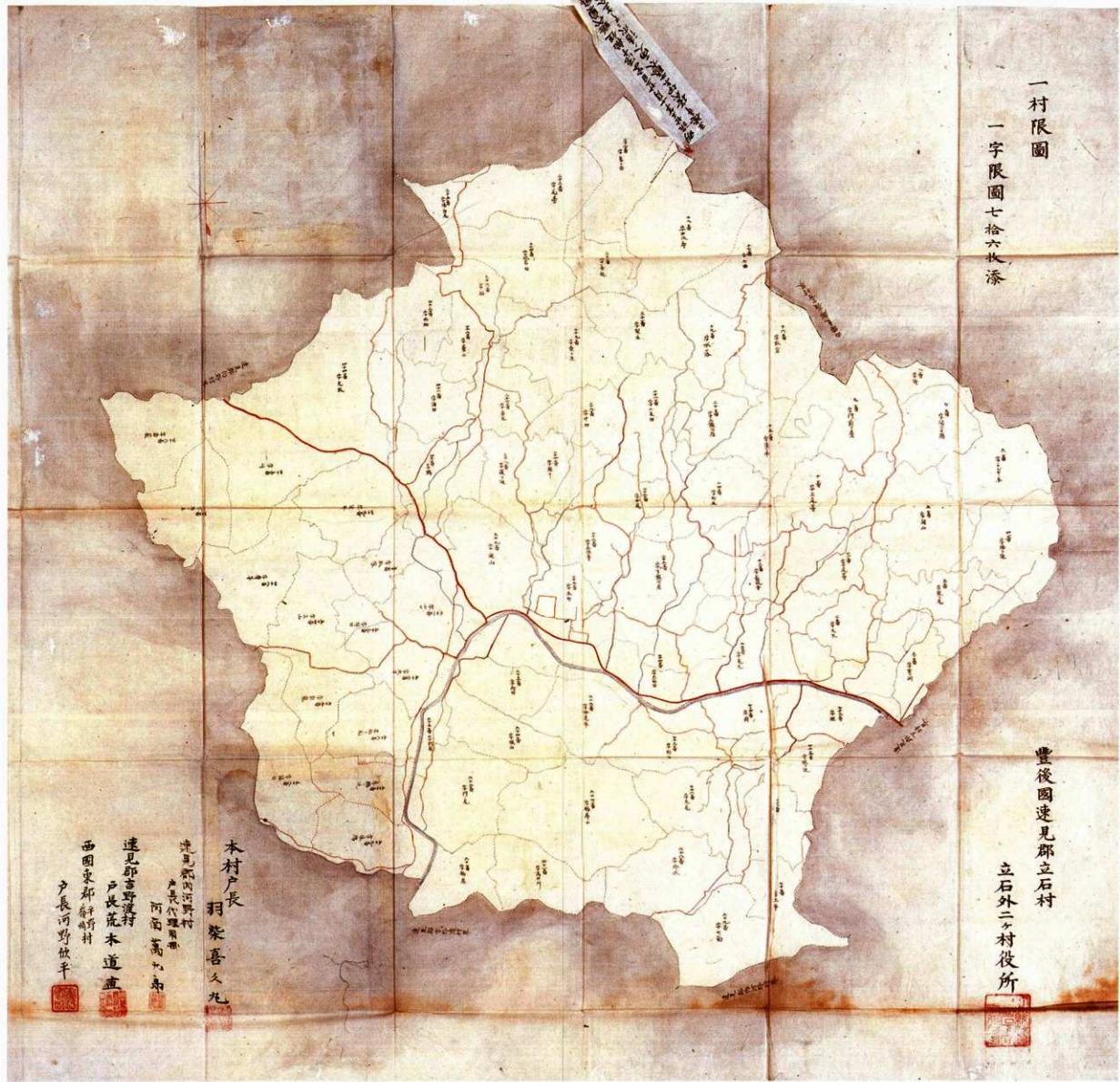
付図 A-4 速見郡米子瀬村地引絵図

一村限圖

一字限圖七拾六枚添

豊後國速見郡立石村

立石外二村役所



付図 A-5 速見郡立石村全村図